

目 次

1	山形市防災会議条例	1
2	山形市防災会議運営規程	4
3	山形市防災会議委員名簿	6
4	山形市災害対策本部条例	8
5	山形市克雪対策総合推進計画	9
6	山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金交付規程	16
7	山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程	19
8	山形市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程	25
9	山形市地区自主防災組織連絡会活動支援報償取扱要領	31
10	山形市自主防災組織活動支援報償取扱要領	33
11	山形市防災行政無線局管理運用規程	37
12	主要関係機関連絡先一覧表	49
13	気象概況	57
14	既往災害一覧表	59
15	山形市自主防災組織一覧表	93
16	気象庁震度階級関連解説表	107
17	ため池調書	112
18	雨量計設置箇所一覧	113
19	山形市土砂災害危険区域一覧表	114
20	土砂災害警戒区域等一覧	116
21	砂防指定地調書	127
22	土石流危険溪流調査表	130
23	地すべり危険箇所調査表	134
24	急傾斜地崩壊危険箇所調査表	135
25	山地災害危険地区一覧表	137
26	雪崩危険箇所調査表	142
27	除排雪業務委託業者及び除排雪機械契約機種一覧表	145
28	除排雪資機材の保有状況	149
29	蔵王火山災害予想地図	150
30	山形市沈下量図	151
31	上水道施設の現況	152
32	下水道施設の概要	154

3 3	公共下水道幹線	155
3 4	山形市内高層建築物一覧表	161
3 5	ブロック塀の建築基準	168
3 6	文化財	169
3 7	山形市防災行政無線システム系統図	180
3 8	孤立防止用衛星通信方式超小型衛星通信 (Ku-1ch) 設置場所一覧	181
3 9	災害報告マニュアル	182
4 0	被害程度の判定基準表	200
4 1	報道機関	203
4 2	一時避難場所	204
4 3	広域避難場所	215
4 4	指定避難所	216
4 5	応急給水用資器材の保有数	225
4 6	医療施設	226
4 7	標準医療資機材	243
4 8	防疫用資器材の備蓄状況	252
4 9	市営住宅一覧表	253
5 0	登録番号付き市車両保有状況	255
5 1	し尿・ごみ処理施設の現況	256
5 2	し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬車	257
5 3	ごみ収集・運搬車	257
5 4	道路応急復旧用資機材	258
5 5	緊急通行車両標章	259
5 6 - 1	山形県広域消防相互応援協定	261
5 6 - 2	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 【山形県 3 5 市町村】	269
5 6 - 3	東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	276
5 6 - 4	災害時における相互援助協定 【川崎市】	282
5 6 - 5	災害時相互応援協定 【藤沢市】	296
5 6 - 6	災害時の応援に関する協定書 【島田市】	310
5 6 - 7	山形広域市町災害時相互応援に関する協定 【上市市・天童市・山辺町・中山町】	324
5 6 - 8	緊急時における廃棄物処分相互援助協定書	340

5 6 - 9	災害時の情報交換に関する協定 【国土交通省東北地方整備局】	344
5 6 - 10	災害時における病院間の相互応援協定 【仙台市・秋田市】	345
5 6 - 11	災害等発生時における施設の提供に関する協定書 【山形警察署】	347
5 6 - 12	山形県山形市と宮城県加美町との災害時相互応援に関する協定書 【加美町】	349
5 6 - 13	災害時における施設使用に関する協定 【山形県】	351
5 6 - 14	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	353
5 6 - 15	災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書 【防衛省陸上自衛隊神町駐屯地】	357
5 6 - 16	災害時における指定避難所の指定等に関する協定 【山形刑務所】	359
5 6 - 17	中核市災害相互応援協定	363
5 6 - 18	東北中央自動車道における消防相互応援協定書	371
5 6 - 19	災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書 【山形県】	375
5 7 - 1	山形市と川崎市の協定に基づく災害時における食糧の調達に関する協定 【山形県パン協同組合】	378
5 7 - 2	山形市と川崎市の協定に基づく災害時における物資の輸送に関する協定 【日本通運株式会社山形支店】	380
5 7 - 3	山形コミュニティ放送の緊急電話放送装置利用に関する協定書 【山形コミュニティ放送株式会社】	382
5 7 - 4	水道施設の災害に伴う応援協定書 【山形市管工事共同組合】	383
5 7 - 5	災害時における応急対策用燃料（石油類）等の供給応援に関する協定 【山形県石油協同組合】	385
5 7 - 6	災害時における生活必需物資の供給応援に関する協定 【協同組合山形流通団地】	387
5 7 - 7	災害時における物資の輸送に関する協定書 【山形トラック運送事業協同組合】	389
5 7 - 8	災害時における災害応急対策の応援に関する協定 【山形県建設業協会山形支部】	391

5 7 - 9	災害時における応急対策用高圧ガス等の供給応援に関する協定 【山形県高圧ガス地域防災協議会】	393
5 7 - 10	災害発生時における山形市内郵政官署及び山形市の相互協力に関する協定 【山形中央郵便局】	396
5 7 - 11	山形市、山形県生活協同組合連合会との災害時における応急生活物資供給等の 協力に関する協定 【山形県生活協同組合連合会】	398
5 7 - 12	災害時の医療救護活動に関する協定書 【一般社団法人山形市医師会】	401
5 7 - 13	災害時における遺体の収容等に関する協定 【社団法人全日本冠婚葬祭互助協会】	406
5 7 - 14	災害時における物資の輸送に関する協定 【赤帽山形県軽自動車運送協同組合】	408
5 7 - 15	災害時における地下水提供に関する協定 【山形地域地下水利用対策協議会】	410
5 7 - 16	災害等緊急事態における必要物資の供給及び救援活動の協力に関する協定書 【株式会社ヤマザワ】	412
5 7 - 17	災害時における飲料水等の供給に関する協定書 【仙台コカ・コーラボトリング株式会社】	414
5 7 - 18	災害時における電気設備等の応急対策の応援に関する協定 【山形電気工事協同組合】	421
5 7 - 19	災害時における物資の供給に関する協定書 【東北カートン株式会社】	430
5 7 - 20	災害時における汚水及び浄化水槽汚泥の収集運搬等に関する協定 【山形清掃衛生協同組合】	433
5 7 - 21	災害時における人命救助活動等への支援及び建築物等の解体撤去に関する協定 【一般社団法人山形県解体工事協会】	435
5 7 - 22	災害時の放送要請に関する協定書 【山形コミュニティ放送株式会社】	439
5 7 - 23	災害時における物資の供給に関する協定 【NPO 法人コメリ災害対策センター】	441
5 7 - 24	災害時における市有施設の災害応急対策業務に関する協定 【一般社団法人日本造園建設業協会山形県支部】	444
5 7 - 25	災害時における資機材の調達及び供給に関する協定 【株式会社レンタルのニッケン山形営業所】	446

5 7 -26	全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される緊急情報の放送 （山形コミュニティFM）に関する協定 【山形コミュニティ放送株式会社】	449
5 7 -27	全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される緊急情報の放送 （ケーブルテレビ）に関する協定【株式会社ケーブルテレビ山形】	451
5 7 -28	災害時における救援活動の協力に関する協定 【イオンリテール株式会社東北カンパニー】	453
5 7 -29	災害時における炊き出しに関する協定書 【株式会社学校給食サービス】	456
5 7 -30	災害時における医薬品等の供給に関する協定書 【山形県医薬品卸業協会】	458
5 7 -31	災害時における炊き出しに関する協定書 【山形地区給食事業協会】	460
5 7 -32	災害時の医療救護活動に関する協定書 【一般社団法人山形市医師会】	462
5 7 -33	災害時の医療救護活動に関する協定書 【山形市薬剤師会】	470
5 7 -34	災害時の医療救護活動に関する協定書 【公益社団法人山形県看護協会】	474
5 7 -35	災害等緊急事態における避難所及び避難場所の提供に関する協定書 【蔵王ロープウェイ株式会社】	480
5 7 -36	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定 【一般社団法人山形県バス協会】	482
5 7 -37	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 【一般社団法人山形県建築士会山形支部】	484
5 7 -38	災害時における放送要請に関する協定書 【株式会社エフエム山形】	486
5 7 -39	災害時における災害応急対策の応援に関する協定 【山形市建設同友会】	489
5 7 -40	大規模災害時における被災者支援に関する協定書 【山形県行政書士会】	491
5 7 -41	災害時における消防活動応援に関する協定 【山形中央生コンクリート協同組合及び山形県コンクリート圧送協会】	494
5 7 -42	災害時における災害応急対策の応援に関する協定 【山形市公共測量業務委員会】	498

5 7 -43	大害時における災害応急対策の応援に関する協定 【山形県解体工事業協同組合】	500
5 7 -44	アマチュア無線による災害時応援協定 【一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形クラブ】	502
5 7 -45	災害時における物資の供給に関する協定 【株式会社サンデー】	504
5 7 -46	災害時における災害応急対策の協力に関する協定 【公益社団法人隊友会山形県隊友会山形支部】	507
5 7 -47	災害時における物資の供給及び救援活動の協力に関する協定 【高橋畜産食肉株式会社】	509
5 7 -48	災害時における環境調査に関する協定書 【一般社団法人山形県計量協会】	511
5 7 -49	防災啓発情報等の発信に関する協定書 【NTTタウンページ株式会社東北営業本部】	515
5 7 -50	災害に係る情報の発信等に関する協定書 【ヤフー株式会社】	517
5 7 -51	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定 【山形三菱自動車販売株式会社】	519
5 7 -52	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書 【介護付有料老人ホーム】	521
5 7 -53	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定 【特別養護老人ホーム等】	524
5 7 -54	別紙（福祉避難所協定先一覧）	527
5 7 -55	災害時における被災者支援に関する協定書 【山形県土地家屋調査士会】	530
5 7 -56	災害時の協力に関する協定書 【東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター】	532
5 7 -57	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書 【山形市ホテル協会】	534
5 7 -58	電気自動車を活用した災害連携協定 【山形日産自動車株式会社・日産プリンス山形販売株式会社】	536
5 7 -59	災害時における指定避難所の指定等に関する協定 【学校法人富澤学園】	542
5 7 -60	災害時における防災支部等の開設に関する協定書 【中地藏町内会】	544

5 7 -61	災害時における物資の供給及び救援活動の協力に関する協定 【株式会社東京インテリア家具】	546
5 7 -62	P C R 検査の普及及び実施に係る応援協定書 【株式会社木下グループ】	548
5 7 -63	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 【一般社団法人山形県建築協会】	550
5 7 -64	災害時における被害状況の調査等に関する協定 【弘栄設備工業株式会社・株式会社弘栄ドリームワークス】	552
5 7 -65	大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定 【一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク・株式会社ティスコ運輸】	555
5 7 -66	非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 【一般社団法人山形県産業資源循環協会】	557
5 8	臨時ヘリポート	561
5 9	ヘリコプター場外離着陸場の設置について	562
6 0	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準 (早見表)	566
6 1	り災証明書交付申請書	572
6 2 - 1	り災証明書	573
6 2 - 2	被災証明書	575
6 3	り災者台帳・調査票	576
6 4 - 1	山形県緊急輸送道路ネットワーク計画	577
6 4 - 2	緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧表	578
6 4 - 3	村山総合支庁管内図	580
6 5	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設	581
6 6	浸水想定区域内要配慮者利用施設	583
6 7	避難促進施設	591
6 7	拠点給水所一覧	594

令和5年9月1日現在

1 山形市防災会議条例

昭和38年3月28日条例第17号
改正 昭和48年3月24日条例第12号
改正 昭和56年3月23日条例第10号
改正 昭和62年3月23日条例第9号
改正 昭和63年12月24日条例第28号
改正 平成4年12月22日条例第45号
改正 平成12年3月27日条例第9号
改正 平成18年12月19日条例第36号
改正 平成20年12月16日条例第33号
改正 平成23年12月13日条例第22号
改正 平成25年3月19日条例第13号
改正 平成25年12月17日条例第40号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、山形市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例9号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山形市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてこの市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) この市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、この市及び山形県並びに関係指定地方行政機関、関係市、町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成23年条例22号・25年13号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

〔平23改〕

- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 山形警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) この市の副市長、上下水道事業管理者及び済生館長並びに市長事務部局の部長
 - (5) この市の教育委員会教育長
 - (6) この市の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。
- 一部改正〔昭和48年条例12号・56年10号・62年9号・63年28号・平成4年45号
・18年36号・20年33号・23年22号・25年13号〕

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、山形県の職員、この市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 一部改正〔平成23年条例22号〕

(委任)

- 第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の所掌事務及び組織等に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
- 一部改正〔昭和62年条例9号・平成23年22号〕

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和48年3月24日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和56年3月23日条例第10号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和62年3月23日条例第9号）
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

[平25改]

附 則（昭和63年12月24日条例第28号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第45号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第9号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第36号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成20年12月16日条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月13日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山形市防災会議条例第3条第5項及び第4条第2項の規定により任命されている防災会議の委員又は専門委員は、それぞれこの条例による改正後の山形市防災会議条例第3条第5項及び第4条第2項の規定により委嘱又は任命された防災会議の委員又は専門委員とみなす。

附 則（平成25年3月19日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第5項第8号に該当することにより委嘱されている防災会議の委員のうち自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者は、それぞれ改正後の第3条第5項第8号の規定に該当することにより委嘱された防災会議の委員とみなす。

3 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に改正後の第3条第5項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの規定に該当することにより委嘱する防災会議の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日をもって満了するものとする。

4 前項の規定によりその任期が満了となった者については、その再任を妨げない。

附 則（平成25年12月17日条例第40号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔平25改〕

2 山形市防災会議運営規程

昭和38年11月 日防災会議規程第1号
改正 昭和52年3月28日防災会議規程第1号
改正 昭和57年4月1日防災会議規程第1号
改正 平成13年3月27日防災会議規程第1号
改正 平成15年4月1日防災会議規程第1号
改正 平成19年4月1日防災会議規程第1号
改正 平成24年4月1日防災会議規程第1号

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形市防災会議条例（昭和38年条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、山形市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成13年防災会議規程1号〕

(会長の職務を代理すべき委員)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理すべき委員は、副市長の職にある委員とする。

一部改正〔平成13年防災会議規程1号・19年1号〕

(会議の招集)

第3条 防災会議は、毎年1回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第4条 会議の議長は、会長があたる。

(会議の議事)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

(説明聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員、その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専 決)

第7条 緊急を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。

〔平13改〕

2 前項の規定により専決したときは、会長はその旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第8条 防災会議は、必要に応じ事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 防災会議の状況の概要を記録しこれを保存しなければならない。

(公表の方法)

第10条 山形市地域防災計画を作成し、又は修正した場合のその要旨の公表、その他防災会議が行う公表は、山形市公告式条例（昭和25年条例第23号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示して行う。

一部改正〔昭和52年防災会議規程1号〕

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、総務部防災対策課において行う。

一部改正〔昭和52年防災会議規程1号・57年1号・平成13年1号・15年1号・24年1号〕

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月28日防災会議規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日防災会議規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月27日防災会議規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日防災会議規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日防災会議規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日防災会議規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔平24改〕

3 山形市防災会議委員名簿

令和5年9月1日現在

No.	機 関 (職) 名	機関住所	機関電話
	会 長		
1	山形市長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
第一号委員			
2	東北財務局山形財務事務所長	山形市緑町 2-15-3	023-641-5177
3	東北農政局山形県拠点地方参事官室地方参事官	山形市松波 1-3-7	023-622-7247
4	東北森林管理局山形森林管理署長	寒河江市元町 1-17-2	0237-86-3161
5	山形労働基準監督署長	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	023-624-6211
6	東北運輸局山形運輸支局長	山形市大字漆山 1422-1	023-686-4712
7	山形地方気象台長	山形市緑町 1-5-77	023-624-1946
8	東北地方整備局山形河川国道事務所長	山形市成沢西 4-3-55	023-688-8421
9	陸上自衛隊第20普通科連隊中隊長	東根市神町南 3-1-1	0237-48-1151 (内線 5407)
第二号委員			
10	山形県村山総合支庁総務企画部長	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8234
11	山形県村山総合支庁(村山保健所)医療監(兼)村山保健所長	山形市十日町 1-6-6	023-627-1240
12	山形県村山総合支庁建設部長	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8288
第三号委員			
13	山形警察署長	山形市松山 1-1-23	023-627-0110 (内 460)
第四号委員			
14	山形市副市長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
15	山形市副市長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
16	山形市上下水道事業管理者	山形市南石関 27	023-645-1177 (代)
17	山形市病院事業管理者	山形市七日町 1-3-26	023-625-5555 (代)
18	山形市保健所長	山形市城南町 1-1-1	023-616-7260
19	山形市総務部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
20	山形市財政部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
21	山形市企画調整部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
22	山形市市民生活部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
23	山形市健康医療部長	山形市城南町 1-1-1	023-616-7260
24	山形市環境部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)

[令5改]

25	山形市福祉推進部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
26	山形市こども未来部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
第四号委員			
27	山形市商工観光部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
28	山形市農林部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
29	山形市まちづくり政策部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
30	山形市都市整備部長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
第五号委員			
31	山形市教育長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
第六号委員			
32	山形市消防長	山形市緑町 4-15-7	023-631-7218 (代)
33	山形市消防団長	山形市緑町 4-15-7	023-631-7218 (代)
第七号委員			
34	日本郵便株式会社山形南郵便局総務部長	山形市白山 1-13-8	023-622-0735
35	東日本旅客鉄道株式会社山形駅業務総括	山形市香澄町 1-1-1	023-631-2131
36	東日本電信電話株式会社山形支店設備部長	山形市薬師町 2-18-1	023-621-9181
37	日本銀行山形事務所企画役補佐	山形市七日町 3-1-2	023-622-4004
38	日本赤十字社山形県支部事務局長	山形市松波 1-18-10	023-641-1353
39	日本放送協会山形放送局副局長	山形市桜町 2-50	023-625-9511
40	日本通運株式会社山形支店業務推進課長	山形市本町 1-4-27	023-623-4111
41	東北電力株式会社山形電力センター所長	山形市本町 2-1-6	023-634-8030
42	山形放送株式会社取締役報道制作局長	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6161
43	山交バス株式会社総務課長	山形市清住町 1-1-20	023-647-5171
44	第一貨物株式会社山形支店総務課長	山形市北町 3-10-1	023-684-1301
45	山形ガス株式会社取締役導管事業部長	山形市白山 3-1-31	023-623-0085
46	株式会社山形テレビ役員待遇報道局長	山形市城西町 5-4-1	023-645-1211
47	一般社団法人山形市医師会会長	山形市香澄町 2-9-39	023-641-3650
48	株式会社テレビユー山形役員待遇報道制作局長	山形市白山 1-11-33	023-624-8111
49	株式会社エフエム放送制作部長	山形市松山 3-14-69	023-625-0804
50	株式会社さくらんぼテレビジョン報道制作局長	山形市落合町 85	023-635-2111
51	株式会社ドコモCS東北山形支店ネットワーク担当部長	山形市幸町 18-9	023-615-1500
第八号委員			
52	山形市自主防災組織連絡協議会会長	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212 (代)
53	山形市女性防火連絡協議会会長	山形市緑町 4-15-7	023-634-1195
54	公益社団法人山形県看護協会会長	山形市松栄 1-5-45	023-685-8033
55	特定非営利活動法人日本地域放送支援機構理事長	山形市本町二丁目 4-14 (津多屋ビル)	023-674-6855

[令5改]

4 山形市災害対策本部条例

昭和38年3月28日条例第18号

改正 平成8年3月28日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、山形市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成8年条例14号〕

(職務権限)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、災害対策本部員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌る。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成8年条例14号〕

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成8年条例14号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

[平8改]

5 山形市克雪対策総合推進計画

1 計画の目的

この計画は、山形市地域防災計画に基づき、対応体制、除排雪及び助成措置など豪雪に係る総合的な克雪対策について、市と市民が一体となって取り組むことにより、豪雪による被害を最小限に抑制し、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

2 豪雪対策本部

(1) 設置基準

対策の早期実施を行うため、積雪深が50cm^{注1}を超えた場合、豪雪対策本部を設置する。

注1 山形観測所（山形地方気象台）の観測値とします。

(2) 組織等

豪雪は災害であるとの観点から全庁的な体制を整備し、対応の的確化と迅速化を図る。

ア 豪雪対策本部の構成員（災害対策連絡会議と同じ）

本部長 市長

副本部長 副市長

本部員 全部長 会計管理者 議会事務局長 行政委員会事務局長

イ 関係課の役割分担

ア) 豪雪対策に係る関係課と役割は、別添「関係課 役割分担」のとおりとする。

イ) 風水害等の災害と同様に、全部課は所管業務に関係する各機関や施設等から被害状況や対応状況等を収集し、豪雪対策本部へ報告を行う。

ウ) 豪雪対策本部設置後、夜間及び土日祝日における豪雪対策に係る関係課の職員の配置については、豪雪対策本部で決定した場合を除き、状況を勘案し関係課等の長が決定を行う。

ウ 庁内の応援体制

状況に応じ応援の必要な職員数について、豪雪対策本部にて人数按分し各部等へ割り当てを行う。

3 道路除排雪計画

冬期間における道路交通を確保し、雪害から市民生活を守るため、道路除排雪について、実施基準や対象路線等を定めて、実施することとする。

具体的な内容は別に定める「道路除排雪計画」のとおりとする。なお、状況に応じ、道路除排雪計画の運用に変更が必要な場合は豪雪対策本部にて決定する。

4 排雪場

(1) 第1次指定（降雪期から供用開始）

①須川 反田橋上流右岸

②須川 大字黒沢地内左岸（上山へ行くJR線ガードの手前）

(2) 第2次指定（豪雪対策本部を設置した場合、供用開始）

ア 臨時排雪場

①馬見ヶ崎川千歳橋付近右岸

②馬見ヶ崎川市球技場前左岸

イ 簡易排雪場（公園）

周辺住民（事業所等は除く）がスノーダンプや軽トラ等で園外からの人力による公園への雪捨てを認める。

(3) 第3次指定（近隣公園等）

第2次指定排雪場が一杯になった場合、大規模な公園（近隣公園等）の一部について雪捨てを認める。

5 地域や高齢者等への支援

(1) 町内会自治会による除排雪作業への報償金制度

道路除排雪は行政の対応のみでは限界があることから、自治活動の一環として一斉除排雪作業の実施を促すため、町内会自治会へ報償金の支給を行う。

町内会自治会が自治活動の一環として一斉除排雪作業を行なった場合、その世帯数に応じ、報償金（重機加算額を含む）を支給する。

・ 300世帯未満	1シーズン	1回
・ 300世帯以上500世帯未満	〃	2回
・ 500世帯以上	〃	3回

(なお、豪雪対策本部が設置された場合は世帯数区分に応じた回数に、さらに1シーズンにつき2回を追加した回数まで制度利用ができる。)

ア 基本額 1回あたり40,000円

イ 重機使用加算額（重機等を借り上げて作業を行なった場合）

1回あたりの限度額 60,000円

(2) 除排雪機械購入事業への助成

町内会自治会での豪雪対策の強化を促すため、除排雪機械購入事業に対する助成を行う。購入事業費の3分の2を助成する。(限度額40万円)

(3) 高齢者・障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業

高齢者、障がい者及び母子世帯の豪雪による被害を防止し、対象世帯の心身の安定を図るため、雪下ろし及び道路除雪後の住宅前等に残った雪の処理（以下「間口処理」という。）ができない方に対し、それにかかる経費について補助金を交付する。

ア 補助対象

市県民税額が非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯（自力や援助者による雪下ろしや間口処理が不可能な世帯）

イ 実施期間

豪雪対策本部が設置された日から閉鎖までの期間中とする。ただし、雪下ろしについては、豪雪対策本部が設置されない場合であっても、局地的な豪雪により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがある場合を除く。

ウ 対象作業

【雪下ろし】

・ 自己又は家族が所有する住宅の屋根からの雪下ろし

[令4改]

- ・下ろした雪の主に玄関から道路までの生活上必要最小限の除雪及び排雪
- ・雪下ろしの場所がなく、近隣の敷地に下ろした雪の片づけ

【間口処理】

- ・道路除雪後の自己又は家族が所有する住宅及び車庫の前に残った雪の処理
- ・除いた雪の生活上必要最小限の排雪

エ 補助金額

【雪下ろし】

1回あたり54,000円を補助金額の上限とし、実績に応じて算出する。

補助金額は、対象作業に直接要した経費とし、諸経費等を除く。

なお、人夫賃の基準は山形市で紹介を行う雪下ろし実施組合の参考単価を上限とする。

【間口処理】

1回あたり6,000円を補助金額の上限とし、実績に応じて算出する。(1シーズン 3回まで)

補助金額は、対象作業に直接要した経費とし、諸経費等を除く。

オ 提出書類（雪下ろしについては、民生委員児童委員による確認必要）

提出書類は次のとおりとし、業者から申請者へ提出される請求書については市で雛型を提示し手続きの簡素化を図る。

- ①補助金交付申請書 ②市指定の請求書（申請者→市）
- ③請求書（業者→申請者） ④領収書（業者→申請者）
- ⑤間口処理については、間口処理前と後の写真

(4) 除雪ボランティア

山形市社会福祉協議会では、第四次地域福祉活動計画において住民同士のつながり・絆を強める活動を推進しており、その中で「除雪ボランティア活動の支援」の推進等に取り組む。

(5) 高齢者及び障がい者雪かき等支援事業

高齢者又は障がい者のみの世帯に対して、軽微な雪かきサービスを実施し、冬期間の高齢者等の閉じこもり防止のための支援をする。

ア 対象者

高齢者又は障がい者のみの市県民税が非課税の世帯で、自力で雪かきができず、市内に親族や支援を行う者がいない世帯

イ 実施期間

12月から翌年3月までの降雪期間

ウ 対象作業

現に居住している住宅（アパート、集合住宅等を除く）の玄関から生活道路までの宅地内の通路確保程度の軽微な雪かき

エ 補助金額

1回当たり実費の9割（1割受益者負担）

豪雪対策本部設置前は1世帯あたり14回までとする。豪雪対策本部設置後、必要に応じて利用回数を増加する。

オ 実施主体

シルバー人材センター及びシルバー人材センターと同等の内容で実施可能な団体等

(6) 農道除雪

果樹の剪定等の生産適期作業による安定的な生産の確保及び端境期における地元産野菜の供給が不能になることを未然に防ぐことを目的として、農用地及び樹園地への往來を確保するため、幹線農道の除雪及び一般農道の除雪への支援を行う。

ア 幹線農道除雪

樹園地や園芸施設への往來に必要な幅員が概ね3.5m以上で農業受益者が3名以上の舗装された幹線農道を対象に、豪雪対策本部設置に合わせて、要望調査を行い、緊急性や積雪量などを勘案して除雪を行う路線・実施時期を決定する。

積雪期以外に対象と見込まれる農道の幅員や周囲の状況を確認する。

農協と連携を図りながら、要望路線調査の集約や除雪当日の対応等について、円滑な実施ができるような方策を検討する。

イ 農道除雪支援事業

豪雪対策本部設置に合わせて、樹園地等への往來に使用する農道除雪を支援するため補助を行う。

ア) 対象 樹園地等への往來に使用する農道を除雪した団体

2名以上の農業者で構成

イ) 補助率 補助対象経費の2分の1以内

ウ) 補助対象

- ①市指定除雪業者に除雪を委託した場合の委託料
- ②除雪機器のレンタル費及び燃料費等
- ③外部委託によるオペレーター料等

エ) 事業の周知

農協本店・営農センター・支店によるチラシの配布依頼により早急な広報を行う。特に園芸施設の所有者には個別に周知してもらう。

6 克雪対策の周知と市民意識の啓発

克雪は市民、事業者、行政の連携による取組が有効なことから、山形市の克雪対策や対応状況を迅速、的確、効率的に周知を行うとともに、克雪に係る安全と安心のための注意を喚起し、意識の啓発を図る。

(1) 克雪対策の周知

ア 克雪対策について12月までに、必要に応じて自治推進委員長会議で説明を行う。

イ 克雪対策について12月までに市報と市ホームページへ掲載する。

ウ 豪雪対策本部を設置した場合または豪雪により克雪対策の変更や追加を行った場合は、次の手段により市民への周知を図る。

- ①市ホームページへの掲載
- ②町内会自治会の長への文書郵送（町内会自治会の回覧依頼）
- ③民生委員児童委員への文書郵送
- ④自治推進委員長への文書郵送
- ⑤長地区民生委員児童委員協議会会長への文書郵送
- ⑥自治推進委員長会議、民生委員児童委員連合会会長連絡会など各種会議での説明
- ⑦防災メールマガジンを配信

⑧市公式フェイスブックページへの掲載

⑨市公式 LINE を配信

⑩市防災対策課ツイッターを配信

⑪マスコミを通じた周知

エ 緊急に注意喚起（落雪、融雪など）が必要な場合

①防災メールマガジンを配信

②市ホームページへの掲載

③市公式フェイスブックページへの掲載

④市公式 LINE を配信

⑤市防災対策課ツイッターを配信

⑥マスコミを通じた周知

オ 市議会議員への周知

克雪対策とその取組状況について、常任委員会へ適宜報告を行うとともに意見をいただき、対策の検証と改善に反映させる。

豪雪対策本部を設置した場合または豪雪によりシーズン中に克雪対策の変更や追加を行った場合は、市議会各議員へ文書にて通知を行う。

(2) 市民意識の啓発

ア 一般的な注意喚起

①路上駐車 of 禁止

②道路区域内障害物の撤去（植木鉢、看板、その他障害物等）

③道路への排雪禁止

④除雪後の後片付けへの相互協力

⑤消火栓、防火水槽周辺の積極的な除雪協力

⑥河川・水路・側溝への排雪禁止

⑦つららの早期除去

⑧雪捨て場へのゴミの投棄禁止

イ 雪下ろし作業の安全確保

雪下ろし作業による事故を未然に防ぐため、次のことについて周知を徹底する。

①屋根の雪のゆるみに注意

②安全な服装での作業

③命綱の使用（雪がないうちに命綱固定用アンカーの屋根への取り付け）

④はしごはしっかり固定

⑤使いやすい除雪道具の使用

⑥2人以上で作業

⑦無理な作業はしない

⑧足場にはいつも注意

ウ 吹雪などの時に車で外出する際の注意点及び車が立ち往生したときの対応

①道路状況や気象状況に応じた無理のない運転をする

②十分に燃料があることを確認する

- ③スコップや懐中電灯、手袋、長靴、防寒着、牽引ロープなどを常備する
- ④車が立ち往生したときは、近くの人家などへ救助を依頼する
- ⑤車が立ち往生したときは、車のマフラーが雪に埋まらないように定期的に除雪する
- ⑥車を置いて避難する場合は、車の鍵をつけたままにする、連絡先を書いたメモを表示するなど、除雪や救助活動の妨げとならないよう配慮する（運転者が不在で放置車両が除雪や救助活動の妨げとなる場合、道路管理者が車両を移動することがある）

7 屋根雪下ろし実施組合の紹介

自宅の雪下ろしを希望する市民に実施組合を紹介する。合わせて、実施組合の拡充に努める。

実施組合の情報（組合名、連絡先、参考単価、対応可能作業など）は市ホームページなどを通じて周知を図る。

8 間口処理等協力業者の紹介

間口処理又は雪かきを希望する市民に協力業者を紹介する。

協力業者の情報（業者名、連絡先、参考単価、対応可能作業など）は市ホームページなどを通じて周知を図る。

9 空き家の落雪等対策

空き家の落雪等について不安があり、町内会自治会等から相談があった場合には、次のとおり対応する。

- ① 相談の受付
- ② 所有者の確認^{※1}
- ③ 所有者への注意喚起
- ④ 状況に応じて相談物件に係る老朽危険空き家対策事業と老朽危険空き家除却補助事業の適用検討

※1 資産税課が建物所有者（納税義務者）情報により所有者を確認し、管理住宅課に当該情報を提供する。ただし、当該情報は課税情報のため、相談者等への開示はしない。

【関係課 役割分担】

		対策項目	担当課	電話（内線）
総合窓口	1	執務時間内	防災対策課	216、380～384
			道路維持課	466、485～491
			広報課	230、231
			市民相談課	240、241、254
	執務時間外	資産マネジメント課 課（守衛室）	641-1212（代表）	
個別窓口	2	豪雪対策本部事務局	防災対策課	380～384
	3	雪下ろし作業など業者組合等の紹介		
	4	間口処理等協力業者の紹介		
	5	積雪時の交通対策		
・除雪作業の支障となる路上駐		市民課	387	

口		車の自粛推進		
		・マイカー自粛運動の推進（公共交通機関の利用PR）	企画調整課	222
6	消費者トラブルに対する相談対応と啓発	消費生活センター		647-2201（直通） 647-2211（相談専用）
7	積雪によるゴミ集積所関係	廃棄物指導課		694、695
8	障がい者家庭の雪対策	障がい福祉課		549、589、621
9	生活保護家庭の雪対策	生活福祉課		591～594、551～552
10	除雪ボランティアの推進			
11	町内会自治会による除排雪作業への報償金制度	広報課		230、231
12	除排雪機械購入事業への助成			
13	高齢者家庭の雪対策	長寿支援課		566、569
14	高齢者・障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業			
15	母子家庭の雪対策	こども家庭支援課		579
16	商業団体等への雪捨て場の周知等	山形ブランド推進課		422
17	工業団体等への雪捨て場の周知等	雇用創出課		418
18	農業関係の雪害対策 農道除雪支援事業	農政課		429、432
19	農業用水路の流水調整	農村整備課		440
20	空き家の落雪に係る相談 老朽危険空き家対策事業 老朽危険空き家除却補助事業	管理住宅課		470、471
21	空き家所有者情報の検索	資産税課		317、318
22	公園への雪捨て	公園緑地課		531
23	融雪時の河川の対応	河川整備課		507、508
24	市道の除排雪全般	道路維持課		466、486～491
25	雪捨て場の確保、現場管理			
26	消雪道路の管理		489、490	
27	水路等の溢水処理の対応	道路維持課		466、486～491
		農村整備課		440
28	夜間早朝の溢水応急処理対応	通信指令課 東消防署 西消防署		634-1198（通信直通）
29	通学路の確保と安全対策	学校教育課		630

6 山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金交付規程

平成24年7月2日告示第139号 山形市自主防災組織防災資器材等購入事業費補助金交付規程
(昭和56年市告示第99号)の全部を改正する。

(目的及び交付)

第1条 市長は、この市の自主防災組織の育成及びその活動の推進を図るため、自主防災組織が災害時における避難誘導及び避難所の運営等に必要な物資を購入する場合において、山形市補助金等の適正化に関する規則(昭和52年市規則第10号)及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 この市の町内会、自治会等を単位とする災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。
- (2) 避難場所 災害時において屋外に避難者の収容が可能なこの市の地区集会所の広場等であらかじめ自主防災組織が当該施設の管理者の了解を得て利用するもの又は屋外に避難者の収容が可能なこの市が所有する学校のグラウンド、公園等をいう。
- (3) 市避難所 災害時において屋内に避難者の収容が可能なこの市が所有する施設等で、あらかじめ山形市災害対策本部長の任命するこの市の職員が避難所の開設及び運営を行うものをいう。
- (4) 地区避難所 災害時において屋内に避難者の収容が可能なこの市の地区集会所等で、あらかじめ自主防災組織が当該施設の管理者の了解を得て、かつ、当該自主防災組織が主体になり避難所の開設及び運営を行うものをいう。
- (5) 共助備蓄物資 災害時において自主防災組織が避難者を避難場所、市避難所若しくは地区避難所に避難誘導させる際に必要となる物資若しくは当該避難場所で必要となる物資又は地区避難所の開設及び運営に必要となる物資をいう。
- (6) 自主防災計画 自主防災組織が平常時の活動及び災害時の応急活動を行うために策定した避難者の避難誘導及び避難場所に関する事項、当該自主防災組織が避難所として定める市避難所及び地区避難所に関する事項並びに共助備蓄物資の内容に関する事項等を規定した計画をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、自主防災組織が自主防災計画で定める別表の避難所の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる共助備蓄物資を購入する事業とする。

- 2 市長は、別表に規定する共助備蓄物資の購入において、この規程及び山形市自主防災組織防災

[平24改]

資器材等購入事業費補助金交付規程（以下「旧規程」という。）による補助金以外の補助金の交付を受け、又は受けようとする自主防災組織に対して補助金を交付しない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、自主防災組織が自主防防災計画において定める次の各号の避難所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市避難所 次に掲げる共助備蓄物資の購入に要した額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 購入に要した額が10万円以下の場合 当該購入に要した額

イ 購入に要した額が10万円を超える場合 10万円と10万円を超える額に2分の1を乗じて得た額（10万円を限度とする。）とを合算した額

(2) 地区避難所 共助備蓄物資の購入に要した額（30万円を限度とする。）

2 前項の場合において、同項各号に規定する避難所を重複して自主防防災計画で定める避難所とする場合のそれぞれ同項各号に定める補助金の額の合計額は、30万円を限度とする。

3 旧規程で定めるところによる補助金の交付を受けた自主防災組織（以下「既交付自主防災組織」という。）に係る補助金の額は、前2項の規定にかかわらず、30万円から既に旧規程で定めるところにより交付された補助金の額を減じて得た額を限度とする。

（補助金の交付回数等）

第5条 補助金の交付は、一の自主防災組織について1回限りとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、自主防災組織が自主防防災計画において市避難所のみを避難所として定め、この規程で定めるところによる補助金の交付を受けた場合で、当該自主防災組織が当該計画の見直しにより、避難所として新たに地区避難所を定めるときは、更に1回を限度として補助金を交付することができる。

3 前項の場合における前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「30万円」とあるのは「30万円から既に交付された補助金の額を減じて得た額」とする。

4 前2項の規定は、既交付自主防災組織には、適用しない。

5 市長は、町内会、自治会等の合併、分離等による当該自主防災組織の再編に伴い必要と認めるときは、前各項の規定にかかわらず、当該自主防災組織に補助金を交付することができる。この場合における補助金の額その他必要な事項は、市長が別に定める。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、共助備蓄物資の購入に際し、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（補助金交付申請）

第7条 補助金交付申請書の提出期限は、市長の指示する日までとし、添付する書類は、次のとお

[平24改]

りとする。

- (1) 共助備蓄物資購入計画書
- (2) 自主防災組織の規約
- (3) 自主防防災計画
- (4) 共助備蓄物資購入見積書の写し
- (5) 共助備蓄物資の保管又は配置を予定する場所を明らかにする書類

(事業実績報告)

第8条 補助事業実績報告書の提出期限は、市長の指示する日までとし、添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 共助備蓄物資購入実績書
- (2) 共助備蓄物資の購入に要した経費の領収書の写し

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、自主防災組織が平成24年度以降に購入する共助備蓄物資に係る補助金から適用する。

別 表 (第3条関係)

避難所の区分	共助備蓄物資
市避難所	(1) 避難誘導又は避難場所で必要となる役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバーその他これらに類するものとして市長が必要と認めるもの
地区避難所	(1) 避難誘導又は避難場所で必要となる役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバーその他これらに類するものとして市長が必要と認めるもの (2) 地区避難所の開設及び運営に必要となる発電機、投光機、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブその他これらに類するものとして市長が必要と認めるもの

[平24改]

7 山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程

昭和52年5月16日告示第35号

改正

昭和53年5月25日告示第51号
昭和55年5月13日告示第59号
昭和56年5月13日告示第61号
昭和58年6月8日告示第61号
昭和60年6月14日告示第65号
平成元年7月20日告示第85号
平成2年6月27日告示第79号
平成3年8月13日告示第86号
平成4年8月6日告示第86号
平成5年8月4日告示第97号
平成6年10月24日告示第116号
平成7年12月8日告示第155号
平成9年5月12日告示第74号
平成10年9月21日告示第142号
平成11年7月19日告示第154号
平成12年7月5日告示第122号
平成13年8月20日告示第192号
平成18年8月30日告示第163号
平成19年7月18日告示第156号
平成22年6月24日告示第130号
平成27年2月9日告示第18号

(目的及び交付)

第1条 市長は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業を行う者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「適正化規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく補助金の交付の対象となる住宅のうち、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域として山形県知事の指定を受けた区域（以下「特別警戒区域」という。）内に現に存する住宅をいう。
- (2) 移転事業 危険住宅を特別警戒区域以外の区域に移転する工事（移転に代えて新たに住宅を購入する場合を含む。）をいう。

一部改正〔昭和60年告示65号・平成13年192号・18年163号・19年156号・22年130号・27年18号〕

(補助対象事業及び額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、移転事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成22年告示130号〕

(補助金交付申請書)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長の指示する日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

[平27改]

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書
- (2) 危険住宅に代る住宅の建設（購入を含む。以下同じ。）に要する経費等調書

（申請の取り下げ）

第5条 適正化規則第9条第1項の規定により、申請の取り下げをできる期日は、補助金交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告書）

第6条 がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（別記様式第1号）の提出期限は、市長の指示する日までとする。

一部改正〔昭和60年告示65号〕

（補助金交付の方法）

第7条 移転事業を行う者は、補助金の請求に際しては、危険住宅に代わる住宅の建設等に要する経費として受けた融資に係る利子を支払うため、金融機関その他の機関に預金口座を設定し、市長に通知するものとし、市長は、当該口座に当該補助金を振り込むものとする。

一部改正〔平成7年告示155号〕

（中止又は廃止の承認）

第8条 適正化規則第7条第1項第2号の規定により移転事業の中止又は廃止について承認を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成19年告示156号〕、一部改正〔平成22年告示130号〕

附 則

この規程は、告示の日から施行し、昭和52年度分の補助事業から適用する。

附 則（昭和53年5月25日告示第51号）

この規程は、告示の日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和55年5月13日告示第59号）

この規程は、告示の日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和56年5月13日告示第61号）

この規程は、告示の日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和58年6月8日告示第61号）

この規程は、告示の日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和60年6月14日告示第65号）

この規程は、告示の日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則（平成元年7月20日告示第85号）

この規程は、告示の日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成2年6月27日告示第79号）

この規程は、告示の日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則（平成3年8月13日告示第86号）

この規程は、告示の日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年8月6日告示第86号）

この規程は、告示の日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年8月4日告示第97号）

この規程は、告示の日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則（平成6年10月24日告示第116号）

この規程は、告示の日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

[平22改]

附 則（平成7年12月8日告示第155号）

この規程は、告示の日から施行し、平成7年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成9年5月12日告示第74号）

この規程は、告示の日から施行し、平成9年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成10年9月21日告示第142号）

この規程は、告示の日から施行し、平成10年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成11年7月19日告示第154号）

この規程は、告示の日から施行し、平成11年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成12年7月5日告示第122号）

この規程は、告示の日から施行し、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成13年8月20日告示第192号）

この規程は、告示の日から施行し、平成13年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成18年8月30日告示第163号）

この規程は、告示の日から施行し、平成18年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成19年7月18日告示第156号）

この規程は、告示の日から施行し、平成19年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成22年6月24日告示第130号）

この規程は、告示の日から施行し、平成22年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則（平成27年2月9日告示第18号）

この規程は、告示の日から施行し、改正後の山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用する。

[平27改]

別表

補助対象経費	補助金の額	補助金の限度額
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	移転を行う者（住宅金融支援機構の親族居住用住宅のための貸付けを受けて、移転を行う者（以下「住支親族貸付適用者」という。）も対象とし、この市以外の市町村に移転する者を含み、この市以外の市町村からこの市に移転するものは除く。）が負担する危険住宅の除却等に要する経費に相当する額	1戸当たり802,000円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費）	特別警戒区域から法第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域として山形県知事の指定を受けた区域外の区域へ危険住宅の移転を行う者（住支親族貸付適用者も対象とし、この市以外に移転するものは除き、この市以外の市町村からこの市に移転する者を含む。）が、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において負担する当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	住宅の建設又は購入に要する費用にあつては1戸当たり3,190,000円、土地の取得に要する費用にあつては1戸当たり960,000円を限度とする。

全部改正〔昭和58年告示61号〕、一部改正〔昭和60年告示65号・平成元年85号・2年79号・3年86号・4年86号・5年97号・6年116号・7年155号・9年74号・10年142号・11年154号・12年122号・22年130号・27年18号〕

年 月 日

(あて先) 山形市長

住 所
氏 名 ㊦

がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知を受けたみだしの事業が完了しましたので、山形市補助金の適正化に関する規則第13条及び山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程第6条の規定により報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 経費調書

一部改正〔昭和60年告示65号・
平成6年116号・7年155号・19年156号〕

〔平19改〕

(あて先) 山形市長

住 所

氏 名

㊞

がけ地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知を受けたみだしの事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により承認していただきますよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日

8 山形市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程

昭和52年5月19日告示第37号

改正

昭和53年5月17日告示第46号
昭和54年5月19日告示第56号
昭和56年6月9日告示第70号
昭和57年9月25日告示第82号
昭和61年12月6日告示第110号
平成2年10月3日告示第113号
平成5年7月7日告示第89号
平成7年6月21日告示第104号
平成13年3月30日告示第64号
平成27年2月9日告示第17号

(目的及び交付)

第1条 市長は、土砂災害危険区域内における住民の身体及び財産を土砂災害から保護するため、当該区域内の居住者が住宅を撤去して当該区域外で、この市の区域内に住宅の移転をする場合に要する費用に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

一部改正〔昭和57年告示82号・61年110号〕

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害危険区域 山形市地域防災計画書において指定する土砂災害のおそれがある区域をいう。
- (2) 土砂災害 地すべり等による災害をいう。
- (3) 地すべり等 地すべり、山崩れ及び土石流をいう。

一部改正〔昭和57年告示82号〕

(補助の対象住宅移転)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅の移転は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新築移転 地すべり等により住宅が、全壊し、埋没し、又は流失等したため、他の場所に新たに住宅を建築することをいう。
 - (2) 解体移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して他の場所に移転することをいう。
 - (3) 引方移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を解体しないで他の場所に移転することをいう。
 - (4) 既存建物購入移転 地すべり等により住宅が全壊し、埋没し、若しくは流失等したため、又は土砂災害の危険が切迫しているため現在の住宅を撤去して、新たに既存建物を購入して移転することをいう。
- 2 市長は、前項に規定する住宅の移転において、山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程（昭和52年市告示第35号）による補助金の交付を受け、又は受けようとする土砂災害危険区域内の居住者に対して補助金を交付しない。

一部改正〔昭和57年告示82号・平成27年17号〕

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める額とする。

〔平27改〕

- (1) 新築移転の場合 建築費用の実支出額の3分の1に相当する額
 - (2) 解体移転の場合 建築費用の実支出額の4分の1に相当する額
 - (3) 引方移転の場合 引方移転費用の実支出額の4分の1に相当する額
 - (4) 既存建物購入移転の場合 既存建物購入移転費用の実支出額の4分の1に相当する額
- 2 前項の実支出額は、3.3平方メートル当りの建築費用又は移転費用の額が340,000円を超えるときは340,000円とし、建築若しくは引方移転住宅又は購入建物の延面積が、66平方メートルを超えるときは、66平方メートルとして算定し、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

一部改正〔昭和53年告示46号・54年56号・56年70号・57年82号・61年110号・平成2年113号・5年89号・7年104号〕

(補助金交付申請書)

第5条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害危険区域住宅移転計画書(別記様式第1号)
- (2) 移転を必要とする住宅の状態を把握できる写真
- (3) 住宅被害状況及び危険状況書(別記様式第2号)

一部改正〔昭和57年告示82号〕

(移転の着手、完了の報告)

第6条 補助金交付の決定を受けた者は、移転等の着手前7日までに工事着手届(別記様式第3号)を、完了したときは、移転後の住宅が把握できる写真を添えて、直ちに住宅移転完了実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和57年告示82号〕

附 則

この規程は、告示の日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和53年5月17日告示第46号)

この規程は、告示の日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和54年5月19日告示第56号)

この規程は、告示の日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和56年6月9日告示第70号)

この規程は、告示の日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和57年9月25日告示第82号)

この規程は、告示の日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和61年12月6日告示第110号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月3日告示第113号)

この規程は、告示の日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則(平成5年7月7日告示第89号)

この規程は、告示の日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則(平成7年6月21日告示第104号)

この規程は、告示の日から施行し、平成7年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則(平成13年3月30日告示第64号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月9日告示第17号)

この規程は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用する。

別記

〔平27改〕

土砂災害危険区域住宅移転計画書

申請者氏名				
現住宅	所在地			
	危険区分	地すべり・がけ崩れ・土石流		
	被害別			
	構造			
	延床面積	㎡		
	備考			
移転予定住宅	移転区分	新築・解体・引方・既存建物購入		
	所在地			
	土地の区分	自己所有地・購入予定地・借用（予定）地		
	構造			
	延床面積	㎡		
	建築費	円		
	着工予定	年	月	日 着工予定
	完了予定	年	月	日 完了予定
資金計画 (建築費、土地購入、現住宅撤去費等移転に係る費用すべてを含む。)	自己資金	円		
	借入金	円		
	その他	円		
家族構成				
氏名	続柄	年齢	備考	

- (注) 1 被害別は、被害を受けた住宅について、全壊・半壊・埋没・流出・陥没等の別を記入すること。
 2 現住宅が、借地又は借家である場合は、備考欄にその所有者氏名を記入すること。

全部改正〔平成13年告示64号〕

住宅被害状況及び危険状況書

氏 名		
現 住 宅	所 在 地	
	危 険 区 分 (被害区分)	地すべり・がけ崩れ・土石流
被 災 年 月 日 (被災した場合のみ記入)		

建物の現況

名 称	構 造	延床面積	被害の有無	被害程度
		m ²		%
		m ²		%
		m ²		%
		m ²		%
		m ²		%

危険状況

(注) 1 「建物の現況」欄は、母屋、小屋、作業小屋等敷地内の建物について、それぞれ記入すること。

2 被害を受けた場合は、「被害の有無」欄に全壊・半壊・埋没・流失・陥没等の被害別を記入すること。

全部改正〔平成13年告示64号〕

様式第3号

〔平13改〕

工 事 着 手 届

年 月 日

山形市長 様

住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり土砂災害危険区域内の住宅移転工事に着手しますので届け出ます。

記

移 転 先	
移 転 区 分	新 築 ・ 解 体 ・ 引 方 ・ 既 存 建 物 購 入
着 手 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	
摘 要	

一部改正〔昭和57年告示82号・
平成7年104号・13年64号〕

住宅移転完了実績報告書

申請者氏名		
移転住宅	移転区分	新築・解体・引方・既存建物購入
	所在地	
	構造	
	延床面積	㎡
	建築費	円
	着工	年 月 日 着工
	完了	年 月 日 完了
旧住宅	所在地	
	撤去開始日	年 月 日 開始
	撤去完了日	年 月 日 完了
移転事業完了日		年 月 日
資金内訳 (建築費に係るもののみ記入)	自己資金	円
	借入金	円
	補助金	円
	その他	円

(注)「移転事業完了日」欄には、旧住宅の解体、新住宅等の登記手続、住民票の移動等、移転事業に伴うすべての手続が完了した月日を記入すること。

全部改正〔平成13年告示64号〕

〔平13改〕

9 山形市地区自主防災組織連絡会活動支援報償取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、この市の地域防災力の向上を目指し、地区自主防災組織連絡会の活動を奨励し、地区内の自主防災組織の連携及び育成の推進を図るため、市が行う支援金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「地区自主防災組織連絡会」とは、地区自主防災組織連絡会規程（平成28年6月3日施行）第2条第1項に規定する連絡会をいう。

(支援対象活動)

第3条 支援金の支給の対象となる活動は、地区自主防災組織連絡会（以下「連絡会」という。）が開催する会議、研修会等（以下「会議等」という。）とする。

(支援金の額等)

第4条 連絡会が会議等を開催した場合は、市長は、当該連絡会に対し、予算の範囲内で当該年度につき1回、10,000円を支給する。

2 支援金は、会議等の周知案内、資料等の作成に係る費用及び会議等の開催に係る費用に充てることができる。ただし、連絡会が実施する防災訓練に係る経費に充てることができない。

(支援金の支払)

第5条 支援金の支払は、連絡会から活動報告書（別記様式）の提出があった後、市長が適当と認めたものに対して行うものとする。

(報告)

第6条 支援金の交付を受けようとする連絡会は、活動報告書に会議等を開催した際の資料を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行する。

別記様式（第5条、第6条関係）

地区自主防災組織連絡会活動報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

地区自主防災組織連絡会名 _____

代表者職氏名 _____ ⑩

代表者住所 _____

電話番号 _____

1 活動報告

(1) 会議等の名称

(2) 開催日時

年 月 日 ()

時 分 ~ 時 分

(3) 開催場所

(4) 会議等の内容

(5) 参加人数

2 添付書類

会議等を開催した際の資料

10 山形市自主防災組織活動支援報償取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、この市の地域防災力の向上を目指し、自主防災組織が実施する防災訓練等を奨励し、自主防災組織の育成と活動の推進を図るため、市が行う報償の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「自主防災組織」とは、この市の町内会、自治会等を単位とする災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (2) 「避難場所」とは、災害時において屋外に避難者の収容が可能なこの市の地区集会所の広場等で、あらかじめ自主防災組織が当該施設の管理者の了解を得て利用するもの又は屋外に避難者の収容が可能なこの市が所有する学校のグラウンド、公園等をいう。
- (3) 「市避難所」とは、災害時において屋内に避難者の収容が可能なこの市が所有する施設等で、あらかじめ山形市災害対策本部長の任命するこの市の職員が避難所の開設及び運営を行うものをいう。
- (4) 「地区避難所」とは、災害時において屋内に避難者の収容が可能なこの市の地区集会所等で、あらかじめ自主防災組織が当該施設の管理者の了解を得て、かつ、当該自主防災組織が主体になり避難所の開設及び運営を行うものをいう。
- (5) 「共助備蓄物資」とは、山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金交付規程（平成24年市告示第139号）に規定されたものをいう。
- (6) 「自主防防災計画」とは、自主防災組織が平常時の活動及び災害時の応急活動を行うために策定した避難者の避難誘導及び避難場所に関する事項、当該自主防災組織が避難所として定める市避難所及び地区避難所に関する事項並びに共助備蓄物資の内容に関する事項等を規定した計画をいう。

(支給対象団体)

第3条 報償金の支給の対象となる団体は、山形市自主防災組織連絡協議会に加盟している自主防災組織とする。

(報償対象)

第4条 報償の対象は、自主防災組織が自主防防災計画に基づき実施する防災訓練等で、別表1に定めるものとする。

(報償金)

第5条 自主防災組織が前項に規定する防災訓練等を実施した場合は、市長は、当該自主防災組織に対し予算の範囲内で当該年度につき1回、第1号の報償金基本額に第2号の加算額を加えた金額を報償金として支給する。

- (1) 報償金基本額 30,000円

(2) 加算額 次に掲げる自主防災組織を構成する世帯数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 50世帯以上200世帯未満 10,000円
- イ 200世帯以上500世帯未満 20,000円
- ウ 500世帯以上750世帯未満 30,000円
- エ 750世帯以上1,000世帯未満 40,000円
- オ 1,000世帯以上 50,000円

2 報償金は、防災訓練等の周知案内、訓練資料等の作成等に係る費用及び防災訓練等で使用する共助備蓄物資等の点検、補修、補充、更新等に係る費用に充てることができる。ただし、別表2に定める費用等に報償金を充てることができない。

(報告)

第6条 報償金の支給を受けようとする自主防災組織は、防災訓練実施報告書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 防災訓練等の実施を証明する写真（防災訓練の実施状況写真及び防災訓練で使用の共助備蓄物資等の点検、補修、補充、更新等の実施状況が確認できる写真）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(報償金の支給)

第7条 報償金の支給は、自主防災組織から提出があった防災訓練実施報告書の内容を審査し、市長が適当と認めるものに対して行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に残存するこの要領による改正前の山形市自主防災組織活動支援報償取扱要領別記様式の規定に基づき作成された防災訓練実施報告書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1 (第 4 条関係)

自主防災組織が実施する防災訓練等
(1) 避難誘導訓練、避難所開設運営訓練、炊き出し訓練、給水訓練、救急救護訓練、救出訓練、図上訓練、情報収集・伝達訓練、要配慮者支援訓練、初期消火訓練、煙及び地震等体験訓練、共助備蓄資機材取扱訓練等 (2) その他市長が必要と認める防災訓練

別表 2 (第 5 条関係)

報償金を充てることができない費用等
(1) 自主防災組織が実施する防災訓練等以外に係る費用 (2) 防災訓練等（炊き出し訓練を除く。）において参加者に提供する飲物、食べ物、酒類等飲食に係る費用

防災訓練実施報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

自主防災組織名
代表者住所
代表者職氏名

1 自主防災組織の概要

自主防災組織のある 自治会名		構成人口	人
自主防災組織設立月日	年 月 日	組織世帯数	世帯

2 防災訓練実施結果

(1) 実施年月日 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分 (時間)

(2) 内 容

ア 開催場所

イ 訓練主催者（合同開催の場合は、その組織名称を書いてください）

ウ 防災訓練の内容（できるだけ具体的に書いてください）

(3) 訓練参加人数

(4) 課題・反省等

ア 良かった点

・

・

・

イ 課題、次回に向けての目標及び次回の訓練実施予定

・

・

・

3 その他

1 1 山形市防災行政無線局管理運用規程

	昭和58年12月1日	訓令第21号
改正	昭和59年9月13日	訓令第13号
改正	昭和62年3月31日	訓令第8号
改正	平成元年3月30日	訓令第14号
改正	平成5年3月31日	訓令第9号
改正	平成8年4月1日	訓令第15号
改正	平成13年3月30日	訓令第6号
改正	平成15年4月1日	訓令第5号
改正	平成17年4月1日	訓令第8号
改正	平成18年4月1日	訓令第9号
改正	平成21年4月1日	訓令第14号
改正	平成23年3月30日	訓令第1号
改正	平成24年3月30日	訓令第3号
改正	平成25年4月1日	訓令第5号
改正	平成26年3月31日	訓令第5号
改正	平成27年1月29日	訓令第2号
改正	平成30年3月28日	訓令第2号
改正	令和4年3月31日	訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務(以下「防災行政事務」という。)その他行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する山形市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成13年訓令6号・26年5号〕

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣又はその委任する者の免許を受けたものをいう。

一部改正〔平成5年訓令9号・13年6号・17年8号・26年5号・27年2号〕

[令4改]

(無線局の名称、設置場所等)

第3条 無線局の名称及び設置場所等は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成26年訓令5号〕

(無線局の職員)

第4条 無線局に、次の職員を置く。

- (1) 統制管理者
- (2) 副統制管理者
- (3) 運用管理者
- (4) 通信取扱責任者

一部改正〔平成26年訓令5号〕

(統制管理者等)

第5条 統制管理者には総務部長を、副統制管理者には総務部防災対策課長をもって充てる。

2 統制管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、副統制管理者、運用管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

3 副統制管理者は、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

一部改正〔平成13年訓令6号・15年5号・24年3号・26年5号〕

(運用管理者)

第6条 運用管理者には、無線従事者のうち統制管理者が指名する者をもって充てる。

2 運用管理者は、統制管理者の命を受け、に無線局及び附帯施設等の管理及び監督の業務を所掌する。

一部改正〔昭和59年訓令13号・平成5年9号・8年15号・13年6号・15年5号
・17年8号・21年14号・24年3号・26年5号・27年2号〕

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者には、統制管理者が指名した無線従事者をもって充てる。

2 通信取扱責任者は、統制管理者の命をうけ、無線局を管理及び運用し、無線局に係る事務を所掌する。

一部改正〔平成26年訓令5号〕

〔平27改〕

(通信の原則)

第8条 通信は、法令に定めるもののほか、防災行政事務その他行政事務の処理にのみ利用されなければならない。

2 通信は、簡潔かつ明瞭に行われなければならない。

一部改正〔平成26年訓令5号〕

(秘密の保持)

第9条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

(通信等の種類)

第10条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般通信 平常時に行う通信をいう。
- (2) 非常通信 非常時に行う通信をいう。

一部改正〔平成5年訓令9号・13年6号・17年8号・26年5号〕

(通信の運用時間等)

第11条 通信の運用時間は、常時とする。

2 休日及び勤務時間外における通信の取扱いは、守衛が行うものとする。この場合において、非常時には、統制管理者に連絡し、その指示に従うものとする。

一部改正〔平成26年訓令5号〕

(統制上の措置)

第12条 通信取扱責任者は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保するため、直ちに適切な措置を講じなければならない。

- (1) みだりに電波を発射し、通信妨害とみなされるとき。
- (2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。
- (3) 技術が未熟で通信に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) その他通信の統制を害するとき。

一部改正〔平成13年訓令6号・26年5号〕

(非常時の運用)

第13条 統制管理者は、非常時に一般通信を制限することができる。

2 統制管理者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻等必要な事項を通信取扱責任者に指示するものとする。

〔平26改〕

3 統制管理者は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信取扱責任者に通知しなければならない。

一部改正〔平成26年訓令5号〕

(非常時の通信体制)

第14条 統制管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

一部改正〔平成13年訓令6号・26年5号〕

(無線設備の保守点検)

第15条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の保守点検を行う。

- (1) 日常点検
- (2) 定期点検

2 無線設備の定期点検は、年2回行う。

3 保守点検の責任者は、次の各号に掲げる保守点検の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 日常点検 運用管理者及び通信取扱責任者
- (2) 定期点検 統制管理者

4 統制管理者は、予備装置及び予備電源について、年2回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 運用管理者及び通信取扱責任者は、日常点検の結果、無線設備に異常を発見したときは、直ちに統制管理者に報告するものとする。

一部改正〔平成5年訓令9号・17年8号・26年5号〕

(通信訓練)

第16条 統制管理者は、非常時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、年1回以上の通信訓練を行うものとする。

一部改正〔平成26年訓令5号〕

(事故の場合の措置)

第17条 通信取扱責任者は、通信回線に事故があるときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその旨を統制管理者に報告し、又はその状況を記録しておかなければならない。

一部改正〔昭和59年訓令13号・26年5号〕

[平26改]

(備付け書類等)

第18条 無線局に備付けを要する業務書類は、免許状、電波法令集、無線検査簿その他統制管理者の定めるものとする。

一部改正〔昭和59年訓令13号・26年5号〕

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関し必要な事項は、統制管理者が別に定める。

一部改正〔平成13年訓令6号・26年5号〕

附 則

この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月13日訓令第13号)

この訓令は、昭和59年10月5日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日訓令第14号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日訓令第15号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日訓令第2号）

この訓令は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成30年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する

別 表（第3条関係）

1 基地局

（1）市役所基地局

無線機器	設置場所	呼出名称	番号	備 考
統 制 台	防災対策課	ぼうさいやまがたしやくしよ	100	
副 統 制 台	防災対策課	ぼうさいやまがたしやくしよ	101	災害対策本部等が設置される場合は、庁議室、大会議室又は食堂に機器を移動して使用する。
統 制 台 F A X	防災対策課	ぼうさいやまがたしやくしよ	102	
統 制 台 F A X	防災対策課	ぼうさいやまがたしやくしよ	103	
副統制台 F A X	防災対策課	ぼうさいやまがたしやくしよ	104	災害対策本部等は設置される場合には、庁議室、大会議室又は食堂に機器を移動して使用する。

（2）公設地方卸売市場基地局及び東消防署蔵王温泉出張所基地局

設置場所	局名（呼出名称）	備考
公設地方卸売市場	ぼうさいやまがたこうせついちば	中継局として使用する。
東消防署蔵王温泉出張所	ぼうさいやまがたざおう	中継局として使用する。

2 陸上移動局

（1）半固定型（可搬型）無線機器

設 置 場 所	局名（呼出名称）	番号	備 考
通 信 指 令 課	ぼうさいやまがた200	200	
上 下 水 道 部 総 務 課	ぼうさいやまがた201	201	
市 立 病 院 済 生 館 管 理 課	ぼうさいやまがた202	202	

設置場所	局名(呼出名称)	番号	備考
市民会館	ぼうさいやまがた203	203	
斎場	ぼうさいやまがた204	204	
総合福祉センター	ぼうさいやまがた205	205	
山形テルサ	ぼうさいやまがた206	206	
国際交流プラザ	ぼうさいやまがた207	207	
総合スポーツセンター	ぼうさいやまがた208	208	
学校給食センター	ぼうさいやまがた209	209	
保健所	ぼうさいやまがた210	210	
鈴川コミュニティセンター	ぼうさいやまがた300	300	
千歳コミュニティセンター	ぼうさいやまがた301	301	
飯塚コミュニティセンター	ぼうさいやまがた302	302	
榎沢コミュニティセンター	ぼうさいやまがた303	303	
出羽コミュニティセンター	ぼうさいやまがた304	304	
金井コミュニティセンター	ぼうさいやまがた305	305	
楯山コミュニティセンター	ぼうさいやまがた306	306	
滝山コミュニティセンター	ぼうさいやまがた307	307	
東沢コミュニティセンター	ぼうさいやまがた308	308	
高瀬コミュニティセンター	ぼうさいやまがた309	309	
大郷コミュニティセンター	ぼうさいやまがた310	310	
南沼原コミュニティセンター	ぼうさいやまがた311	311	
明治コミュニティセンター	ぼうさいやまがた312	312	
南山形コミュニティセンター	ぼうさいやまがた313	313	
大曾根コミュニティセンター	ぼうさいやまがた314	314	
山寺コミュニティセンター	ぼうさいやまがた315	315	
蔵王コミュニティセンター	ぼうさいやまがた316	316	
西山形コミュニティセンター	ぼうさいやまがた317	317	
村木沢コミュニティセンター	ぼうさいやまがた318	318	
本沢コミュニティセンター	ぼうさいやまがた319	319	
やまがたクリエイティブシティ センターQ1	ぼうさいやまがた320	320	
東部公民館及び 福祉文化センター	ぼうさいやまがた321	321	
西部公民館	ぼうさいやまがた322	322	
南部公民館	ぼうさいやまがた323	323	南部体育館と共用する。
北部公民館	ぼうさいやまがた324	324	

設置場所	局名(呼出名称)	番号	備考
江南公民館	ぼうさいやまがた325	325	江南体育館と共用する。
霞城公民館及び 総合学習センター	ぼうさいやまがた326	326	

(2) 携帯型無線機器

設置場所	局名(呼出名称)	番号	備考
防災対策課	ぼうさいやまがた400	400	
防災対策課	ぼうさいやまがた401	401	
防災対策課	ぼうさいやまがた402	402	
防災対策課	ぼうさいやまがた403	403	
防災対策課	ぼうさいやまがた404	404	
東北文教大学	ぼうさいやまがた405	405	
山形刑務所	ぼうさいやまがた406	406	
べにっこひろば	ぼうさいやまがた407	407	
防災対策課	ぼうさいやまがた408	408	
防災対策課	ぼうさいやまがた409	409	
国際交流センター	ぼうさいやまがた410	410	霞城セントラル内に存する課等で共用する。
環境課	ぼうさいやまがた411	411	
ごみ減量推進課	ぼうさいやまがた412	412	
山形工業高等学校	ぼうさいやまがた413	413	
防災対策課	ぼうさいやまがた414	414	
観光戦略課	ぼうさいやまがた415	415	
観光戦略課	ぼうさいやまがた416	416	
農村整備課	ぼうさいやまがた417	417	
農村整備課	ぼうさいやまがた418	418	
森林整備課	ぼうさいやまがた419	419	
森林整備課	ぼうさいやまがた420	420	
地方卸売市場管理事務所	ぼうさいやまがた421	421	
公園緑地課	ぼうさいやまがた422	422	
公園緑地課	ぼうさいやまがた423	423	
河川整備課	ぼうさいやまがた424	424	
河川整備課	ぼうさいやまがた425	425	
河川整備課	ぼうさいやまがた426	426	
河川整備課	ぼうさいやまがた427	427	

[令4改]

設 置 場 所	局名 (呼出名称)	番号	備 考
河 川 整 備 課	ぼうさいやまがた428	428	
道 路 維 持 課	ぼうさいやまがた429	429	
道 路 維 持 課	ぼうさいやまがた430	430	
道 路 維 持 課	ぼうさいやまがた431	431	
道 路 維 持 課	ぼうさいやまがた432	432	
道 路 維 持 課 (作 業 セ ン タ ー)	ぼうさいやまがた433	433	
通 信 指 令 課	ぼうさいやまがた434	434	
通 信 指 令 課	ぼうさいやまがた435	435	
中 央 公 民 館	ぼうさいやまがた436	436	
元 木 公 民 館	ぼうさいやまがた500	500	
第 一 小 学 校	ぼうさいやまがた501	501	
第 二 小 学 校	ぼうさいやまがた502	502	
第 三 小 学 校	ぼうさいやまがた503	503	
第 四 小 学 校	ぼうさいやまがた504	504	
第 五 小 学 校	ぼうさいやまがた505	505	
第 六 小 学 校	ぼうさいやまがた506	506	
第 七 小 学 校	ぼうさいやまがた507	507	
第 八 小 学 校	ぼうさいやまがた508	508	
第 九 小 学 校	ぼうさいやまがた509	509	
第 十 小 学 校	ぼうさいやまがた510	510	
南 小 学 校	ぼうさいやまがた511	511	
西 小 学 校	ぼうさいやまがた512	512	
東 小 学 校	ぼうさいやまがた513	513	
鈴 川 小 学 校	ぼうさいやまがた514	514	
千 歳 小 学 校	ぼうさいやまがた515	515	
金 井 小 学 校	ぼうさいやまがた516	516	
大 郷 小 学 校	ぼうさいやまがた517	517	
明 治 小 学 校	ぼうさいやまがた518	518	
出 羽 小 学 校	ぼうさいやまがた519	519	
楯 山 小 学 校	ぼうさいやまがた520	520	
高 瀬 小 学 校	ぼうさいやまがた521	521	
山 寺 小 学 校	ぼうさいやまがた522	522	山寺中学校と共用する。
東 沢 小 学 校	ぼうさいやまがた523	523	
滝 山 小 学 校	ぼうさいやまがた524	524	

設置場所	局名(呼出名称)	番号	備考
桜田小学校	ぼうさいやまがた525	525	
南沼原小学校	ぼうさいやまがた526	526	
宮浦小学校	ぼうさいやまがた527	527	
蔵王第一小学校	ぼうさいやまがた528	528	
蔵王第二小学校	ぼうさいやまがた529	529	
蔵王第三小学校	ぼうさいやまがた530	530	蔵王第二中学校と共用する。
南山形小学校	ぼうさいやまがた531	531	
みはらしの丘小学校	ぼうさいやまがた532	532	
本沢小学校	ぼうさいやまがた533	533	
西山形小学校	ぼうさいやまがた534	534	
村木沢小学校	ぼうさいやまがた535	535	
大曾根小学校	ぼうさいやまがた536	536	
第一中学校	ぼうさいやまがた537	537	
第二中学校	ぼうさいやまがた538	538	
第三中学校	ぼうさいやまがた539	539	
第四中学校	ぼうさいやまがた540	540	
第五中学校	ぼうさいやまがた541	541	
第六中学校	ぼうさいやまがた542	542	
第七中学校	ぼうさいやまがた543	543	
第八中学校	ぼうさいやまがた544	544	
第九中学校	ぼうさいやまがた545	545	
第十中学校	ぼうさいやまがた546	546	
金井中学校	ぼうさいやまがた547	547	
高楯中学校	ぼうさいやまがた548	548	
蔵王第一中学校	ぼうさいやまがた549	549	
商業高等学校	ぼうさいやまがた550	550	
福祉体育館	ぼうさいやまがた551	551	
蔵王体育館	ぼうさいやまがた552	552	
元双葉小学校	ぼうさいやまがた553	553	
山形東高等学校	ぼうさいやまがた554	554	
山形西高等学校	ぼうさいやまがた555	555	
山形南高等学校	ぼうさいやまがた556	556	
山形北高等学校	ぼうさいやまがた557	557	
山形中央高等学校	ぼうさいやまがた558	558	
山形大	ぼうさいやまがた559	559	

設 置 場 所	局名 (呼出名称)	番号	備 考
山 形 大 学 附 属 小 学 校	ぼうさいやまがた560	560	
山 形 大 学 附 属 中 学 校	ぼうさいやまがた561	561	

[令4改]

(3) 車載・車携帯型無線機

設置場所	呼出名称	番号	備考
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた600	600	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた601	601	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた602	602	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた603	603	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた604	604	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた605	605	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた606	606	所管する車両に設置する。
資産マネジメント課	ぼうさいやまがた607	607	所管する車両に設置する。
市 民 課	ぼうさいやまがた608	608	所管する車両に設置する。
市 民 課	ぼうさいやまがた609	609	所管する車両に設置する。
河 川 整 備 課	ぼうさいやまがた610	610	所管する車両に設置する。
河 川 整 備 課	ぼうさいやまがた611	611	所管する車両に設置する。
道 路 維 持 課	ぼうさいやまがた612	612	所管する車両に設置する。
道 路 維 持 課 (作業センター)	ぼうさいやまがた613	613	所管する車両に設置する。
道 路 維 持 課 (作業センター)	ぼうさいやまがた614	614	所管する車両に設置する。
ごみ減量推進課	ぼうさいやまがた615	615	所管する車両に設置する。
ごみ減量推進課 (作業センター)	ぼうさいやまがた616	616	所管する車両に設置する。

全部改正〔平成27年訓令2号〕、一部改正〔平成30年訓令2号・令和4年5号〕

〔令4改〕

1 2 主要関係機関連絡先一覧表

1 山形市内部組織

種別	電話番号	F A X	無線その他
山形市役所 (コールセンター)	023 - 641 - 1212	023 - 624 - 8847 023 - 624 - 9618 023 - 641 - 1908	(防災行政無線) 【音声】 防災対策課内 呼出番号100 本部設置場所 呼出番号101 【F A X】 防災対策課内 呼出番号102、103 本部設置箇所 呼出番号104 【内線電話】 「※」 + 〇〇〇 (本庁舎内線番号) (MCA 無線) 呼出番号100
消防本部	023 - 634 - 1199	023 - 624 - 6687	(防災行政無線) 【音声】呼出番号200 【F A X】呼出番号200 + #06
上下水道部	023 - 645 - 1177	023 - 645 - 1922	(防災行政無線) 【音声】呼出番号201 【F A X】呼出番号201 + #06
山形市立病院済生館	023 - 625 - 5555	023 - 642 - 5080	(防災行政無線) 【音声】呼出番号202 【F A X】呼出番号202 + #06
Q1 防災支部 (第1、第4地区)	023 - 623 - 2285	023 - 623 - 2022	(防災行政無線) 【音声】呼出番号320 【F A X】呼出番号320 + #06
西部公民館 防災支部・市避難所 (第2地区)	023 - 645 - 1223	023 - 645 - 8330	(防災行政無線) 【音声】呼出番号322 【F A X】呼出番号322 + #06
北部公民館 防災支部・市避難所 (第3、第9地区)	023 - 623 - 9073	023 - 625 - 7617	(防災行政無線) 【音声】呼出番号324 【F A X】呼出番号324 + #06
南部公民館 防災支部・市避難所 (第6地区)	023 - 641 - 6701	023 - 641 - 9945	(防災行政無線) 【音声】呼出番号323 【F A X】呼出番号323 + #06
江南公民館 防災支部・市避難所 (第7地区)	023 - 684 - 4428	023 - 684 - 7397	(防災行政無線) 【音声】呼出番号325 【F A X】呼出番号325 + #06
東部公民館及び福祉文化センター 防災支部・市避難所 (第5、第8地区)	023 - 642 - 5181	023 - 625 - 2150	(防災行政無線) 【音声】呼出番号321 【F A X】呼出番号321 + #06

[令4改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
霞城公民館及び総合学習センター防災支部・市避難所 (第10地区)	023 - 643 - 2687	023 - 643 - 2784	(防災行政無線) 【音声】呼出番号326 【F A X】呼出番号326 + #06
鈴川コミセン 防災支部・市避難所 (鈴川地区)	023 - 641 - 3275	023 - 635 - 0461	(防災行政無線) 【音声】呼出番号300 【F A X】呼出番号300 + #06
千歳コミセン 防災支部・市避難所 (千歳地区)	023 - 622 - 2860	023 - 635 - 0509	(防災行政無線) 【音声】呼出番号301 【F A X】呼出番号301 + #06
飯塚コミセン 防災支部・市避難所 (飯塚地区)	023 - 644 - 3479	023 - 644 - 0949	(防災行政無線) 【音声】呼出番号302 【F A X】呼出番号302 + #06
榎沢コミセン 防災支部・市避難所 (榎沢地区)	023 - 644 - 5652	023 - 644 - 3710	(防災行政無線) 【音声】呼出番号303 【F A X】呼出番号303 + #06
出羽コミセン 防災支部・市避難所 (出羽地区)	023 - 684 - 7030	023 - 684 - 1265	(防災行政無線) 【音声】呼出番号304 【F A X】呼出番号304 + #06
金井コミセン 防災支部・市避難所 (金井地区)	023 - 684 - 5900	023 - 684 - 2352	(防災行政無線) 【音声】呼出番号305 【F A X】呼出番号305 + #06
楯山コミセン 防災支部・市避難所 (楯山地区)	023 - 686 - 2001	023 - 687 - 2072	(防災行政無線) 【音声】呼出番号306 【F A X】呼出番号306 + #06
滝山コミセン 防災支部・市避難所 (滝山地区)	023 - 622 - 3401	023 - 635 - 0967	(防災行政無線) 【音声】呼出番号307 【F A X】呼出番号307 + #06
東沢コミセン 防災支部・市避難所 (東沢地区)	023 - 622 - 5480	023 - 635 - 0982	(防災行政無線) 【音声】呼出番号308 【F A X】呼出番号308 + #06
高瀬コミセン 防災支部・市避難所 (高瀬地区)	023 - 686 - 3341	023 - 687 - 2076	(防災行政無線) 【音声】呼出番号309 【F A X】呼出番号309 + #06
大郷コミセン 防災支部・市避難所 (大郷地区)	023 - 681 - 1351	023 - 684 - 2843	(防災行政無線) 【音声】呼出番号310 【F A X】呼出番号310 + #06
南沼原コミセン 防災支部・市避難所 (南沼原地区)	023 - 644 - 3212	023 - 644 - 3712	(防災行政無線) 【音声】呼出番号311 【F A X】呼出番号311 + #06

[平30改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
明治コミセン 防災支部・市避難所 (明治地区)	023 - 684 - 7333	023 - 684 - 2899	(防災行政無線) 【音声】呼出番号312 【F A X】呼出番号312 + #06
南山形コミセン 防災支部・市避難所 (南山形地区)	023 - 688 - 2001	023 - 688 - 3045	(防災行政無線) 【音声】呼出番号313 【F A X】呼出番号313 + #06
大曽根コミセン 防災支部・市避難所 (大曽根地区)	023 - 643 - 2054	023 - 644 - 4167	(防災行政無線) 【音声】呼出番号314 【F A X】呼出番号314 + #06
山寺コミセン 防災支部・市避難所 (山寺地区)	023 - 695 - 2001	023 - 695 - 2164	(防災行政無線) 【音声】呼出番号315 【F A X】呼出番号315 + #06
蔵王コミセン 防災支部・市避難所 (蔵王地区)	023 - 688 - 2120	023 - 688 - 7455	(防災行政無線) 【音声】呼出番号316 【F A X】呼出番号316 + #06
西山形コミセン 防災支部・市避難所 (西山形地区)	023 - 643 - 3104	023 - 644 - 1956	(防災行政無線) 【音声】呼出番号317 【F A X】呼出番号317 + #06
村木沢コミセン 防災支部・市避難所 (村木沢地区)	023 - 643 - 2050	023 - 644 - 8401	(防災行政無線) 【音声】呼出番号318 【F A X】呼出番号318 + #06
本沢コミセン 防災支部・市避難所 (本沢地区)	023 - 688 - 2310	023 - 688 - 7463	(防災行政無線) 【音声】呼出番号319 【F A X】呼出番号319 + #06

※ 表中「コミセン」とは、コミュニティセンターを示す。

2 市避難所（防災支部を兼ねるものを除く。）

種別	電話番号	F A X	無線その他
元木公民館市避難所	023 - 631 - 6551	023 - 631 - 9037	(防災行政無線) 【音声】呼出番号500
第一小学校市避難所	023 - 622 - 0651	023 - 633 - 9301	(防災行政無線) 【音声】呼出番号501
第二小学校市避難所	023 - 622 - 0652	023 - 633 - 9310	(防災行政無線) 【音声】呼出番号502
第三小学校市避難所	023 - 622 - 0653	023 - 633 - 9320	(防災行政無線) 【音声】呼出番号503
第四小学校市避難所	023 - 623 - 6019	023 - 633 - 9321	(防災行政無線) 【音声】呼出番号504
第五小学校市避難所	023 - 622 - 0655	023 - 633 - 9331	(防災行政無線) 【音声】呼出番号505

[平30改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
第六小学校市避難所	023 - 622 - 0656	023 - 633 - 9341	(防災行政無線) 【音声】呼出番号506
第七小学校市避難所	023 - 644 - 3434	023 - 645 - 8586	(防災行政無線) 【音声】呼出番号507
第八小学校市避難所	023 - 631 - 2140	023 - 631 - 9009	(防災行政無線) 【音声】呼出番号508
第九小学校市避難所	023 - 681 - 3600	023 - 681 - 3518	(防災行政無線) 【音声】呼出番号509
第十小学校市避難所	023 - 643 - 4102	023 - 645 - 8590	(防災行政無線) 【音声】呼出番号510
南小学校市避難所	023 - 632 - 3660	023 - 631 - 9019	(防災行政無線) 【音声】呼出番号511
西小学校市避難所	023 - 645 - 0390	023 - 645 - 8594	(防災行政無線) 【音声】呼出番号512
東小学校市避難所	023 - 645 - 5259	023 - 633 - 9540	(防災行政無線) 【音声】呼出番号513
鈴川小学校市避難所	023 - 622 - 2158	023 - 633 - 9571	(防災行政無線) 【音声】呼出番号514
千歳小学校市避難所	023 - 631 - 2164	023 - 631 - 9020	(防災行政無線) 【音声】呼出番号515
金井小学校市避難所	023 - 681 - 8471	023 - 684 - 6768	(防災行政無線) 【音声】呼出番号516
大郷小学校市避難所	023 - 681 - 8472	023 - 684 - 6292	(防災行政無線) 【音声】呼出番号517
明治小学校市避難所	023 - 681 - 8473	023 - 684 - 6879	(防災行政無線) 【音声】呼出番号518
出羽小学校市避難所	023 - 684 - 7321	023 - 684 - 6451	(防災行政無線) 【音声】呼出番号519
楯山小学校市避難所	023 - 686 - 2006	023 - 686 - 4183	(防災行政無線) 【音声】呼出番号520
高瀬小学校市避難所	023 - 686 - 2264	023 - 686 - 4184	(防災行政無線) 【音声】呼出番号521
山寺小・中学校市避難所	023 - 695 - 2004	023 - 695 - 2514	(防災行政無線) 【音声】呼出番号522
東沢小学校市避難所	023 - 629 - 2119	023 - 629 - 2907	(防災行政無線) 【音声】呼出番号523
滝山小学校市避難所	023 - 631 - 2248	023 - 631 - 9034	(防災行政無線) 【音声】呼出番号524
桜田小学校市避難所	023 - 624 - 5083	023 - 633 - 9794	(防災行政無線) 【音声】呼出番号525

[令4改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
南沼原小学校市避難所	023 - 643 - 3010	023 - 645 - 8598	(防災行政無線) 【音声】呼出番号526
宮浦小学校市避難所	023 - 645 - 1479	023 - 645 - 8346	(防災行政無線) 【音声】呼出番号527
蔵王第一小学校市避難所	023 - 688 - 2210	023 - 688 - 9041	(防災行政無線) 【音声】呼出番号528
蔵王第二小学校市避難所	023 - 688 - 2565	023 - 688 - 9042	(防災行政無線) 【音声】呼出番号529
蔵王第三小・二中学校市避難所	023 - 694 - 9042	023 - 694 - 9373	(防災行政無線) 【音声】呼出番号530
南山形小学校市避難所	023 - 688 - 2430	023 - 688 - 9043	(防災行政無線) 【音声】呼出番号531
みはらしの丘小学校市避難所	023 - 689 - 0181	023 - 688 - 2333	(防災行政無線) 【音声】呼出番号532
本沢小学校市避難所	023 - 688 - 2420	023 - 688 - 9044	(防災行政無線) 【音声】呼出番号533
西山形小学校市避難所	023 - 643 - 3011	023 - 645 - 8602	(防災行政無線) 【音声】呼出番号534
村木沢小学校市避難所	023 - 643 - 2240	023 - 645 - 8606	(防災行政無線) 【音声】呼出番号535
大曾根小学校市避難所	023 - 643 - 2134	023 - 645 - 8614	(防災行政無線) 【音声】呼出番号536
第一中学校市避難所	023 - 622 - 0121	023 - 633 - 9797	(防災行政無線) 【音声】呼出番号537
第二中学校市避難所	023 - 644 - 3902	023 - 645 - 8253	(防災行政無線) 【音声】呼出番号538
第三中学校市避難所	023 - 644 - 3903	023 - 645 - 8492	(防災行政無線) 【音声】呼出番号539
第四中学校市避難所	023 - 622 - 3904	023 - 633 - 9801	(防災行政無線) 【音声】呼出番号540
第五中学校市避難所	023 - 622 - 0559	023 - 633 - 9802	(防災行政無線) 【音声】呼出番号541
第六中学校市避難所	023 - 622 - 0314	023 - 633 - 9803	(防災行政無線) 【音声】呼出番号542
第七中学校市避難所	023 - 684 - 7555	023 - 684 - 6459	(防災行政無線) 【音声】呼出番号543
第八中学校市避難所	023 - 643 - 2241	023 - 645 - 8496	(防災行政無線) 【音声】呼出番号544
第九中学校市避難所	023 - 688 - 2220	023 - 688 - 9045	(防災行政無線) 【音声】呼出番号545

[平 3 0 改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
第十中学校市避難所	023 - 643 - 1236	023 - 645 - 8315	(防災行政無線) 【音声】呼出番号546
金井中学校市避難所	023 - 681 - 8474	023 - 684 - 6624	(防災行政無線) 【音声】呼出番号547
高楯中学校市避難所	023 - 686 - 6029	023 - 686 - 4185	(防災行政無線) 【音声】呼出番号548
蔵王第一中学校市避難所	023 - 688 - 2516	023 - 688 - 9046	(防災行政無線) 【音声】呼出番号549
商業高等学校市避難所	023 - 643 - 4116	023 - 643 - 4118	(防災行政無線) 【音声】呼出番号550
南部体育館市避難所	023 - 641 - 6705		(防災行政無線) 【音声】呼出番号323 (南部公民館)
江南体育館市避難所	023 - 684 - 4296		(防災行政無線) 【音声】呼出番号325 (江南公民館)
福祉体育館市避難所	023 - 635 - 1771		(防災行政無線) 【音声】呼出番号551
蔵王体育館市避難所	023 - 694 - 9876		(防災行政無線) 【音声】呼出番号552
元双葉小学校市避難所			(防災行政無線) 【音声】呼出番号553
山形刑務所 (鍛錬場) 市避難所	023 - 686 - 2114		(防災行政無線) 【音声】呼出番号406
山形東高等学校市避難所	023 - 631 - 3500	023 - 631 - 3517	(防災行政無線) 【音声】呼出番号554
山形西高等学校市避難所	023 - 641 - 3504	023 - 641 - 3517	(防災行政無線) 【音声】呼出番号555
山形南高等学校市避難所	023 - 622 - 3502	023 - 622 - 3515	(防災行政無線) 【音声】呼出番号556
山形北高等学校市避難所	023 - 622 - 3505	023 - 622 - 3554	(防災行政無線) 【音声】呼出番号557
山形工業高等学校市避難所	023 - 622 - 4934	023 - 622 - 4900	(防災行政無線) 【音声】呼出番号413
山形中央高等学校市避難所	023 - 641 - 7311	023 - 641 - 7313	(防災行政無線) 【音声】呼出番号558
山形大学市避難所	023 - 628 - 4006		(防災行政無線) 【音声】呼出番号559
山形大学附属小学校 市避難所	023 - 641 - 4444	023 - 641 - 8594	(防災行政無線) 【音声】呼出番号560
山形大学附属中学校 市避難所	023 - 641 - 4440	023 - 641 - 4441	(防災行政無線) 【音声】呼出番号561

[平 3 0 改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
東北文教大学体育館 市避難所			(防災行政無線) 【音声】呼出番号405
べにっこひろば市避難所	023 - 679 - 9336	023 - 673 - 9337	(防災行政無線) 【音声】呼出番号407

3 関係機関

種別	電話番号	F A X	無線その他
山形県危機管理課	023-633- 2231、2654 2255、3244	023-633-4711	(県防災無線) 7-800-1072、1242、1243、1244 (TEL) -1500 (FAX)、1501 (FAX)
山形県村山総合支庁総務課	023-621-8234	023-624-3056	(衛星携帯) 090 - 5358 - 6920 090 - 2362 - 0881 (県防災無線) 6-810-100、120 (TEL)、150 (FAX)
山形県警察本部	023-626-0110		(県防災無線) 7-800-2955 (玄関受付)
山形警察署	023-627-0110	023-622-4404	
陸上自衛隊第六師団	0237 - 48-1151	0237-48-1151 (内線419)	(県防災無線) 6-617-0 (当直長室)、3 (3科事務室)、8 (FAX)
東北財務局山形財務事務所	023-641-5177	023-632-5763	
東北農政局山形地域センター	023-622-7247	023-632-1509	
山形森林管理署	0237-86-3161	0237-86-3163	
山形労働基準監督署	023-624-6211	023-624-8220	
東北運輸局山形運輸支局	023-686-4711	023-686-5012	
山形地方气象台	023-622-0632	023-625-3198	
国土交通省山形河川国道事務所(計画課)	023-688-8421 023-688-8932	023-688-8393	調査第一課 (鮎洗水位観測所ホットライン) 023-688-8933
郵便事業株式会社 山形南支店	023-622-0735	023-622-0735	
東日本旅客鉄道株式会社山形駅	023-631-2131	023-631-9864	広報 023-622-8977
東日本電信電話株式会社山形支店 (NTT)	023-621-9600	023-631-1134	(県防災無線) 6-622-0、622-8 (FAX)
日本銀行山形事務所	023-622-4004	023-627-1171	
日本赤十字社山形県支部	023-641-1353	023-641-8861	
日本放送協会山形放送局(NHK)	023-625-9511	023-624-3148	(県防災無線) 6-624-0、624-8 (FAX)
日本通運株式会社山形支店	023-623-4111	023-623-4322	

[令4改]

種別	電話番号	F A X	無線その他
東北電力株式会社山形電力センター	023-634-8030	023-625-8153	停電状況問い合わせ 023-634-8030 (9:00~17:00) 0120-175-366 (夜間)
山形放送株式会社(YBC)	023-622-6360	023-631-5208	(県防災無線) 6-626-0、624-6 (FAX)
山交バス株式会社	023-647-5171	023-644-8645	
第一貨物株式会社山形支店	023-684-1301	023-684-1309	
山形ガス株式会社	023-623-0085	023-624-1447	
株式会社山形テレビ(YTS)	023-647-1301	023-644-2991	(県防災無線) 6-627-0、627-8 (FAX)
(一社)山形市医師会	023-641-3650	023-624-6754	
株式会社テレビユー山形(TUY)	023-624-8123	023-624-8370	(県防災無線) 6-628-0、628-8 (FAX)
株式会社エフエム山形	023-625-0804	023-625-0805	(県防災無線) 6-630-0、630-8 (FAX)
株式会社さくらんぼテレビジョン(SAY)	023-628-3905	023-635-2110	(県防災無線) 6-629-0、629-8 (FAX)
株式会社NTTドコモ 東北支社山形支店	023-615-1500	023-615-1515	
山形市自主防災組織連絡協議会 (代)	023-641-1212	023-624-8847	
山形市女性防火連絡協議会	023-634-1199	023-624-6687	
(社)山形県看護協会	023-685-8033	023-646-8868	
特定非営利活動法人東日本地域放送 支援機構	023-634-0762	023-633-7622	
NEXCO仙台管理センター	022-226-1525		東日本お客様センター 0570-024-024 日本道路交通センター山形情報 050-3369-6606

[令4改]

13 気 象 概 況

令和5年9月1日現在 山形地方気象台

項 目 (統計開始年)		順 位				
		1	2	3	4	5
日最高気温 (高い方から) (1889年)	単位：℃	40.8	39.0	38.9	38.8	38.4
	年 月 日	1933.07.25	2018.08.23	1994.08.13	1962.08.03	1978.08.02
日最低気温 (低い方から) (1889年)	単位：%	-20.0	-19.0	-18.5	-16.8	-16.7
	年 月 日	1891.01.29	1891.02.04	1907.02.12	1942.02.12	1939.01.18
日最小相対湿度 (1950年)	単位：%	7	8	9	10	11
	年 月 日	2017.05.04 2015.04.26 2002.05.02 2001.04.05	2006.04.15	2019.04.18 2016.04.20 2016.04.12 2015.04.25 2001.05.13 1999.05.12	2017.04.30 2009.04.18 2005.05.03 2002.04.15 2001.04.16 1971.04.12	2019.03.09 2004.05.07 2003.04.17 2001.03.24 2000.05.30 1997.05.01 1997.05.03 1977.05.01 1967.04.27
日最大風速 (1889年)	単位：m/s	21.4 南西	20.2 南東	19.0 南南東	18.6 南南東	16.7 南東
	年 月 日	1957.12.13	1959.09.27	1949.09.01	1912.09.23	1918.09.24
日最大瞬間風速 (1941年)	単位：m/s	32.6 南東	32.2 南西	31.7 南東	29.2 西	29.0 南南東
	年 月 日	1959.09.27	1957.12.13	1994.09.30	1944.09.07	1949.09.01
日最大10分間降水量 (1937年)	単位：mm	29.0	24.0	22.0	21.0	20.0
	年 月 日	1958.08.02	2016.07.30	2010.07.04	2015.07.22 2010.08.11	1981.08.03 1953.08.07

〔令4改〕

日最大1時間降水量 (1931年)	単位：mm	74.5	57.0	55.0	54.3	53.0
	年 月 日	1981.08.03	2006.08.22	2006.08.23	1938.08.31	2010.08.11
日降水量 (1889年)	単位：mm	217.6	201.6	177.7	157.9	155.5
	年 月 日	1913.08.27	1938.08.31	1940.08.27	1907.08.28	2020.07.28
積雪の深さの月最大値 (1893年)	単位：cm	113	107	105	100	98
	年 月 日	1981.01.08	1936.02.1	1938.01.08	1936.01.31	1981.02.05

[令4改]

14 既往災害一覧表

(1) 火 災

年 月 日	場 所	原 因 ・ 状 況 等	主 な 被 害
文政2. 4. 27	七 日 町	七日町田楽焼の店『足柄屋』和右衛門の2階酒宴の席から出火し、市北の殆どが焼失、俗に和右衛門火事という。 (焼失町名) 七日町、三日町、六日町、鍛冶町、円応寺、宮町、小橋町、薬師町、歩町	焼失棟数 1,115
明治27. 5. 26	あ か し 町	あかし町武田徳太郎所有の家に済生館に入院していた無籍の聾者福太郎が放火し、大火となった。 (焼失町名) あかし町、横町、三日町、材木町、塗師町、諏訪町、桶町、小姓町、地藏町	焼失棟数 1,275 死 傷 者 15
明治44. 5. 8	七 日 町	七日町そば屋高井栄蔵方の煙突の飛火が南西の烈風に煽られ、市北一帯に燃え広がり、県庁、市役所、警察署、裁判所、学校、銀行、寺社等を類焼した。 (焼失町名) 七日町、旅籠町、香澄町、六日町、宮町等市北一帯	焼失棟数 1,313 死 者 3 負 傷 者 多数 損 害 額 1,880千円
明治44. 5. 24	十 日 町	16歳の少女の放火により、火元の十日町田中やす宅から前田部落まで延焼した。 (焼失町名) 十日町、諏訪町、小荷駄町、あかし町、材木町、小姓町	焼失棟数 114
大正10. 6. 8	飯 塚 町	原因 子供の火遊び 火元 飯塚町 若田吉五郎宅	焼失棟数 56 損 害 額 80千円
大正12. 11. 15	県立男子師範学校	師範学校寄宿舎、附属建物その他3,333㎡と民家1棟を焼失した。原因は不明。	死 者 7 負 傷 者 6 損 害 額 126千円
昭和19. 2. 23	第 一 女 学 校	第一女学校理科実験室から出火し、同校校舎と県立師範学校女子寮5,511㎡を焼失した。	焼失棟数 19 損 害 額 178千円
昭和22. 7. 26	蔵 王 温 泉	浮浪者の焚き火が原因で蔵王温泉河原湯から出火し、辻屋、蔵王館、能登屋に延焼した。	全 焼 14 半 焼 2 損 害 額 11,000千円
昭和22. 8. 28	第 二 小 学 校	第二小学校から出火し、第三中学校併用8棟4,234㎡と民家1棟を全焼した。	損 害 額 37,527千円
昭和22. 11. 11	日 本 飛 行 機 (株)	日本飛行機㈱の貨物自動車(代燃車)から飛火し、浄光寺、実相寺、誓願寺観音堂等、鉄砲町の一部を焼失した。	焼失棟数 26 損 害 額 38,093千円

年 月 日	場 所	原 因 ・ 状 況 等	主 な 被 害
昭和23. 2. 19	山形地方裁判所	山形地方裁判所本館2,713㎡を全焼。	損 害 額 30,000千円
昭和24. 9. 24	鈴川小学校	鈴川小学校の調理室から出火し、校舎2,528㎡と民家1棟を全焼した。	損 害 額 9,350千円
昭和26. 4. 22	山形電話局	山形電話局通信技術員休憩室から出火し、同局を全焼した。 原因は、たばこの吸殻。	損 害 額 126,000千円
昭和26. 8. 18	宮町	宮町（北駅前）の旅館菅原巳之介方風呂場から出火し、1,587㎡を焼失した。	焼失棟数 8 損 害 額 9,170千円
昭和36. 3. 11	東沢小学校	東沢小学校職員室付近から出火、小学校を全焼した。 原因不明。	負 傷 者 2 全 焼 2 損 害 額 27,364千円
昭和36. 5. 17	村木沢	村木沢長根地区の窯場から出火し、小学校に類焼した。	負 傷 者 14 全 焼 14 損 害 額 4,087千円
昭和37. 3. 30	村木沢	村木沢出張所から出火し、民家2世帯、農協、公民館を焼失した。 原因は、布団がいろいろに入り着火したため。	死 者 1 負 傷 者 4 全 焼 8 半 焼 1 損 害 額 11,880千円
昭和38. 8. 16	小姓町	池田製作所から出火、工場を全焼し付近の民家9棟が類焼、11世帯がり災した。 原因は、火消しつぼの過熱。	全 焼 11 半 焼 1 部 分 焼 5 損 害 額 32,511千円
昭和39. 8. 16	小白川町	日新工業製紙工場から出火、民家6世帯に類焼し、3,802㎡を焼失。山形市戦後最大の被害となった。 アセチレンの炎が粉じんに着火したのが原因。	負 傷 者 2 全 焼 7 半 焼 2 部 分 焼 2 損 害 額 237,681千円
昭和42. 12. 23	城北町	山形木工(株)の塗装室から出火し、工場の一部と隣接の住宅3棟を全焼した。 原因不明。	全 焼 9 半 焼 1 部 分 焼 4 損 害 額 94,899千円
昭和43. 2. 18	緑町	新築西通りの飲食店鳥久から出火、元梅鉢湯の建物の中に飲食店街として数軒あり、932㎡を焼き、15世帯がり災した。 原因は、石油ストーブの転倒によるもの。	負 傷 者 1 全 焼 4 半 焼 1 部 分 焼 4 損 害 額 40,824千円
昭和44. 6. 4	蔵王上野	台所から出火し、隣接の住居等延916㎡を焼損した。 原因は、プロパンガスコンロの消し忘れ。	全 焼 11 部 分 焼 2

年 月 日	場 所	原 因 ・ 状 況 等	主 な 被 害
昭和45. 1. 5	七 日 町	キャバレークラブはくちょう調理室から出火し、隣接の店舗併用住宅893㎡を焼損した。原因は、プロパンガスコンロの消し忘れ。	負 傷 者 3 全 焼 4 部 分 焼 4 損 害 額 76,157千円
昭和46. 3. 29	大字上宝沢字不動沢	蔵王山荘調理室でプロパンガスボンベを交換中出火し、延べ1,265㎡、390㎡の2棟を全焼し、147名の宿泊者と56名の従業員が災した。	負 傷 者 1 全 焼 2 損 害 額 108,932千円
昭和48. 5. 16	蔵 王 成 沢	アスファルトの過熱により発火し、山形フローリング工業(株)工場を全焼した。	全 焼 6 部 分 焼 1 損 害 額 112,748千円
昭和53. 4. 15	十日町 2 - 2 - 2	家具作業所付近から出火し、隣接旅館、事務所等6棟867㎡を全半焼した。原因不明。	全 焼 5 半 焼 1 損 害 額 40,577千円
昭和53. 5. 28	宮 町 1 - 1 0 - 1 5	子供の火遊びから倉庫等8棟1,158㎡を全半焼した。	全 焼 7 半 焼 1 損 害 額 93,938千円
昭和53. 8. 9	東 原 町 2 - 2 1 - 3 5	LP ガス地下配管のガス漏れに引火爆発し、アパートの居住者等12名が負傷した。	負 傷 者 12 全 壊 1 半 壊 1 損 害 額 22,150千円
昭和58. 2. 21	蔵 王 温 泉	蔵王温泉観光ホテルから出火し、2棟延2,036㎡を全焼し、更に隣接の柏屋旅館4棟1,540㎡を全焼し、宿泊客、従業員あわせて11名が死亡し、2名が負傷した。	死 者 11 負 傷 者 2 全 焼 5 半 焼 1 部 分 焼 1 損 害 額 308,563千円
昭和58. 9. 24	若 葉 町 1 0 - 3	アパートから出火し、隣接家屋等延335㎡を全半焼した。	負 傷 者 1 全 焼 2 半 焼 1 部 分 焼 3 損 害 額 69,828千円
昭和59. 4. 3	城 南 町 1 - 1 5 - 2	国鉄山形駅西口のアパートでガス爆発により出火、部分焼1棟の他、6棟のガラス窓が破損した。	死 者 1 負 傷 者 2 部 分 焼 1 損 害 額 4,167千円
昭和59. 12. 4	大 字 長 谷 堂 9 9	たばこ火の不始末が原因で、鮮魚小売店から出火し、隣接家屋等延312㎡を全半焼した。	負 傷 者 1 全 焼 2 半 焼 1 部 分 焼 1 損 害 額 36,492千円
昭和59. 12. 22	宮 町 二 丁 目 1 4 - 2 3	搬送中の火種が落下し、作業場と隣接する家屋等延480㎡を全焼した。	全 焼 2 部 分 焼 4 損 害 額 38,492千円

年 月 日	場 所	原 因 ・ 状 況 等	主 な 被 害
昭和60. 2. 8	大 字 村 木 沢 2 9 9	豆炭残火の不始末により物置から出火し、隣接する住居、作業場等319㎡を全半焼した。	全 焼 5 部 分 焼 2 損 害 額 30,571千円
昭和60. 3. 18	上 町 一 丁 目 1 - 8 2	石油ストーブの取扱不注意のため、住居から出火し、隣接する店舗等267㎡を全半焼した。	死 者 1 全 焼 1 半 焼 1 部 分 焼 1 損 害 額 45,714千円
昭和60. 4. 6	北 町 四 丁 目 1 3 - 8	たき火の不始末のため、倉庫から出火し281㎡を焼失。製品等が焼損した。	半 焼 1 損 害 額 39,000千円
昭和61. 6. 13	宮 町 五 丁 目 1 - 2 6	焼却炉の炎の輻射熱が木造倉庫の壁体に着火したため、隣接している住宅、倉庫等に延焼、延369㎡を焼損した。	負 傷 者 1 全 焼 8 部 分 焼 5 損 害 額 16,827千円
昭和62. 5. 8	幸 町 1 2	倉庫付近から出火し、隣接している住宅、工場、倉庫等に延焼、延506㎡を焼損した。	全 焼 3 半 焼 2 部 分 焼 4 損 害 額 44,182千円
昭和63. 2. 26	大 字 風 間 1 3 5 6	木工場から出火、隣接している住宅に延焼、延448㎡を焼損した。	全 焼 2 部 分 焼 3 損 害 額 45,057千円
昭和63. 10. 29	小 白 川 町 一 丁 目 8 - 2 8	住宅から出火し、隣接している住宅に延焼、延べ130㎡焼損した。	死 者 2 負 傷 者 1 全 焼 1 損 害 額 7,325千円
昭和63. 10. 29	五 日 町 2 - 1 0	庫裡から出火、本堂、位牌堂など延べ448㎡全焼した。	負 傷 者 1 全 焼 1 損 害 額 68,793千円
平成 2. 3. 29	宮 町 二 丁 目 1 1 - 3 9	溶解炉からの取出し口が詰まったので、緊急措置として炉の底部の蓋を解放したときに爆発が起り、死者1名、負傷者9名が発生した惨事となった。	死 者 1 負 傷 者 9 部 分 焼 1 損 害 額 36,796千円
平成 2. 5. 28	大 字 山 寺 4 7 3 5	納屋で精米作業中に出火し、折からの異常乾燥も重なり住屋2棟非住屋4棟が全焼した。	全 焼 6 部 分 焼 1 損 害 額 36,796千円
平成 4. 4. 16	東 山 形 一 丁 目 9 - 1 2	住宅の1階部分から出火した火災は、2階建1棟を全焼し、隣家を半焼、その他3棟の住宅、1棟の共同住宅を部分焼、延べ116㎡を焼損した。また、身体の不自由な66歳女性1名が焼死した。	死 者 1 全 焼 1 部 分 焼 4 損 害 額 24,413千円
平成 6. 2. 21	蔵 王 温 泉	木造サイディング張2階建トタン葦延688㎡の旅館とプレハブ造平屋建物置3棟が焼損した火災であったが、宿泊者89名が全員無事避難した。	全 焼 2 部 分 焼 1 損 害 額 63,905千円

年 月 日	場 所	原 因 ・ 状 況 等	主 な 被 害
平成 6 . 4 . 25	大 字 中 野 目	住宅 5 棟、非住屋 6 棟延1,206㎡が延焼した火災で、当日は最大瞬間風速14.2mを記録し、乾燥注意報が発令されていた。	全 焼 8 部 分 焼 3 被 害 額 101,354千円
平成 6 . 5 . 26	五 日 町	建具製作所から出火した火災で、焼損面積1,542㎡、16世帯53名が災した。連日の好天続きで、最大風速16m、飛火により火災が拡大した。	全 焼 13 半 焼 1 部 分 焼 16 被 害 額 149,368千円
平成 6 . 12 . 6	双 月 町	木造モルタル 2 階建、トタン葺延136㎡全焼、一家 5 名が死傷した。	死 者 3 負 傷 者 2 全 焼 1 被 害 額 21,936千円

(2) 自然災害

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
明治23. 7. 23 ～8. 24	水 害	7月23日から8月24日まで雨が続き、8月5日夜から7日にわたる大雨、22、23日の両日の強雨のため、馬見ヶ崎川が出水し、堤防の決壊随所に起こり、家屋の流失、道路の決壊、田畑の冠水等大きな被害を出した。	死 者 3名 重 傷 者 3名 流失家屋 17棟 床下浸水 1,259棟 田畑冠水 162ha 道路決壊 1,600m 堤防決壊 2,988m 堤防損壊 1,080m 被 害 額 81,779円94銭4厘
明治27. 12. 10 ～11	水 害	季節はずれの大雨（降水量111mm、山形地方気象台）が降り、馬見ヶ崎川が大洪水となり、堤防の決壊、家屋・橋の流失等の被害があった。	流失家屋 不明 堤防決壊 10ヶ所 338.4m 被 害 額 1,808円4厘
明治32. 12. 24	風 水 害	日本海にあった低気圧の旋風化により、12月24日夜半1時頃から大暴風となり、大木や塀の倒壊が相次ぎ、屋根がはがされる等の被害も多く、古老によれば50年来の大風との由。	全 壊 5棟
明治35. 9. 28	風 害	関東、北陸を横断して日本海に抜けた極めて優勢な台風の影響により、本県の風災中猛威第一位といわれる暴風が本市一帯を襲い（山形地方気象台風速11.6m/S）大きな被害を受けた。	死 者 2名 重 傷 者 多数 全 壊 113棟 半 壊 55棟 一部破損 615棟
明治40. 8. 27 ～28	水 害	27日夜来の豪雨は、翌28日には降雨量185mmに達し、数日続いた総雨量は実に241mmとなり馬見ヶ崎川は大氾濫をみた。28日未明にはすでに九十九橋（現在の馬見ヶ崎橋）が流失、山形、印役、沖の原で家屋の流失がでた。午後1時頃には旅籠町、薬師町の浸水がはなはだしく、奥羽本線は一時不通となり、夜になっても災害の恐怖は去らなかった。	全 壊 25棟 床上浸水 多数 堤 防 笹堰水門他 11ヶ所決壊 復 旧 費 52,839円6銭4厘
明治42. 4. 6 ～7	水 害	6日より降り続いた雨量は、山形で41mmに過ぎなかったが諸河川は雪解水により増水したため馬見ヶ崎川の堤防決壊し、一部で交通が途絶したほか、楯山地区高瀬川では警戒中の消防士1名が殉職した。	全 壊 1名 笹堰外堤、天神裏外堤等 7ヶ所決壊 被 害 額 80,255円96銭9厘
大正2. 8. 26 ～27	水 害	26日の夕刻から振り出した雨は、優勢な台風が北上接近するにつれて次第に雨勢を増し、当地方として稀にみる豪雨となった。27日午前には警鐘を鳴らして警戒したが、降雨量（26、27日合計）が277mmに達し、山形師範学校（現山形北高等学校）の堤防が決壊した。市内は惨状その極に達し旧県庁前広場の水深8尺（約2.4m）と伝えられ、家屋の流失、浸水、堤防・道路の決壊、橋りょうの流失等の被害が出た。	全 壊 6棟 床上浸水 573棟 田畑冠水 600ha 道路決壊 3,546m 橋梁流失 5ヶ所 堤防決壊 326m 堤防破損 1,000m 復 旧 費 72,545円66銭

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
昭和4. 5. 23 ～24	風 水 害	<p>優勢な低気圧が三陸沖を北上し、奥羽山系に豪雨、村山地方を中心に強風があり、山形の総雨量は150mm、蔵王温泉で292mmに達し、最大風速12.0m/Sを観測した。</p> <p>この暴風雨のため、名産桜桃の倒伏は11,831本を数え、須川、馬見ヶ崎川等の出水により道路、橋梁の決壊流失等多大の被害が出た。</p> <p>なお、復旧補助費は、総額205万円（当時山形市の年間予算は58万円）にのぼった。</p>	<p>道路決壊 多数</p> <p>橋梁流失 多数</p>
昭和13. 8. 27 ～9. 1	水 害	<p>優勢な台風が八丈島を通り、8月27日から9月1日までの雨量は300～400mmにも達した。特に、東沢地区関沢においては合計雨量653mmに達した。また市内においても3日間で301mm、4時間104mm、1時間54mmを記録した。</p> <p>この大雨のため、馬見ヶ崎川は31日未明来大出水となって、市内の水道の断水5日間に及び、1日には堤防の一部決壊、道路・橋梁の損壊、家屋の浸水等多くの被害を出したため、山形連隊から軍隊が出動し、市消防団と協力して水防活動にあたった。</p>	<p>床上浸水 343棟</p> <p>道路決壊 多数</p> <p>橋梁流失 多数</p> <p>堤防決壊 多数</p>
昭和23. 9. 15 ～16	風 水 害	<p>15日から16日にかけて本州に接近したアイオン台風の影響をうけて、県下全般に豪雨があり、各地に大きな被害を出したが、市内では須川が出水し、飯塚地区の中川堤防が決壊して田畑45町歩に浸水した。</p>	<p>田畑冠水 45ha</p> <p>堤防決壊 1ヶ所</p>
昭和24. 9. 1	風 害	<p>神奈川県から新潟県を日本海に抜けたキティ台風が酒田沖を通過する際、当市にも影響を及ぼし稀にみる暴風となった。山形の最大風速は19.0m/Sで当時の山形地方気象台創立以来第一位の記録となった。</p> <p>この台風のため、各地で住家、果樹その他多数の被害が発生した。</p>	
昭和31. 7. 14 ～17	水 害	<p>梅雨前線による豪雨のため17日朝、須川その他山形市の南西地帯の大小河川が増水し、飯塚、榎沢、金井、大郷、明治地区の道路、橋梁、田畑、家屋が流失した。被害総額は、実に1億数千円にものぼった。</p>	<p>流失家屋 多数</p> <p>床上浸水 多数</p> <p>田畑冠水 多数</p> <p>道路決壊 多数</p> <p>橋梁決壊 多数</p> <p>堤防決壊 多数</p>
昭和32. 7. 7 ～8	水 害	<p>活発な梅雨前線の活動に伴い、7日夜から8日にかけて県下各地に豪雨が降り、山形85mm、蔵王山（三宝荒神）140mmの雨量を観測した。</p> <p>このため、須川から西の大小河川が出水し、消防、水防団員が出動し、被害の拡大防止にあたったが多大な被害が出た。</p>	<p>床上浸水 32棟</p> <p>床下浸水 132棟</p> <p>田畑冠水 304ha</p>
昭和32. 12. 3 ～18	風 害	<p>黄海から日本海に入った低気圧が猛烈に発生し旋風化するともに、早い速度で本州の沿岸沿いに東北東進し、昼過ぎ東北地方北部を経て北海道南方に抜けた。このため暴風となり、山形では午後2時過ぎには最大風速21.4m/S（瞬間最大風速32.2m/S）を観測した。これは山形地方気象台創立以来の記録であった。</p>	<p>死 者 1名</p> <p>重 傷 者 10名</p> <p>全 壊 19棟</p> <p>半 壊 142棟</p> <p>（うち学校3）</p>

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
		<p>気象台では暴風警報を発し、市消防本部は警戒指令を出して、関係署、所、団が防災活動にあたったが、家屋の全半壊、小・中学数校に一部倒壊等の被害が出た。</p> <p>これは、明治35年9月28日の台風に次ぐ被害で、総額1億数千円にのぼった。</p>	
昭和34. 9. 26 ～27	風 害	<p>紀伊半島に上陸した大型台風15号（伊勢湾台風）は最低気圧829mbを示し、その後75kh/時の速さで中部地方を通り、僅か6時間余りで本土を縦断し、27日朝北東進して千島南方に去った。</p> <p>山形は26日夜半から暴風圏に入ったが、午後8時30分には山形地方気象台から暴風警報が発せられ厳重な警戒に当たった。この台風のため、山形の瞬間最大風速は20.2m/Sを記録した。暴風のため県内でも山形市付近が最も被害が大きく、中でも果実の被害が甚大で、家屋の全半壊、樹木の倒伏、電柱の倒壊、電線の切断が多発した。滝山小学校と蔵王第一小学校が倒壊するという事態が発生したが、夜間のため生徒不在で大事に至らなかった。なお、山形市付近が強風時にフェーン現象気味となり、気温が29.5℃まで上昇したため、一時火災の危険も懸念されたが事故もなく終わった。</p>	全 壊 多数 半 壊 多数
昭和36. 9. 16	風 害	<p>室戸岬に上陸した第2室戸台風は中心気圧934mb、毎時7kmで北東に進み、本県に最も接近したのは16日午後8時で、念珠ヶ関沖約70kmを毎時100km以上の猛スピードで北上した。この台風は、本県付近を通過した台風としては最上級のものであった。</p> <p>山形地方気象台で瞬間最大風速南西の28.0m/S、最大風速15.8m/Sを観測した。このため山形市では、家屋の全半壊、樹木の倒伏、電線の切断が多発したが、適切な予報と市民各自による予防措置により最小限の被害にとどまった。</p>	全 壊 1棟 半 壊 13棟 一部損壊 408棟
昭和39. 6. 16	新 潟 地 震	<p>午後1時頃新潟市で発生した地震は、酒田、新庄で震度5の強震、山形、尾花沢では震度4の中震であった。山形市の被害状況は、家屋の全半壊、一部破損のほか、道路の地割れ、堤防の決壊、地盤の沈下が各所に発生、さらに電線の切断、電柱の傾斜、煙突の倒壊等が多発し、農業関係施設にも相当の被害が発生した。</p>	全 壊 2棟 半 壊 12棟 一部損壊 108棟 農地決壊 数ヶ所 堤防決壊 数ヶ所
昭和41. 7. 17 ～18	水 害	<p>活発な梅雨前線の北上により16日夜から17日にかけて降り続いた雨は、鳥海山系で600mm、平地においては100mm前後の大雨となり、各地に被害が続出した。</p> <p>18日9時頃、須川樫沢橋に山形交通のバスが立往生し、救助隊によって乗客、乗員が救出された。この大雨の特徴としては、東少西多で蔵王山系は比較的少なかったが、西方須川沿岸の村木沢、大曾根、大郷の各地区に被害が多発した。</p>	床上浸水 286棟 床下浸水 271棟 橋梁被害 2ヶ所 河川被害 26ヶ所

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
昭和42. 8. 28 ～29	水 害 (羽越豪雨)	夏と秋を分ける季節の変わり目の前線が本州中部に停滞し28日夕刻から29日にかけて、空前の豊作がみこまれた穀倉地帯の新潟、山形、福島の一部に集中豪雨を降らせ、その降水量は山間部で400mmに達し、本市の被害は、須川沿岸の本沢、飯塚、榎沢、金井、大郷の各地区に多発した。	床上浸水 住 家 88棟 非住家 12棟 床下浸水 2ヶ所 住 家 235棟 非住家 208棟 田畑冠水 10ha 橋梁被害 2ヶ所
昭和46. 7. 15 ～16	水 害	15日夜半から降雨があり、翌16日午前4時35分山形地方気象台から大雨、雷雨、洪水注意報が発表された同時刻には、すでに中野地区に道路の冠水が見られるなど、各地の河川は出水し、がけ崩れ、床上浸水等の被害が相次いで発生した。 市の被災区域は、滝山、蔵王、飯塚、南沼原、南山形、大郷の各地域にわたった。	床上浸水 住 家 5棟 非住家 15棟 床下浸水 住 家 81棟 非住家 37棟 田畑冠水 35.2ha 道路決壊 1ヶ所 土砂崩れ 1ヶ所
昭和49. 7. 28	水 害	午前から午後にかけて局地的に雷を伴った集中豪雨が襲来し、須川沿岸の中小河川が氾濫した。須川は船町付近で警戒水位近くまで増水し、船町地内の木橋が流失、その付近で川岸が10mにわたり崩落ちしたのをはじめ、数箇所土砂崩れ、地割れ等が発生した。	床上浸水 1棟 床下浸水 38棟 果樹被害 3ha 田畑冠水 31ha 道路冠水 3ヶ所 道路欠所 2ヶ所 土砂崩れ 1ヶ所 堤防決壊 1ヶ所 農業被害 21,220千円
昭和51. 8. 5 ～7	水 害	前日から降り続いた大雨で市北部、出羽、明治、大郷、山寺地区に発生した。道路冠水は14ヶ所に及び、山寺では土砂崩れが発生した。 り 災世帯数 123世帯数 り 災者数 431人 被 害 額 5,954千円	床上浸水 住 家 2棟 非住家 4棟 床下浸水 121棟 田畑流失 0.1ha 田畑冠水 45ha 道路欠所 4ヶ所 土砂崩れ 1ヶ所 河川被害 4ヶ所 文教施設被害 1ヶ所
昭和51. 12月 ～52. 2月	雪 害	年末から降り続いた大雪は1月7日ですべてに85cmを記録し、近年にない豪雪となった。 家屋など20棟が雪の荷重で押しつぶされたのをはじめ、樹木、工作物の倒壊が続出、道路交通も一時マヒ状態になるなど市民生活に重大な影響を与えた。なお、市に豪雪対策本部が設置され、復旧にあたり、3月24日解散した。	死 者 3名 重軽傷者 11名 全 壊 5棟 (事務所) 半 壊 1棟 一部破損 3棟 農地被害 50.71ha 66,742千円 市道被害 10km 40,000㎡ 2,000千円

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
昭和52. 9. 19 ~20	風 水 害	秋雨前線の通過と台風11号の接近で、午後から日没にかけて風雨が強まり雨量は100mm近くになり、特に市内南西部の中小河川が増水し、堤防決壊、道路冠水等の被害が発生した。	床上浸水 2棟 床下浸水 27棟 田畑冠水 79.1ha 農業被害 17,851千円 林道被害 9ヶ所 6,100千円
昭和53. 6. 12	宮 城 県 沖 地 震	午後5時14分宮城県沖にマグニチュード7.4の地震が発生し、山形市では震度4の中震を記録した。地震の影響で全市が停電したため、折からの帰宅ラッシュと重なり一時混乱し、交通もマヒ状態となったが、幸い大きな被害はなかった。	
昭和54. 3. 31	風 害	低気圧の通過によって、夜半から未明にかけて暴風雨となり、午前3時30分には瞬間最大風速の風25.3m/Sを記録、市内全域にわたり建物等に大きな打撃を受けた。 なお、市では暴風被害対策本部を設置し、救済・復旧にあたった。	重軽傷者 8名 全 壊 27棟 半 壊 27棟 一部破損 227棟 工作物等の被害 103件 樹木の折損等 多数
昭和54. 7. 29	水 害	前夜半から降り続いた大雨は、市の西部一帯でかなりの雨量となり、西山形遅沢川堤の一部決壊したのをはじめ、青田地内で竜山川が溢水寸前まで増水、消防隊が水防作業にあたって被害の拡大を防止した。	床上浸水 2棟 床下浸水 22棟 土砂崩れ 7ヶ所 道路路肩決壊 数ヶ所
昭和55. 12. 13 ~56. 3月	雪 害	本県上空に寒気団が停滞し、年末から連日大雪が降り、翌年1月8日には積雪113cmとなり、山形地方気象台観測史上最高の記録的な豪雪となった。この未曾有の豪雪で、交通も一部で寸断されるなど市民生活に大きな影響をもたらした。 市では、12月24日豪雪対策本部を設置し、災害の復旧にあたった。なお、災害時の相互援助協定に基づき、川崎市から除雪機材と要員10名の派遣をうけた。	死 者 2名 重 傷 者 17名 軽 傷 者 17名 全壊（非住家） 1棟 半 壊 1棟 一部破損 4棟 床下浸水 4棟 道路被害 3ヶ所 文教施設被害 8ヶ所 被害総額 882,128千円
昭和56. 8. 23	風 水 害 (台風15号)	大型台風15号が太平洋岸を北上し、本県接近に伴い前夜から断続的に降り続いた大雨は、蔵王山系に最も強く降り、23日正午には市内で183mm、蔵王350mmと記録的な降雨量となり、特に馬見ヶ崎川上流の鍋倉雨量計は535mmという驚異的な大雨を記録した。 この豪雨で各地に被害が続出し、特に蔵王温泉では鉄砲水に襲われ、濁流と土砂崩れで柏屋旅館が倒壊したのをはじめ、20数棟が浸水、馬見ヶ崎川流域の長町、七浦周辺では河川の溢水、氾濫で甚大な被害を受けた。 市では、8月23日から10月12日までの災害対策本部を設置し復旧にあたったほか、消防職員176人、消防団員1,627人が水防活動にあたった。	全 壊 1棟 床上浸水 52棟 床下浸水 116棟 田畑流失 46.11ha 田畑冠水 103.4ha 道路被害 16ヶ所 土砂崩れ 1ヶ所 河川被害 10ヶ所 橋梁被害 7ヶ所 水道施設被害 14ヶ所 り災世帯数 53 り災者数 168 被害金額 1,224,447千円

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況														
昭和57. 4. 16	水 害	<p>午前9時35分頃発生した低気圧の通過に伴い、前日から降り続いた雨と雪解け水が重なり、数ヶ所で水害や土砂崩れの被害が出た。</p> <p>村木沢若木地区では、鈴木宅、佐藤宅の裏山が巾10m高さ10mにわたって崩れ、一部住宅まで押し寄せた。また、その現場から100m上流の藤沢川右岸が崩れ、流木によって川が堰止められた。</p> <p>このため、地元消防団員33名と消防職員17名、車両7台が出動し、土砂の取り除き作業、がけ崩れ防止工法等の活動を行った。</p>	田畑流失 9.2ha 林道被害 14路線24ヶ所														
昭和57. 9. 12 ～13	風 災 害 (台風18号)	<p>台風18号の北上によって前日から強い雨が降り続き、13日午前3時までに降雨量は蔵王ダム212mm、市街地113mmを記録した。このため、市内各地で水害が発生し、消防職員168名、消防団員1,645名、車両41台が出動し、水防活動に従事した。</p>	床上浸水 住 家 18棟 非住家 5棟 床下浸水 住 家 63棟 非住家 29棟 田畑流失 11.80ha 田畑冠水 48.82ha 土砂崩れ 6ヶ所 橋梁流失 1ヶ所 堤防決壊 7ヶ所 林道被害 26ヶ所														
昭和58. 6. 30	水 害	<p>14時10分局地的な雷雨により、市西部を中心に市内数ヶ所で浸水や土砂崩れ、道路の冠水等の被害が発生した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>農林水産業施設被害</td> <td style="text-align: right;">3,000千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td style="text-align: right;">2,600千円</td> </tr> <tr> <td>農産物被害 (9.52ha)</td> <td style="text-align: right;">34,237千円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">1,500千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">41,337千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設被害	3,000千円	公共土木施設被害	2,600千円	農産物被害 (9.52ha)	34,237千円	そ の 他	1,500千円	被 害 総 額			41,337千円	床上浸水 1棟 床下浸水 住 家 4棟 非住家 12棟 農地冠水 10.1ha 道路冠水 4ha 土砂崩れ 2ヶ所 道路欠所 3ヶ所 山腹崩壊 3ヶ所		
農林水産業施設被害	3,000千円																
公共土木施設被害	2,600千円																
農産物被害 (9.52ha)	34,237千円																
そ の 他	1,500千円																
被 害 総 額																	
	41,337千円																
昭和58. 12月 ～59. 5月	雪 害 (融雪遅延)	<p>昭和58年12月中旬からの寒波による低温と大雪は、56豪雪に次ぎ県内各地に被害をもたらし、市民生活に大きな影響を及ぼした。</p> <p>特に、2月、3月には冬型の気圧配置の日が多く、厳しい寒さが続き、融雪の遅延により公共土木施設と農林水産関係に大きな被害が出た。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>農林水産業施設被害</td> <td style="text-align: right;">71,806千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td style="text-align: right;">116,000千円</td> </tr> <tr> <td>農 産 被 害</td> <td style="text-align: right;">85,977千円</td> </tr> <tr> <td>林 産 被 害</td> <td style="text-align: right;">3,696千円</td> </tr> <tr> <td>水 産 被 害</td> <td style="text-align: right;">42,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">319,479千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設被害	71,806千円	公共土木施設被害	116,000千円	農 産 被 害	85,977千円	林 産 被 害	3,696千円	水 産 被 害	42,000千円	被 害 総 額			319,479千円	重 傷 者 2名 地すべり 1ヶ所 道路被害 5ヶ所 林道被害 11ヶ所 河川被害 3ヶ所
農林水産業施設被害	71,806千円																
公共土木施設被害	116,000千円																
農 産 被 害	85,977千円																
林 産 被 害	3,696千円																
水 産 被 害	42,000千円																
被 害 総 額																	
	319,479千円																

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況								
昭和60. 9. 7	風 害	<p>大雨・雷雨注意報発令下の山形市内は、16時40分から雨が降りはじめ、19時20分までに8.5mmの降雨量があった。強い寒冷前線により大気の状態が不安定となり、上空に雷雲が発生して下降気流を生じたため、16時42分に24.8mの瞬間最大風速の突風が発生し、以後約20分間強い南風が吹きあれ、東沢、山寺地区を中心に被害が発生した。</p>	<p>死 者 1名 一部破損 13棟 文教施設被害 2棟 2,060千円 停電戸数 1,565戸 被害総額 9,280千円</p>								
昭和61. 8. 5	水 害	<p>台風10号崩れによる温帯低気圧の影響で、4日7時頃から降り続いた雨は5日18時までに、山形市で118mm、蔵王山系の多いところでは324mmを記録した。</p> <p>この大雨で市内各地の中小河川がはらんし、公共土木施設及び農林水産関係に大きな被害が発生したため、14時に「8.5大雨災害対策本部」を設置した。</p> <table border="1"> <tr> <td>文教施設被害</td> <td>660千円</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設被害</td> <td>24,264</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>54,100</td> </tr> <tr> <td>農林水産物被害</td> <td>40,910</td> </tr> </table> <hr/> <p>被 害 総 額 119,934千円</p>	文教施設被害	660千円	農林水産業施設被害	24,264	公共土木施設被害	54,100	農林水産物被害	40,910	<p>床上浸水 2棟 床下浸水 34棟 がけ崩れ 1ヶ所 道路被害 17ヶ所 河川被害 3ヶ所 橋りょう 7ヶ所</p>
文教施設被害	660千円										
農林水産業施設被害	24,264										
公共土木施設被害	54,100										
農林水産物被害	40,910										
昭和63. 8. 28 ～30	水 害	<p>不安定な大気の状態により28日20時30分頃から局地的な大雨となり20時40分には内陸北部に大雨・洪水警報が発令された。23時には蔵王で1時間雨量39mm、山形市でも30mmを越す集中豪雨となり、29日も断続的に大雨が降り続いたため市内各地で道路冠水、床上浸水、土砂くずれ等が発生した。</p> <p>また、落雷により江俣地区約900戸が1時間半にわたり停電したほか、約28,000戸が瞬間停電となった。</p> <p>市では30日15時に「大雨災害対策本部」を設置し、警戒体制の強化と復旧にあたった。</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>57,300千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>13,900</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>農 産 被 害</td> <td>59,416</td> </tr> </table> <hr/> <p>被 害 総 額 132,066千円</p>	農林水産業施設	57,300千円	公共土木施設	13,900	その他の公共施設	1,450	農 産 被 害	59,416	<p>床上浸水 3棟 床下浸水 19棟 公共建物 2棟 がけくずれ 3ヶ所 道路被害 7ヶ所 河川被害 4ヶ所 停電戸数 900戸 水道施設被害 1ヶ所</p>
農林水産業施設	57,300千円										
公共土木施設	13,900										
その他の公共施設	1,450										
農 産 被 害	59,416										
平成元 8. 6 ～ 7	風 水 害 (台風13号)	<p>台風13号の影響により5日夕刻から蔵王山系を中心に局地的な大雨となり6日17時15分内陸南部に暴風・大雨・洪水警報が発令された。</p> <p>この雨は、7日午前中まで降り続き蔵王山で414mm、山形市内で93mmに達し、各地で被害が発生。特に蔵王温泉地区において河川の決壊、家屋浸水が続出したため、8日16時に「台風13号被害対策本部」を設置し復旧にあたった。</p> <p>また、福島県猪苗代町にて本市市民の車両が河川に転落し、3人が死亡、2人が行方不明となった。</p>	<p>軽 傷 1人 一部破損 9棟 床上浸水 13棟 床下浸水 10棟 田流失 0.22ha 田畑冠水 75.46ha 道路被害 9ヶ所 橋りょう被害 2ヶ所 河川被害 12ヶ所 林道被害 36所 清掃被害 1ヶ所</p>								

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況																												
		<table> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>98,980千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>193,200</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>18,957</td> </tr> <tr> <td>農産被害</td> <td>130,451</td> </tr> <tr> <td>商工被害</td> <td>17,689</td> </tr> <tr> <td>商工建物被害</td> <td>78,955</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>89,772</td> </tr> </table> <hr/> <table> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>636,504千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設	98,980千円	公共土木施設	193,200	その他の公共施設	18,957	農産被害	130,451	商工被害	17,689	商工建物被害	78,955	そ の 他	89,772	被 害 総 額	636,504千円	<table> <tr> <td>断 水</td> <td>128戸</td> </tr> <tr> <td>がけくずれ</td> <td>3ヶ所</td> </tr> </table>	断 水	128戸	がけくずれ	3ヶ所								
農林水産業施設	98,980千円																														
公共土木施設	193,200																														
その他の公共施設	18,957																														
農産被害	130,451																														
商工被害	17,689																														
商工建物被害	78,955																														
そ の 他	89,772																														
被 害 総 額	636,504千円																														
断 水	128戸																														
がけくずれ	3ヶ所																														
平成元8.27 ～28	風 災 害 (台風17号)	<p>台風17号の影響により27日早朝から大雨となり18時10分に南陸南部に大雨・洪水警報が発令。28日7時までに蔵王山で148mmを記録した。</p> <p>台風13号被害から間もないこともあり関係課職員、消防本部及び消防団が事前に警戒活動を行ったため、最小限の被害にとどまった。</p> <table> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>33,900千円</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>商工被害</td> <td>500</td> </tr> </table> <hr/> <table> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>35,100千円</td> </tr> </table>	公共土木施設	33,900千円	その他の公共施設	700	商工被害	500	被 害 総 額	35,100千円	<table> <tr> <td>道路被害</td> <td>6ヶ所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう被害</td> <td>2ヶ所</td> </tr> </table>	道路被害	6ヶ所	橋りょう被害	2ヶ所																
公共土木施設	33,900千円																														
その他の公共施設	700																														
商工被害	500																														
被 害 総 額	35,100千円																														
道路被害	6ヶ所																														
橋りょう被害	2ヶ所																														
平成2.9.20	風 害 (台風19号)	<p>台風19号は、20日午前8時頃山形市付近を通過し9時には秋田県に抜けた。</p> <p>この影響により内陸地方には、午前1時10分に暴風・大雨・洪水の各警報が発令されたが、幸いにも風雨ともたいしたことなく、強風による農産物の被害だけにとどまった。</p> <table> <tr> <td>農産被害</td> <td>8,733千円</td> </tr> </table>	農産被害	8,733千円																											
農産被害	8,733千円																														
平成2.11.30 ～12.1	風 水 害 (台風28号)	<p>戦後の観測史上最も遅い本土上陸となり、年間上陸回数の新記録（6回）となった台風28号により、山形市内は30日夕刻から風雨となり、午後10時13分に最大風速24m/秒を記録。午後10時40分には内陸地方に暴風警報が発令された。</p> <p>この影響により、蔵王温泉で降り始めからの雨量が100mmを超えたのをはじめ、強風により飛ばされたトタン屋根により高圧線が断線し、旧市内で1,300戸が停電した。</p> <table> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>19,468千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>29,500</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>農産被害</td> <td>20,432</td> </tr> <tr> <td>商工建物被害</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>4,000</td> </tr> </table> <hr/> <table> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>77,300千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設	19,468千円	公共土木施設	29,500	その他の公共施設	2,700	農産被害	20,432	商工建物被害	1,200	そ の 他	4,000	被 害 総 額	77,300千円	<table> <tr> <td>一部破損</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> <td>4ヶ所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>河川被害</td> <td>11ヶ所</td> </tr> <tr> <td>停電戸数</td> <td>1,300戸</td> </tr> </table>	一部破損	1棟	床下浸水	1棟	非住家	3棟	道路被害	4ヶ所	橋りょう	1ヶ所	河川被害	11ヶ所	停電戸数	1,300戸
農林水産業施設	19,468千円																														
公共土木施設	29,500																														
その他の公共施設	2,700																														
農産被害	20,432																														
商工建物被害	1,200																														
そ の 他	4,000																														
被 害 総 額	77,300千円																														
一部破損	1棟																														
床下浸水	1棟																														
非住家	3棟																														
道路被害	4ヶ所																														
橋りょう	1ヶ所																														
河川被害	11ヶ所																														
停電戸数	1,300戸																														

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況																						
平成3.7.21	水 害	<p>朝日山系に発生した強い雷雲により、7月21日午後9時頃から短時間の間に強い雨が降った。16日から連日断続的に雨が降っていたこともあり、土木及び農業施設を主に被害が発生した。</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産業施設被害</td> <td>5,906千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>22,300</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>30,506千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設被害	5,906千円	公共土木施設被害	22,300	そ の 他	2,300	<hr/>		被 害 総 額	30,506千円	<table border="1"> <tr> <td>床下浸水</td> <td>5棟</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> <td>7ヶ所</td> </tr> <tr> <td>林道被害</td> <td>4ヶ所</td> </tr> </table>	床下浸水	5棟	道路被害	7ヶ所	林道被害	4ヶ所						
農林水産業施設被害	5,906千円																								
公共土木施設被害	22,300																								
そ の 他	2,300																								
<hr/>																									
被 害 総 額	30,506千円																								
床下浸水	5棟																								
道路被害	7ヶ所																								
林道被害	4ヶ所																								
平成3.9.27 ～28	風 害 (台風19号)	<p>大型で非常に強い台風19号は、近年にない暴風台風であり、山形市で28日午前1時14分に最大瞬間風速24.1m(南南東の風)を記録。</p> <p>このため、市内各地で建物の1部損壊や農産物等に被害があった。</p> <p>特に、りんごやラ・フランス等の落下をはじめ果樹に大きな被害があった。</p> <table border="1"> <tr> <td>公立文教施設被害</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td>農 産 被 害</td> <td>365,577</td> </tr> <tr> <td>商 工 被 害</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>商工建物被害</td> <td>10,370</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>307,197千円</td> </tr> </table>	公立文教施設被害	8,000千円	その他の公共施設	2,250	農 産 被 害	365,577	商 工 被 害	500	商工建物被害	10,370	そ の 他	500	<hr/>		被 害 総 額	307,197千円	<table border="1"> <tr> <td>一部破損</td> <td>8棟</td> </tr> <tr> <td>電話不通</td> <td>49回線</td> </tr> <tr> <td>停電戸数</td> <td>1,700戸</td> </tr> </table>	一部破損	8棟	電話不通	49回線	停電戸数	1,700戸
公立文教施設被害	8,000千円																								
その他の公共施設	2,250																								
農 産 被 害	365,577																								
商 工 被 害	500																								
商工建物被害	10,370																								
そ の 他	500																								
<hr/>																									
被 害 総 額	307,197千円																								
一部破損	8棟																								
電話不通	49回線																								
停電戸数	1,700戸																								
平成3.10.12 ～13	水 害 (台風21号)	<p>大型で並みの強さの台風21号により、降り始めから13日16時まで蔵王山で236mm、山形で150mmを記録した。</p> <p>このため、河川の増水や道路冠水等が市内数箇所が発生したが、消防本部消防団及び関係課が早めに対応にあたったため、大きな被害には至らなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産業施設被害</td> <td>8,351千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木被害</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>農 産 被 害</td> <td>13,850</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>36,201千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設被害	8,351千円	公共土木被害	14,000	農 産 被 害	13,850	<hr/>		被 害 総 額	36,201千円	<table border="1"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>6棟</td> </tr> <tr> <td>田 冠 水</td> <td>46.7ha</td> </tr> <tr> <td>畑 冠 水</td> <td>11.41ha</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> <td>5ヶ所</td> </tr> <tr> <td>林道被害</td> <td>5ヶ所</td> </tr> </table>	床上浸水	1棟	床下浸水	6棟	田 冠 水	46.7ha	畑 冠 水	11.41ha	道路被害	5ヶ所	林道被害	5ヶ所
農林水産業施設被害	8,351千円																								
公共土木被害	14,000																								
農 産 被 害	13,850																								
<hr/>																									
被 害 総 額	36,201千円																								
床上浸水	1棟																								
床下浸水	6棟																								
田 冠 水	46.7ha																								
畑 冠 水	11.41ha																								
道路被害	5ヶ所																								
林道被害	5ヶ所																								
平成5.7.13 ～14	水 害	<p>発達した梅雨前線の影響により、13日夜からの雨はその後夜通し降り続き、翌14日午前10時現在の市内の降水量は66mmに達した。そして、同日午前10時5分県内全域に大雨洪水警報が発令された。この大雨で、市内では河川の溢水等により家屋や農作物等に各種被害が発生した外、市道や林道上でも路肩決壊等が相次いだ。</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>3,300千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木被害</td> <td>12,692</td> </tr> <tr> <td>農 産 被 害</td> <td>1,945</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>被 害 総 額</td> <td>17,937千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設	3,300千円	公共土木被害	12,692	農 産 被 害	1,945	<hr/>		被 害 総 額	17,937千円	<table border="1"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> <td>3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>河川被害</td> <td>4ヶ所</td> </tr> </table>	床上浸水	1棟	床下浸水	1棟	道路被害	3ヶ所	河川被害	4ヶ所				
農林水産業施設	3,300千円																								
公共土木被害	12,692																								
農 産 被 害	1,945																								
<hr/>																									
被 害 総 額	17,937千円																								
床上浸水	1棟																								
床下浸水	1棟																								
道路被害	3ヶ所																								
河川被害	4ヶ所																								

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況												
平成5.8.27 ～28	水 害 (台風11号)	<p>中型で並みの強さの台風11号の影響により27日昼過ぎから蔵王山系を中心に降り始めた雨は、その後局地的な大雨となり、同日午後2時50分、庄内を除く県内全域に大雨洪水警報が発令された。</p> <p>蔵王温泉地区では、同日午後3時に時間雨量40mmを記録するなど、降り始めから27日午後12時までの雨量は、蔵王311mm、山形102mmに達した。</p> <p>この大雨で、市内各地で道路冠水、床下浸水（3件）、道路上の路肩決壊、農道橋の流失（2件）等の被害が出た外、蔵王では散策路やグレンデ法面の一部崩壊等が発生した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td style="text-align: right;">10,222千円</td> </tr> <tr> <td>公共土木被害</td> <td style="text-align: right;">18,400</td> </tr> <tr> <td>農産被害</td> <td style="text-align: right;">9,646</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">12,180</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">50,448千円</td> </tr> </table>	農林水産業施設	10,222千円	公共土木被害	18,400	農産被害	9,646	そ の 他	12,180	被 害 総 額			50,448千円	<p>床下浸水 3棟 非住家流失（小屋） 1棟 道路被害 4ヶ所 橋りょう被害 4ヶ所 河川被害 5ヶ所</p>
農林水産業施設	10,222千円														
公共土木被害	18,400														
農産被害	9,646														
そ の 他	12,180														
被 害 総 額															
	50,448千円														
平成6.9.4	つむじ風	午後1時ころ、滝山小学校グラウンドで、滝山地区大運動会の最中につむじ風が発生し、グラウンド西側に設置した2張りのテントが飛び、うち1張りが5～6mの高さに舞い上がり、観客席に落下し、負傷した。	<p>重 傷 1名 軽 傷 6名</p>												
平成7.1.17	地震災害 (阪神淡路大震災)	<p>午前5時46分頃、淡路島北部で深さ14km、マグニチュード7.2の地震が発生。</p> <p>死者6,000名以上、住宅被害、40万棟以上と戦後最大の災害となったとともに、気象庁が新震度階を制定して以来初めての「震度7」を記録している。</p>	山形市での被害はなし。												
平成7.3.17 ～4.10	地すべり	<p>3月17日から、雪解けが主たる原因と考えられる地すべりが、滝平地区において発生し、3月22日未明において発生し、3月22日未明からの降雨のため、地すべり危険が増したと判断し、午前5時45分に滝平地区24世帯に対し、山形市で初めての「避難勧告」を出し、「山形市滝平地区地すべり災害対策本部」を設置した。</p> <p>なお、3月27日に、比較的危険が少ないと思われる21世帯に避難勧告を解除し「避難準備の指示」に切り替えるとともに、4月10日には、全ての「避難勧告」「避難準備の指示」を解除するとともに、「災害対策本部」を閉鎖した。</p>	一部損壊 24棟												
平成8.1月 下旬 ～3月 中旬	豪 雪	<p>例年になく強い冬型が続き、1月中旬から降り続いた雪が2月1日には、積雪50cmを超え、市民生活に大きな影響がでる恐れがあることから、同日「山形市豪雪対策本部」を設置した。</p> <p>なお、この年の最高積雪は2月3日の68cmであり、その後、雪は小康状態となり、3月18日に対策本部を閉鎖した。</p>	<p>雪降ろし中のケガ 3名 野菜ハウス倒壊 1棟 ブドウ棚倒壊 44a</p>												

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成10. 1月 中旬 ～2月 中旬	豪 雪	1月16日頃から降り続いた雪が、1月21日午前9時に積雪60cmに達し、市民生活に大きな影響がでる恐れがあることから、同日午前11時「山形市豪雪対策本部」を設置した。なお、1月の降雪量としては、山形地方気象台が昭和27年に観測を始めてから、全国的に豪雪の年であった昭和38年に次ぐものであったが、その後、1月末で37cm、2月末で0cmとなり、市民生活への影響等が希薄になったことから、3月2日に対策本部を閉鎖した。	人的被害 12名 ハウス被害 78棟
平成10. 8. 6 ～7	水 害	県内は6日から7日にかけて、前線や前線上の低気圧の通過により、大量の雨が降り、住宅の床上浸水や土砂崩れ等の被害が発生した。 また、須川においては、7日午前4時に観測水位が14mに達し、水防警報が発令されたため、同時刻に「山形市水防本部」を設置し警戒にあたった。 なお、同8時には、須川鮎洗観測所において、警戒水位を上回る15.18mを観測したがその後、水位が下がり始め、午後4時30分に水防警報が解除になったことから、午前5時15分に水防本部を閉鎖した。	床上浸水 8棟 床下浸水 16棟 田の冠水 68.5ha 畑の冠水 42.72ha 林道被害 5箇所 河川被害 3箇所 市道被害 68箇所 公園被害 2箇所 文教施設被害 14箇所 土砂崩れ 7箇所
平成10. 9. 15 ～16	水 害 (台風5号)	村山地方は、前線による大雨と台風5号の接近により、15日午後10時30分に大雨・洪水・暴風警報が発令された。 須川においては、16日午前11時に観測水位が指定水位13mを超えたことから、同午後1時に「山形市水防本部」を設置するとともに、同1時19分に水防警報が発令されたため、引き続き、警戒体制を強化し、各種情報の収集等に当たった。 なお、水防本部は17日午前11時に再開し、各種被害の収束状況を踏まえ、同11時30分に閉鎖した。 この大雨と強風で、市内各地で床上浸水や水稲等への被害が発生した。	床上浸水 3棟 床下浸水 33棟 田の冠水 38ha 畑の冠水 7ha 果樹の落下 ラフランス 約6トン りんご 約1トン 農地被害 4箇所 林道被害 21箇所 河川被害 1箇所 市道被害 34箇所 公園被害 6箇所 文教施設被害 3箇所
平成10. 9. 22 ～23	風 害 (台風7号)	9月17日に発生した台風7号は、22日午後21時過ぎに県内に上陸したことにより、山形市も同日の夜半から23日の早朝にかけ強い風が吹き、農作物等に被害が発生した。	住家の一部破損 1棟 非住家の一部破損 3棟 停電戸数 約500戸 果樹の落下 ラフランス 約61トン りんご 約200トン ハウス破損 12棟 市道被害 3箇所 公園被害 5箇所
平成10. 10. 17 ～18	風 害 (台風10号)	10月11日に発生した台風10号は、中型で並みの勢力を保ちながら西日本を縦断し、17日の夜遅く日本海に達したことに伴い、山形市内でも、同日の夜半から18日の早朝にかけ、局地的に強い風が吹き、被害が発生した。	住家の一部破損 7棟 非住家の全壊 1棟 非住家の一部破損 1棟 車両破損 1件 道路路肩の亀裂 1箇所

[平15改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成11. 5. 25	風 害	県内は日本海西部にある発達中の低気圧の影響で、24日夜半過ぎから風が強まり、市内数箇所、住宅や農業施設等に被害が発生した。	人的被害（軽傷） 1名 住家の一部破損 3棟 非住家の一部破損 2棟 市道被害 6箇所 公園被害 5箇所 文教施設被害 6箇所 ハウス倒壊 約0.3ha ハウスビニール破損 約22ha 農作物被害 約53ha
平成11. 7. 29	水 害	県内は大気の状態が不安定となり、昼過ぎから局地的に強い雨が降り、市内では市道の水上がりや民家の床上浸水等の被害が発生した。	床上浸水 9棟 床上浸水 6棟 非住家の一部破損 3棟 市道被害 9箇所 水道施設被害 5箇所
平成11. 8. 13 ～14	水 害	県内は大気の状態が不安定となり、市北東を中心に局地的に強い雨が降り、市内では市道の法面崩落や林道の路肩決壊等の被害が発生した。	非住家土間浸水 4棟 〃 床上浸水 1棟 河川被害 4箇所 市道被害 8箇所 農地被害 11箇所 農作物被害(ほうれんそう) 約2.374㎡ 林道被害 38箇所 観光施設被害 2箇所 水道被害 1箇所
平成11. 9. 14 ～15	水 害	前線が東北地方に停滞し、南からの湿った空気が入り込んだことから、県内は大気の状態が不安定となり、14日夕刻から15日にかけて強い雨が降り、市内では住家の床上浸水や市道の冠水等の被害が発生した。	床上浸水 3棟 非住家の土間浸水 1棟 市道被害 11箇所 田の冠水 2.7ha 畑の冠水 2.5ha 農地被害 3箇所 林道被害 6箇所 公園の冠水 1箇所 土砂崩れ 1箇所
平成11. 9. 25	強 風 (台風18号)	中型で強い台風18号が24日夜半から25日にかけて日本海沖を通過したことにより、本県でも庄内を中心に台風の吹き返しによる強い風が吹き、市内では強風の影響で農作物等に被害が発生した。	果樹の落下 ラフランス 約15ha りんご 約21ha ハウス一部破損 5棟 ハウスビニール破損 1棟

[平 1 3 改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成12. 5. 8	落 降 雷 電	県内は7日未明から寒気を伴った低気圧の影響で、大気の状態が不安定となり、局地的に落雷や降雹あり、市内では農作物等に被害が発生した。	果樹の落下 ぶどう 17.5ha ラフランス 0.2ha 野菜の損傷 食用菊 0.2ha ニラ 0.6ha ビニールハウス損傷 0.2ha 公園被害 2箇所
平成12. 8. 3 ～5	水 害 落 雷	前線が東北地方に停滞し、南からの湿った空気が入り込んだことから、県内は大気の状態が不安定となり、雷を伴い局地的に強い雨が降り、市内では住家の床下浸水等の被害が発生した。	住家の土間浸水 1棟 床下浸水 1棟 住家火災 1棟 文教施設被害 1棟
平成12. 12. 19	風 害	県内は低気圧の発達により冬型の気圧配置が強まり、各地で強風が吹き、市内全域で農業施設等に被害が発生した。	ビニールハウス倒壊 8棟 ハウスビニール損傷 125棟 非住家の倒壊 1棟
平成13. 1月 初旬 ～3月 下旬	豪 雪	1月3日頃から降り続いた雪が、1月5日午前9時に48cmの積雪を記録し、村山地方に大雪警報が発令され、市民生活に影響が出始めたことから、同日午前10時30分に「山形市豪雪対策本部」を設置した。 また、1月の積雪量としては、山形地方気象台史上3番目となる201cmを記録する大雪となったことから、市の除雪費も不足し、2度にわたる補正を実施し対応にあたった。 なお、豪雪対策本部は、3月28日に県の豪雪対策本部が閉鎖され、また、県内の各市町村でも徐々に閉鎖される中、市民生活への影響や残雪被害等の危険性も希薄になったことなどを総合的に判断し、3月29日に閉鎖した。	人的被害 58名 【農業施設被害】 パイプハウス倒壊 25棟 ぶどう棚倒壊 45園 キウイフルーツ棚倒壊 5園 ラフランス棚倒壊 1棟 【農作物被害】 りんご枝折等 922 a ぶどう " 584 a ラフランス " 171 a も も " 2 a かりん " 50 a すもも " 12 a キウイフルーツ " 75 a おうとう " 10 a 公園被害 6園 文教施設被害 2箇所 停電戸数 約2,900戸

[平13改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成13. 7. 15	水 害	県内は大気の状態が不安定となり、局地的に強い雨が降り、床上床下浸水等の被害が発生した。	住家の床上浸水 1棟 住家の床下浸水 8棟 非住家の土間浸水 1棟 非住家の床下浸水 2棟 教育施設被害 5棟 市道被害 9箇所 地下道浸水 1箇所 断水 87件 樹木焼損(落雷) 1件 防疫活動 16件
平成13. 7. 19	水 害	県内は大気の状態が不安定となり、午後から局地的に強い雨が降り、床上床下浸水等の被害が発生した。	住家の床上浸水 1棟 住家の土間浸水 3棟 住家の床下浸水 23棟 非住家の床上浸水 3棟 非住家の土間浸水 1棟 非住家の床下浸水 10棟 市道被害 25箇所 防疫活動 40件
平成13. 8. 4	水 害	県内は前線の通過により、大気の状態が不安定となり、局地的に強い雨が降り、床下浸水の被害が発生した。	住家の床下浸水 2棟 道路冠水 1箇所
平成14. 7. 10 ～12	水 害 (台風6号)	台風6号の発生に伴い、10日午後県内全域に大雨、雷、洪水、濃霧注意報が、翌11日未明には村山地方に大雨、洪水警報が発令、同早朝、須川に水防警報が発令された。山形市内は、11日午前中に警報が注意報に切り替ったが、9日の降り始めからの降雨量は141mmを記録したことにより、土砂崩れなどの災害が多く発生した。	住家の一部破損 1棟 住家の床上浸水 3棟 住家の床下浸水 26棟 田の冠水 8.5ha 畑の冠水 4.1ha 市道被害 37箇所 河川法面崩落 2箇所 がけ崩れ 5箇所 防疫活動 209件
平成14. 10. 1 ～2	風 害 (台風21号)	台風21号の発生に伴い、1日午後村山地方に大雨、強風、洪水注意報が発令された。台風の本格到来に先立ち「台風21号警戒対策本部」を設置。同夕方には大雨、洪水警報、強風注意報が発令、夜半には最大瞬間風速22.3mを記録した。翌2日未明に、警報が注意報に切り替ったが、山形市内は強風による被害が目立った。	住家の一部破損 5棟 非住家の半壊 1棟 校舎の一部破損 2棟 屋内運動場一部破損 1棟
平成15. 1月 下旬 ～3月上旬	豪 雪	1月29日に降り続いた雪が、50cmを超える状況で、大雪による市民生活への影響を最小限にとどめるため、同日午後2時に「山形市豪雪対策本部」を設置。翌30日午後1時に積雪61cmを記録。2月27日午前10時に0cmとなり市民生活への影響の恐れがなくなったことから、3月3日午後3時に閉鎖した。	人的被害 43名 樹木の幹折れ 1件 ビニールハウス倒壊 16棟
平成15. 5. 26	三陸南地震 (宮城県沖)	午後6時24分ころ、宮城県沖(深さ71km)を震源としたマグニチュード7.0(推定)の地震が発生。山形市は震度4を記録し、多くの被害が発生した。	人的被害 3名 非住家の一部破損 3件 停電 158戸 農業施設 2箇所 文教施設 9箇所 商業施設 1箇所

[平15改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成15. 7. 26	宮城県北部 連続地震	<p>午前0時13分ころ、宮城県北部（深さ12km）を震源としたマグニチュード5.5（推定）、最大震度6弱の地震が発生。</p> <p>同日、午前7時13分ころ、宮城県北部（深さ12km）を震源としたマグニチュード6.2（推定）、最大震度6強の地震が発生。</p> <p>この二回とも山形市は震度3を記録した。</p>	特に被害は確認できなかった。
平成16. 2月 上旬～ 3月下旬	豪 雪	<p>2月7日午前4時に積雪深が70cmを観測し、大雪による市民生活への影響を最小限にとどめるため、7日午前10時30分に「山形市豪雪対策本部」を設置した。</p> <p>3月に入り異常な降雪が見込まれないことや積雪深も気温の上昇に伴い減少したため、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがなくなったと判断し3月2日午前9時に解散した。</p>	<p>人的被害 53名</p> <p>樹木倒木 1件</p> <p>非住家全壊 1棟 （蔵王温泉空家）</p> <p>落雪災害 1棟 （学校校舎屋根から給食運搬車へ落雪：八中）</p>
平成16. 7. 13 ～14	新潟・福島 豪 雪	<p>梅雨前線の活動が活発となり、新潟、福島両県では記録的な大雨となった。また、両県では、死者・行方不明者がでるなど多くの被害が発生した。</p> <p>山形市においては、13日午前村山地方に大雨、洪水注意報が発表され、14日夜に解除になった。</p> <p>なお、山形市の降り始めからの総雨量は56.5mm、1時間あたりの最大降雨量は10mmを記録した。</p>	特に被害は確認できなかった。
平成16. 9. 7 ～8	台風18号	<p>台風18号の接近に伴い、7日夕方村山地方に強風注意報が発表され、同7日夜には暴風警報に切り替った。</p> <p>翌8日午前強風注意報に切り替わった後解除になるまで、建物の破損等が多く見られ、自主避難に及んだ世帯もあった。</p> <p>雨にかかる注意・警報の発表はなく、被害についても風によるものが主だった。</p> <p>山形市の最大瞬間風速は、7日夜に記録した27.8mだった。</p>	<p>自主避難 5世帯9名</p> <p>住家の屋根破損 4箇所4棟</p> <p>非住家の破損等 7箇所8棟</p> <p>路上倒木 6箇所</p> <p>公園被害 3箇所</p> <p>文教施設被害 2箇所</p> <p>福祉施設被害 3箇所</p> <p>農作物被害 市内全域 （野菜：葉の風ずれ傷きゅうり・なす22ha） （果物：落果なし・りんご8ha） （生花：葉ボタン100トレイ）</p> <p>農業施設被害 5地区18件</p>

[平17改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成16. 10. 23	新 潟 県 中 越 大 震 災	<p>午後5時56分ころ、新潟県中越地方（深さ13km）を震源としたマグニチュード6.8（推定）の地震が発生。新潟県の川口町で震度7を記録し、小千谷市など14市町で震度6弱以上を記録した。</p> <p>また新潟県では、同23日最大震度6強を2回記録したほか、本震後、数日間のうち震度5弱以上を記録した余震は十数回に及んだ。</p> <p>この地震により死者約46名、重軽傷者約4,801名、住家損壊約117,091棟が確認された。（平成17年3月18日）</p> <p>なお、山形市の最大震度は3を記録した。</p>	特に被害は確認できなかった。
平成17. 1月 中旬～ 3月中旬	豪 雪	<p>1月17日に60cmの積雪を記録し、大雪による市民生活への影響を最小限にとどめるため、同日午前9時に「山形市豪雪対策本部」を設置した。</p> <p>3月に入り異常な降雪が見込まれないことや積雪深も気温の上昇に伴い減少したため、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがなくなったと判断し3月17日午後2時に解散した。</p>	<p>人的被害 47名</p> <p>非住家倒壊 7件</p> <p>床下浸水 2件</p> <p>枝折れ 2本</p> <p>樹木倒壊 7本 （街路樹含む）</p> <p>道路冠水 8路線</p> <p>落雪災害 1件 （蔵王体育館からの落雪による車両損傷）</p> <p>ビニールハウス倒壊 3件</p>
平成17. 12月 下旬～ 平成18. 3月 中旬	豪 雪	<p>平成17年12月28日（水）午前10時に51cmの積雪を記録し、大雪による市民生活への影響を最小限にとどめるため、同日午前11時に、助役を本部長とする「山形市豪雪対策本部」を設置した。</p> <p>平成18年3月6日（月）午後2時に0cmとなり、市民生活への影響の恐れがなくなったことから、平成18年3月8日（水）午後2時に解散した。</p>	<p>人的被害 73名</p> <p>住家施設、設備破損 22件</p> <p>住家床下浸水 2件</p> <p>非住家倒壊 1件</p> <p>福祉施設破損 2施設</p> <p>農作物被害 多数</p> <p>農業施設被害(ハウス等) 28件</p> <p>市庁舎設備破損 1件</p> <p>市有林倒木伐採 1路線 市道（街路樹倒木） 3本 （冠水） 18箇所</p> <p>公園倒木 2公園13本</p> <p>下水道施設 多数</p> <p>消防施設 1件</p> <p>枝折れ 2本</p> <p>教育施設破損 4施設</p> <p>教育施設倒木 2本</p> <p>教育施設漏水 1施設</p>

[平18改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成18. 8. 23	水 害	大気の状態が不安定となり、23日0時過ぎ、東南村山地方に大雨、洪水警報が発表され、同日明け方に注意報に切替えとなるまで、短時間に雷を伴う非常に強い雨(73mm)が観測され、被害が発生した。	床上浸水 1件 床下浸水 3件 溢水 9件
平成18. 9. 7	水 害	大気の状態が不安定となり、7日8時過ぎ、村山地方に大雨、洪水警報が発表され、同日夜遅くに注意報に切替えとなるまで、短時間に雷を伴う非常に強い雨(20mm)が観測され、被害が発生した。	停電 740戸 溢水 6件 土砂災害 1件 市道災害(路肩崩落) 1件 農業機器 1件 農地等法面崩壊 3件
平成18.10. 6 ～7	水 害	大気の状態が不安定となり、6日15時前、東南村山地方に大雨、洪水警報が発表され、翌7日昼前に大雨警報は解除となったものの洪水警報は継続され同日夕方に注意報に切替えとなるまで、長時間にわたり強い雨が観測され被害が発生した。 またこの間、6日23時には、本市に対し初となる土砂災害警戒情報が県・気象台から発表され翌7日昼前まで警戒が必要な状態が続いた。 一方、鮎洗観測所においては、7日2時過ぎに水防警報が発表となり水防団が明け方から出動し昼前まで活動した。なお、この水防警報は7日昼過ぎに解除となったが、数年ぶりの発表となった。	倒木 2本 溢水 5件 市道被害(冠水) 1件 (法面崩壊) 1件 土砂災害 5件 農地等法面崩壊 4件 農作物(市内西部ラフランス) 多数 (明治地区りんご) 多数 河川護岸 4件 市道橋梁欄干基礎 2件
平成18.11. 7	暴 風	低気圧と寒冷前線の通過に伴い、7日午後にかけて暴風が吹き荒れた。 暴風警報の発表はなかったものの山形市では、7日夕方には最大瞬間風速20.0mを記録した。	事業所屋根剥離及び浸水 1件
平成19. 3. 25	石 川 県 能登半島地震	午前9時42分頃、能登半島沖(深さ約50km)を震源としたマグニチュード7.1、最大震度6強の地震が発生。また、同日から28日にかけて震度4から5弱の余震をたてつづけに記録した。 この地震により石川県では死者約1名、重軽傷者約249名、住家損壊約1,038棟、非住家損壊約335棟が確認された。(3月28日現在) 尚、山形市の最大震度は1を記録した。	特に被害は確認できなかった。
平成19. 7. 15	水 害	台風4号及び梅雨前線の影響により断続的な降雨が観測された。同日午後には東南村山地方に大雨、洪水警報が発表され、同日夜に注意報へ切り替わった。 警報発令時の総降雨量は10mmであった。	倒木 32本 屋根トタン剥離 2棟

[平19改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成19. 7. 16	新 潟 県 中越沖地震	<p>午前10時13分頃、新潟県中越沖（深さ17km）を震源としたマグニチュード6.8、最大震度6強の地震が発生。また、同日午後3時37分頃マグニチュード5.6、最大震度6弱の余震を記録した。</p> <p>この地震により新潟県では死者約11名、重軽傷者約1,813名、住宅損壊約10,934棟が確認された（7月23日現在）</p> <p>尚、山形市の最大震度は3を記録した。</p>	特に被害は確認できなかった。
平成19. 9. 7	水 害 (台風9号)	<p>台風9号の通過に伴い、7日3時40分に東南村山地方に大雨、洪水警報が発表された。</p> <p>7日の降り始めからの降水量が山形市内は82mm、蔵王山では314mmを記録。馬見ヶ崎川等、市域東部の河川を中心に被害が集中した。</p> <p>同日9時30分、「山形市災害対策本部」「山形市水防本部」を設置し災害対策にあたりるとともに、高瀬・楯山・東沢地区の一部集落の合わせて53世帯203名に対し避難勧告を発令した。そのうち東沢地区の3世帯10名に対しては避難指示に変更。避難勧告については同日中に解除した。</p> <p>10月5日、台風9号による市民生活への直接的な影響がなくなったこと及び災害復旧対策に要する補正予算が議決されたことにより、14時15分災害対策本部を閉鎖した。</p> <p>10月15日、応急・復旧工事終了により、15時15分東沢地区（下宝沢）の避難指示を解除した。</p>	<p>避難勧告 53世帯</p> <p>避難指示 3世帯</p> <p>避難所避難者 14世帯</p> <p>主な災害</p> <p>住家床上浸水 2棟</p> <p>住家床下浸水 14棟</p> <p>非住家床上浸水 1棟</p> <p>非住家床下浸水 17棟</p> <p>市道被害 22箇所</p> <p>林道被害 47箇所</p> <p>河川被害 16箇所</p> <p>倒木 12本</p>
平成20. 6. 14	岩 手 ・ 宮 城 内 陸 地 震	<p>午前8時43分頃、岩手県内陸南部（深さ約8km）を震源としたマグニチュード7.2、最大震度6強の地震が発生。また、同日から最大震度5弱、他震度3から4までの余震をたてつづけに記録した。</p> <p>この地震により岩手県、宮城県を筆頭に東北6県では合わせて死者約13名、行方不明者10名、重軽傷者約450名、住家損壊約1,800棟が確認された（8月8日現在）</p> <p>尚、山形市の最大震度は3を記録した。</p>	特に被害は確認できなかった。
平成20. 7. 18	水 害	<p>発達した低気圧の影響により、集中的な降雨が観測された。同日午後には東南村山地方に大雨、洪水警報が発令され、同日夜に注意報へ切り替わった。</p> <p>警報発令時の総降雨量は約40mmであった。</p>	<p>床下浸水 2棟</p> <p>道路冠水 13箇所</p>
平成20. 7. 24	岩 手 県 沿 岸 北 部 地 震	<p>午前0時26分頃、岩手県沿岸北部（深さ108km）を震源としたマグニチュード6.8、最大震度6強の地震が発生。</p> <p>この地震により死者約1名、重軽傷者約209名、住宅損壊約300棟が確認された。（9月9日現在）</p> <p>尚、山形市の最大震度は3を記録した。</p>	人的被害 1名
平成20. 7. 27	水 害	<p>発達した低気圧の影響により、集中的な降雨が観測された。同日午後には東南村山地方に大雨、洪水注意報が発表された。</p> <p>注意報発表時の総降雨量は18mmであった。</p>	床下浸水 4棟

[平20改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成21. 10. 8	風 害 (台風18号)	台風18号の通過に伴い、8日11時58分に東南村山地方に大雨警報が発表されました。 期間雨量は44mmであり、被害については主に風によるものであった。 山形市の最大瞬間風速は8日8時44分に記録した14.2mだった。	住宅一部破損 屋根剥離 2棟 非住宅一部破損 屋根剥離 3棟 教育施設一部破損 屋根剥離 2棟 倒木 6箇所 溢水 1箇所 農作物被害 4箇所 ビニールハウス被害 6棟
平成22. 4. 17	雪 害	4月としては強い寒気が南下し気温が平年を大幅に下回り、17日は日本海と三陸沖をともに北東進した低気圧の影響により県内各地で積雪となった。特に村山は大雪となり「山形」の17日の降雪の深さの合計19cmは4月の1位を更新した。	人的被害 1名 イベント中止 2件 (霞城観桜会等)
平成22. 7. 17	水 害	大雨警報、洪水注意報が発表されました。 最大時間雨量は29.5mmで総雨量は42mmでした。 大雨により、本沢地区を中心に被害が発生した。 特に、土砂流出により家屋等に被害、若しくは敷地に土砂が流出した。	住宅床上浸水 4棟 床下浸水 10棟 非住宅床上浸水 2棟 床下浸水 2棟 土砂等による被害 7箇所 自主避難 3世帯5名 道路被害 12箇所 河川関係被害 4箇所 農業施設被害 4箇所 農作物被害 3.3ha 放牧場被害 3箇所 農地等関係被害 109箇所 林道関係被害 15路線 私有地内浸水 5箇所 電線被害 2箇所 宅地陥没 1箇所 落雷による断水 70世帯
平成22. 8. 11	水 害	大雨警報、洪水注意報が発表されました。 最大時間雨量は51.5mmで総雨量は61.5mmでした。	住宅床上浸水 3棟 床下浸水 8棟 非住宅床上浸水 3棟 床下浸水 4棟 道路被害 22箇所 敷地内溢水 9箇所 市有施設被害 12件 農地農道被害 5箇所 雨水管被害 1箇所 道路冠水 1箇所

[平30改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成23. 3. 11 及び4. 7	地震災害 (東日本 大震災)	<p>平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M) 9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。また、この地震に伴い福島県相馬で高さ9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6m以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。この地震(津波及び余震を含む)により死者15,401人、行方不明8,146人、全壊家屋112,490棟などの甚大な被害を生じた(6月9日現在、緊急対策本部による)。気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名した。また、この地震による災害について「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(M9.0)は、国内観測史上最大規模の地震であった。</p> <p>(H23. 8. 17 気象庁 災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震より抜粋)</p> <p>山形市では、震度4を記録した。</p>	<p>人的被害</p> <p>死者 2名</p> <p>重傷者 2名</p> <p>軽傷者 15名</p> <p>住家被害</p> <p>半壊 5棟</p> <p>一部損壊 695棟</p> <p>非住家被害 38棟</p> <p>市有施設被害 40箇所</p> <p>道路被害 11箇所</p> <p>農業関係被害 10箇所</p> <p>ライフライン被害 電気・水道</p>
平成23. 9. 21 ～22	風水害 (台風15号)	<p>9月13日頃に日本の南海上で発生した台風は、南大東島の西海上へしばらく留まり、湿った空気が長時間にわたって本州に流れ込んだこと、上陸後も強い勢力を保ちながら北東に進んだことにより、西日本から北日本にかけての広い範囲で暴風や記録的な大雨となった。</p> <p>山形市においても72時間降水量が観測史上1位を更新し、9月22日午前9時まで231.5mmを記録した。(これまでの記録:昭和56年8月24日午前5時までで185mm)</p>	<p>避難勧告(村山高瀬川)</p> <p>勧告 (エリアメール等で青柳・北柳) 2地域</p> <p>避難状況(楯山コミセン) 2世帯2名</p> <p>公共施設(雨漏り) 14件</p> <p>市道被害 5箇所</p> <p>林道被害 6箇所</p> <p>橋梁被害 1箇所</p> <p>土砂被害 9箇所</p> <p>ライフライン被害 1箇所</p>
平成24. 4. 3 ～4	風水害	<p>発達した低気圧が津軽海峡付近にあって、北日本を通過した。また、釧路沖に発達した低気圧も、4日朝にかけて発達しながらオホーツク海に進んだことにより、北日本を中心に強い冬型の気圧配置となった。</p>	<p>人的被害</p> <p>軽傷者 2名</p> <p>建物被害</p> <p>住家 一部損壊 31棟</p> <p>非住家 全壊 1棟</p> <p>一部損壊 39棟</p> <p>道路被害 1箇所 (村木沢片側交互通行)</p> <p>農林関係被害 363箇所</p>

[平30改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成24. 4. 26	風 害	東風が吹き、地形等により風が強く吹いた。	住家等被害 一部破損 2棟
平成25. 7. 15 ～28	水 害	山形県では、15日明け方にかけて局地的に雷を伴った激しい雨が降り、大雨に注意が必要な状況であった。	避難勧告発令 本沢地区 265世帯 楯山地区 222世帯 避難者情報 本沢コミュニティセンター 46名 西養寺（長谷堂） 1名 物的被害 住 家 床上浸水 1棟 床下浸水 3棟 敷地内浸水 5件 土木関係被害 市道法面崩壊等 8箇所 その他 30箇所 農林関係被害 農作物 11件 農業用施設 3箇所 林道被害 11箇所 ライフライン被害 停 電 3地区 公共施設被害 雨漏り等 3箇所
平成25. 10. 16	風 水 害 (台風26号)	大型で強い台風26号は、銚子市の東南東約40キロを約1時間におよそ65キロの速さで北東へ進み16日には、西日本から北日本では広い範囲で暴風や高波、大雨に 심각한注意が必要。今後、速度を速めて北東へ進み、16日午後には三陸沖で温帯低気圧にか変わった。	避難勧告発令 楯山地区 222世帯 避難者情報 楯山コミュニティセンター 4名 物的被害 4件 土木関係被害 8件 農林水産関係 3件

[平 3 0 改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成26.7.9 ～10	水 害	7月9日から10日にかけて、梅雨前線の南側で台風から湿った空気が流れ込んだため、山形市及び県内各地で大雨となった。	避難勧告発令 本沢地区 167世帯 須川流域 (飯塚地区等9地区のうち 須川の浸水想定区域) 3,669世帯 土砂災害のおそれのため 本沢地区 53世帯 市避難所開設 17施設 避難者情報 本沢コミュニティセンター等 合計 86名 物的被害 床下浸水 1棟 ライフライン被害 電気
平成26.8.8 (平成26年 8月豪雨)	水 害	7月31日から8月11日にかけて、台風第11号及び台風第12号が相次いで日本列島に接近し、8月5日から26日にかけて、前線が日本付近に停滞した。また、7月30日から8月26日の期間を通じて、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続した。 8月19日から20日にかけては、広島県広島市で発生した土砂災害により多数の人的被害及び物的被害等が発生した。(平成26年11月17日付 気象庁 災害時気象速報「平成26年8月豪雨」より抜粋) 山形市では、8月8日、東北地方で前線が停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定になり大雨となった。	市避難所開設 1施設 避難者情報 元木公民館 6名 物的被害 住 家 床上浸水 3棟 床下浸水 12棟 非住家 一部損壊 1棟 浸 水 6棟 敷地内浸水 22件 土木関係被害 崩 落 1箇所 (村山犬川護岸) 道路冠水 3箇所
平成27.4.9 ～7.26	火 山 情 報 (蔵王山)	<ul style="list-style-type: none"> 4月9日 「蔵王山 火山の状況に関する解説情報第1号」が発表された。「蔵王山では、2014年8月以降、火山活動の高まりがみられます。過去の活動には、突発的な噴気孔の生成や火山ガスの噴出等の現象があったことから、登山等で火口付近に近づく際には十分注意してください。」(仙台管区气象台) 4月13日 噴火警報(火口周辺危険を発表) 小規模な噴火の可能性、想定火口域から概ね1.2kmの範囲で警戒。 6月16日 警報解除 蔵王山では噴火の兆候は認められなくなった。 7月26日 蔵王山に噴火予報発表 「噴火警戒レベル1」火山であることに注意。 	特に被害は確認できなかった。

[平30改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成27. 7. 22	風 水 害	村山では、22日夜のはじめまで低い土地の浸水や河川の増水に警戒が必要な状況にあった。	人的被害 軽 傷 1名 物的被害 33件 土木関係被害 7件 農林水産関係被害 15件 商工関係被害 2件 ライフライン被害 1件 その他被害 2件
平成27. 9. 9	風 水 害 (台風18号)	台風18号から変わった低気圧が、日本海中部を北東へ進む。また、台風17号が日本の東を北に進んだ。11日夕方にかけて土砂災害や河川の増水、はん濫に警戒が必要。 「平成27年 9 月 関 東 ・ 東 北 豪 雨」	避難勧告発令 東沢地区 482世帯 避難準備情報発令 第五地区 46世帯 滝山地区 1,589世帯 大曾根地区 118世帯 山寺地区 246世帯 避難者情報 東沢コミュニティセンター 6名 東沢小学校 75名 第一小学校 21名 滑川住宅集会所 11名 山大付属小学校 4名 南小学校 1名 人的被害 重 症 1名 物的被害 3件 土砂災害 2件 農林水産関係被害 9件
平成28. 4. 14	地 震 (熊本地震)	平成28年 4 月 14 日 21 時 26 分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード (M) 6.5 の地震が発生し熊本県益城町で震度 7、玉名市、西原村、嘉島町、宇城市及び熊本市で震度 6 弱を観測したほか、九州地方から中部地方の一部にかけて震度 5 強～1 を観測した。また、4 月 16 日 1 時 25 分にはこの地震より規模の大きい熊本県熊本地方を震源とする M7.3 の地震が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度 7、熊本市で震度 6 強を観測したほか九州地方から東北地方の一部にかけて震度 6 弱～1 を観測した。 4 月 16 日の地震のあとは熊本県から大分県にかけて広範囲で活発に推移し、震度 1 以上を観測する地震は 9 月 30 日までに 4,068 回発生した。この地震活動により、死者 272 名、重症 1,202 名、軽症 1,606 名、住家全壊 8,668 棟、住家半壊 34,720 棟、住家一部破損 162,562 棟などの被害を生じた。 (災害時地震報告平成28年(2016)熊本地震気象庁及び総務省消防庁災害資料第120報 H30, 10, 15より抜粋)	特に被害は確認できなかった。

[平 3 0 改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成28. 7. 30	雷 雨	山形県では、大気の様子が不安定になっており、30日夜のはじめ頃にかけて、雷を伴った1時間60mmの非常に激しい雨が降り、大雨となる状況だった。	物的被害 住 家 19件 非住家 5件 市営住宅 2件 (水漏れ及び停電) 公共建物 11件 (雨漏り等) 道路冠水による車両水没 2件 浸水によるエレベーターの停止 1件 (山形駅東口エレベーター) 土木関係被害 7件 商業施設被害 2件 (紅の蔵内浸水等)
平成28. 8. 17	風 水 害 (台風7号)	17日昼前に山形県に最も接近し、台風の接近に伴って、17日は荒れた天気になる見込みがあり、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水、強風に注意が必要だった	物的被害 住 家 4件 非住家 2件 公共建物等 6件 土木被害関係 7件 農林水産関係 27件
平成28. 8. 22	風 水 害 (台風9号)	東北地方を北上しており、山形県に最も接近するのは22日夜遅くで、山形県では22日夜遅くにかけて非常に激しい雨が降り、23日明け方にかけて大雨となる見込みであり、土砂災害、浸水、洪水に警戒し、落雷や竜巻などの激しい突風に注意が必要だった。	物的被害 住 家 2件 非住家 4件 公共建物・施設 11件 土木関係被害 3件 農林水産関係 8件 商工関係 1件
平成28. 8. 30	風 水 害 (台風10号)	30日昼過ぎから夕方にかけて東北地方に接近・上陸するおそれがあるため、台風の接近に伴い局地的に非常に激しい雨が降る見込みであり、暴風、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水やはん濫に警戒が必要だった。	避難準備情報発令 市内全域 101,321世帯 防災支部開設 27支部 市避難所開設 77避難所 避難者情報(最大値) 17避難所 34名 物的被害 公共建物 6件 土木関係被害 9件 農林水産関係被害 26件 商工関係被害 1件

[令和4改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成29. 4. 19	風 害	山形市では、19日夜のはじめ頃まで雷や風に注意が必要だった。	人的被害 軽 症 1名 物的被害 住 家 5件 共同住宅 1件 非住家 17件 公共建物等 8件 土木関係被害 3件 農林水産関係被害 65件 ライフライン施設被害 3件
平成29. 7. 5 ～7. 6	水 害 (九州北部 豪雨)	平成29年7月5日から6日にかけて、九州北部地方付近では、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響で、線状降水帯が形成・維持された。このため、猛烈な雨が同じ場所で降り続き、期間中の最大1時間降水量が福岡県朝倉市で129.5mmに達するなど、九州北部地方で記録的な大雨となった。	特に被害は確認できなかった。
平成29. 10. 19	風 水 害 (台風21号)	山形県では、土砂災害や暴風、高波に警戒が必要。 村山、置賜、最上では低い土地の浸水や河川の増水に警戒が必要な状況だった。	物的被害 非住家 1件 公共建物 7件 土木関係被害 8件 土砂災害被害 1件 農林水産関係被害 1件
平成30. 2. 3 ～2. 8	雪 害	日本付近は、2月3日～2月8日にかけて強い冬型の気圧配置が続き、上空には非常に強い寒気が流れ込み続けた。この影響で北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に雪が降り、3日から8日にかけての期間降雪量が、石川県加賀市（加賀菅谷）で177cm、福井県福井市（福井）で144cmとなるなど、北陸地方を中心に山地や山沿いに加え平野部でも大雪となった。特に、福井県では、この期間の最深積雪が147cm（7日15時）となり近年では昭和56年（1981年）の豪雪（198cm）以来の記録的大雪となった。今回の大雪により、福井県や石川県で多数の車両の立ち往生が発生するなど、西日本から北日本にかけて交通障害が発生した。（平成30年2月13日内閣府資料より抜粋）	特に被害は確認できなかった。

[平 3 0 改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
平成30. 6. 18	地 震 (大阪府北 の 地 震)	平成30年 6 月18日 7時58分に大阪府北部を震源とするマグニチュード(M)6.1の地震が発生し、大阪府大阪市高槻市、枚方市、茨木市、箕面市の5市町村で震度6弱、京都府京都市、亀岡市など12の市町村で震度5強を観測したほか、近畿地方を中心に関東地方から九州地方の一部にかけて震度5弱～1を観測した。この後、この地震の震源周辺で地震活動が活発になり、震度1以上を観測する地震は7月31日までに54回発生した。この地震による死者5人、負傷者435人、住家全壊12棟、住家半壊273棟などの被害が生じた。(平成30年11月22日気象庁 災害時地震報告より抜粋)	特に被害は確認できなかった。
平成30. 8. 6	水 害	山形県内は5日～6日にかけて、上空の停滞前線に向かい日本海から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が不安定になり、庄内・最上を中心に豪雨に見舞われた。山形市内でも6日の明け方に雨量が増加した。	物的被害 公共建物等 4件 文教施設 1件
平成30. 9. 4 ～9. 5	風 水 害 (台風21号)	強い台風第21号は、4日夜のはじめ頃から夜遅くにかけて山形県に最も接近し、5日未明にかけて海上を中心に大荒れとなった。山形市内では、4日午後5時頃から急速に風が強まり、屋根トタンの剥離等の被害が相次いだ。	物的被害 トタン剥離等 96件 土木関係被害 27件 農林水産関係被害 4件 商工関係被害 1件 ライフライン施設被害 約900戸 6件
平成30. 9. 6	地 震 (北海道 胆振東部 地震)	2018年9月6日03時07分に北海道胆振地方中東部の深さ約35kmでマグニチュード(M)6.7の地震が発生した。この地震により胆振地方で最大震度7を観測し、被害を伴った。 人的被害 死者 42名 重傷者 31名 軽傷者 731名 物的被害 住家 14,632棟 非住家 2,456棟 (平成30年10月12日気象庁災害時地震報告及び平成31年1月28日総務省消防庁災害情報より抜粋)	特に被害は確認できなかった。
令和元. 6. 18	地 震 (山形県沖 地震)	2019年6月18日22時22分に山形県沖の深さ約14km、マグニチュード(M)6.7の地震が発生した。この地震により新潟県村上市で最大震度6強、山形県鶴岡市で震度6弱を観測し被害を伴った。この地震により、鶴岡市鼠ヶ関で11cm、酒田で5cmなど、秋田県、山形県、新潟県、石川県で津波を観測した。山形県ではこの地震による負傷者28名、住家半壊11棟、住家一部損壊727棟の被害が生じた。 (令和元年8月2日山形県防災くらし安全全部被害状況第23報等より抜粋) 山形市では震度3を観測した。	特に被害は確認できなかった。

[令元改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
令和元. 7. 24	水 害	山形市では、夕方前から降り始めた雨が16時頃から強雨となり、一旦は少雨となったものの、19時ごろから雨足が強まり20時ごろにかけて豪雨となった。	物的被害 住家 4件 非住家 1件 その他物的被害 16件 土木関係被害 23件 農林水産関係 1件
令和元. 8. 8	大 雨	山形県内では、暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、村山地方では8日夜のはじめ頃まで低い土地の浸水や河川の増水に警戒が必要な状況だった。 山形市では、14時過ぎから雨が降り始め、一時、雷を伴った激しい雨となった。	物的被害 住家 1件 非住家 2件 その他物的被害 11件 土木関係被害 6件 農林水産関係 7件 ライフライン被害 1件 火災 1件 交通障害等 1件
令和元. 10. 12 ～10. 13	風 水 害 (台風19号)	大型で非常に強い台風第19号は、10月12日午後7時前に伊豆半島に上陸し、勢力を維持したまま関東地方を通過し、13日未明には福島県沖へ進んだ。山形県には12日深夜に最接近し、山形市では午後6時頃から日付が変わる頃まで強い雨が降り続けた。	避難勧告発令 市内20地区 12,154世帯 市避難所開設 33避難所 避難者情報(最大値) 1,034名 物的被害 住家 14件 非住家 5件 その他物的被害 24件 土木関係被害 26件 農林水産関係被害 70件 商工関係被害 2件 ライフライン被害 3件 交通障害等 3件

[令4改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
令和2. 4. 18	大 雨	上空に強い寒気を伴った低気圧や前線の影響で、山形市では、18日昼から降り始めた雨が日付が変わる頃まで降り続いた。また、村山地方では19日朝まで河川の増水に注意が必要な状況だった。	物的被害 その他物的被害 6件 土木関係被害 7件 農林水産関係 18件 交通障害等 2件
令和2年5. 23	大 雨	東北地方の上空に寒気が流れ込み、雷雲や雨雲が発達するなど大気の状態が不安定となっていた。山形市内では局地的に雨が降り、23日夜のはじめ頃まで低い土地の浸水や河川の増水に注意が必要な状況だった。	物的被害 住家 1件 その他物的被害 2件 土木関係被害 4件 農林水産関係被害 5件
令和2. 7. 28	水 害	東北地方に停滞している梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、県内は大気の状態が非常に不安定となり各地で大雨となった。山形市内では、28日未明から断続的に雨が降り続き、昼過ぎから一時、強い雨が降った。そのため、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒が必要な状況だった。	避難指示(緊急)発令 市内5地区 3,191世帯 避難勧告発令 市内19地区 8,332世帯 市避難所開設 50避難所 福祉避難所 1箇所 避難者情報(最大値) 840名 物的被害 住家 89件 非住家 31件 その他物的被害 56件 土木関係被害 107件 土砂災害被害 14件 農林水産関係被害 200件 商工関係被害 2件 ライフライン被害 2件 交通障害等 2件

[令4改]

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
令和3.1.7	風 害	7日から8日にかけて低気圧が急速に発達しながら北日本を通過する影響で、県内は西よりの風が雪を伴って非常に強く吹く恐れがあり、警戒が必要な状況だった。 山形市では、昼過ぎから夜の始め頃にかけて風雪が強まっていた。	物的被害 住家 1件 非住家 2件 その他物的被害 12件 農林水産関係被害 13件
令和3.2.13	地 震 (福島県沖の地震)	2021年2月1日23時07分に福島県沖の深さ55km で M7.3の地震が発生し、福島県国見町、相馬市、新地町及び宮城県蔵王町で震度6強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から中国地方にかけて震度6弱～1を観測した。 この地震により、宮城県の石巻港で0.2m、宮城県の石巻市鮎川、仙台港、福島県の相馬で0.1m の津波を観測した(津波の観測値は速報値)。 この地震により、死者1人、負傷者186人、住家全壊24棟、半壊67棟、一部破損4,545 棟などの被害が生じた。 (仙台管区気象台 災害時自然現象報告書2021年第1号より抜粋) 山形市では震度4を観測した。	市避難所開設 92避難所 避難者情報 なし 物的被害 住家 14件 非住家 3件 その他物的被害 16件 農林水産関係被害 2件 商工関係被害 2件 ライフライン被害 2件 交通障害等 2件
令和3.2.16	風 害	15日から16日にかけて低気圧が急速に発達する影響で、県内は西よりの風が雪を伴って非常に強く吹く恐れがあり、警戒が必要な状況だった。 山形市では、15日夜の始め頃から16日にかけて風が強まっていた。	物的被害 住家 1件 非住家 11件 その他物的被害 3件 土木関係被害 1件 交通障害等 2件
令和3.3.20	地 震 (宮城県沖の地震)	3月20日18時09分に宮城県沖の深さ59km で M6.9の地震が発生し、宮城県石巻市、登米市、蔵王町などで震度5強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から近畿地方にかけて震度5弱～1を観測した。 この地震により、負傷者11人、住家一部破損20棟などの被害が生じた。 (仙台管区気象台 2021年(令和3年)の東北地方の主な地震活動より抜粋)	物的被害 非住家 1件 交通障害等 1件

[令4改]

15 山形市自主防災組織一覧表

令和5年4月1日現在

組織No.	地区名	地区No.	組織名
1	第一地区	1	七日町2区自主防災会
2	第一地区	2	七日町三区防災会
3	第一地区	3	本町自主防災会
4	第一地区	4	檜物町防災会
5	第一地区	5	塗師町町内会防災部
6	第一地区	6	桜町一区防災会
7	第一地区	7	桜町二区町内自主防災会
8	第一地区	8	木の実五区町内会防災会
9	第一地区	9	木の実マンション防災会
10	第二地区	1	上町第一町内会自主防災会
11	第二地区	2	上町第二町内会自主防災部
12	第二地区	3	上町東町内防災会
13	第二地区	4	上町第四町内防災会
14	第二地区	5	上町五丁目防災会
15	第二地区	6	籠田一丁目防災会
16	第二地区	7	五日町一区町内会防災部
17	第二地区	8	五日町第二町内会自主防災会
18	第二地区	9	八日町1区自主防災会
19	第二地区	10	八日町第二町内会 防災避難部
20	第二地区	11	八日町三区自主防災会
21	第二地区	12	大町防災会
22	第二地区	13	吹張自治会防災部
23	第二地区	14	二日町防災会
24	第二地区	15	D`グラフオト十日町ｸｰ防災会
25	第二地区	16	YME 自主防災会
26	第二地区	17	YMW 自主防災会
27	第三地区	1	鍛冶町自主防災会
28	第三地区	2	四日町自主防災会
29	第三地区	3	あゆみ会防災会
30	第三地区	4	山形市宮町三区自主防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
31	第三地区	5	宮町四区防災会
32	第三地区	6	宮町五区自治会防災会
33	第三地区	7	宮町六区防災会
34	第三地区	8	宮町七区町内会防災会
35	第三地区	9	宮町第九町区自治会防災部
36	第三地区	10	宮町十区自治会自主防災会
37	第三地区	11	宮 1 1 自治会自主防災会
38	第三地区	12	宮 1 2 区新銅町自治会防災会
39	第三地区	13	銅町自治会自主防災会
40	第三地区	14	薬師町一区自主防災会
41	第四地区	1	小橋町防災会
42	第四地区	2	小鯨三区町内会防災会
43	第四地区	3	庚申堂一区町内会自主防災会
44	第四地区	4	庚申堂二区防災会
45	第四地区	5	六日町 3 区町内会自主防災会
46	第四地区	6	六日町 5 区自主防災会
47	第四地区	7	六日町六区防災部
48	第四地区	8	北斗町内会防災会
49	第四地区	9	緑町北区自主防災会
50	第四地区	10	みしま町内会防災部
51	第四地区	11	旅籠町第二町内会防災会
52	第四地区	12	旅籠町第三町内会自主防災会
53	第五地区	1	地藏町第二区町内会自主防災会
54	第五地区	2	地藏町三区防災会
55	第五地区	3	東町自主防災会
56	第五地区	4	小姓町二区町内会防災部
57	第五地区	5	小姓町三区防災会
58	第五地区	6	小姓町六区自治会自主防災会
59	第五地区	7	東原一区自主防災会
60	第五地区	8	東原町第二区町内会自主防災会
61	第五地区	9	東原三区南防災会
62	第五地区	10	東原町三区北自主防災会
63	第五地区	11	東原町第四区防災会

[令 2 改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
64	第五地区	12	七日町七区町内会特別防災部
65	第五地区	13	七 8 町内防災会
66	第五地区	14	あこや一区自主防災会
67	第五地区	15	あこや町二丁目自治会防災会
68	第五地区	16	あけぼの自治会防災避難部
69	第五地区	17	松波一丁目町内防災会
70	第六地区	1	小荷駄町一区防災会
71	第六地区	2	小荷駄町二区防災会
72	第六地区	3	小荷駄町三区防災会
73	第六地区	4	小荷駄町団地防災会
74	第六地区	5	三日町一区町内会防災部
75	第六地区	6	材木町一区防災会
76	第六地区	7	材木町二区防災会
77	第六地区	8	材木町三区自主防災会
78	第六地区	9	十日町三区町内防災会
79	第六地区	10	鉄砲町一区町内会防災組合
80	第六地区	11	鉄砲町二区防災会
81	第六地区	12	鉄砲町 3 区むつみ町内会防災会
82	第六地区	13	鉄砲町四区町内会防災部
83	第六地区	14	ネオステージ三日町防災会
84	第六地区	15	鉄砲町第五区町内会防災部
85	第六地区	16	鉄砲町六区町内会防災会
86	第六地区	17	鉄砲町七区防災会
87	第六地区	18	八葉防災会
88	第六地区	19	未広町二区 A 町内会防災会
89	第六地区	20	未広三区防災会
90	第六地区	21	美畑町自主防災会
91	第六地区	22	南栄町防災会
92	第六地区	23	南町自主防災会
93	第六地区	24	荒楯町内会防災会
94	第六地区	25	あずま町団地自主防災会
95	第七地区	1	城北町内防災会
96	第七地区	2	下条町第一町内防災会

[令 2 改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
97	第七地区	3	下条町第二町内会防災会
98	第七地区	4	下条町第三町内会防災部
99	第七地区	5	下条町第四区町内会防災部
100	第七地区	6	下条町五丁目自主防災会
101	第七地区	7	西下条町内会防災会
102	第七地区	8	城西町第二町内会防災会
103	第七地区	9	清水一区防災会
104	第七地区	10	清水町防災会
105	第七地区	11	山形市北町自主防災会
106	第七地区	12	西田二丁目自主防災会
107	第七地区	13	西田三丁目町内会防災会
108	第七地区	14	西田五丁目防災会
109	第七地区	15	清江町内会防災会
110	第七地区	16	北山形町内会自主防災会
111	第八地区	1	山形市埋立南区自主防災会
112	第八地区	2	小白川町第二区自主防災会
113	第八地区	3	小白川町二区南自治会防災会
114	第八地区	4	小白川町三区防災会
115	第八地区	5	小白川町第四区自治会自主防災会
116	第八地区	6	小白川町五区防災会
117	第八地区	7	緑町藤森自治会防災会
118	第八地区	8	緑町銀杏自治会自主防災会
119	第八地区	9	松波二丁目町内会自主防災部
120	第九地区	1	桧町一丁目防災会
121	第九地区	2	桧町二丁目自主防災会
122	第九地区	3	桧町三丁目町内会防災部
123	第九地区	4	桧町四丁目自主防災団
124	第九地区	5	馬見ヶ崎自主防災会
125	第九地区	6	嶋北防災会
126	第十地区	1	城南むつみ自主防災会
127	第十地区	2	霊石地区町内会自主防災会
128	第十地区	3	城西町一区町内会自主防災会
129	第十地区	4	城西町三区町内会防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
130	第十地区	5	春日町自主防災会
131	第十地区	6	清住町内会防災会
132	第十地区	7	久保田一丁目町内会防災部
133	第十地区	8	久保田二丁目自主防災会
134	第十地区	9	久保田三丁目花園防災会
135	第十地区	10	あかねヶ丘一丁目自主防災会
136	第十地区	11	やよい町内防災会
137	鈴川地区	1	和合第一町内会自主防災会
138	鈴川地区	2	和合第二町内会自主防災会
139	鈴川地区	3	和合第三町内会自主防災会
140	鈴川地区	4	和合第四町内会自主防災会
141	鈴川地区	5	表宿第一町内防災会
142	鈴川地区	6	表宿第三町内会防災会
143	鈴川地区	7	浦宿防災会
144	鈴川地区	8	西浦町内「自主防災会」
145	鈴川地区	9	白山町内自主防災会
146	鈴川地区	10	三鈴防災会
147	鈴川地区	11	川原宿連合町内会防災会
148	鈴川地区	12	山家本町自主防災会
149	鈴川地区	13	沼の辺町防災会
150	鈴川地区	14	沼の辺西防災会
151	鈴川地区	15	双月町防災会
152	鈴川地区	16	垂松自主防災会
153	鈴川地区	17	神明町防災会
154	鈴川地区	18	鈴川地区 榊形町内会自主防災部
155	鈴川地区	19	印役町第一町内会自主防災会
156	鈴川地区	20	印役町第二町内会自主防災会
157	鈴川地区	21	印役第三町内会自主防災会
158	鈴川地区	22	印役第四町内会自主防災会
159	鈴川地区	23	印役町第五町内会自主防災会
160	鈴川地区	24	印役町第六町内会自主防災会
161	鈴川地区	25	印役町第七町内会自主防災会
162	鈴川地区	26	印役8花楸2町内会自主防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
163	鈴川地区	27	花楯第一自主防災会
164	鈴川地区	28	五十鈴南町内自主防災会
165	鈴川地区	29	五十鈴第1町内会防災会
166	鈴川地区	30	五十鈴第二町内防災会
167	鈴川地区	31	五十鈴第3町内会防災会
168	鈴川地区	32	五十鈴東町内会防災会
169	鈴川地区	33	大野目第一町内自主防災会
170	鈴川地区	34	大野目第二町内自主防災会
171	鈴川地区	35	大野目第三町内防災会
172	鈴川地区	36	大野目第五町内防災会
173	鈴川地区	37	大野目第六町内防災会
174	鈴川地区	38	浜田自主防災会
175	鈴川地区	39	高原第一町内防災会
176	鈴川地区	40	高原第二町内会防災会
177	鈴川地区	41	高原団地自主防災会
178	鈴川地区	42	芳野地区自主防災会
179	鈴川地区	43	鷺の森町内防災会
180	鈴川地区	44	高原ネオポリス自主防災会
181	鈴川地区	45	山家ガーデンヒルズ防災会
182	千歳地区	1	長町第1区自主防災会
183	千歳地区	2	長町第2区自主防災会
184	千歳地区	3	長町第3区自主防災会
185	千歳地区	4	長町第4区自主防災会
186	千歳地区	5	長町第5区自主防災会
187	千歳地区	6	長町第6区町内自主防災会
188	千歳地区	7	長町第7区自主防災会
189	千歳地区	8	長町第8区自主防災会
190	千歳地区	9	長町第9区町内自主防災会
191	千歳地区	10	長町第10区自主防災会
192	千歳地区	11	落合町自主防災会
193	千歳地区	12	沖ノ原町内自主防災会
194	千歳地区	13	泉町自主防災会
195	飯塚地区	1	飯塚町防災会第一区自主防災支部

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
196	飯塚地区	2	飯塚町防災会第2区自主防災支部
197	飯塚地区	3	飯塚町防災会第3区自主防災支部
198	飯塚地区	4	飯塚町防災会第4区自主防災支部
199	飯塚地区	5	飯塚町防災会第5区自主防災支部
200	飯塚地区	6	飯塚町防災会第6区自主防災支部
201	飯塚地区	7	飯塚町防災会第7区自主防災支部
202	飯塚地区	8	飯塚町防災会第八区自主防災支部
203	飯塚地区	9	飯塚町防災会第9区自主防災支部
204	飯塚地区	10	飯塚町防災会第12区自主防災支部
205	飯塚地区	11	飯塚町防災会第14区自主防災支部
206	飯塚地区	12	飯塚町防災会第15区自主防災支部
207	榎沢地区	1	上榎沢自主防災会
208	榎沢地区	2	下榎沢防災会
209	榎沢地区	3	西原自主防災会
210	出羽地区	1	七浦自主防災会
211	出羽地区	2	千手堂自主防災会
212	出羽地区	3	志村防災会
213	出羽地区	4	出羽10区自主防災会
214	出羽地区	5	漆山中央十一区防災会
215	出羽地区	6	漆山中央12区防災会
216	出羽地区	7	漆山中央13区防災会
217	出羽地区	8	漆山中央十四区防災会
218	出羽地区	9	出羽17区自主防災会
219	出羽地区	10	出羽18区自主防災会
220	出羽地区	11	出羽19区自主防災会
221	出羽地区	12	曙町内会防災会
222	出羽地区	13	幸町自主防災会
223	出羽地区	14	出羽25区仲町町内会自主防災会
224	出羽地区	15	出羽27区べにばな団地自治会自主防災会
225	出羽地区	16	出羽29区緑ヶ丘防災会
226	金井地区	1	江俣防災会
227	金井地区	2	新江俣防災会
228	金井地区	3	嶋南自主防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
229	金井地区	4	江南四丁目防災会
230	金井地区	5	陣場町内会自主防災会
231	金井地区	6	内表防災会
232	金井地区	7	陣場新田町内会自主防災会
233	金井地区	8	吉野宿防災会
234	金井地区	9	鯨洗自主防災会
235	金井地区	10	東志戸田防災会
236	金井地区	11	志戸田防災会
237	楯山地区	1	風間第一区防災会
238	楯山地区	2	風間第二区防災会
239	楯山地区	3	風間第三区防災会
240	楯山地区	4	風間第四区防災会
241	楯山地区	5	風間第五区防災会
242	楯山地区	6	風間第六区防災会
243	楯山地区	7	十文字第1 防災会
244	楯山地区	8	十文字第2 防災会
245	楯山地区	9	十文字第3 防災会
246	楯山地区	10	十文字第4 区町内会防災部
247	楯山地区	11	青柳自主防災会
248	楯山地区	12	青野第1 防災会
249	楯山地区	13	青野第2 防災会
250	楯山地区	14	新開第一防災会
251	楯山地区	15	新開第二防災会
252	楯山地区	16	新開第三防災会
253	滝山地区	1	小立防災会
254	滝山地区	2	小立二丁目防災会
255	滝山地区	3	小立三丁目防災会
256	滝山地区	4	岩波自主防災会
257	滝山地区	5	八森防災会
258	滝山地区	6	土坂町内会防災部
259	滝山地区	7	神尾防災会
260	滝山地区	8	萩の倉自主防災会
261	滝山地区	9	上桜田防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
262	滝山地区	10	中桜田1防災会
263	滝山地区	11	中桜田2防災会
264	滝山地区	12	東青田一区防災会
265	滝山地区	13	東青田二区防災会
266	滝山地区	14	青田第一自主防災会
267	滝山地区	15	青田第二自主防災会
268	滝山地区	16	南ヶ丘自主防災会
269	滝山地区	17	元木町内会防災会
270	滝山地区	18	白山町内会防災会
271	滝山地区	19	南二番町防災会
272	滝山地区	20	鳥居ヶ丘町内自主防災会
273	滝山地区	21	南原町防災会
274	滝山地区	22	南原町二丁目防災会
275	滝山地区	23	南原町三丁目町内会防災部
276	滝山地区	24	松山一丁目町内会防災会
277	滝山地区	25	松山二丁目・三丁目町内防災会
278	滝山地区	26	平清水第一自主防災会
279	滝山地区	27	平清水第二自主防災会
280	滝山地区	28	平清水一丁目防災会
281	滝山地区	29	福ノ神地区町内防災会
282	滝山地区	30	南ヶ丘アパート防災会
283	東沢地区	1	松波4・5丁目町内会防災部
284	東沢地区	2	千歳ヶ丘防災会
285	東沢地区	3	妙南防災会
286	東沢地区	4	妙北町内会防災部
287	東沢地区	5	釈迦堂防災会
288	東沢地区	6	防原町自主防災会
289	東沢地区	7	下宝沢防災会
290	東沢地区	8	上宝沢防災会
291	東沢地区	9	滑川住宅防災部
292	東沢地区	10	滑川地区自主防災会
293	東沢地区	11	新山地区自主防災会
294	東沢地区	12	関沢防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
295	高瀬地区	1	高沢防災会
296	高瀬地区	2	平石水防災会
297	高瀬地区	3	上蔦の木防災会
298	高瀬地区	4	下蔦の木防災会
299	高瀬地区	5	切畑防災会
300	高瀬地区	6	休石防災会
301	高瀬地区	7	宝田町内会自主防災会
302	高瀬地区	8	二本堂防災会
303	高瀬地区	9	中里防災会
304	高瀬地区	10	大森防災会
305	高瀬地区	11	清水防災会
306	南沼原地区	1	南館第一町内防災会
307	南沼原地区	2	高堂町内防災会
308	南沼原地区	3	南館第三町内防災会
309	南沼原地区	4	深町町内会防災会
310	南沼原地区	5	県営住宅深町団地自主防災会
311	南沼原地区	6	南館第五町内防災会
312	南沼原地区	7	富の中自主防災会
313	南沼原地区	8	吉原第一防災会
314	南沼原地区	9	吉原第二防災会
315	南沼原地区	10	吉原第三防災会
316	南沼原地区	11	吉原第四防災会
317	南沼原地区	12	吉原第五防災会
318	南沼原地区	13	沼木上町内会自主防災会
319	南沼原地区	14	沼木中町内会自主防災会
320	南沼原地区	15	沼木下防災会
321	南沼原地区	16	沼木新町町内会自主防災会
322	南沼原地区	17	沼木パークタウン防災会
323	南沼原地区	18	第二沼木パークタウン防災会
324	南沼原地区	19	あかねヶ丘二丁目自主防災会
325	南沼原地区	20	あかねヶ丘三丁目自主防災会
326	南沼原地区	21	籠田二丁目町内防災会
327	南沼原地区	22	籠田三丁目自主防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
328	南沼原地区	23	南館西防災会
329	南沼原地区	24	東前明石町内会自主防災会
330	大郷地区	1	船町町内防災会
331	大郷地区	2	西中野防災会
332	大郷地区	3	東中野防災会
333	大郷地区	4	成安防災会
334	大郷地区	5	天神町防災会
335	大郷地区	6	見崎防災会
336	大郷地区	7	今塚自主防災会
337	明治地区	1	渋江防災会
338	明治地区	2	田中防災会
339	明治地区	3	三条ノ目防災会
340	明治地区	4	灰塚地区防災会
341	明治地区	5	中野目防災会
342	明治地区	6	赤坂防災会
343	南山形地区	1	黒沢自主防災会
344	南山形地区	2	松原自主防災会
345	南山形地区	3	南松原自主防災会
346	南山形地区	4	新南山形住宅団地自治会防災会
347	南山形地区	5	蔵王駅前地区防災会
348	南山形地区	6	蔵王第二自主防災会
349	南山形地区	7	片谷地自治会防災会
350	南山形地区	8	下谷柏自主防災会
351	南山形地区	9	上谷柏自主防災会
352	南山形地区	10	津金沢自主防災会
353	南山形地区	11	みはらしの丘自主防災会
354	大曾根地区	1	古舘自主防災会
355	大曾根地区	2	下反田第一防災会
356	大曾根地区	3	下反田第二防災会
357	大曾根地区	4	上反田自主防災会
358	大曾根地区	5	常明寺自主防災会
359	大曾根地区	6	滝平防災会
360	大曾根地区	7	芳沢自主防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
361	山寺地区	1	中地藏防災会
362	山寺地区	2	地藏堂防災会
363	山寺地区	3	宮崎防災会
364	山寺地区	4	芦沢防災会
365	山寺地区	5	川原町・南院地区防災会
366	山寺地区	6	馬形防災会
367	山寺地区	7	所部自主防災会
368	山寺地区	8	千手院防災会
369	山寺地区	9	面白山自衛防災団
370	蔵王地区	1	桜田東自主防災会
371	蔵王地区	2	桜田西自主防災会
372	蔵王地区	3	桜田南町内会自主防災会
373	蔵王地区	4	飯田第一町内会防災会
374	蔵王地区	5	飯田第2町内会防災会
375	蔵王地区	6	飯田第三町内防災会
376	蔵王地区	7	飯田団地互近助会
377	蔵王地区	8	成沢第一町内会防災会
378	蔵王地区	9	蔵王成沢第二町内防災会
379	蔵王地区	10	成沢第三町内防災会
380	蔵王地区	11	成沢第四町内会防災会
381	蔵王地区	12	高田自治会自主防災会
382	蔵王地区	13	成沢第六町内会自主防災会
383	蔵王地区	14	蔵王山田町内防災会
384	蔵王地区	15	半郷自主防災会
385	蔵王地区	16	蔵王半郷第四町内会防災会
386	蔵王地区	17	蔵王上野第一町内防災会
387	蔵王地区	18	蔵王上野第二町内防災会
388	蔵王地区	19	上野第3町内会自主防災会
389	蔵王地区	20	蔵王上野第四町内会防災会
390	蔵王地区	21	蔵王堀田町内会自主防災会
391	蔵王地区	22	蔵王温泉自主防災会
392	西山形地区	1	上ノ上防災組合
393	西山形地区	2	上ノ下防災組合

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
394	西山形地区	3	中丁防災会
395	西山形地区	4	八幡上防災会
396	西山形地区	5	八幡中防災会
397	西山形地区	6	八幡下防災会
398	西山形地区	7	宿嶋防災会
399	西山形地区	8	宿中自主防災会
400	西山形地区	9	八月田自主防災会
401	西山形地区	10	塩辛田防災会
402	西山形地区	11	新屋敷自主防災会
403	西山形地区	12	門伝上防災会
404	西山形地区	13	門伝中自主防災会
405	西山形地区	14	門伝下自主防災会
406	西山形地区	15	西山形地区川原自主防災会
407	西山形地区	16	門伝山王自主防災会
408	西山形地区	17	七ツ松自主防災会
409	西山形地区	18	荻の窪自主防災会
410	西山形地区	19	礪石自主防災会
411	村木沢地区	1	上平防災会
412	村木沢地区	2	山王防災会
413	村木沢地区	3	長根自主防災会
414	村木沢地区	4	長岡防災会
415	村木沢地区	5	金沢部落防災会
416	村木沢地区	6	佐野防災会
417	村木沢地区	7	的場自主防災会
418	村木沢地区	8	あじさいタウン村木沢自主防災会
419	村木沢地区	9	悪戸南防災会
420	村木沢地区	10	悪戸北防災会
421	村木沢地区	11	上宿防災会
422	村木沢地区	12	中宿防災会
423	村木沢地区	13	下宿防災会
424	村木沢地区	14	若木防災会
425	村木沢地区	15	足沢防災会
426	村木沢地区	16	出塩防災会

[令2改]

組織No.	地区名	地区No.	組織名
427	村木沢地区	17	大谷地防災会
428	本沢地区	1	出倉町内会自主防災会
429	本沢地区	2	川原防災会
430	本沢地区	3	湯田防災会
431	本沢地区	4	西向防災会
432	本沢地区	5	隔間場部落防災会
433	本沢地区	6	二位田防災会
434	本沢地区	7	菅沢町内会防災部
435	本沢地区	8	前明石第2班防災会
436	本沢地区	9	緑の丘すげさわ第1防災会
437	本沢地区	10	緑の丘すげさわ第2防災会

[令2改]

16 気象庁震度階級関連解説表

気象庁ホームページより引用

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生する場合や、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られた場合や、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

[平22改]

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

[平22改]

● 木造建物（住宅）の状況

震度	木造建物（住宅）	
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度	鉄筋コンクリート造建物	
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

[平22改]

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

[平22改]

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

[平22改]

17 た め 池 調 書

農村整備課

No.	ため池名	所在地	堤 体				余 水 吐		受益面積 (ha)	管 理 者 名
			堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (m ³)	総貯水量 (m ³)	流域 (ha)	洪水量 (m ³ /s)		
1	沼 の 辺	山形市上山家町	12.9	150	33,000	261,000	113	3.2	60	山形市東部土地改良区
2	小 松 原 大 沼	山形市大字松原	9.9	61	66,000	23,600	265	6.1	13.7	最上川中流土地改良区
3	三 本 木 沼	山形市大字神尾	4.2	169	126,000	123,000	21	7.1	21	桜田水利組合
4	羽 竜 沼	山形市大字神尾	10.2	156	36,000	173,000	71	14.81	25	山形市飯田水利組合
5	二 ツ 沼	山形市蔵王成沢字羽龍	8.1	292	50,000	110,000	5.2	5.1	20	成沢土地改良区
6	古 竜 湖	山形市蔵王山田	4.9	106	30,100	16,200	0.1	6.8	42	蔵王山田町内会
7	新 沼	山形市蔵王山田	1.4	60	2,100	12,000	0.1	0.47	42	蔵王山田町内会
8	皿 沼	山形市蔵王山田	1.7	72	2,100	10,000	0.05	0.17	42	蔵王山田町内会
9	盃 湖	山形市蔵王温泉	8.1	49	8,700	113,000	1.4	18.8	170	龍湖土地改良区
10	上野温水ため池	山形市蔵王上野	3.5	84	1,560	8,000	0.76	1.19	100	蔵王上野町内会
11	樺 谷 地 沼	山形市大字土坂	8.6	96	5,900	16,500	0.08	3.4	20	土坂町内会
12	大 平 沼	山形市大字神尾	3	50	2,300	15,000	0.1	6.8	10	大平水利組合
13	尻 沼	山形市大字中桜田	3	89	4,800	5,000	0.05	0.31	10	大谷地沼水利組合
14	大 谷 地 沼	山形市大字中桜田	2.5	103	6,100	18,200	0.09	0.47	7	大谷地沼水利組合
15	里 尻 沼	山形市大字上桜田	5	64	5,900	3,400	0.09	9.6	15	上桜田共有地組合
16	苔 沼	山形市大字門伝	1.4	53	6,000	262,000	0.2	11.2	142	柏倉水利組合
17	隔 間 沼	山形市大字門伝	3	70	1,700	58,000	0.3	3	142	柏倉水利組合
18	隔 間 場 大 沼	山形市大字長谷堂字隔間場	4.2	200	6,500	105,000	120.4	12.5	102	最上川中流土地改良区
19	隔 間 場 小 沼	山形市大字長谷堂字隔間場	4.2	90	1,900	42,000	0.32	5.1	350	最上川中流土地改良区
20	鴻 の 巢 沼	山形市大字神尾	4.9	180	4,700	14,500	0.1	3.4	17	成沢土地改良区
21	中 桜 田 大 沼	山形市大字中桜田	5.1	41	1,100	30,000	0.07	1.7	5	鏡 庄六
22	平 中 沼	山形市大字柏倉	7.6	75	1,800	8,000	0.1	3.4	6	水方土地改良事業共同施行
23	法 蓮 沼	山形市大字神尾	4.1	163	5,000	8,000	0.05	0.7	17	成沢土地改良区
24	弓 浅 沼	山形市蔵王山田	6.3	76	4,500	4,500	0.26	3.4	17	成沢土地改良区
25	た で 沼	山形市大字中桜田	2.2	47	1,300	20,000	0.05	1.7	12	た で沼水利組合
26	庄 内 堤	山形市大字中桜田	1.8	83	4,600	5,000	0.1	1.7	10	山形市飯田水利組合
27	中 里 沼	山形市大字下東山字小菰石	9.2	48	5,100	8,000	52.1	1.5	3.3	中里沼水利組合
28	高 原 沼	山形市高原町	4.9	63	4,200	8,000	0.25	3.4	3	旧東浦水利組合
29	田 尻 沼	山形市大字滝平	6.2	207	2,300	12,000	0.17	0.36	10	田尻沼水利組合
30	ね ず ぼ た 沼	山形市大字神尾	1	54	2,900	8,000	0.1	0.42	42	蔵王山田町内会
31	夕 テ 沼	山形市蔵王山田	2.9	147	1,400	2,000	0.1	0.5	42	蔵王山田町内会
32	大 平 た め 池	山形市大字門伝字隔間山	1.8	68	10,000	37,000	0.1	2.52	49	畑谷区
33	天 沼	山形市南一番町	0.9	67	1,000	6,000	1	0.3	33	山形市長
34	本 沢 ダ ム	上市市狸森	17.5	91.5	30,000	157,000	21	96.1	380	最上川中流土地改良区
35	荒 沼	山辺町畑谷字板橋	8.8	66	7,000	717,000	0.65	3.6	100	門伝水利組合
36	板 橋 沼	山辺町畑谷	9	150	14,400	255,000	0.59	5.1	256.7	最上川中流土地改良区
37	畑 谷 大 沼	山辺町畑谷	9	150	14,400	758,000	0.6	5.1	256.7	最上川中流土地改良区

〔令4改〕

18 雨量計設置箇所一覧

防災対策課

No.	所 管	観測所名	所 在 地	設置場所	TEL	備 考
1	山形市消防本部	山形市消防本部	山形市緑町4-15-7	山形市消防本部	631-7218	
2	山形地方気象台	山形	山形市緑町1-15-77	山形地方気象台	622-0632	
3	山形河川国道事務所	山形	山形市成沢西4-3-55	山形河川国道事務所	688-8421	
4	〃	関 沢	山形市大字関沢44	鈴木勲方	629-2524	
5	JR東日本(株)	山形	山形市香澄町1-1-1	山形駅構内	631-2131	
6	〃	漆 山	山形市大字漆山	漆山駅構内	684-8020	
7	〃	山 寺	山形市大字山寺	山寺駅構内	695-2100	
8	山形県県土整備部	蔵王ダム	山形市大字上宝沢字葉の木沢外	蔵王ダム管理事務所	629-2004	県河川・砂防情報システム
9	〃	鍋 倉	山形市大字上宝沢外1字葉の木沢外11国有林25林班ぬ小班			〃
10	〃	山形監視	山形市鉄砲町2-19-68	村山総合支庁	621-8230	〃
11	〃	蔵王上野	山形市大字蔵王上野字南坂		〃	〃
12	〃	大 森	山形市大字大森字岩下372-2地先	荒谷橋付近	〃	〃
13	〃	松 原	山形市小白川地内	ジャバ付近	〃	〃
14	〃	宝 沢	山形市大字下宝沢上新田下前1558-6		〃	〃
15	〃	蔵王温泉	山形市蔵王温泉堰神680-6	山形市東消防署蔵王温泉出張所	〃	〃
16	〃	ユートピア	山形市蔵王温泉横倉外5国有林236こ林小班		〃	〃
17	〃	蔵王大平	山形市蔵王温泉字荒敷845		〃	〃
18	〃	蔵王竜山	山形市蔵王温泉字柳平769	蔵王ジャンプ台ジャッジハウス	〃	〃
19	県農林水産部	山形	山形市みのりが丘6060-27	県立農業試験場	644-5571	

[令2改]

19 山形市土砂災害危険区域一覧表

令和5年4月1日現在 防災対策課

◎ 法指定区域

番号	所在地	戸数	人口	予想される災害			
				地すべり	がけ崩れ	土石流	雪崩
1	山形市大字山寺(千手院)	6	19		○	○	
2	山形市大字山寺(川原町)	40	146		◎	○	○
3	山形市大字山寺(宮崎)	7	20		○		○
4	山形市大字山寺(馬形)	5	21		○	○	
5	山形市大字上東山	7	20		○	○	○
6	山形市大字釈迦堂	2	10		○		○
7	山形市大字滑川	2	2		○		○
8	山形市大字上宝沢	3	10			○	
9	山形市大字下宝沢	5	20			○	○
10	山形市松波五丁目	5	16		◎		○
11	山形市大字八森(下八森)	3	6		○	○	○
12	山形市大字岩波	4	17	○	○		○
13	山形市大字土坂	1	2		○		
14	山形市飯田五丁目 (蔵王成沢字町浦)	5	12		○		
15	山形市蔵王温泉	64	247(45)	◎	◎	○	○
16	山形市大字長谷堂(隔間場)	2	7		○		○
17	山形市大字長谷堂(飯森)	1	1		○		
18	山形市大字長谷堂(川原)	4	17				○
19	山形市大字長谷堂(西向)	6	22		○		○

[平18改]

番号	所在地	戸数	人口	予想される災害			
				地すべり	がけ崩れ	土石流	雪崩
20	山形市大字長谷堂(漆房)	1	4		○	○	
21	山形市大字長谷堂(湯田)	1	6		○		○
22	山形市大字谷柏	0	0		○		
23	山形市大字門伝(荻の窪)	17	64	○	○		
24	山形市大字門伝(堰下)	23	84	◎	○		
25	山形市大字門伝(礫石)	1	1		○		
26	山形市大字村木沢(上平)	28	78	○	○		○
27	山形市大字村木沢(山王)	6	17		○	○	○
28	山形市大字村木沢(長根)	1	3		○		
29	山形市大字若木	2	5		◎		
30	山形市大字芳沢	8	20	◎	○		
31	山形市大字上反田	4	17			○	
32	山形市大字滝平	34	101	◎	○	○	
33	山形市大字関沢	高速道路等を使用 する不特定多数				○	
34	山形市大字青野	1	1		○		
合 計		299	1016	7	29	13	16

注:急傾斜地崩壊危険区域、森林法による指定区域及び山腹崩壊危険区域は、がけ崩れに、砂防指定地及び崩壊土砂流出危険区域は土石流に含めるものとする。

注:No.15 蔵王温泉の人口()内の数字は住民基本台帳に登録されているその他居住者の数値。(合計には含まず。)

注:戸数及び人口は、住民基本台帳に登録されている数値。

[平18改]

20 土砂災害警戒区域等一覧

別紙3

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
1	土石流	9-2 馬形沢 1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
2	土石流	9-3 天狗沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
3	土石流	9-4 大石沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
4	土石流	9-5 千手院沢 1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
5	土石流	9-54 山寺沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
6	土石流	9-55 田代沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
7	土石流	9-6 ねこヶ沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
8	土石流	9-60 地藏堂沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
9	土石流	9-61 男形沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
10	土石流	9-s01 小高次沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号	山形県総合運動公園	山寺小・中学校 山寺かじの木こどもクラブ	TEL エリアメール	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
11	土石流	9-H04 芦沢川	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	山寺小・中学校 山寺かじの木こどもクラブ	TEL エリアメール	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
12	土石流	9-H05 馬形沢 2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
13	土石流	9-H05 千手院沢 2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
14	急傾斜地	1-1108 山寺 1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
15	急傾斜地	1-1108 山寺 1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
16	急傾斜地	1-1109-2 山寺 2-2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
17	急傾斜地	1-1109-3 山寺 2-3	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
18	急傾斜地	1-1110-1 所部 1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
19	急傾斜地	1-1110-2 南院	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
20	急傾斜地	1-1112 山寺 3	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
21	急傾斜地	1-1113 馬形	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
22	急傾斜地	2-1114-1 地藏堂-1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
23	急傾斜地	2-1114-2 地藏堂-2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
24	急傾斜地	2-1114-3 地藏堂-3	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
25	急傾斜地	2-1115 芦沢	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
26	急傾斜地	2-1116-1 千手院 2-1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
27	急傾斜地	2-1116-2 千手院 2-2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
28	急傾斜地	2-1117 千手院 3	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
29	急傾斜地	2-1116-1 千手院 4-1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
30	急傾斜地	2-1116-2 千手院 4-2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
31	急傾斜地	2-1119 所部 2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
32	急傾斜地	2-1139-1 千手院 1-1	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
33	急傾斜地	2-1139-2 千手院 1-2	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
34	急傾斜地	1-11H001 宮崎	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
35	急傾斜地	1-11H00 五反田	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
36	地滑り	85 所部	大字山寺	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
37	土石流	9-22 玉ヶ入沢	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター 高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
38	土石流	9-23 三宝岡沢	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター 高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
39	土石流	9-62 下東山沢	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター 高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
40	急傾斜地	1-1111 休石 1	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター 高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
41	急傾斜地	2-1108-1 三宝岡-1	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
42	急傾斜地	2-1108-2 三宝岡 2	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
43	急傾斜地	2-1109-1 下東山 2-1	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター 高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
44	急傾斜地	1-1109-2 下東山 2-2	大字下東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター 高瀬小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
45	土石流	9-12 表沢	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
46	土石流	9-13 切畑沢 1	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
47	土石流	9-63 切畑沢 2	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
48	急傾斜地	2-1111-1 切畑 1-1	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
49	急傾斜地	2-1111-2 切畑 1-2	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
50	急傾斜地	2-1112-1 切畑 2-1	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
51	地滑り	J09-H003 切畑 2	大字切畑 大字上東山	山形県	H25.4.30	警戒区域 第 445 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
52	地滑り	84 切畑	大字切畑	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
53	土石流	9-14 上東山沢	大字上東山	山形県	H23.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
54	土石流	9-15-1 平石水沢-1	大字上東山 大字高沢	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
55	土石流	9-15-2 平石水沢-2	大字上東山 大字高沢	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
56	土石流	9-15-3 平石水沢-3	大字上東山 大字高沢	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
57	土石流	9-16 平石沢	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
58	土石流	9-17 蔦の木沢	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
59	土石流	9-18 北の沢	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
60	土石流	9-19 中の沢	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
61	急傾斜地	2-11H00 下蔦の木	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
62	急傾斜地	1-1102-1 平石水-1	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
63	急傾斜地	1-1102-2 平石水	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
64	急傾斜地	2-1143-1 蔦の木-1	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
65	急傾斜地	2-1143-2 蔦の木-2	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
66	急傾斜地	2-11H00 合の原 1	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
67	急傾斜地	2-11H00 合の原 2	大字上東山	山形県	H28.8.26	警戒区域 第 730 号 特別警戒区域 第 731 号	高瀬コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 19 分団
68	急傾斜地	1-1106 風間 1	大字風間	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	楯山コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 18 分団
69	急傾斜地	1-1107 風間 2	大字風間	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	楯山コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 18 分団
70	土石流	9-20-1 青野北沢川	大字青野 高原町 早乙女 塔の前、穂積	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	楯山コミュニティセンター 楯山小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 18 分団
71	土石流	9-20-2 青野所沢川	大字青野 高原町 早乙女 塔の前、穂積	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	楯山コミュニティセンター 楯山小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第 18 分団
72	急傾斜地	1-1104 和合 1	和合町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第 3 分団
73	急傾斜地	1-11H015 和合 2	和合町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	東北中央病院	TEL エリアメール	東署本署 消防団第 3 分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
74	土石流	9-53 高原沢	高原町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第3分団
75	急傾斜地	1-1105 上山家	下山家町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川小学校	老人福祉センター 鈴川ことぶき荘	TEL エリアメール	東署本署 消防団第3分団
76	急傾斜地	2-1104-1 高原町1	高原町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第3分団
77	急傾斜地	2-1104-2 高原町2	高原町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第3分団
78	急傾斜地	2-1106 山家2	山家本町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
79	土石流	9-H14 八竜川	高原町 上山家町	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署高楯出張所 消防団第3分団
80	土石流	9-21 山家沢	上山家町、山家 本町、沼の辺町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
81	土石流	9-11 双月沢	双月町 双月新町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
82	土石流	9-56 和合沢	双月町 双月新町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
83	急傾斜地	1-1103 双月新町	双月新町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
84	急傾斜地	2-1107 双月	双月町	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
85	急傾斜地	2-11H023 双月1	双月町	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
86	急傾斜地	2-11H024 双月2	双月町	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	鈴川コミュニティセンター 鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
87	土石流	9-25 反目沢川	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
88	土石流	9-H02 赤坂	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
89	土石流	9-H03 水路沢川	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
90	土石流	9-26 萱場沢川	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
91	土石流	9-64 小下沢	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
92	土石流	9-65 瀬戸ヶ沢川	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
93	土石流	9-66 盲目沢川	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
94	急傾斜地	1-1124 滑川1	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
95	急傾斜地	2-1136 滑川2	大字滑川	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第242号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
96	急傾斜地	1-11H003 ゆきさわ台	大字滑川	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
97	土石流	9-24 小谷沢	大字関沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第243号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
98	急傾斜地	1-1120 新山3	大字新山	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第243号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
99	急傾斜地	2-1137 新山 1	大字新山	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
100	急傾斜地	2-1142-1 新山 2-1	大字新山	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
101	急傾斜地	2-1142-2 新山 2-2	大字新山	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
102	急傾斜地	1-1192 釈迦堂	大字釈迦堂 大字下宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢コミュニティセンター 東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
103	土石流	9-50 小塩沢川	大字下宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
104	土石流	9-58 宇作	大字下宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
105	土石流	9-7 姫沢	大字下宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
106	土石流	9-H13 銅宝沢	大字下宝沢	山形県	H26.4.30	警戒区域 第 445 号 特別警戒区域 第 449 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
107	急傾斜地	2-11H005 下宝沢	大字下宝沢	山形県	H22.4.23	警戒区域 第 427 号 特別警戒区域 第 429 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
108	急傾斜地	2-11H021 宇作	大字下宝沢	山形県	H26.4.30	警戒区域 第 445 号 特別警戒区域 第 449 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
109	急傾斜地	1-11H021-02 宇作 2	大字上宝沢 下宝沢	山形県	H26.4.30	警戒区域 第 445 号 特別警戒区域 第 449 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
110	土石流	9-10 聖ヶ沢	大字上宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
111	土石流	9-51 大塩沢川	大字上宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
112	土石流	9-8 オクマン沢	大字上宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
113	土石流	9-9 お寺ノ沢	大字上宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
114	地滑り	J09-H002 上宝沢	大字上宝沢 下宝沢	山形県	H26.4.30	警戒区域 第 445 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
115	急傾斜地	1-11H021-04 宇作 4	大字上宝沢	山形県	H26.4.30	警戒区域 第 455 号 特別警戒区域 第 449 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
116	急傾斜地	2-11H001 上宝沢	大字上宝沢	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
117	土石流	9-49 前ノ沢	大字妙見寺 東山形	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	第一中学校 東沢コミュニティセンター	敬寿園 松波大谷幼稚園	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
118	急傾斜地	1-1129-1 妙見寺-1	大字妙見寺	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	第一中学校 東沢コミュニティセンター	—	—	東署高楯出張所 消防団第 20 分団
119	急傾斜地	1-1129-2 妙見寺-2	大字妙見寺	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	第一中学校 東沢コミュニティセンター	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
120	急傾斜地	1-1129-3 妙見寺-3	大字妙見寺	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	第一中学校 東沢コミュニティセンター	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
121	土石流	9-48 熊前沢	松波	山形県	H21.3.24	警戒区域 第 237 号 特別警戒区域 第 243 号	東沢小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団
122	土石流	9-59-1 大熊ノ沢	松波	山形県	H21.3.24 H21.3.24 H21.5.2 H28.4.8	警戒区域 第 237 号 第 419 号 特別警戒区域 第 429 号 第 421 号	第一中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 4 分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
123	土石流	9-59-2 小熊ノ沢	松波	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第243号	第一中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第20分団
124	急傾斜地	1-1119-1 熊の前-1	松山、松波、 大字平清水	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第243号	山大付属小学校	憩の家のんびりや	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
125	急傾斜地	1-1119-2 熊の前-2	大字平清水	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	山大付属小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
126	急傾斜地	2-1140 松波	松波 大字平清水	山形県	H21.3.24	警戒区域 第237号 特別警戒区域 第243号	第一中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第4分団
127	土石流	9-31 寺沢	大字平清水	山形県	H24.8.24	警戒区域 第846号 特別警戒区域 第849号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
128	土石流	9-57 猿岡沢	大字平清水	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
129	土石流	9-H10 恥川	大字平清水	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
130	急傾斜地	1-1118 松山1	松山	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
131	急傾斜地	1-11H016 松山2	松山	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
132	急傾斜地	2-11H014 松山3	松山	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
133	急傾斜地	2-1133 平清水1	大字平清水	山形県	H24.8.24	警戒区域 第846号 特別警戒区域 第849号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
134	急傾斜地	2-1134 平清水2	大字平清水	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
135	土石流	9-34 太平沢	大字八森	山形県	H24.8.24	警戒区域 第846号 特別警戒区域 第849号	第六中学校	虹のネットワーク	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
136	土石流	9-35 八森川1	大字八森	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	虹のネットワーク	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
137	土石流	9-36 八森川2	大字八森	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
138	急傾斜地	2-1129 大平	大字八森	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
139	急傾斜地	2-1131 八森	大字八森	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
140	地滑り	82 八森	大字八森	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
141	土石流	9-H12 龍山川	大字土坂	山形県	H26.10.3	警戒区域 第853号	南小学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
142	土石流	9-68 岩波沢1	大字岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
143	土石流	9-H09 岩波沢2	大字岩波 小立	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号	第六中学校	滝山小学校 養護老人ホームあたご荘 のぞみの家 第1滝山こどもクラブ 第4滝山こどもクラブ	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
144	急傾斜地	1-1121 岩波1	大字岩波 平清水 小立	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	養護老人ホームあたご荘 のぞみの家 第1滝山こどもクラブ	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団
145	急傾斜地	1-1121-1 岩波2-1	大字岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第5分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
146	急傾斜地	1-1122-2 岩波 2-2	大字岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
147	急傾斜地	1-1123 岩波 3	大字岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
148	急傾斜地	2-1132-1 岩波 4-1	大字岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
149	地滑り	81 岩波	大字岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
150	土石流	9-69 上桜田沢 1	大字上桜田 中桜田 東青田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	元木公民館 南小学校 第六中学校	マリアこまくさ保育園 ソーレホーム中桜田 湖山ケアサービス山形 東青田ホーム	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
151	土石流	9-70 水木沢北	大字上桜田 中桜田 東青田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	元木公民館 南小学校 第六中学校	マリアこまくさ保育園 ソーレ中桜田 ソーレホーム中桜田 湖山ケアサービス山形 保育ママこづかい 第 2 滝山こどもクラブ	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
152	土石流	9-71 水木沢南	大字上桜田 中桜田 東青田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	元木公民館 南小学校 第六中学校	マリアこまくさ保育園 ソーレ中桜田 ソーレホーム中桜田 湖山ケアサービス山形 保育ママこづかい 第 2 滝山こどもクラブ	TEL エリアメール	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
153	急傾斜地	2-1141 上桜田	大字上桜田 岩波	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	南小学校 第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
154	土石流	9-38 桜田沢	大字飯田 中桜田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	元木公民館 南小学校、第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 20 分団
155	土石流	9-72 中桜田沢 1	飯田 中桜田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	元木公民館 南小学校、第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
156	土石流	9-73 中桜田沢 2	飯田 中桜田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	元木公民館 南小学校、第六中学校	—	—	東署小荷駄町出張所 消防団第 5 分団
157	土石流	9-37 飯田沢 1	飯田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	蔵王第一小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
158	土石流	9-52 飯田沢 2	飯田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	蔵王第一小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
159	急傾斜地	1-1125-1 町浦 1-1	飯田 蔵王成沢	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	蔵王第一小学校	さとう家庭保育室	TEL エリアメール	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
160	急傾斜地	1-1125-2 町浦 1-2	飯田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	蔵王第一小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
161	急傾斜地	1-1125-3 町浦 1-3	飯田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	蔵王第一小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
162	土石流	9-1-1 鳴沢川-1	蔵王上野 蔵王野際	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号	蔵王第一小学校	蔵王めぐみ幼稚園	TEL エリアメール	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
163	土石流	9-1-2 鳴沢川-2	蔵王上野 蔵王野際	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 326 号 特別警戒区域 第 333 号	蔵王第一小学校	蔵王めぐみ幼稚園	TEL エリアメール	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
164	急傾斜地	1-1126 町浦 2	蔵王成沢	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	蔵王第一小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 6 分団
165	急傾斜地	1-1127 町浦 3	蔵王成沢	山形県	H24.3.27	警戒区域 第 329 号 特別警戒区域 第 333 号	蔵王第一小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 6 分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
166	土石流	9-39 半郷沢	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	さくら荘 みどり荘	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
167	急傾斜地	1-1128 寺山-1	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	まんさくの丘 こまくさ学園	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
168	急傾斜地	1-1128-2 寺山-2	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
169	急傾斜地	2-11H006 三百谷地	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
170	急傾斜地	2-1126-01 蔵王半郷 1-1	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
171	急傾斜地	2-1126-02 蔵王半郷 1-2	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
172	急傾斜地	2-11H010 蔵王半郷 2	蔵王半郷	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第一中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
173	急傾斜地	2-1127 蔵王堀田	蔵王堀田	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号 特別警戒区域 第333号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
174	地滑り	80 上野	蔵王	山形県	H24.3.27	警戒区域 第329号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
175	土石流	9-40 祓川	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第8分団
176	土石流	9-41 三度川	蔵王温泉	山形県	H20.5.2 H28.4.8 H20.5.2 H28.4.8	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号 第421号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
177	土石流	9-42 二度川	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
178	土石流	9-43 一度川	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	蔵王温泉クリニック ZAOキッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
179	土石流	9-44 酢川	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	蔵王温泉クリニック ZAOキッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
180	土石流	9-45-1 上ノ代沢-1	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	蔵王温泉クリニック ZAOキッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
181	土石流	9-45-2 上ノ台沢-2	蔵王温泉	山形県	H20.5.2 H28.4.8 H20.5.2 H28.4.8	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号 第421号	蔵王第三小・第二中学校	蔵王温泉クリニック ZAOキッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
182	土石流	9-45-3 上ノ代沢-3	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	蔵王温泉クリニック ZAOキッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
183	土石流	9-H01 カリージャ川	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
184	急傾斜地	1-1130 堰神	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
185	急傾斜地	1-1131-1 蔵王温泉 1-1	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
186	急傾斜地	1-1131-2 蔵王温泉 1-2	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
187	急傾斜地	2-1128 蔵王温泉 2	蔵王温泉	山形県	H20.5.2	警戒区域 第449号 特別警戒区域 第456号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
188	急傾斜地	2-11H002 湯尻	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
189	急傾斜地	1-11H004 横倉	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
190	急傾斜地	1-11H005 清水坂1	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
191	急傾斜地	1-11H006 清水坂2	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
192	急傾斜地	1-11H007 中森1	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
193	急傾斜地	1-11H008 中森2	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
194	急傾斜地	1-11H009 中森3	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
195	急傾斜地	1-11H010 中森4	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
196	急傾斜地	1-11H011 荒敷	蔵王温泉	山形県	H22.4.23 H28.4.8 H22.4.23 H28.4.8	警戒区域 第427号 第419号 特別警戒区域 第429号 第421号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
197	急傾斜地	1-11H012 丈二田	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
198	急傾斜地	1-11H013 土合1	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	ZAO キッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
199	急傾斜地	1-11H014 土合2	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
200	急傾斜地	1-11H003 土合3	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
201	急傾斜地	1-11H004 土合4	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号 特別警戒区域 第429号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
202	地滑り	J09-H005 龍山	蔵王温泉	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
203	地滑り	83 蔵王温泉	蔵王温泉	山形県	H22.4.23	警戒区域 第427号	蔵王第三小・第二中学校	蔵王温泉クリニック ZAO キッズルーム	TEL エリアメール	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
204	地滑り	56-5 鳴の谷地-5	蔵王温泉	山形県	H27.7.24	警戒区域 第427号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
205	地滑り	79 滝の平	大字滝平	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
206	急傾斜地	2-1102 上反田	大字上反田	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号 特別警戒区域 第428号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
207	急傾斜地	2-1103 後明	大字上反田	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号 特別警戒区域 第428号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
208	土石流	9-27 常明寺沢	大字常明寺	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
209	土石流	9-28 杉の入沢川	大字常明寺	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号 特別警戒区域 第428号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
210	急傾斜地	2-1138 常明寺	大字常明寺	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号 特別警戒区域 第428号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
211	地滑り	J9-H001 芳沢	大字芳沢	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
212	土石流	9-30 不動沢1	大字村木沢	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号 特別警戒区域 第428号	村木沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第11分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
213	急傾斜地	1-1101 若木	大字若木	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	村木沢コミュニティセンター	—	—	西署成沢出張所 消防団第 11 分団
214	急傾斜地	1-1115 山王	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	西山形小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 10 分団
215	急傾斜地	2-11H022 七ツ松	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 10 分団
216	急傾斜地	2-11H022-02 七ツ松 2	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 10 分団
217	地滑り	77-1 堰下-1	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 10 分団
218	地滑り	77-2 堰下-2	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 10 分団
219	地滑り	77-3 堰下-3	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 10 分団
220	地滑り	77-4 堰下-4	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 10 分団
221	急傾斜地	2-1120-1 上平-1	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 11 分団
222	急傾斜地	2-1120-2 上平-2	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 11 分団
223	地滑り	78-1 上平-1	大字村木沢	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 11 分団
224	地滑り	78-2 上平-2	大字村木沢	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署本署 消防団第 11 分団
225	急傾斜地	2-1121 柏倉	大字柏倉	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	西山形小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 10 分団
226	地滑り	75 礫石	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 10 分団
227	地滑り	76 荻の窪	大字門伝	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号	元双葉小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 10 分団
228	急傾斜地	1-1116 菅沢	大字菅沢	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	山形厚生病院	TEL エリアメールTEL エリアメール	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
229	急傾斜地	1-1117 西向	大字長谷堂	山形県	H25.4.19 H28.4.8 H25.4.19 H28.4.8	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 419 号 特別警戒区域 第 428 号 特別警戒区域 第 421 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
230	急傾斜地	2-1123 内町	大字長谷堂	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
231	土石流	9-32 見駒沢川	大字長谷堂 谷地前	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
232	土石流	9-47 鍋谷地沢	大字長谷堂	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
233	急傾斜地	2-1122 漆房	大字長谷堂	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
234	土石流	9-33 隔間場沢	大字長谷堂	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団
235	急傾斜地	2-1124 隔間場	大字長谷堂	山形県	H25.4.19	警戒区域 第 425 号 特別警戒区域 第 428 号	本沢小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第 9 分団

No.	自然現象の種類	危険箇所番号及び名称	所在地	指定状況			市避難所	区域内の要配慮者施設	左記施設への情報伝達手段	区域を管轄する消防署及び消防団第
				指定機関	告示年月日	告示内容及び番号				
236	急傾斜地	2-1125 松原	大字松原	山形県	H25.4.19	警戒区域 第425号 特別警戒区域 第428号	第九中学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第8分団
237	急傾斜地	2-11H025 松原2	大字松原	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	第九中学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第8分団
238	急傾斜地	1-11H017 鈴川町	鈴川町	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	鈴川小学校	—	—	東署本署 消防団第3分団
239	急傾斜地	2-11H026 面白山1	面白山	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第20分団
240	急傾斜地	2-11H027 面白山2	面白山	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第20分団
241	急傾斜地	2-11H028 面白山3	面白山	山形県	H27.7.24	警戒区域 第645号 特別警戒区域 第646号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第20分団
242	土石流	11-22 下荻野戸沢1	大字山寺	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号 特別警戒区域 第487号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第20分団
243	土石流	11-23 下荻野戸沢2	大字山寺	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号 特別警戒区域 第487号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第20分団
244	土石流	11-26 下荻野戸沢3	大字山寺	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号	山形県総合運動公園	—	—	東署高楯出張所 消防団第20分団
245	土石流	12-H007 要害沢2	大字上反田	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号 特別警戒区域 第487号	大曾根小学校	—	—	西署本署 消防団第12分団
246	地滑り	56-2 嶋の谷地-2	蔵王温泉	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
247	地滑り	56-3 嶋の谷地-3	蔵王温泉	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
248	地滑り	56-4 嶋の谷地-4	蔵王温泉	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
249	地滑り	58-1 小倉-1	蔵王上野	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
250	地滑り	58-5 小倉-5	蔵王上野	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号	蔵王第三小・第二中学校	—	—	東署蔵王温泉出張所 消防団第6分団
251	急傾斜地	2-1206 金瓶	大字黒沢	山形県	H28.4.26	警戒区域 第485号 特別警戒区域 第487号	南山形小学校	—	—	西署成沢出張所 消防団第8分団

2 1 砂防指定地調書

令和5年4月1日現在 県建設部河川砂防課

No.	溪流名	告示年月日	告示番号	面積(ha)
1	酢川	昭和2年7月4日	内373	60.9891
2	大南沢川	昭和11年12月17日	内664	1.4383
3	酢川	昭和11年12月17日	内664	3.3951
4	大南沢川	昭和13年7月6日	内337	1.3868
5	馬見ヶ崎川	昭和15年10月22日	内556	0.2929
6	大南沢川	昭和16年8月7日	内488	2.1591
7	馬見ヶ崎川	昭和19年6月14日	内369	2.8425
8	大南沢川	昭和19年6月14日	内369	10.0081
9	馬見ヶ崎川	昭和25年6月1日	建398	0.5343
10	立谷川	昭和25年6月1日	建398	0.4099
11	馬見ヶ崎川	昭和27年6月5日	建717	2.6467
12	高瀬川	昭和27年6月5日	建717	0.9697
13	高瀬川	昭和27年6月5日	建717	536.0547
14	紅葉川	昭和27年6月5日	建717	1.3351
15	紅葉川	昭和27年6月5日	建717	9.7
16	高沢川	昭和27年6月5日	建717	3.29
17	中沢川	昭和27年6月5日	建717	2.6
18	戸沢川	昭和27年6月5日	建717	5.5
19	馬見ヶ崎川	昭和27年8月8日	建1,110	1.2099
20	馬見ヶ崎川	昭和27年8月8日	建1,110	0.5832
21	立谷川	昭和27年8月8日	建1,110	3.1465
22	高瀬川	昭和27年8月18日	建1,140	1.1529
23	馬見ヶ崎川	昭和29年10月5日	建1,433	19.59
24	馬見ヶ崎川	昭和30年1月13日	建18	10.8798
25	紅葉川	昭和30年1月13日	建18	0.8582
26	馬見ヶ崎川	昭和36年1月27日	建106	9.3765
27	立谷川	昭和36年3月3日	建275	7.5166
28	馬見ヶ崎川	昭和37年11月10日	建2,820	13.358
29	高瀬川	昭和37年11月10日	建2,820	6.013
30	大南沢川	昭和37年11月14日	建2,863	0.8278

[平15改]

No.	溪流名	告示年月日	告示番号	面積(ha)
31	大石沢	昭和 39 年 5 月 29 日	建1,367	2.04
32	立谷川	昭和 40 年 7 月 17 日	建1,926	22
33	大南沢川	昭和 41 年 6 月 27 日	建2,075	1.67
34	富神川	昭和 41 年 6 月 27 日	建2,075	14.97
35	立谷川	昭和 41 年 7 月 26 日	建2,351	8.02
36	恥川	昭和 41 年 7 月 26 日	建2,351	4.05
37	立谷川	昭和 42 年 3 月 31 日	建1,156	7.3
38	恥川	昭和 42 年 3 月 31 日	建1,156	29.28
39	大南沢川	昭和 42 年 5 月 12 日	建1,628	5.77
40	馬見ヶ崎川	昭和 42 年 11 月 30 日	建3,934	12.28
41	馬見ヶ崎川	昭和 42 年 11 月 30 日	建3,934	1.89
42	馬見ヶ崎川	昭和 42 年 11 月 30 日	建3,934	11.56
43	高瀬川	昭和 42 年 11 月 30 日	建3,934	18.27
44	富神川	昭和 42 年 11 月 30 日	建3,934	3.49
45	恥川	昭和 42 年 11 月 30 日	建3,934	3.48
46	八龍川	昭和 43 年 12 月 12 日	建3,934	1.02
47	富神川	昭和 46 年 8 月 17 日	建1,446	3.25
48	竜山川	昭和 46 年 8 月 17 日	建1,446	3.6
49	八森川	昭和 48 年 1 月 13 日	建69	4.2
50	竜山川	昭和 48 年 11 月 30 日	建2,366	3.2
51	紅葉川	昭和 50 年 3 月 5 日	建221	35.4
52	立谷川	昭和 51 年 7 月 31 日	建1,145	6
53	竜山川	昭和 51 年 7 月 31 日	建1,145	2.24
54	竜山川	昭和 53 年 4 月 27 日	建913	0.35
55	南沢川	昭和 54 年 4 月 12 日	建839	2.13
56	燕石川	昭和 55 年 4 月 21 日	建900	2.82
57	馬見ヶ崎川	昭和 56 年 1 月 20 日	建50	15.98
58	松尾川	昭和 57 年 5 月 17 日	建1,160	2.21
59	小塩沢川	昭和 57 年 12 月 3 日	建1,864	0.32
60	内山川	昭和 57 年 12 月 24 日	建2,037	1.49
61	戸沢川	昭和 59 年 3 月 9 日	建528	1.519
62	酢川	昭和 59 年 3 月 24 日	建702	0.53
63	南沢	昭和 59 年 3 月 24 日	建702	1.6
64	南沢川	昭和 59 年 12 月 1 日	建1,603	1.67

[平 1 5 改]

No.	溪流名	告示年月日	告示番号	面積(ha)
65	松尾川	昭和 63 年 2 月 15 日	建197	2.8
66	佛沢川	昭和 63 年 2 月 15 日	建197	1.72
67	砥草沢川	昭和 63 年 2 月 15 日	建197	1.49
68	大石沢	昭和 63 年 2 月 15 日	建197	1.7
69	後明沢川	昭和 63 年 11 月 8 日	建2,158	2.69
70	鳴沢川	平成元年1月26日	建110	1.3
71	一度川	平成 2 年 5 月 8 日	建1,052	0.64
72	二度川	平成 2 年 5 月 8 日	建1,052	0.45
73	カリージャ川	平成 2 年 5 月 8 日	建1,052	0.43
74	一度川	平成 3 年 4 月 15 日	建1,038	0.048
75	酢川	平成 6 年 2 月 4 日	建194	3.14
76	鳴沢川	平成 6 年 11 月 10 日	建2,172	0.604
77	小塩沢川	平成 7 年 2 月 22 日	建270	3.39
78	酢川	平成 12 年 11 月 28 日	建2,229	0.27
79	滑川	平成 13 年 3 月 16 日	国223	1.01
80	紅葉川	平成 14 年 10 月 8 日	国870	2.48
81	平石水沢	平成 15 年 11 月 13 日	国告1, 445	3.23
82	酢川	平成 18 年 10 月 2 日	国告1, 176	3.03
83	平石水沢	平成 19 年 9 月 12 日	国告1, 179	3.13
84	大石沢川	平成 19 年 9 月 12 日	国告1, 179	0.91
85	三度川	平成 20 年 7 月 29 日	国告914	0.99
86	芦沢川	平成 20 年 7 月 29 日	国告914	4.44
87	岩波沢	平成 27 年 11 月 9 日	国告1, 111	0.50
88	上桜田沢1	平成 29 年 5 月 23 日	国告468	0.76
89	前ノ沢	平成 29 年 5 月 23 日	国告469	0.65

[令 4 改]

2 2 土石流危険渓流調査表

平成15年4月1日現在 県土木部河川砂防課

保全対象人家が5戸以上または公共施設が保全対象

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		流域面積(km ²)	保全対象 人家戸数	その他保全対象 公共施設等
					市・郡	字			
1	9-1	最上川	須川	鳴沢川	山形市	町浦	1.81	85	廣谷寺 成沢公民館 道路:1.65km
2	9-2	最上川	立谷川	馬形沢	山形市	馬形	0.62	7	道路:0.11km
3	9-3	最上川	立谷川	天狗沢	山形市	山寺	0.08	31	川原町南院公民館 立石寺本防 旅館1 道路:0.24km
4	9-4	最上川	立谷川	大石沢川	山形市	地藏堂	0.63	10	道路:0.21km
5	9-5	最上川	紅葉川	千手院沢	山形市	千手院	0.04	10	千手院観音堂 道路:0.09km
6	9-6	最上川	紅葉川	ねこの沢	山形市	字長野	1.22	15	道路:0.42km
7	9-7	最上川	馬見ヶ崎川	下宝沢	山形市	下宝沢	0.16	9	道路:0.12km
8	9-8	最上川	馬見ヶ崎川	上宝沢	山形市	上宝沢	0.22	14	道路:0.16km
9	9-9	最上川	馬見ヶ崎川	中宝沢	山形市	上宝沢	0.08	10	養福寺 上宝沢集会所 道路:0.07km
10	9-10	最上川	馬見ヶ崎川	横宝沢	山形市	上宝沢	0.25	16	道路:0.41km
11	9-11	最上川	馬見ヶ崎川	双月沢	山形市	双月新町	0.29	51	道路:0.91km
12	9-12	最上川	村山高瀬川	表沢	山形市	切畑	0.08	22	道路:0.22km
13	9-13	最上川	村山高瀬川	切畑沢1	山形市	切畑	0.24	22	道路:0.21km
14	9-14	最上川	村山高瀬川	上東山沢	山形市	上東山	0.4	18	合い原分校 道路:0.21km
15	9-15	最上川	村山高瀬川	平石水沢	山形市	平石水	6.74	60	合い原分校 平石水公民館 道路:0.51km
16	9-16	最上川	村山高瀬川	平石沢	山形市	平石水	0.05	28	道路:0.33km
17	9-17	最上川	村山高瀬川	蔦の木沢	山形市	上蔦の木	0.21	15	道路:1.22km
18	9-18	最上川	村山高瀬川	北の沢	山形市	上東山	0.3	13	地藏堂集会所 道路:0.22km
19	9-19	最上川	村山高瀬川	中の沢	山形市	上東山	0.04	8	地藏堂集会所 道路:0.13km
20	9-20	最上川	野呂川	青野 北沢川	山形市	青野	0.96	93	青野公民館 道路:2.37km

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積(km ²)	保全対象 人家戸数	その他保全対象 公共施設等
					市・郡	字			
21	9-21	最上川	野呂川	山家沢	山形市	山家本町 二丁目	0.96	110	入宿集会所 道路:1.1km
22	9-22	最上川	大門川	玉ヶ入沢	山形市	下東山	0.23	10	道路:0.25km
23	9-23	最上川	大門川	三保岡沢	山形市	字三保岡	0.29	13	風立寺 道路:0.26km
24	9-24	最上川	滑川	小谷沢	山形市	関沢	0.19	22	関沢公民館 関沢集会所 旅館2 道路:1.66km
25	9-25	最上川	滑川	盲沢	山形市	滑川	0.15	9	道路:1.66km
26	9-26	最上川	滑川	滑川	山形市	滑川	0.69	19	道路:0.75km
27	9-27	最上川	後明沢川	常明寺沢	山形市	常明寺	0.03	5	道路:0.06km
28	9-28	最上川	後明沢川	常明寺川	山形市	常明寺	0.09	25	常明寺 常明寺公民館 道路:0.59km
29	9-29	最上川	藤沢川	藤沢川	山形市	大字村木沢	1.01	6	山形県立農業試験場 水田施設 道路:1.74km
30	9-30	最上川	藤沢川	不動沢1	山形市	大字村木沢	0.13	7	出塩公民館 道路:0.55km
31	9-31	最上川	犬川	寺沢	山形市	平清水	0.11	11	道路:0.23km
32	9-32	最上川	本沢川	長谷堂沢	山形市	大字長谷堂	0.28	12	道路:0.53km
33	9-34	最上川	竜山川	太平沢	山形市	八森	1.32	26	八森公民館 道路:1.51km
34	9-35	最上川	竜山川	八森川1	山形市	八森	1.32	22	道路:0.72km
35	9-37	最上川	鳴沢川	飯田沢1	山形市	飯田5丁目	0.19	147	正明寺 道路:1.99km
36	9-38	最上川	坂巻川	桜田沢	山形市	中桜田	0.87	91	中桜田集会場 道路:1.35km
37	9-39	最上川	松尾川	半郷沢	山形市	蔵王半郷	0.56	109	松尾集会所 蔵王公民館 道路:2.24km
38	9-40	最上川	酢川	祓川	山形市	蔵王温泉	3.49	38	ホテル6 旅館12 寮6 道路:2.12km
39	9-41	最上川	酢川	三度川	山形市	蔵王温泉	0.19	26	ホテル4 旅館6 寮5 道路:1.03km
40	9-42	最上川	酢川	二度川	山形市	川前	0.21	31	ホテル4 旅館11 寮4 道路:1.05km

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積(km ²)	保全対象 人家戸数	その他保全対象 公共施設等
					市・郡	字			
41	9-43	最上川	酢川	一度川	山形市	川前	0.37	44	NTT蔵王温泉電話交換局 山形警察署蔵王交番 東北管区警察局山形県通信部 ホテル2 旅館10 寮2 道路:0.53km
42	9-44	最上川	酢川	酢川	山形市	川前	0.37	76	唯法寺 蔵王温泉郵便局 山形県警察署蔵王交番 ホテル1 旅館25 寮1 道路:0.97km
43	9-45	最上川	酢川	上ノ代沢	山形市	上ノ代	1.09	26	山形市蔵王体育館 ホテル2 旅館13 道路:0.68km
44	9-47	最上川	本沢川	遅沢川	山形市	長谷堂	0.15	14	漆房公民館 道路:0.39km
45	9-48	最上川	馬見ヶ崎川	熊前沢	山形市	妙見寺	0.27	23	松波公会堂 道路:0.35km
46	9-49	最上川	馬見ヶ崎川	妙見沢	山形市	妙見寺	0.21	10	道路:0.04km
47	9-50	最上川	馬見ヶ崎川	小塩沢川	山形市	下宝沢	1.24	14	妙泉寺 道路:0.16km
48	9-51	最上川	馬見ヶ崎川	大塩沢川	山形市	上宝沢	2.08	32	道路:0.45km
49	9-52	最上川	坂巻川	飯田沢	山形市	飯田沢2	0.78	325	飯田公民館 ホテル1 旅館4 道路:1.73km
50	9-54	最上川	紅葉川	山寺沢	山形市	千手院	0.19	4	千手院多目的集会施設 道路:0.19km
51	9-56	最上川	馬見ヶ崎川	和合沢	山形市	双月新町	0.22	50	双月山不動産 成田不動産 道路:0.39km
52	9-57	最上川	犬川	猿岡沢	山形市	平清水	0.18	12	道路:0.12km
53	9-58	最上川	馬見ヶ崎川	宮浦沢	山形市	下宝沢	0.17	20	道路:0.19km
54	9-59	最上川	馬見ヶ崎川	松渡沢	山形市	松波5丁目	0.29	143	骨材工業組合研修センター 千歳ヶ丘自治会館 (旧)千歳ヶ丘自治会館 社会文化会館 道路:0.19km
55	9-64	最上川	滑川	田志戸沢1	山形市	滑川	0.11	6	道路:0.15km
56	9-65	最上川	滑川	田志戸沢2	山形市	滑川	0.44	13	道路:0.29km
57	9-66	最上川	滑川	ゆき沢	山形市	滑川	0.75	5	道路:0.43km
58	9-68	最上川	竜山川	岩波沢	山形市	岩波	0.18	50	岩波公会堂 道路:1.34km
59	9-69	最上川	竜山川	上桜田沢1	山形市	上桜田	0.13	7	東北芸術工科大学 道路:0.26km

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積(km ²)	保全対象 人家戸数	その他保全対象 公共施設等
					市・郡	字			
60	9-70	最上川	坂巻川	水木沢北	山形市	上桜田	0.52	31	東北芸術工科大学 山形県厚生年金休暇センター 悠創館 道路:1.01km
61	9-71	最上川	坂巻川	水木沢南	山形市	上桜田	0.4	31	中桜田集会場 道路:1.01km
62	9-72	最上川	坂巻川	中桜田沢1	山形市	中桜田	0.07	209	中桜田集会場 道路:2.48km
63	9-73	最上川	坂巻川	中桜田沢2	山形市	中桜田	0.22	209	道路:2.66km

保全対象人家が5戸未満

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積(km ²)	保全対象 人家戸数	その他保全対象 公共施設等
					市・郡	字			
1	9-33	最上川	神沢川	隔間場川	山形市	隔間場	0.16	3	道路:0.13km
2	9-53	最上川	野呂川	高原沢	山形市	高原町	0.32	3	道路:0.54km
3	9-55	最上川	紅葉川	田代川	山形市	所部	0.86	4	道路:0.14km
4	9-60	最上川	立谷川	地藏堂沢	山形市	山寺	0.03	4	道路:0.12km
5	9-61	最上川	立谷川	男形沢	山形市	山寺	0.04	3	道路:0.07km
6	9-62	最上川	大門川	下東山沢	山形市	下東山	0.06	4	道路:0.21km
7	9-63	最上川	村山高瀬川	切畑沢2	山形市	切畑	0.05	1	道路:0.09km
8	9-67	最上川	犬川	千歳山沢	山形市	平清水	0.28	4	道路:0.28km

現在、保全対象人家はないが、今後予想される

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積(km ²)	保全対象 人家戸数	その他保全対象 公共施設等
					市・郡	字			
1	9-36	最上川	竜山川	八森川2	山形市	大字八森	0.47		県道 妙見寺 西藏王公園線:0.05km その他ダム:0.15km

23 地すべり危険箇所調査表

平成15年4月1日現在 県土木部河川砂防課

箇所番号	危険箇所名	水系名	幹川名	溪流名	所在地	面積(ha)	滑落崖	沼地湿地有無	勾配	基盤岩年代	基盤岩種類	基盤岩名	湧水有無	区域内災害発生年次	災害原因	地すべり種類	保全人家戸数	保全公共施設 (施設:箇所、道路: m、耕地:ha)	工事着手	地すべり防止法 指定年月日	告示番号	
75	礫石	最上川支川	須川	後明沢川	大字門伝字礫石	25	有り	有り	23	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	角礫凝灰岩	常時有り			第三紀層地すべり	17	縣市町村道	1,550			
																		耕地	2.8			
76	萩の窪	最上川支川	須川	後明沢川	大字門伝字萩の窪	46	有り	無し	13	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩	無し	昭和59年4月20日	融雪	第三紀層地すべり	28	縣市町村道	1,000			
														昭和63年8月29日	台風・豪雨			耕地	7.5			
77	堰下	最上川支川	須川	南沢川	大字門伝字堰下	16	不明	有り	8	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩	斜面ジメジメ			第三紀層地すべり	24	縣市町村道	400	○	昭和39年3月31日	1124
																		耕地	3.5			
78	上平	最上川支川	須川	後明沢川	大字村木沢字上平	31	有り		21	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩	斜面ジメジメ	平成10年5月15日	その他	第三紀層地すべり	38	縣市町村道	1,050			
														耕地	12.6							
79	滝の平	最上川支川	須川	後明沢川	大字滝平	75.2	有り	有り	7	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	頁岩・凝灰岩	斜面ジメジメ	平成6年6月27日	台風・豪雨	第三紀層地すべり	43	縣市町村道	1,930	○	昭和39年3月31日	1124
														平成7年3月17日	台風・豪雨			耕地	62			
80	上野	最上川支川	須川	酢川	大字蔵王上野	35	不明	無し	3	第四紀	火山岩(第四紀の火山砕屑物含む)	火山泥流	無し			その他	98	縣市町村道	1,600			
																		耕地	15			
81	岩波	最上川支川	須川	竜山川	大字岩波	12.2	不明	有り	22	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩 流紋岩	斜面ジメジメ			第三紀層地すべり	18	縣市町村道	1,000			
																		耕地	1.9			
82	八森	最上川支川	須川	竜山川	大字八森	31	有り	無し	18	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩	斜面ジメジメ	昭和62年7月17日	台風・豪雨	第三紀層地すべり	24	縣市町村道	1,700			
														昭和61年5月21日	台風・豪雨			耕地	8			
83	蔵王温泉	最上川支川	須川	酢川	大字蔵王温泉	51	不明	無し	15	第四紀	火山岩(第四紀の火山砕屑物含む)	火山泥流	降雨時有り			その他	151	官公署	1			
																		学校	3			
																		集会場	1			
																		縣市町村道	3,100			
																		その他	1			
84	切畑	最上川支川	立谷川	紅葉川	大字切畑	20	不明	無し	15	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩	無し			第三紀層地すべり	18	耕地	2.7			
85	所部	最上川支川	日川	高瀬川	大字山寺	24	有り	無し	16	新第三紀	堆積岩(第四紀以外のグリーンタフを含む)	凝灰岩	斜面ジメジメ			第三紀層地すべり	22	縣市町村道	300			
																		耕地	4			

24 急傾斜地崩壊危険箇所調査表

平成15年4月1日現在 県土木部河川砂防課

保全対象人家戸数が5戸以上又は公共的建物が保全対象

箇所番号	箇所名	大字	小字	延長(m)	勾配(°)	高さ(m)	横断形状	表土の厚さ(cm)	地盤の状況	湧き水の有無	保全対象人家戸数	公共的建物及び施設数				公共施設及び延長(m)			他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域指定年月日(当初)			急傾斜地崩壊危険区域指定年月日(直近)			
1	若木	若木		200	51	15	オーバーハング有り	100	強風化岩	無	10					市道	130	河川	150		S57	9	22			
2	平石水	上東山	平石水	230	46	100	斜面全体に凹凸	100	軟岩	無	5	公民館	1			県道	150	橋1河川	70	砂(-)						
3	双月新町	双月新町		290	32	56	オーバーハング有り	100	崩積土	無	27					市道	260									
4	和合	和合三丁目		300	35	28	平坦な斜面	100	崩積土	無	41					市道	580									
5	上山家	上山家		300	40	40	斜面上部に凹凸	50	強風化岩	無	3	老人福祉施設	1			市道	30									
6	風間(1)	風間		470	39	40	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	無	25	集会場	1			県道	260									
7	風間(2)	風間		400	41	80	平坦な斜面	50	強風化岩	無	27					県道	60	公園1市道	270							
8	山寺(1)	山寺		345	40	50	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	有	33	旅館	2			県道	380	河川	250	砂(-)	S59	7	3			
9	山寺(2)	山寺	宮崎	290	30	150	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	有	6					他道路	120									
10	所部(1)	山寺	所部	310	45	20	平坦な斜面	100	強風化岩	無	13					市道	350			砂(-)						
11	休石	下東山	休石	230	35	130	平坦な斜面	30	強風化岩	無	15															
12	山寺(3)	山寺		310	37	30	平坦な斜面	100	崩積土	無	6					JR90市道	100	県道	210	砂(-)						
13	馬形	山寺	馬形	220	34	30	平坦な斜面	100	強風化岩	有	6					県道	30	河川	160	砂(-)						
14	荻の窪	門伝	荻の窪荻の窪	120	45	15	平坦な斜面	100	強風化岩	無	0	小学校	1			県道	110									
15	村木沢	村木沢	山王	200	40	40	平坦な斜面	100	強風化岩	無	5					県道	270			砂(-)						
16	菅沢	菅沢		140	31	50	斜面下部に凹凸	100	火山破屑物	無	1	病院	1	その他(ポンプ増圧)	1	市道	55									
17	西向	長谷堂	西向	950	30	40	平坦な斜面	100	強風化岩	有	46					県道	800	河川	100	保(全)						
18	松山	松山二丁目		150	32	16	オーバーハング有り	100	強風化岩	有	11									保(全)						
19	熊の前	松波	熊の前	110	30	124	平坦な斜面	100	崩積土	無	17					市道	150				S63	11	29			
20	新山(3)	新山		170	38	60	平坦な斜面	100	硬岩	無	1	宿泊所	1			他道路	30									
21	岩波(1)	岩波		135	36	60	斜面全体に凹凸	100	火山破屑物	無	1	知的障害者援護施設	1													
22	岩波(2)	岩波	岩波	200	32	60	斜面下部に凹凸	100	強風化岩	無	9	公会堂	1			市道	110	河川	40							
23	岩波(3)	岩波		160	34	42	平坦な斜面	100	強風化岩	無	6															
24	滑川(1)	滑川		100	43	90	斜面全体に凹凸	100	軟岩	無	8					公園	1	市道	150							
25	町浦(1)	蔵王飯田	町浦	350	32	25	平坦な斜面	50	強風化岩	無	40					市道	350									
26	町浦(2)	蔵王成沢	町浦	590	31	38	平坦な斜面	100	強風化岩	有	46	旅館	1			公園	1	市道	340							
27	町浦(3)	蔵王成沢	町浦	680	32	36	平坦な斜面	50	強風化岩	無	27	その他(寺)	1			市道	150									
28	寺山	蔵王半郷	寺山	40	31	14	平坦な斜面	100	崩積土	無	1	知的障害者援護施設	1	その他(寺)	1											
29	妙見寺	妙見寺		280	46	33	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	無	6					市道	125									
30	堰神	蔵王温泉	堰神	100	45	25	平坦な斜面	100	軟岩	無	0	消防署	1			県道	50									
31	蔵王温泉(1)	蔵王温泉		265	30	25	平坦な斜面	100	強風化岩	有	10	旅館	10	公衆浴場	1	市道	190	河川	140		S56	11	16	H3	3	29
32	釈迦堂	釈迦堂		170	40	34	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	無	17	その他(寺)	1			市道	170									

保全対象人家戸数が5戸未満

箇所番号	箇所名	大字	小字	延長(m)	勾配(°)	高さ(m)	横断形状	表土の厚さ(cm)	地盤の状況	湧き水の有無	保全対象人家戸数	公共的建物及び施設数				公共施設及び延長(m)			他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域指定年月日(当初)	急傾斜地崩壊危険区域指定年月日(直近)		
1	芳沢	芳沢		200	38	12	斜面下部に凹凸	100	強風化岩	無	3					河川	150						
2	上反田	上反田		40	53	15	斜面全体に凹凸	100	崩積岩	無	1					河川	40						
3	後明	上反田		200	46	11	斜面全体に凹凸	100	崩積岩	有	4					河川	200						
4	高原町	高原町		140	38	80	斜面下部に凹凸	100	軟岩	無	3					市道	38						
5	山家(1)	上山家町		130	38	30	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	無	3					市道	60	河川	87				
6	山家(2)	上山家町		150	39	30	オーバーハング有り	100	強風化岩	無	2					他道路	40						
7	双月	双月町		90	37	30	平坦な斜面	100	強風化岩	無	1					市道	40						
8	三宝岡	下東山	三宝岡	110	34	40	平坦な斜面	100	軟岩	有	2					他道路	10						
9	下東山(2)	下東山		110	33	80	斜面下部に凹凸	100	軟岩	無	4					市道	50						
10	下東山(1)	下東山		180	37	90	平坦な斜面	100	軟岩	無	3												
11	切畑(1)	切畑		140	32	30	斜面下部に凹凸	100	軟岩	有	4												
12	切畑(2)	切畑		210	51	30	オーバーハング有り	50	軟岩	有	2												
13	高沢	高沢		65	50	15	平坦な斜面	100	軟岩	有	1					河川	25						
14	地藏堂	山寺	地藏堂	80	34	20	平坦な斜面	100	軟岩	無	3												
15	芦沢	山寺	芦沢	95	38	50	斜面全体に凹凸	100	軟岩	無	3					市道	75	河川	65				
16	千手院(2)	山寺	千手院	75	30	12	斜面下部に凹凸	100	軟岩	有	2												
17	千手院(3)	山寺	千手院	50	40	7	平坦な斜面	100	軟岩	有	2					河川	45			砂(-)			
18	千手院(4)	山寺	千手院	110	36	20	斜面下部に凹凸	100	軟岩	有	3												
19	所部(2)	山寺	所部	90	35	30	斜面下部に凹凸	100	軟岩	有	1					市道	10						
20	上平	村木沢	上平	120	42	30	平坦な斜面	100	軟岩	無	2					市道	70						
21	柏倉	村木沢	柏倉	75	30	30	オーバーハング有り	100	崩積岩	有	1					市道	35						
22	漆房	長谷堂	漆房	95	35	20	オーバーハング有り	50	段丘堆積物	無	1												
23	湯田	長谷堂	湯田	140	38	42	オーバーハング有り	100	強風化岩	無	4					市道	20	他道路	30				
24	隔間場	長谷堂	隔間場	100	38	30	オーバーハング有り	100	強風化岩	有	3												
25	松原	松原		170	35	30	オーバーハング有り	100	強風化岩	無	3					市道	200						
26	蔵王半郷	蔵王半郷		150	32	30	オーバーハング有り	100	火山破屑物	無	2					他道路	80	河川	65				
27	蔵王堀田	蔵王堀田		60	32	20	斜面全体に凹凸	100	火山破屑物	有	3					河川	45						
28	蔵王温泉(2)	蔵王温泉	上ノ台	150	51	20	オーバーハング有り	100	火山破屑物	無	1					市道	100	河川	60				
29	大平	八森	大平	110	35	15	平坦な斜面	100	火山破屑物	有	2												
30	横根	岩波	横根	185	31	90	オーバーハング有り	100	火山破屑物	無	1					市道	180	他道路	310				
31	八森	八森		100	36	70	オーバーハング有り	100	軟岩	無	3					他道路	160	河川	50				
32	岩波(4)	岩波		165	31	40	オーバーハング有り	100	火山破屑物	有	3					市道	90						
33	平清水(1)	平清水		130	36	70	オーバーハング有り	100	火山破屑物	無	4					市道	110						
34	平清水(2)	平清水		90	36	40	オーバーハング有り	100	軟岩	無	3					他道路	70						
35	平清水(3)	平清水		80	33	20	オーバーハング有り	100	軟岩	無	2												
36	滑川(2)	滑川		95	55	13	平坦な斜面	100	崩積岩	有	2					河川	70						
37	新山(1)	新山		170	30	16	斜面上部に凹凸	100	軟岩	有	3					河川	50						
38	常明寺	常明寺		70	43	20	オーバーハング有り	100	強風化岩	無	2	その他(寺)	1										
39	千手院(1)	山寺	千手院	85	31	10	平坦な斜面	100	軟岩	無	1	その他(寺)	1		市道	25							
40	松波	松波		80	38	20	オーバーハング有り	100	段丘堆積物	有	1	その他(寺)	1										
41	上桜田	上桜田		95	37	50	オーバーハング有り	100	段丘堆積物	有	1	その他(寺)	1										
42	新山(2)	新山		80	31	40	斜面全体に凹凸	100	硬岩	有	1	その他(寺)	1										
43	蕨の木	上東山		105	33	80	平坦な斜面	100	軟岩	有	2	その他(寺)	1		河川	60							

25 山地災害危険地区一覧表

山腹崩壊危険地区一覧

a) 国有林

森林整備課

危険地区 番号	市町村	地区	保安林等	他の法令等 の指定	荒廃状況 (崩壊)	危険地区 の危険 度	面積(ha)		治進 抄状 況	位置			公共施設等					被災 危険 度	自然条件(最高点メッシュによる)										山腹 崩壊 危険 度	備考																					
							調査 地区	100 点以上 の (メッシュ)		市町村	大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸 以下	(道路 除く) 公共 施設		道路	メッ シュ 番号	地質 類別	傾 斜	縦 断 面 形	横 断 面 形	土 層 深	齢 級	点 数	補正点数				合 計																			
																								崩 壊 地 有	地 震	落 石	加 算 点																								
201	1	水かん	無	無	無	B	1	1	概成	山形市	山寺	字一ノ作,二ノ作外30国有林204林班				鉄道	林	a2	1	3	46	4	19	0	25	94	0	0	0	6	100	c1	面白山(1) H29																		
201	2	水かん	無	無	無	C	1	1	無	山形市	山寺	字一ノ作,二ノ作外30国有林204林班					林	c2	1	3	51	4	19	0	22	96	0	0	0	4	100	c1	面白山(2) H29																		
201	3	水かん	無	無	無	C	1	1	無	山形市	山寺	字一ノ作,二ノ作外30国有林204林班					林	c2	1	3	46	22	19	0	22	109	0	0	0	0	109	c1	面白山(3) H29																		
201	4	水かん	無	無	無	C	2	2	無	山形市	山寺	字一ノ作,二ノ作外30国有林211林班					林	c2	2	5	31	18	31	0	35	115	0	0	0	0	115	b1	馬形 H29																		
201	5	水かん	無	無	無	B	2	2	概成	山形市	上東山外3	字戸沢山外6国有林218林班					林	c2	2	5	71	18	12	0	31	132	0	0	0	0	132	a1	戸沢(1) H29																		
201	6	水かん	無	無	無	B	1	1	無	山形市	上東山外3	字戸沢山外6国有林218林班					林	c2	1	5	71	16	12	0	35	134	0	0	0	0	134	a1	戸沢(2) H29																		
201	7	水かん	無	無	無	C	1	1	概成	山形市	上東山外3	字戸沢山外6国有林218林班					林	c2	1	5	61	31	0	0		92	0	0	0	8	100	c1	戸沢(3) H29																		
201	8	水かん	無	有	無	A	4	4	無	山形市	上宝沢外1	字葉の木沢外11国有林227林班				ダム	林	a2	4	6	66	17	28	0	28	139	0	0	0	0	139	a1	上宝沢 H29																		
201	9	土流	無	無	無	C	3	3	一部概成	山形市	蔵王温泉	字横倉外5国有林236林班					林	c2	3	5	61	18	12	0	31	122	0	0	0	0	122	b1	蔵川 H29																		
201	10	土流	無	有	無	A	2	2	一部概成	山形市	蔵王温泉	字横倉外5国有林236林班				林・場施設	市	a2	2	1	49	23	23	8	23	126	0	0	0	0	126	a1	滝沢 H29																		
201	11	土流	有	無	無	A	4	4	一部概成	山形市	前田外1	字千蔵山外5国有林230班	140			病院	市・国	a2	4	5	61	31	12	10	31	145	0	0	0	0	145	a1	千蔵山 H29																		

b) 民有林

調査 番号	市町村	地区	保安林等 の指定	他の法令等 の指定	荒廃状況	危険地区 の危険 度	面積(ha)		治進 抄状 況	位置			公共施設等					被災 危険 度	山腹 崩壊 危険 度	備考	危険地区 番号
							調査 地区	100 点以上 の (メッシュ)		市町村	大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸 以下	(道路 除く) 公共 施設				
201	1			土砂	無	A	2	2	無	山形市	大字風間	字砥石山				0	市	a2	a1		201-1
201	2			土砂	無	A	7	6	無	山形市	大字山寺	字大石沢				0	県	a2	a1		201-2
201	3			土砂	無	A	2	2	無	山形市	大字山寺	字千手院			6	2	市	a2	a1		201-3
201	4			土砂	無	A	5	4	無	山形市	大字下東山	字寺場村山			18	0	市	a2	a1		201-4
201	5			土砂	無	A	4	3	無	山形市	大字下東山	字裏山			5	0	市	b2	a1		201-5
201	6			土砂	無	A	3	3	無	山形市	大字上東山	字日向山			7	1	市	a2	a1		201-6
201	7			土砂	無	A	3	1	無	山形市	大字上山家	字沼ノ辺	78			1	市	a2	b1		201-7
201	8			土砂	無	A	2	2	無	山形市	大字双月	字大平山		48		1	市	a2	a1		201-8
201	9			土砂	無	A	4	4	無	山形市	大字双月	字大平山	115			1	市	a2	b1		201-9
201	10			土砂	無	A	3	3	無	山形市	大字双月	字中道			1	1	林	a2	a1		201-10
201	11	土流			無	A	5	5	無	山形市	大字小白川	字妙見寺	92			0	市	a2	a1		201-11
201	12			土砂	無	A	4	2	無	山形市	大字釈迦堂	字平山		28		1	市	a2	a1		201-12
201	13			土砂	無	A	1	1	無	山形市	大字滑川	字升形	52			0	国	a2	a1		201-13
201	14			土砂	無	A	8	8	無	山形市	大字新山	字新屋敷		26		0	国	a2	a1		201-14
201	15				無	A	5	4	無	山形市	大字下宝沢	字大平		29		0	県	a2	a1		201-15
201	16			土砂	無	A	4	4	無	山形市	大字下宝沢	字作		18		0	県	a2	a1		201-16
201	17			土砂	無	A	2	1	無	山形市	大字岩波	字舟越		19		1	市	a2	a1		201-17
201	18			土砂	無	A	5	1	無	山形市	大字岩波	字舟越			6	0	市	b2	a1		201-18
201	19			土砂	無	A	3	2	無	山形市	大字蔵王飯田	字向山	140			1	市	a2	b1		201-19
201	20			土砂	無	A	2	1	無	山形市	大字蔵王成沢	字館山	50			0	市	a2	b1		201-20
201	22			土砂	無	C	1	1	無	山形市	大字上東山	字藁の木			4	0	市	c2	c1		201-22
201	23			土砂	無	B	1	1	無	山形市	大字双月				2	0	国	c2	a1		201-23
201	24			土砂	無	C	1	1	無	山形市	大字双月				1	0	市	c2	b1		201-24
201	25			土砂	無	C	1	1	無	山形市	大字平清水				4	0	市	c2	c1		201-25
201	28			土砂	無	A	2	2	無	山形市	大字岩波			10		0	市	a2	a1		201-28
201	29			土砂	無	C	1	1	無	山形市	大字蔵王飯田				5	0	市	b2	c1		201-29
201	30			土砂	無	C	1	1	無	山形市	大字蔵王成沢				7	0	市	b2	c1		201-30
201	32	土流			有	A	2	2	概成	山形市	大字釈迦堂	字鱒口	51			0	市	a2	a1		201-32

地すべり危険地区一覧

a) 国有林

調査地区 番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況 (地すべり他)	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件 (最高点メッシュによる)								地すべり危険度	備考							
市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設		道路	地質時代	岩石の種類	地質の走行	変質	断層・	表土	土質			陥没	亀裂	沼地	湧出水	立木の異常	地すべり	活
																						岩石の風化	帯	層土	質			崖	隆起	地	水	の	動	ランク
201	1	水かん	有	無	有	A	67	一部概成	山形市	上宝沢	字葉ノ木沢外11国有林226林班					多目的ダム		a2	新第三紀	深成岩		d	d		c	c	c	b	a1	葉ノ木沢H29				
201	2	土流	有	有	有	B	6	未成	山形市		蔵王温泉横倉外5国有林236林班						県	c2	第四紀	火山岩		d		c	b	c	a	a1	横倉 H29					

b) 民有林

危険地区 番号		保安林等の指定	地すべり防止区域の指定	他の法令の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	地すべり危険度	備考	調査番号				
市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設					道路	被災危険度	地すべり危険度	備考
201	2	土流	無	土砂	有	A	26	一部概成	山形市	大字上宝沢	字上の山	48			1	県	a2	b1	201-2					
201	3		無	土砂	有	A	26	無	山形市	大字切畑	字通草下	32			0	市	a2	b1	201-3					
201	4		無		有	A	79	無	山形市	大字切畑	字通草下		8		0	市	b2	a1	201-4					
201	5	土崩	無	土砂	有	A	16	未成	山形市	大字村木沢	字村上	16			1	県	a2	a1	201-5					
201	6	土流	有	土砂	有	A	22	概成	山形市	大字芳沢	字内手		8		1	市	a2	a1	201-6					
201	7		無	土砂	有	A	41	無	山形市	大字芳沢	字外手	22			1	県	a2	a1	201-7					
201	8	水かん	無	土砂	有	A	78	一部概成	山形市	大字蔵王温泉	字赤倉	102			3	県	a2	b1	201-8					
201	9	土流	無		有	A	17	概成	山形市	大字新山	字向山	45			1	国	a2	a1	201-9					
201	10	水かん	有	土砂	有	A	54	一部概成	山形市	大字蔵王温泉	字瀧山	113			3	市	a2	a1	201-10					
201	12		無		有	C	1	無	山形市	大字蔵王半郷				1	0	市	c2	b1	201-12					

崩壊土砂流出危険地区一覧表

a)国有林

危険地区 番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	(崩壊又は地すべり) 荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間					崩壊土砂流出 危険度	備考				
市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設		道路	火 山	山 腹	地すべり	又は区分 地質の種別	混入割合 転石の	の 発生 源 直 下 配	溪流延長				平 溪 床 勾 均 配	点 数 計	補 正 加 算 点	総 点 数
																									m	点 数						
201	1	水かん	無	無	有	B	0.6	無	山形市	山寺	字一ノ作、二の作外30国有林204林班					鉄道	林	a2		40	0	第1類	20	14	300	14	24	112	0	112	c1	面白山 H29
201	2	水かん	無	無	有	C	0.3	一部概成	山形市	上東山	字戸沢山外6国有林218林班						林	c2		40	0	第1類	5	14	200	14	30	103	0	103	c1	戸沢 (1) H29
201	3	水かん	無	無	有	C	0.3	一部概成	山形市	上東山	字戸沢山外6国有林218林班						林	c2		40	0	第1類	5	14	200	14	24	97	3	100	c1	戸沢 (2) H29
201	4	水かん	無	無	有	A	1.3	一部概成	山形市	山寺	字一ノ作、二ノ作外30国有林203林班					鉄道		a2		40	0	第1類	20	5	900	37	24	126	0	126	b1	面白山(1)H29
201	5	水かん	無	有	有	C	4.2	無	山形市	上東山外3	字戸沢山外6国有林212林班			1			市	c2		40	0	第1類	9	5	1,400	37	16	107	0	107	c1	高沢 H29
201	6	水かん	無	無	有	B	4.2	一部概成	山形市	上宝沢外1	字葉ノ木沢外11国有林226林班						県	c2		56	0	第5類	20	27	2,000	37	8	148	0	148	a1	蔵王北 H29

b)民有林

危険地区 番号		保安林等の 指定	地すべり 防止区域の 指定	他の法令の 指定	荒廃状 況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状 況	位置			公共施設等					被災危険度	崩壊土砂流出 危険度	備考
市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸 以上	人家49 ～ 10戸	人家9 ～ 5戸	人家4戸 以下	公共施設 (道路除く)			
201	1	土流	無		有	B	1.98	一部概成	山形市	大字山寺	字面白山			3	1	林	a2	c1	
201	2	土流	無		有	B	3.84	一部概成	山形市	大字山寺	字岩の沢				1	市	a2	c1	
201	3	土流	無	土砂	有	A	2.10	一部概成	山形市	大字山寺	字猫ヶ沢			6	1	市	a2	b1	
201	4		無	土砂	有	C	2.40	無	山形市	大字山寺	字田代沢西			5	0	市	b2	c1	
201	5		無	土砂	有	A	1.05	無	山形市	大字山寺	字大石沢		12		0	県	a2	b1	
201	6	土流	無	土砂	有	B	0.45	一部概成	山形市	大字下東山	字前山下		17		0	県	a2	c1	
201	7	土流	無	土砂	有	B	0.45	無	山形市	大字下東山	字寺場村山			7	1	県	a2	c1	
201	8		無		有	B	1.80	無	山形市	大字下東山	字中岩		27		1	市	a2	c1	
201	9		無		有	B	2.34	一部概成	山形市	大字下東山	字右沢		32		1	市	a2	c1	
201	10	土流	無	土砂	有	B	0.48	一部概成	山形市	大字下東山	字北沢山		10		1	市	a2	c1	
201	11	土流	無	土砂	有	B	0.36	一部概成	山形市	大字上東山	字日向山		12		0	市	a2	c1	
201	12	土崩	無	砂・土	有	B	1.62	概成	山形市	大字青野	字早坂	52			1	市	a2	c1	
201	13	土崩	無	土砂	有	B	0.90	無	山形市	大字双月	字柏木山	92			0	市	a2	c1	
201	14	土流	無	土砂	有	B	0.27	一部概成	山形市	大字滑川	字ヒドロ		10		0	国	a2	c1	
201	15	土崩	無	土砂	有	C	1.65	一部概成	山形市	大字滑川	字太郎沢			3	0	国	c2	c1	
201	16	土崩	無	土砂	有	B	1.65	一部概成	山形市	大字滑川	字太郎沢		15		1	国	a2	c1	
201	17	土流	無		有	B	1.80	一部概成	山形市	大字関沢	字サルイワ		10		0	国	a2	c1	
201	18	土流	無		有	C	0.72	一部概成	山形市	大字関沢	字桂沢			1	0	国	c2	c1	
201	19	土流	無		有	C	1.26	概成	山形市	大字関沢	字大谷沢			1	0	国	c2	b1	
201	20	土流	無		有	C	0.96	一部概成	山形市	大字関沢	字一本杉				0	国	c2	c1	
201	21	土流	無		有	B	9.66	一部概成	山形市	大字新山	字小物越		10		0	国	a2	c1	
201	22	土流	無		有	C	1.26	一部概成	山形市	大字上宝沢	字上の原				0	県	c2	b1	
201	23	土流	無	土砂	有	B	4.86	概成	山形市	大字上宝沢	字大塩沢		19		0	県	a2	c1	
201	24	土流	無	土砂	有	B	0.36	概成	山形市	大字上宝沢	字聖ヶ沢		16		0	県	a2	c1	
201	25	土流	無	砂・土	有	B	2.16	無	山形市	大字下宝沢	字小塩沢		10		0	県	a2	c1	
201	26	土崩	無	土砂	有	A	1.26	一部概成	山形市	大字下宝沢	字姫沢		26		0	県	a2	b1	
201	27	土流	無	土砂	有	B	0.60	概成	山形市	大字妙見寺	字熊ノ前	120			1	県	a2	c1	
201	28	土流	無	土砂	有	B	0.48	一部概成	山形市	大字小白川	字中沢山		49		1	国	a2	c1	
201	29	土流	無	土砂	有	B	0.36	一部概成	山形市	大字上桜田	字赤坂	300			3	国	a2	c1	

危険地区 番号		保安林等の 指定	地すべり 防止区域の 指定	他の法令の 指定	荒廃 状況	危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山 事業 進捗 状況	位置			公共施設等					被災危険 度	崩壊土砂 流出危険 度	備考	
市町村	地区								市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)				道路
201	30	土流	無	土砂	有	B	0.60	概成	山形市	大字 上桜田	字中森	400				5	国	a2	c1	
201	31	土流	無	土砂	有	B	0.27	概成	山形市	蔵王 飯田	字滝ノ沢	135				0	市	a2	c1	
201	32	水かん	無	土砂	有	B	1.98	無	山形市	蔵王 温泉	字柳平	89				2	市	a2	c1	
201	33	土流	無	土砂	有	A	0.75	無	山形市	蔵王 温泉	字中森		19			0	県	a2	a1	
201	34		無	砂・土	有	B	0.36	一部 概成	山形市	蔵王 温泉	字清水沢		23			0	県	a2	c1	
201	35	土流	無	土砂	有	B	5.76	一部 概成	山形市	蔵王 温泉	字沢		18			0	県	a2	c1	
201	36		無	土砂	有	B	0.72	一部 概成	山形市	蔵王 温泉	字大仁田		18			1	市	a2	c1	
201	37		無	土砂	有	B	2.64	一部 概成	山形市	大字 上東山	字合の原		16			1	市	a2	c1	
201	38	水かん	無		有	B	4.05	無	山形市	大字 上東山	字中沢山		30			0	市	a2	c1	
201	39	土流	無		有	A	3.12	概成	山形市	大字 妙見寺	字梨子沢	55				2	国	a2	b1	
201	40	土流	無	土砂	有	B	1.92	一部 概成	山形市	大字 青野	字小石沢	50				1	市	a2	c1	
201	41	土流	無		有	B	3.12	一部 概成	山形市	大字 柏倉	字逆倉		29			0	市	a2	c1	
201	42		無	土砂	有	A	0.48	一部 概成	山形市	大字 下宝沢	字銅宝沢		40			1	県	a2	b1	
201	43	土流	無		有	C	1.08	概成	山形市	大字 滝の平	字八森山					0	県	c2	c1	
201	44	土流	無	土砂	有	C	1.08	一部 概成	山形市	大字 滝の平	字黒滝					0	県	c2	c1	
201	45	土流	無		有	C	3.30	概成	山形市	大字 村木沢	字村上					0	農	c2	c1	
201	46	干害	無		有	C	1.98	概成	山形市	大字 門伝	字盗人森					0	市	c2	c1	
201	47	土流	無		有	B	6.30	概成	山形市	大字 山寺	字馬形					0	林	c2	a1	
201	49		無		有	C	6.00	概成	山形市	大字 上宝沢	字山居					0	林	c2	c1	
201	50	土流	無		有	C	0.18	無	山形市	大字 上宝沢	字向山					0	林	c2	c1	
201	51	土流	無	砂防	有	C	3.60	一部 概成	山形市	大字 上宝沢	字王地向					0	林	c2	b1	
201	52		無	土砂	有	C	0.07	無	山形市	蔵王 温泉	字三渡川					0	林	c2	c1	
201	53	土流	無		有	A	5.04	一部 概成	山形市	大字 山寺	字面白山			3	2	林	a2	b1		
201	54	土流	無		有	A	2.16	概成	山形市	大字 釈迦堂	字鱒口	100				1	国	a2	b1	
201	55	土流	無		無	B	0.18	概成	山形市	大字 常明寺	字浦山		32			1	市	a2	c1	

26 雪崩危険箇所調査票

公所名	市町村名	大字小字等地名	危険箇所名	道府県コード	市区町村コード	危険箇所番号	雪崩対策施工状況	平均傾斜度 θ_1 (°)	最急傾斜度 θ_2 (°)	雪崩危険度																危険度ランク					
										雪崩危険区域の標高差 H_1 (m)	雪崩危険区域の標高差 H_2 (m)	雪崩危険斜面の上限点の標高 H (m)	見通し角度 θ_1 (°)	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険傾斜面延長(縦断方向)(m)	雪崩危険傾斜面延長(横断方向)(m)	雪崩危険傾斜面の斜面方位	低木林密度(樹高4m未満)	(樹高4m以上8m未満)中木林密度	高木林密度(樹高8m以上)	雪崩発生域における樹木区分	過去の雪崩(全層雪崩)回数	過去の雪崩(表層雪崩)回数	最寄の気象観測所の番号	最寄の気象観測所からの距離(km)		①点数	②点数	③点数	総合判定	
村山本	山形市	常明寺	常明寺(1)	6	201	I	1101	29	29	50	50	220	20	15433	102	176	4	0	0	4	1	0	0	22	1	142	4	4	6	14	D
村山本	山形市	常明寺	常明寺(2)	6	201	I	1102	30	30	85	85	240	29	20079	172	185	8	0	3	0	1	0	0	22	1	142	7	7	6	20	C
村山本	山形市	高原町	高原町(1)	6	201	I	1103	35	35	92	92	232	25	14565	158	180	8	0	0	3	2	0	0	1	3	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	高原町	高原町(2)	6	201	I	1104	36	36	60	60	202	24	10486	101	345	8	0	0	4	2	0	0	1	3	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	上山家	上山家(1)	6	201	I	1105	39	39	40	40	170	33	8689	62	200	5	0	0	4	2	0	0	1	2	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	蔵王温泉	堰神(2)	6	201	I	1106	30	30	16	16	902	28	8855	33	140	5	0	1	0	2	0	0	24	1	226	7	10	7	24	B
村山本	山形市	山家本町二丁目	山家本町1	6	201	I	1107	28	28	108	108	276	23	12939	225	150	5	0	4	0	2	0	0	1	2	113	4	7	6	17	D
村山本	山形市	和合町三丁目	和合町	6	201	I	1108	29	29	70	70	220	22	38120	142	570	6	0	3	0	2	0	0	1	2	113	4	7	6	17	D
村山本	山形市	双月新町	双月新町	6	201	I	1109	30	30	50	50	204	29	19636	89	295	4	0	0	4	2	0	0	1	1	113	4	4	6	14	D
村山本	山形市	風間	風間(1)	6	201	I	1110	38	38	40	40	170	35	7062	64	280	6	0	3	0	2	0	0	28	5	145	7	7	6	20	C
村山本	山形市	風間	風間(2)	6	201	I	1111	41	41	82	82	222	40	20120	125	250	8	0	0	2	2	0	0	28	5	145	10	7	6	23	B
村山本	山形市	蔵王温泉	堰神(1)	6	201	I	1112	34	34	20	20	874	30	2390	34	85	4	0	2	0	2	0	0	24	1	226	7	7	7	21	C
村山本	山形市	蔵王温泉	丈二田	6	201	I	1113	31	45	71	71	970	30	11730	140	120	3	0	1	0	1	0	0	24	1	226	7	9	7	20	C
村山本	山形市	青野	青野(1)	6	201	I	1114	27	27	150	150	300	24	97725	333	420	4	0	0	4	2	0	0	1	4	113	4	4	6	14	D
村山本	山形市	青野	青野(2)	6	201	I	1115	29	29	90	90	240	28	56973	185	500	3	0	0	3	2	0	0	1	4	113	4	4	6	14	D
村山本	山形市	下東山	玉ヶ入	6	201	I	1116	35	35	230	230	420	34	67070	400	300	4	0	0	4	2	0	0	28	3	145	7	4	6	17	D
村山本	山形市	下東山	休石(1)	6	201	I	1117	35	35	130	130	340	32	59360	225	270	4	0	0	4	2	0	0	28	3	145	7	4	6	17	D
村山本	山形市	下東山	休石(2)	6	201	I	1118	30	30	100	100	310	25	26372	196	200	4	0	0	3	1	0	0	28	3	145	7	4	6	17	D
村山本	山形市	下東山	休石(3)	6	201	I	1119	21	21	55	55	270	21	11512	150	120	4	0	0	3	1	0	0	28	3	145	4	4	6	14	D
村山本	山形市	切畑	切畑	6	201	I	1120	28	31	100	100	320	27	28020	106	260	1	0	0	4	1	0	0	28	4	145	4	4	6	14	D
村山本	山形市	上宝沢	上宝沢(2)	6	201	I	1121	26	26	120	120	500	25	51266	276	320	8	0	0	4	1	0	0	27	3	240	4	4	7	15	D
村山本	山形市	上東山	上東山2	6	201	I	1122	48	48	100	100	400	34	24595	133	390	3	0	3	0	1	0	0	28	4	145	10	7	6	23	B
村山本	山形市	山寺	地藏堂	6	201	I	1123	36	36	128	140	360	30	26895	218	180	3	0	4	0	2	0	0	28	1	145	7	7	6	20	C
村山本	山形市	山寺	宮崎	6	201	I	1124	31	31	220	220	450	31	103170	417	510	4	0	0	4	1	0	0	28	1	145	7	4	6	17	D
村山本	山形市	山寺	芦沢(1)	6	201	I	1125	35	35	220	220	450	35	217190	380	840	3	0	0	2	1	0	0	28	1	145	7	7	6	20	C
村山本	山形市	千手院	千手院	6	201	I	1126	21	21	120	120	340	20	56115	335	255	2	0	0	4	1	0	0	28	1	145	4	4	6	14	D
村山本	山形市	山寺	所部	6	201	I	1127	39	39	20	20	170	36	2055	32	260	6	0	1	0	2	0	0	28	1	145	7	10	6	23	B
村山本	山形市	山寺	芦沢(2)	6	201	I	1128	42	42	90	90	320	41	28218	135	180	8	0	3	0	2	0	0	28	1	145	10	7	6	23	B
村山本	山形市	山寺	馬形	6	201	I	1129	31	31	170	170	470	26	110157	320	470	8	0	0	4	2	0	0	28	1	145	7	4	6	17	D
村山本	山形市	村木沢	上平	6	201	I	1130	24	24	70	70	570	23	21728	173	190	1	0	0	2	1	0	0	26	4	192	4	7	6	17	D
村山本	山形市	村木沢	山王	6	201	I	1131	27	27	120	120	320	26	44713	267	270	7	0	0	4	1	0	0	26	1	192	4	4	6	14	D
村山本	山形市	柏倉	柏倉	6	201	I	1132	39	39	230	230	400	32	99765	360	690	2	0	0	4	1	0	0	26	1	192	7	4	6	17	D
村山本	山形市	菅沢	菅沢1	6	201	I	1133	19	19	240	240	166	18	10565	74	360	4	0	0	1	1	0	0	26	2	192	4	10	6	20	C
村山本	山形市	菅沢	菅沢2	6	201	I	1134	30	35	48	48	200	28	4113	97	80	1	0	2	0	2	0	0	26	2	192	7	9	6	22	C
村山本	山形市	長谷堂	漆房	6	201	I	1135	31	31	190	190	380	28	83800	362	190	2	0	0	4	2	0	0	26	3	192	7	4	6	17	D
村山本	山形市	長谷堂	西向	6	201	I	1136	25	25	70	70	230	24	59538	164	900	5	0	3	0	2	0	0	26	3	192	4	7	6	17	D
村山本	山形市	長谷堂	内町	6	201	I	1137	26	26	80	80	230	26	37880	177	610	1	0	0	3	1	0	0	26	3	192	4	4	6	14	D
村山本	山形市	長谷堂	長谷堂	6	201	I	1138	34	54	45	45	188	29	13703	170	196	6	0	0	2	2	0	0	26	3	192	7	7	6	20	C
村山本	山形市	長谷堂	隔間場	6	201	I	1139	22	22	40	40	250	21	15600	107	170	1	0	2	0	2	0	0	30	3	158	4	9	6	19	D
村山本	山形市	蔵王飯田	蔵王飯田(1)	6	201	I	1140	25	25	20	20	160	23	4564	470	100	5	0	2	0	1	0	0	25	4	158	4	9	6	19	D
村山本	山形市	蔵王飯田	蔵王飯田(2)	6	201	I	1141	26	26	12	12	148	23	6750	28	300	6	0	0	1	2	0	0	25	4	158	4	10	6	20	C
村山本	山形市	蔵王飯田	蔵王飯田(3)	6	201	I	1142	24	24	44	44	196	23	19597	107	180	7	0	0	4	2	0	0	25	4	158	4	4	6	14	D
村山本	山形市	蔵王成沢	蔵王成沢(1)	6	201	I	1143	31	31	46	46	180	31	21995	87	490	6	0	0	2	1	0	0	25	3	158	7	7	6	20	C
村山本	山形市	蔵王成沢	蔵王成沢(2)	6	201	I	1144	28	43	54	54	198	28	31960	115	520	2	0	2	0	1	0	0	25	3	158	4	9	6	19	D
村山本	山形市	上桜田	上桜田	6	201	I	1145	35	35	100	100	320	35	22620	173	280	6	0	0	4	1	0	0	1	4	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	岩波	岩波(1)	6	201	I	1146	32	32	62	62	290	31	11695	117	145	5	0	0	2	2	0	0	1	4	113	7	7	6	20	C
村山本	山形市	岩波	岩波(2)	6	201	I	1147	36	40	90	90	300	36	8635	155	130	4	0	0	4	2	0	0	1	4	113	7	7	6	20	C
村山本	山形市	岩波	岩波(3)	6	201	I	1148	34	34	42	42	300	32	6941	75	130	2	0	0	4	1	0	0	1	4	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	八森	八森	6	201	I	1149	39	39	226	226	560	39	31800	357	185	4	0	0	4	2	0	0	1	5	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	土坂	土坂	6	201	I	1150	30	30	20	20	482	28	4125	40	120	4	0	0	3	2	0	0	1	6	113	7	4	6	17	D
村山本	山形市	平清水	平清水(1)	6	201	I	1151	45	45	50	50	230	44	30160	71	520	3	0	0	4	2	0	0	1	3	113	10	4	6	20	C
村山本	山形市	平清水	平清水(2)	6	201	I	1152	27	27	260	260	460	27	131515	574	340	4	0	0	4	1	0	0	1	3						

26 雪崩危険箇所調査票(Ⅱ)

公所名	市町村名	大字小字等地名	危険箇所名	道府県コード	市区町村コード	危険箇所番号		戸数	収容可能な戸数を含めた人家戸数	公的建物①	公的建物②	公的建物③	公的建物④	公的建物⑤	公的建物⑥	公的建物⑦	公的建物⑧	公的建物⑨	公的建物⑩	公的建物⑪	公的建物⑫	公的建物⑬	公的建物⑭	公的建物⑮	公的建物⑯	公的建物⑰	要配慮者施設(入居者数(人))							計			
						ランク	番号																				児童福祉施設	老人福祉施設	身体障害者更正援護施設	知的障害者援護施設	医療提供施設	幼稚園	その他				
村山本	山形市	常明寺	常明寺(1)	6	201	I	1101	5																													0
村山本	山形市	常明寺	常明寺(2)	6	201	I	1102	20																		1											0
村山本	山形市	高原町	高原町(1)	6	201	I	1103	42																												0	
村山本	山形市	高原町	高原町(2)	6	201	I	1104	13																												0	
村山本	山形市	上山家	上山家(1)	6	201	I	1105	3																												0	
村山本	山形市	蔵王温泉	堰神(2)	6	201	I	1106	5											2					1												50	
村山本	山形市	山家本町二丁目	山家本町1	6	201	I	1107	5																												0	
村山本	山形市	和合町三丁目	和合町	6	201	I	1108	85																												0	
村山本	山形市	双月新町	双月新町	6	201	I	1109	35																												0	
村山本	山形市	風間	風間(1)	6	201	I	1110	47																												0	
村山本	山形市	風間	風間(2)	6	201	I	1111	42																												0	
村山本	山形市	蔵王温泉	堰神(1)	6	201	I	1112	0																												0	
村山本	山形市	蔵王温泉	丈二田	6	201	I	1113	0																												0	
村山本	山形市	青野	青野(1)	6	201	I	1114	51																												0	
村山本	山形市	青野	青野(2)	6	201	I	1115	35																												0	
村山本	山形市	下東山	玉ヶ入	6	201	I	1116	53																												0	
村山本	山形市	下東山	休石(1)	6	201	I	1117	64																												0	
村山本	山形市	下東山	休石(2)	6	201	I	1118	8																												0	
村山本	山形市	下東山	休石(3)	6	201	I	1119	9																												0	
村山本	山形市	切畑	切畑	6	201	I	1120	25																												0	
村山本	山形市	上宝沢	上宝沢(2)	6	201	I	1121	16																												0	
村山本	山形市	上東山	上東山2	6	201	I	1122	24																												0	
村山本	山形市	山寺	地藏堂	6	201	I	1123	22																												0	
村山本	山形市	山寺	宮崎	6	201	I	1124	35																												0	
村山本	山形市	山寺	芦沢(1)	6	201	I	1125	74																												0	
村山本	山形市	千手院	千手院	6	201	I	1126	15																												0	
村山本	山形市	山寺	所部	6	201	I	1127	6																												0	
村山本	山形市	山寺	芦沢(2)	6	201	I	1128	24																												0	
村山本	山形市	山寺	馬形	6	201	I	1129	24																												0	
村山本	山形市	村木沢	上平	6	201	I	1130	6																												0	
村山本	山形市	村木沢	山王	6	201	I	1131	12																												0	
村山本	山形市	柏倉	柏倉	6	201	I	1132	82																												0	
村山本	山形市	菅沢	菅沢1	6	201	I	1133	7																												0	
村山本	山形市	菅沢	菅沢2	6	201	I	1134	2																												0	
村山本	山形市	長谷堂	漆房	6	201	I	1135	14																												0	
村山本	山形市	長谷堂	西向	6	201	I	1136	40																												0	
村山本	山形市	長谷堂	内町	6	201	I	1137	42																												0	
村山本	山形市	長谷堂	長谷堂	6	201	I	1138	1																												0	
村山本	山形市	長谷堂	隔間場	6	201	I	1139	5																												0	
村山本	山形市	蔵王飯田	蔵王飯田(1)	6	201	I	1140	6																												0	
村山本	山形市	蔵王飯田	蔵王飯田(2)	6	201	I	1141	15																												0	
村山本	山形市	蔵王飯田	蔵王飯田(3)	6	201	I	1142	19																												0	
村山本	山形市	蔵王成沢	蔵王成沢(1)	6	201	I	1143	21																												0	
村山本	山形市	蔵王成沢	蔵王成沢(2)	6	201	I	1144	30																												0	
村山本	山形市	上桜田	上桜田	6	201	I	1145	12																												0	
村山本	山形市	岩波	岩波(1)	6	201	I	1146	13																												0	
村山本	山形市	岩波	岩波(2)	6	201	I	1147	20																												0	
村山本	山形市	岩波	岩波(3)	6	201	I	1148	6																												0	
村山本	山形市	八森	八森	6	201	I	1149	18																												0	
村山本	山形市	土坂	土坂	6	201	I	1150	6																												0	
村山本	山形市	平清水	平清水(1)	6	201	I	1151	44																												0	
村山本	山形市	平清水	平清水(2)	6	201	I	1152	120																												0	
村山本	山形市	平清水	平清水(3)	6	201	I	1153	7																												0	
村山本	山形市	松波	熊の前(1)	6	201	I	1154	73																												0	
村山本	山形市	松波	熊の前(2)	6	201	I	1155	191																												0	
村山本	山形市	松波五丁目	松波	6	201	I	1156	81																												0	
村山本	山形市	妙見寺	妙見寺	6	201	I	1157	5																												0	
村山本	山形市	原町	坊原町	6	201	I	1158	15																												0	
村山本	山形市	滑川	滑川	6	201	I	1159	58																												0	
村山本	山形市	滑川	田志戸	6	201	I	1160	28																												0	
村山本	山形市	新山	新山1	6	201	I	1161	45																												0	
村山本	山形市	新山	新山2	6	201	I	1162	3																												0	
村山本	山形市	下宝沢	姫沢(1)	6	201	I	1163	14																												0	
村山本	山形市	下宝沢	姫沢(2)	6	201	I	1164	81																													

28 除排雪資機材の保有状況

道路維持課

品名	数量	品名	数量
除雪グレーダー	4台	スノーポール	100本
除雪タイヤドーザー	5台	凍結防止剤（粒状）	200袋
除雪ロータリー	2台	凍結防止剤（液状）	3,000ℓ
凍結防止剤散布機	1台		

[平30改]

29 蔵王火山災害予想地図

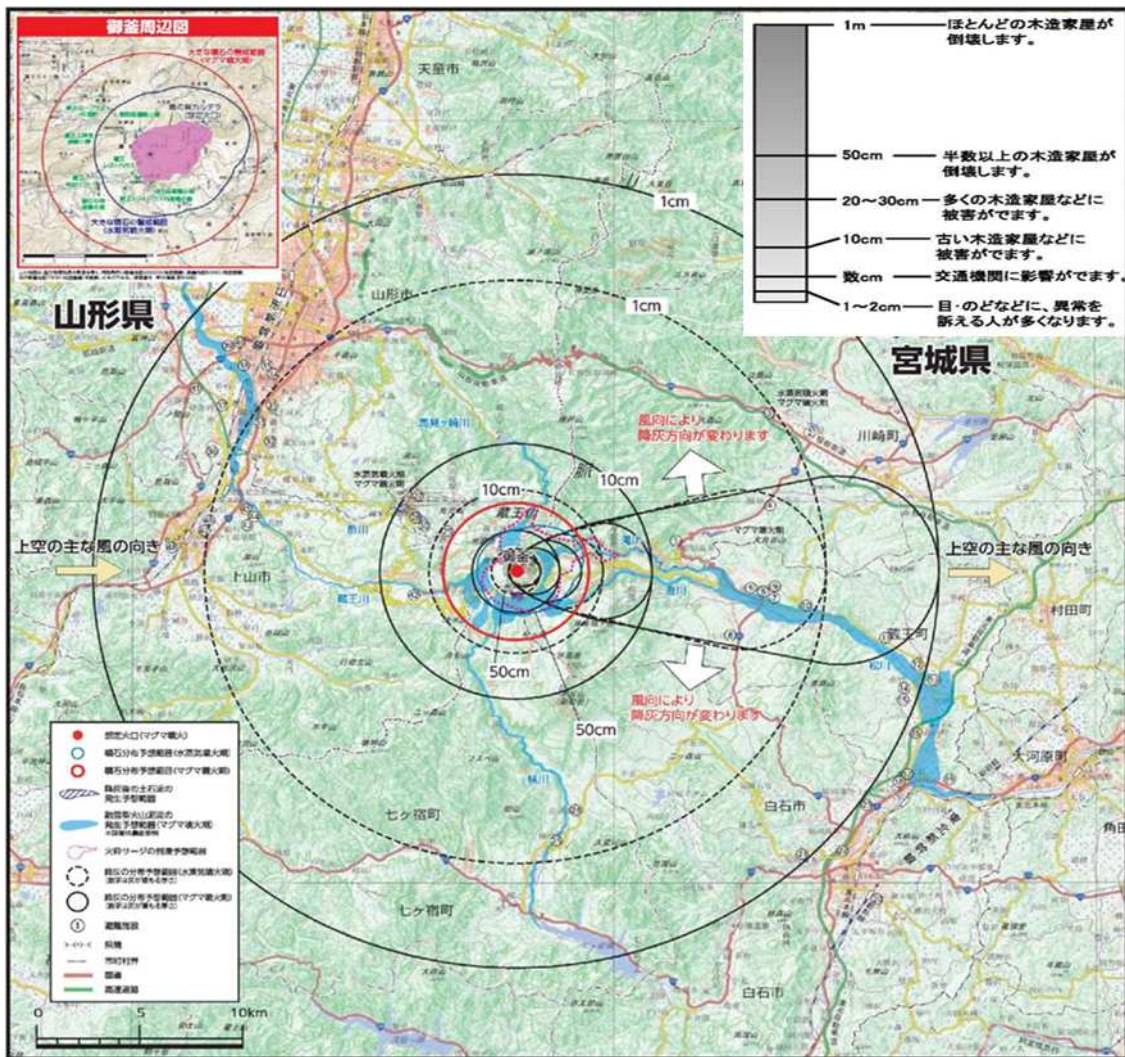
災害予想地図前提条件

蔵王山では、過去の活動をみると、噴火により噴石や火山灰が火口から噴出し、それに伴い火山泥流が発生しています。この『火山ハザードマップ』は、蔵王山の過去の噴火活動から今後も起きる可能性の高い噴火を想定し、その噴火により火山災害のおよぶ可能性のある区域を表したものです。

ここで予想している噴火の規模は、火砕流が過去約3万年前の実績と現在の地形を参考に設定し、その他の現象は過去2000年間の最大規模の現象を参考に設定しました。

火口位置は「御釜」を想定しています。

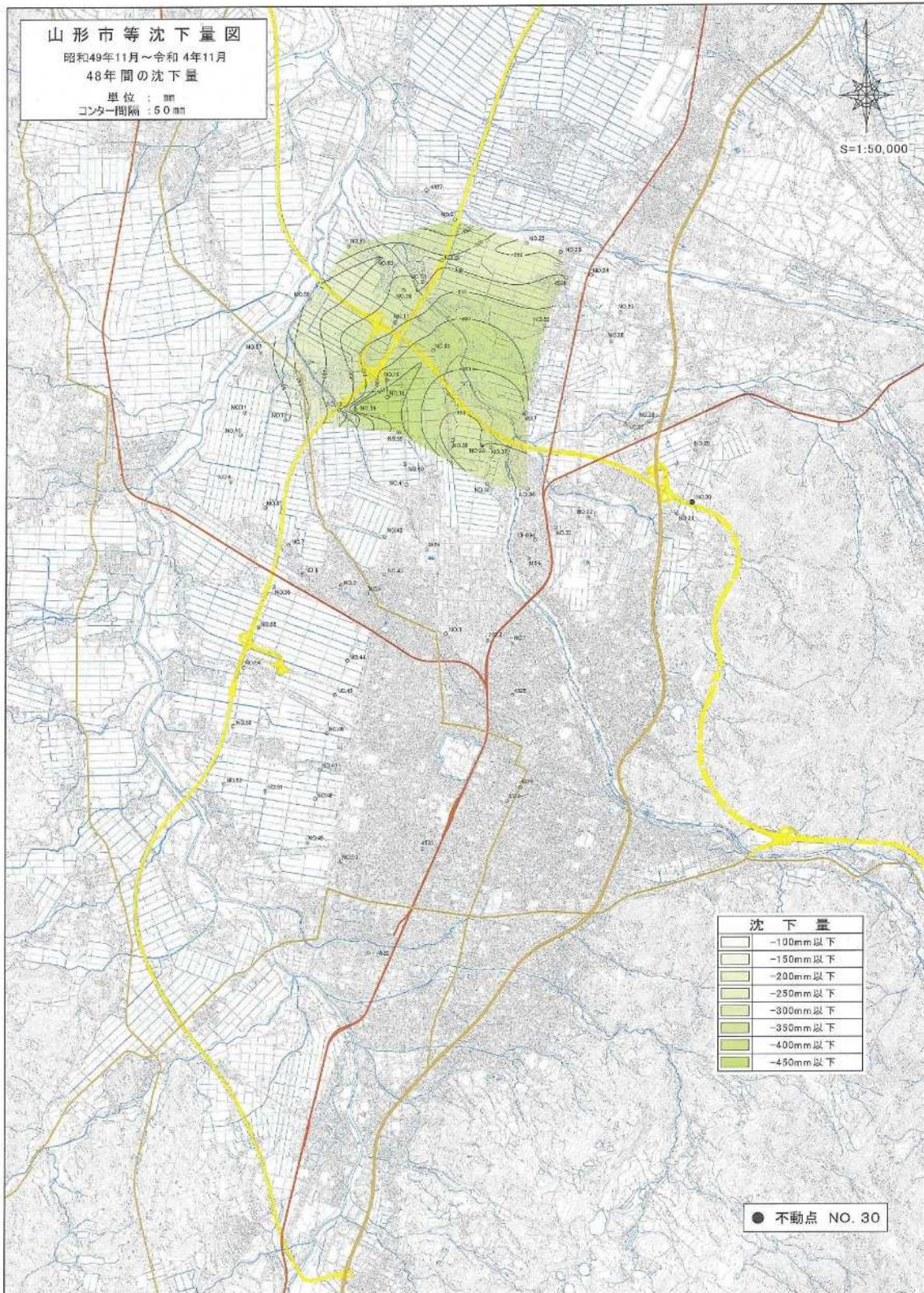
なお、このマップに掲載されている被害区域は、想定現象に対して予想される区域であり、想定外の現象が発生した場合、このマップに掲載されている区域外でも被害を受ける可能性があります。実際の噴火では、噴火の状況に即した対応が必要となります。



[平30改]

30 山形市等沈下量図

環境課



[令5改]

3 1 上水道施設の現況

(1) 給水状況

令和5年4月1日現在 (水) 経営企画課

給水人口	給水戸数	給水栓総数	一日平均給水量
235,390	103,953戸	119,432栓	70,891m ³ /日

(2) 浄水場一覧

令和5年4月1日現在 (水) 水運用センター

No.	名称	所在地	能力 (m ³ /日)
1	見崎浄水場	山形市見崎川原52	60,000
2	松原浄水場	山形市小白川町五丁目29-71	45,000
3	東沢浄水場	山形市大字上宝沢字玉地下934	1,080
4	南部浄水場	山形市蔵王上野字大平1472-2	2,470
5	蔵王温泉浄水場	山形市蔵王温泉808	3,500
6	山寺浄水場	山形市大字山寺字夏平6545	700
7	蔵王堀田浄水場	山形市蔵王温泉字本カズラ573-10	50

(3) 配水池一覧

令和5年4月1日現在 (水) 水運用センター

No.	名称	所在地	池数	能力 (m ³)
1	見崎浄水場	山形市見崎川原52	4	27,088

[令4改]

No.	名 称	所 在 地	池数	能 力 (m ³)
2	松原配水場	山形市あさひ町788-1外	5	12,200
3	熊ノ前配水場	山形市大字妙見寺字熊ノ前380-2外	2	5,100
4	鈴川配水場	山形市下山家町字大綱287外	2	2,718
5	東沢浄水場	山形市大字上宝沢字王地下934	3	684
6	新山配水場	山形市大字新山字一里塚503-5外	2	120
7	南部浄水場	山形市蔵王上野字大平1472-2	1	330
8	蔵王上野第1配水場	山形市蔵王上野字大平1715-14	2	100
9	蔵王上野第2配水場	山形市蔵王上野字大平1512-2	2	300
10	蔵王上野第3配水場	山形市蔵王上野字辰ノ口1189-2	2	100
11	蔵王半郷配水場	山形市蔵王上野字辰ノ口1154-2	2	650
12	蔵王山田第1配水場	山形市蔵王山田字桜立459-1	2	100
13	蔵王山田第2配水場	山形市蔵王山田字本郷28-3	2	200
14	蔵王成沢配水場	山形市蔵王成沢字南山583-4	2	100
15	南山形配水場	山形市大字松原字山ノ神1200-1外	2	10,000
16	蔵王みはらしの丘配水場	山形市大字松原字原1784-1外	2	1,000
17	蔵王温泉浄水場	山形市蔵王温泉字坂ノ上関神814-1外	4	2,060
18	山寺浄水場	山形市大字山寺字夏平6545	3	488

[令4改]

3 2 下水道施設の概要

令和5年4月1日 浄化センター

施設名	所在地	処理方法	処理状況		処理計画	
			流入汚水量	処理能力	晴天日最大能力	処理人口
浄化センター	嶋南1丁目11-5	活性汚泥法	m ³ /日 38,278	m ³ /日 39,000	m ³ /日 39,000	人 61,800
七浦中継ポンプ場	大字七浦549	—	1分間の揚水量（晴天時最大）			15.5m ³
蔵王前処理設備	蔵王松ヶ丘二丁目2-1	pH5.0以上に調整	処理量（日最大）			約8,200m ³ /日
前明石ケーキ処理場	大字前明石字林川原730	コンポスト化法	コンポスト化能力			15t/日

[令5改]

3 3 公共下水道幹線

(1) 汚水幹線

令和5年4月1日(水) 下水道建設課

名 称	位置区域			備 考
	起 点	終 点	延 長	
城西幹線	嶋南一丁目	城西町二丁目	(m) 約 3,120	単独公共下水道
銅町第2号幹線	桧町四丁目	銅町一丁目	約 2,010	
銅町第1号幹線	桧町四丁目	円応寺	約 2,840	
銅町第1-1号幹線	宮町三丁目	宮町二丁目	約 370	
城西1号幹線	下条町五丁目	下条町四丁目	約 600	
城北幹線	下条町三丁目	緑町三丁目	約 3,500	
城北2号幹線	錦町	七日町一丁目	約 1,400	
城北3号幹線	相生町	旅籠町三丁目	約 460	
城北1号幹線	緑町三丁目	小白川町四丁目	約 1,090	
城南3号幹線	城西町二丁目	城南町二丁目	約 470	
城南幹線	城西町二丁目	幸町	約 2,120	
城南2号幹線	双葉町二丁目	香澄町一丁目	約 1,000	
南第1号幹線	若葉町	東原町三丁目	約 1,710	
南第1-2号幹線	十日町三丁目	本町二丁目	約 1,000	
南第1-3号幹線	十日町三丁目	諏訪町二丁目	約 500	
南第1-1号幹線	東原町三丁目	東原町二丁目	約 550	
南第1-4号幹線	東原町三丁目	あこや町二丁目	約 760	
城南1号幹線	幸町	十日町一丁目	約 650	
馬見ヶ崎1号幹線	嶋南一丁目	馬見ヶ崎三丁目	約 330	
馬見ヶ崎2号幹線	馬見ヶ崎三丁目	馬見ヶ崎四丁目	約 190	
江俣幹線	嶋南一丁目	江俣三丁目	約 390	
小 計			約 25,060	
鈴川幹線	大字洪江	山家町二丁目	約 9440	流域関連 公共下水道
立谷川幹線	大字漆山	大字漆山	約 3,910	
立谷川5号幹線	大字漆山	大字漆山	約 1,960	
立谷川2号幹線	大字漆山	大字大森	約 1,860	
立谷川1号幹線	大字漆山	大字漆山	約 180	
漆山幹線	大字千手堂	大字千手堂	約 360	
新開幹線	大字七浦	新開一丁目	約 2,650	

[令元改]

名 称	位置区域			備 考
	起 点	終 点	延 長	
寺西幹線	大字七浦	大字青柳	(m) 約 2,390	流域関連 公共下水道
大野目幹線	長町二丁目	大野目一丁目	約 3,180	
落合 4 号幹線	落合町	大字青柳	約 70	
落合 3 号幹線	落合町	落合町	約 170	
落合 2 号幹線	落合町	落合町	約 730	
流通センター幹線	平久保	流通センター 一丁目	約 450	
流通センター第 2 号幹線	流通センター 二丁目	流通センター 二丁目	約 500	
落合 1 号幹線	平久保	落合町	約 880	
大野目 1 号幹線	大野目三丁目	大野目二丁目	約 730	
大野目 2 号幹線	大野目三丁目	大野目三丁目	約 590	
穂積幹線	大野目三丁目	高原町	約 1,280	
穂積 2 号幹線	穂積	穂積	約 540	
穂積 1 号幹線	早乙女	高原町	約 420	
千歳幹線	長町一丁目	長町二丁目	約 480	
鈴川 4 号幹線	花楯一丁目	花楯一丁目	約 360	
鈴川 3 号幹線	鈴川町二丁目	印役町二丁目	約 580	
鈴川 2 号幹線	山家町二丁目	山家町二丁目	約 240	
鈴川 1 号幹線	山家町二丁目	双月町	約 1,130	
成安 1 号幹線	大字成安	大字見崎	約 3,020	
今塚 1 号幹線	大字中野	嶋南二丁目	約 3,910	
今塚 2 号幹線	嶋北二丁目	嶋北一丁目	約 280	
内表船町幹線	大字中野	大字内表	約 1,690	
中央西幹線	大字内表	あかねヶ丘三丁 目	約 7,450	
陣場 2 号幹線	陣場三丁目	陣場三丁目	約 80	
陣場 1 号幹線	陣場一丁目	陣場一丁目	約 280	
西第 1-2 号幹線	江南三丁目	江南二丁目	約 530	
西第 1-1 号幹線	西田五丁目	西田五丁目	約 330	
西第 2-1 号幹線	城西五丁目	城西五丁目	約 180	
西第 2-2 号幹線	城西五丁目	城西五丁目	約 140	
西第 2-3 号幹線	あかねヶ丘一 丁目	あかねヶ丘一丁 目	約 160	
西第 2-4 号幹線	あかねヶ丘一 丁目	あかねヶ丘一丁 目	約 160	

[令元改]

名 称	位置区域			備 考
	起 点	終 点	延 長	
南第 2 号幹線	あかねヶ丘三丁目	東山形二丁目	(m) 約 6,120	流域関連 公共下水道
南第 2-3 号幹線	鉄砲町一丁目	鉄砲町二丁目	約 830	
南第 2-2 号幹線	鉄砲町二丁目	南原町二丁目	約 900	
南第 2-1 号幹線	荒楯町一丁目	寿町	約 460	
松波幹線	松山三丁目	あさひ町	約 1,860	
防原幹線	東山形二丁目	大字滑川	約 2,090	
竜山幹線	あかねヶ丘三丁目	東青田四丁目	約 4,540	
西 3-1 号幹線	あかねヶ丘三丁目	高堂一丁目	約 620	
南栄町幹線	南栄町二丁目	南栄町二丁目	約 110	
小立幹線	南栄町三丁目	平清水一丁目	約 2,660	
小立 2 号幹線	元木一丁目	荒楯町二丁目	約 860	
小立 3 号幹線	小立三丁目	小立四丁目	約 560	
小立 1 号幹線	平清水一丁目	平清水一丁目	約 180	
桜田幹線	元木二丁目	中桜田二丁目	約 2,400	
桜田 1 号幹線	中桜田二丁目	中桜田二丁目	約 90	
竜山 2 号幹線	元木一丁目	元木一丁目	約 110	
竜山 1 号幹線	青田五丁目	東青田一丁目	約 1,310	
榎沢幹線	大字下榎沢	大字下榎沢	約 120	
上榎沢幹線	金石田	大字上榎沢	約 250	
上飯塚幹線	飯塚町	飯塚町	約 590	
門伝幹線	飯塚町	大字長谷堂	約 8,390	
村木沢 2 号幹線	飯塚町	大字村木沢	約 760	
村木沢 1 号幹線	大字村木沢	阿弥陀	約 640	
柏倉 2 号幹線	富神台	大道端	約 890	
柏倉 1 号幹線	中屋敷	大字柏倉	約 860	
菅沢幹線	鋳物町	すげさわの丘	約 2,570	
上飯塚幹線	砂田	飯塚町	約 590	
沼木 3 号幹線	大字沼木	大字沼木	約 170	
沼木 2 号幹線	大字沼木	大字沼木	約 120	
西 4-1 号幹線	南館西地内	南館西地内	約 760	
吉原幹線	吉原三丁目	吉原三丁目	約 330	
飯田幹線	吉原三丁目	飯田二丁目	約 4,680	
飯田 1 号幹線	桜田東三丁目	桜田東三丁目	約 110	

名 称	位置区域			備 考
	起 点	終 点	延 長	
成沢1号幹線	飯田西三丁目	成沢西5丁目	(m) 約 680	流域関連 公共下水道
黒沢幹線	飯田西三丁目	蔵王半郷	約 4,680	
飯田2号幹線	飯田西二丁目	成沢西四丁目	約 320	
黒沢1号幹線	蔵王松ヶ丘一丁目	蔵王成沢	約 650	
蔵王幹線	蔵王半郷	蔵王温泉	約 8,920	
南山形2号幹線	大字谷柏	大字谷柏	約 1,920	
谷柏幹線	大字谷柏	大字谷柏	約 70	
南山形1号幹線	大字松原	大字黒沢	約 1,700	
南山形3号幹線	大字松原	蔵王成沢	約 850	
ニュータウン1号幹線	みはらしの丘二丁目	みはらしの丘二丁目	約 940	
ニュータウン2号幹線	みはらしの丘二丁目	みはらしの丘二丁目	約 610	
小 計			約 122,160	
山 寺 幹 線	大字山寺	大字山寺	約 2,140	流域関連 特定環境保全 公共下水道
鈴 川 幹 線	大字渋江	山家町一丁目	約 8,611	
立 谷 川 幹 線	大字漆山	大字漆山	約 3,089	
成 安 1 号 幹 線	大字成安	大字見崎	約 2,700	
内 表 船 町 幹 線	大字中野	内表東	約 1,680	
村 木 沢 1 号 幹 線	阿弥陀	大字村木沢	約 476	
村 木 沢 2 号 幹 線	大字村木沢	大字古舘	約 634	
榎 沢 幹 線	大字下榎沢	大字下榎沢	約 200	
上 榎 沢 幹 線	金石田	大字上榎沢	約 280	
反 田 幹 線	大字下反田	大字下反田	約 80	
小 計			約 19,890	
合 計			約 167,110	

(2) 雨水管渠整備延長

(水) 雨水施設建設室

名称	位置区域			備考
	起点	終点	延長 (m)	
馬見ヶ崎川 第1号幹線	山形市銅町二丁目	山形市円応寺町	約 1,330	
馬見ヶ崎川 第2号幹線	山形市桧町一丁目	山形市宮町三丁目	約 1,310	
馬見ヶ崎川 第3号幹線	山形市小白川三丁目	山形市小白川四丁目	約 450	
馬見ヶ崎川	山形市薬師町二丁目	山形市緑町二丁目	約 850	

第4号幹線					
中部第1号幹線	山形市大字志戸田 字松木壇	山形市緑町二丁目	約	7,360	
中部第2号幹線	山形市大字下樫沢 字六田原	山形市本町一丁目	約	5,090	
中部第3号幹線	山形市大字村木沢 字向河原	山形市十日町一丁目	約	4,770	

[令元改]

名称	位置区域			備考
	起点	終点	延長 (m)	
犬川第1号幹線	山形市南原三丁目	山形市東山形二丁目	約 1,860	
犬川第3号幹線	山形市大字南館 字中河原	山形市三日町一丁目	約 1,080	
犬川第4号幹線	山形市南栄町三丁目	山形市鉄砲町三丁目	約 1,070	
嶋堰幹線	山形市八幡前	山形市緑町一丁目	約 6,800	
八ヶ郷堰幹線	山形市大字中野 字籠野町	山形市緑町四丁目	約 5,490	
大坊川幹線	山形市吉原南	山形市東青田五丁目	約 1,880	
千歳第2号幹線	山形市長町一丁目	山形市千歳二丁目	約 700	
流通幹線	山形市流通センター 二丁目	山形市流通センター 四丁目	約 390	
鈴川第1号幹線	山形市大字浜崎	山形市双月町二丁目	約 3,090	
鈴川第2号幹線	山形市早乙女	山形市双月町	約 600	
立谷川幹線	山形市大字漆山 字大塚	山形市立谷川一丁目	約 2,360	
漆山幹線	山形市大字渋江 字渋江	山形市大字漆山	約 2,330	
新開幹線	山形市大字青柳 字北柳	山形市青柳	約 860	
落合第1号幹線	山形市栄原	山形市落合町	約 1,400	
落合第2号幹線	山形市栄原	山形市落合町	約 770	
滝山幹線	山形市小立一丁目	山形市大字平清水	約 810	
竜山川第1号幹線	山形市元木一丁目	山形市東青田二丁目	約 1,790	
竜山川第2号幹線	山形市鳥居が丘	山形市南原三丁目	約 1,420	
花川幹線	山形市大字片谷地	山形市みはらしの丘 一丁目	約 3,260	
不動川第1号幹線	山形市大字松原	山形市みはらしの丘	約 1,750	

		三丁目			
不動川第2号幹線	山形市大字松原	山形市みはらしの丘 三丁目	約	620	
鳴沢川幹線	山形市飯田西五丁目	山形市飯田二丁目	約	920	
成沢幹線	山形市成沢西二丁目	山形市成沢西三丁目	約	810	
成沢第1号幹線	山形市成沢西五丁目	山形市成沢西四丁目	約	720	
南松原幹線	山形市南松原二丁目	山形市大字松原	約	670	
その他			約	62,770	

[令4改]

3 4 山形市内高層建築物一覧表

令和5年4月現在 建築指導課

No	名 称	建築場所(住所)	用 途	階 数		高さ
1	山 形 県 庁 舎	松波二丁目8-1	事務所	16	B2	74.8
2	山 形 市 庁 舎	旅籠町二丁目3-25	事務所	11	B1	57.1
3	ホ テ ル キ ャ ッ ス ル	十日町四丁目2-7	ホテル	12	B3	51.5
4	朝 日 生 命 山 形 ビ ル	香澄町三丁目1-7	事務所	12	B1	47.0
5	ア ブ 七 日 町	七日町一丁目2-39	店舗・公民館	8	B2	43.6
6	山 交 ビ ル	香澄町三丁目2-1	店舗	8	B2	30.6
7	ス カ イ ハ イ ツ	十日町四丁目7-35	共同住宅	10	B1	40.4
8	フ ァ ミ ー ル 十 日 町	十日町二丁目2-32	共同住宅	11		39.1
9	ハ ー モ ニ ー 山 形 ビ ル	十日町二丁目4-19	事務所	9	B1	32.5
10	木 の 実 町 マ ン シ ョ ン	木の実町9-52	共同住宅	12		39.2
11	山 形 大 学 医 学 部	飯田二丁目2-2	病院	9	B1	41.6
12	駅 南 ビ ル	幸町1-2	ホテル・店舗 住宅	10	B2	30.4
13	セ ン チ ュ リ ー プ レ イ ス 山 形	諏訪町一丁目1-1	事務所	10	B1	37.2
14	山 形 セ ン タ ー ビ ル	香澄町二丁目2-36	事務所	9		35.3
15	山形市総合スポーツセンター	落合町1	体育館	3	B1	32.2
16	カ メ リ ア コ ー ト	旅籠町二丁目2-25	共同住宅・店舗	10	B1	31.6
17	山 形 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	七日町一丁目4-31	ホテル	9	B1	30.1
18	山 形 グ ラ ン ド ホ テ ル	本町一丁目7-24	ホテル	9	B1	35.1
19	ライオンズマンション相生町	相生町6-40	共同住宅	12		35.1
20	サ ン コ ー ポ 桜 田	桜田東四丁目1-41	共同住宅	10		34.1
21	セ ン ト ラ ル 山 形 ビ ル	本町一丁目4-27	事務所	9	B1	32.6
22	山 形 十 日 町 ビ ル	十日町一丁目3-29	事務所・店舗	8	B1	31.9

[令5改]

No	名 称	建築場所 (住所)	用 途	階 数		高さ
24	山 形 駅 前 通 ビ ル	十日町一丁目1-34	事務所	9	B2	32.7
26	N A N A - B E A N S	七日町二丁目7-10	店舗・ホテル 児童福祉施設	8	B2	40.5
27	リ モ ー ジ ュ 2 1	十日町一丁目1-35	ホテル・店舗	9	B1	31.0
28	山 形 地 区 カントリーエレベーター	南志戸田26	籾乾燥調整	3		31.0
			貯蔵施設	2		39.4
29	ホテルアルファーワン山形	十日町二丁目4-4	ホテル	10		30.9
30	ホテルアルファーワン山形 立 体 駐 車 場	十日町二丁目4-4	自動車車庫	1		30.9
31	山 形 県 J A ビ ル	七日町三丁目1-16	事務所	10		43.4
32	旧 大 沼 山 形 本 店	七日町一丁目2-30	百貨店	8	B1	31.0
33	山 形 城 北 高 等 学 校	肴町1-13	学校	7		30.5
34	ホテルクラウンヒルズ山形	香澄町一丁目10-1	ホテル・飲食店	10	B2	42.6
35	きらやか銀行桜町ビル	桜町7-35	事務所	8	B2	39.1
36	東北電力(株)山形支店	本町二丁目1-9	事務所	7	B3	30.9
37	緑 町 会 館	緑町一丁目9-30	事務所	6	B1	31.2
38	香 澄 山 形 第 一 ビ ル	香澄町二丁目11-19	事務所	8	B1	30.1
39	山 形 市 立 済 生 館	七日町一丁目3-26	病院	11	B3	53.3
40	T A N 6 S Q U A R E ビル	七日町一丁目2-42	店舗・住宅	4	B1	31.0
41	日本生命山形ビル駐車場	十日町二丁目1-2	自動車車庫	1		31.0
42	朝 日 プ ラ ザ 十 日 町	十日町二丁目1-33	共同住宅	11		40.7
43	プライムスクエア山形ビル	木の実町8-3	事務所	8		30.9
44	朝 日 プ ラ ザ エ ザ ー ス 山 形 中 央 Ⅱ	十日町四丁目7-42	共同住宅	11		40.7
45	ホテルキャッスル駐車場	十日町四丁目674-9 (地番)	自動車車庫	1		32.7
46	市 営 松 原 住 宅	小白川町五丁目19-10	共同住宅	10		35.2
47	朝 日 プ ラ ザ 山 形 中 央 シ テ ィ ス ケ ー プ	十日町四丁目1-32	共同住宅	11		39.2

[令5改]

No	名 称	建築場所 (住所)	用 途	階 数	高さ
48	ライオンズマンション十日町	十日町四丁目3-4	共同住宅	14	41.2
49	A R C 山形八日町	八日町一丁目3-36	共同住宅	11	34.0
50	山形県村山総合支庁本庁舎	鉄砲町二丁目19-68	事務所	6 B1	36.0
51	ロイヤルプラザ相生町	相生町8-64	共同住宅	10	31.4
52	グラン・ドムール桜田東	桜田東二丁目3-23	共同住宅	10	37.4
53	ネオハイツ千歳公園	銅町二丁目5-17	共同住宅	12	36.0
54	レジデンスTOMO七日町	七日町三丁目5-37	共同住宅	12	40.6
55	A P A H O T E L	十日町四丁目1-8	ホテル	10	40.5
56	朝日プラザ本町	本町二丁目3-3	共同住宅	13	46.5
57	東北芸術工科大学	大字上桜田200番地	大学	7	37.3
58	山形むらきさわビル	香澄町一丁目3-15	事務所	8	30.9
59	プレステージ十日町I	十日町二丁目4-7	共同住宅 事務所	8	32.3
60	メトロプラザ ホテルメトロポリタン山形	香澄町一丁目1-1	店舗・ホテル 事務所	12 B1	44.1
61	ホテルメトロポリタン 立 体 駐 車 場	香澄町一丁目18-1	自動車車庫	2	35.6
62	山形フォーラム(大成商事ビル)	香澄町二丁目8-1	映画館 自動車車庫	7	30.6
63	カーニープレイス山形ビル	香澄町二丁目2-31	事務所	10 B1	39.8
64	ネオハイツ荒楯	荒楯町一丁目11-11	共同住宅	9	33.2
65	東北中央病院	和合町三丁目2-5	病院	8	38.0
66	たかみや瑠璃倶楽リゾート	蔵王温泉字三度川 1118-7	ホテル(保養所)	8 B1	35.0
67	きらやか銀行本店	旅籠町三丁目2-3	事務所	9	41.3
68	パロスビル	十日町二丁目3-17	共同住宅	10	30.4
69	ローレル小白川	小白川町一丁目8-21	共同住宅	8	32.3
70	ネオハイツ松波II番館	松波一丁目15-29	共同住宅	9	32.7
71	ヴェルビュ十日町	十日町一丁目8-2	共同住宅	12	41.6
72	山形県立保険医療大学	上柳260	大学	5	37.5

[令5改]

No	名 称	建築場所 (住所)	用 途	階 数		高さ
73	荘 銀 山 形 ビ ル	本町一丁目 4-21	事務所・住宅	9	B1	40.2
74	ヴェルビュ十日町通り	十日町四丁目 3-26	共同住宅	13	B1	46.9
75	ネオステージ桜田東	桜田東二丁目 8-16	共同住宅	9		35.0
76	ドゥペール南栄	南栄町二丁目 7-4	共同住宅	13		41.0
77	ネオハイツ小白川	小白川町三丁目 6-18	共同住宅	9		35.0
78	三井住友海上山形東原町 ビル立体駐車場	東原町二丁目 1-20	自動車車庫	1		30.5
79	ネオハイツ南二番町	南二番町 1-21	共同住宅	11		41.3
80	山形県立中央病院	大字青柳1800	病院	11		56.2
81	山形国際ホテル	香澄町三丁目 4-5	ホテル	12	B3	52.9
82	霞城セントラル	城南町一丁目16-1	事務所・ホテル・学校 駐車場・映画館・店舗	24	B2	114.6
83	ヴェルビュ八日町	八日町一丁目 2-5	共同住宅	14		51.0
84	J R 東日本山形五日町社宅	五日町15-7	共同住宅	10		30.9
85	ドゥペール清住	清住町二丁目 6-42	共同住宅	13		36.7
86	ネオステージ三日町	三日町一丁目 1-29	共同住宅	12		41.3
87	NTT DoCoMo東北山形ビル	幸町18-9	電気通信事業所 事務所	10	B1	48.1
88	ドゥペール深町	深町一丁目 7-59	共同住宅	11		35.3
89	ノヴェルコート南一番町	南一番町10-36	共同住宅	10		33.4
90	ヴェルビュ木の実町公園通り	木の実町 7-6	共同住宅	15	B1	49.0
91	ドゥペール吉原壱番館	若宮三丁目 7-25	共同住宅	12		36.8
92	ドゥペール吉原弐番館	若宮三丁目 7-30	共同住宅	14		43.2
93	ドゥペール吉原参番館	若宮三丁目 7-15	共同住宅	14		43.2
94	ノヴェルコート千歳ヒルズベ ル・セゾン	あこや町三丁目10-10	共同住宅	11		36.2
95	サンシティ木の実町	木の実町13-2	共同住宅	13	B1	40.2
96	D' クランディア本町	本町二丁目 3-40	共同住宅	9		32.1
97	サーパス鉄砲町	鉄砲町三丁目 2-18	共同住宅	8		30.4

[令5改]

No	名 称	建築場所 (住所)	用 途	階 数	高さ
98	D' クランディア八日町	八日町一丁目3-39	共同住宅	15	44.9
99	D W E L L I N 霞城	城南町二丁目6-1	共同住宅・店舗	9	30.7
100	D W E L L I N 霞城 パ ー キ ン グ	城南町二丁目6-1	自動車車庫	2	30.1
101	山形市営銅町住宅	銅町二丁目19-18	共同住宅・デイ サービスセンター	10	30.5
102	オーフォート十日町	十日町四丁目7-4	共同住宅	14	42.5
103	山 形 大 学	小白川町一丁目4-12	大学	8	30.2
104	サーパス千歳の森	松山一丁目7-1	共同住宅	10	B1 37.4
105	サーパス緑町	緑町一丁目5-3	共同住宅	14	B1 49.6
106	山形徳洲会病院	清住町二丁目3-51	病院	9	B1 38.2
107	山形厚生病院	大字菅沢255	病院	5	B2 31.8
108	山新放送会館 山形メディアタワー	旅籠町二丁目5-12	事務所	9	B2 42.8
109	サンデュエル桜田東	桜田東二丁目11-6	共同住宅	13	39.2
110	ジェネラスマンション桜町	桜町2-60	共同住宅	14	B1 42.6
111	サンデュエル山形十日町	十日町二丁目2-57	共同住宅	13	39.9
112	東横イン山形駅西口	城南町一丁目16-31	ホテル	11	33.0
113	東横イン山形駅西口 立 体 駐 車 場	城南町一丁目16-31	自動車車庫	2	39.8
114	J A 山形市本店ビル	幸町18-20	事務所	6	30.5 0
115	サーパス山形駅前	双葉町一丁目3-5	共同住宅	14	49.6 4
116	D' グラフォート十日町タワー	十日町一丁目2-30	共同住宅 店舗・駐車場	23	B1 85.2 3
117	a i e 小 白 川 町	小白川町二丁目34-8	共同住宅	14	42.8 0
118	ホテルルートイン山形駅前	双葉町一丁目3-1	ホテル	14	B1 43.9 8
119	レオパレスフラット 山 形 香 澄 町	香澄町三丁目1-13	共同住宅	12	B1 37.0 5
120	サーパス木の実町	木の実町12-30	共同住宅	14	B1 48.9 5
121	アイエ鈴川町マンション	鈴川町三丁目15-68	共同住宅	14	44.6 6
122	医療法人二本松会 山形さくら町病院	桜町2-75	病院	9	B1 35.20

[令5改]

No	名 称	建築場所 (住所)	用 途	階 数	高さ	
123	サ ー パ ス 北 町	北町四丁目6-11	共同住宅	10		37.85
124	ヤマガタミッドランドタワー イ ー ス ト	双葉町一丁目3-15	共同住宅	17		57.62
125	リッチモンドホテル山形駅前	双葉町一丁目3-11	ホテル	12		42.05
126	コンホートホテル山形	香澄町一丁目3-12	ホテル	10		33.24
127	セ レ ー ノ 桜 町	桜町2-35	共同住宅	14		45.15
128	サ ー パ ス 八 日 町	八日町二丁目1-2	共同住宅	10	B1	37.31
129	ヤマガタミッドランドタワー ウ エ ス ト	双葉町一丁目3-26	共同住宅	17		58.59
130	サ ー パ ス 高 堂	高堂一丁目6-15	共同住宅	10		32.11
131	食糧会館 立体駐車場	旅籠町三丁目1-4	駐車場	2		40.03
132	サーパス小白川サウスサイド	小白川町二丁目8-6	共同住宅	15		44.73
133	プ ラ ー ジ ュ 清 住 町	清住町二丁目1-20	共同住宅	11		33.72
134	シティータワー山形七日町	七日町一丁目4-47	共同住宅 物品販売店舗	20	B1	55.95
135	サ ー パ ス 旅 籠 町	旅籠町一丁目6-20	共同住宅	14		42.99
136	大 原 学 園 山 形 校	城南町一丁目18-10	専修学校	12		44.97
137	サーパス山形八日町レジデンス	八日町一丁目2-22	共同住宅	14	B1	45.05
138	エネルギー回収施設 (立谷川)	大字漆山字中川原3372	ごみ焼却場	5	B1	59.0
139	山形大学 (小白川) 総合研究棟 (理学系)	小白川町一丁目4-12	大学	7		30.7
140	サ ー パ ス 本 町	本町二丁目16-1	共同住宅	12		38.75
141	やまぎん県民ホール	双葉町一丁目2-38	劇場	5	1	35.12
142	レ ー ベ ン 山 形 十 日 町	十日町二丁目2-5	共同住宅	20	0	60.10
143	デュオヒルズ山形七日町タワー	七日町二丁目7-46	共同住宅	20	0	59.80
144	ダイワロイネットホテル山形駅前	幸町2-9	ホテル	12	0	45.68
145	J 0 1 1 マ ン シ ョ ン	香澄町二丁目3-3	共同住宅	10	0	30.97
146	レ ー ベ ン 旅 籠 町	旅籠町二丁目1-5	共同住宅	15	0	44.79
147	ド ー ミ ー 本 町	本町二丁目3-26	寄宿舎	10	0	31.10

[令5改]

No	名 称	建築場所(住所)	用 途	階 数		高さ
148	i R e s i d e n c e	香澄町三丁目1-16	共同住宅	10	0	30.75

※ 30m以上の高層建築物が対象。

[令5改]

35 ブロック塀の建築基準

建築指導課

1 コンクリートブロック塀を造る場合の法令規定は以下のとおりです。

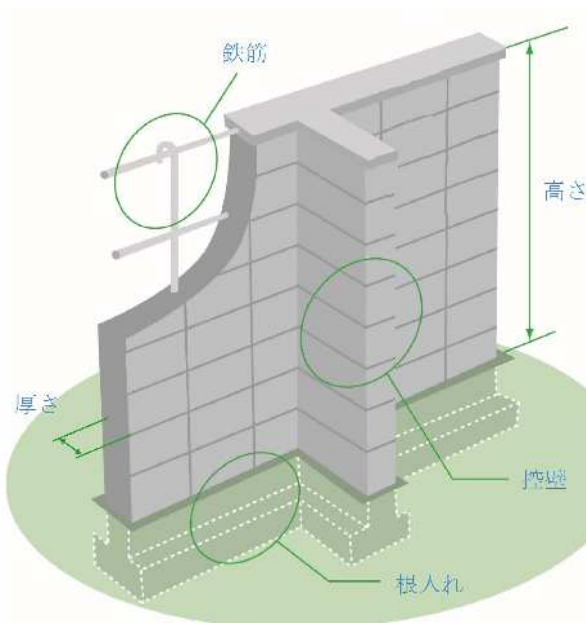
建築基準法施行令[昭和 25 年政令第 338 号] (抜粋)

(塀)

第 62 条の 8 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号 (高さ 1.2m 以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。) に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2m 以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm (高さ 2m 以下の塀にあつては、10cm) 以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は 35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上とすること。

2 法令規定を図解したものは以下のとおりです。



- 1 塀の高さ
 - ・ 2.2m 以下とすること。
- 2 壁の厚さ
 - ・ 15cm 以上とすること。
(高さ 2m 以下の塀にあつては、10cm 以上)
- 3 控壁 (塀の高さが 1.2m 超の場合)
 - ・ 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控壁を設けること。
- 4 鉄筋
 - ・ 壁内には、直径 9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置し、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けすること。
- 5 基礎 (塀の高さが 1.2m 超の場合)
 - ・ 基礎の丈は 35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上とすること。

※ 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

[平 3 0 改]

36 文化財

文化創造都市課

区 分	国指定	県指定	市指定	計
建 造 物	8	6	8	22
絵 画	2	25	6	33
書 跡・典 籍・古 文 書	3	8	9	20
彫 刻	4	15	24	43
工 芸 品	1	11	7	19
考 古 資 料	2	5	10	17
歴 史 資 料	0	4	0	4
有 形 民 俗 文 化 財	0	1	6	7
無 形 民 俗 文 化 財	0	2	7	9
史 跡	2	4	2	8
名 勝	1	0	1	2
天 然 記 念 物	1	6	10	17
無 形 文 化 財 保 持 者	0	1	0	1
小 計	24	88	90	200
登 録 有 形 文 化 財				18
選 定 保 存 技 術				1
合 計	24	88	90	220

〔令5改〕

建 造 物

文化創造都市課

No.	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団)	指定年月日	備 考
1	国指定重要文化財	立石寺中堂(根本中堂)	山形市大字山寺4456-1	立石寺	明41. 4. 23	
2	国指定重要文化財	立石寺三重小塔	山形市大字山寺	立石寺	昭27. 7. 19	
3	国指定重要文化財	鳥 居	山形市鳥居ヶ丘	小立地区 (山形市)	昭27. 11. 22	
4	国指定重要文化財	八幡神社鳥居	山形市蔵王成沢字館山129の1	八幡神社	昭27. 11. 22	
5	国指定重要文化財	旧濟生館本館	山形市霞城町3	山形市	昭41. 12. 5	
6	国指定重要文化財	旧山形師範学校本館	山形市緑町二丁目2-8	山形県	昭48. 6. 2	追加指定有
7	国指定重要文化財	山形県旧県庁舎及び 県会議事堂	山形市旅籠町三丁目4-51	山形県	昭59. 12. 28	
8	国指定重要文化財	旧松應寺観音堂	山形市蔵王半郷字松尾山	個人	昭61. 12. 20	
9	県指定有形文化財	専称寺鐘楼	山形市緑町三丁目7-67	専称寺	昭28. 8. 31	
10	県指定有形文化財	立石寺納経堂	山形市大字山寺	立石寺	昭28. 8. 31	
11	県指定有形文化財	宝光院本堂	山形市八日町二丁目1-57	宝光院	昭32. 3. 1	
12	県指定有形文化財	石行寺観音堂	山形市大字岩波115	石行寺	昭58. 8. 12	
13	県指定有形文化財	旧山形師範学校講堂	山形市緑町二丁目2-8	山形県	平10. 5. 6	
14	県指定有形文化財	鳥海月山両所宮随神門	山形市宮町三丁目8-41	鳥海月山 両所宮	平27. 3. 24	
15	市指定有形文化財	城輪神社社殿	山形市宮町三丁目8-41	鳥海月山 両所宮	昭40. 3. 5	
16	市指定有形文化財	風立寺宝篋印塔	山形市大字下東山字三宝岡433	風立寺	昭40. 3. 5	
17	市指定有形文化財	吉祥院観音堂及び宮殿	山形市大字千手堂509	吉祥院	昭43. 12. 27	
18	市指定有形文化財	木造釈迦如来立像宮殿	山形市大字釈迦堂66	法来寺	昭63. 3. 1	
19	市指定有形文化財	専称寺本堂	山形市緑町三丁目7-67	専称寺	平 2. 3. 30	
20	市指定有形文化財	萬松寺仏殿	山形市大字平清水247	萬松寺	平 2. 3. 30	
21	市指定有形文化財	鳥海月山両所宮本殿	山形市宮町三丁目8-41	鳥海月山 両所宮	平 3. 3. 30	
22	市指定有形文化財	山寺行啓記念殿	山形市大字山寺	立石寺	平28. 11. 21	附あり

[令元改]

絵 画

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国指定重要文化財	紙本淡彩奥の細道図 与謝蕪村筆 六曲屏風	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭29. 3. 20	
2	国指定重要文化財	紙本著色遊行上人絵 伝狩野宗秀筆	奈良市登大路町50	光 明 寺	平 2. 6. 29	奈良国立博 物館寄託
3	県指定有形文化財	絹本著色溪間野雉図 渡辺華山筆 附足利遊記(椿椿山筆)1帖	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭31. 5. 11	
4	県指定有形文化財	絹本著色慈母観音図 谷文晁筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭31. 5. 11	
5	県指定有形文化財	絹本著色熊野舟行図 谷文晁筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭31. 5. 11	
6	県指定有形文化財	紙本淡彩浅絳山水図 田能村竹田筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭31. 5. 11	
7	県指定有形文化財	紙本墨画君子対棋図・ 君子騎馬図 海北友松筆 六曲屏風	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	昭32. 3. 1	山寺芭蕉記 念館保管
8	県指定有形文化財	紙本墨画小葉台貼屏風 池大雅筆 六曲屏風	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	昭32. 3. 1	山寺芭蕉記 念館保管
9	県指定有形文化財	紙本墨画米点山水図 岡田半江筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭32. 3. 1	
10	県指定有形文化財	紙本著色坂紀伊守像 無款	山形市大手町1-53	清 源 寺	昭32. 8. 16	最上義光歴 史館保管
11	県指定有形文化財	紙本著色瀟湘八景画卷 郷目貞繁筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭34. 6. 26	
12	県指定有形文化財	紙本著色四季花鳥図 狩野玄也筆 六曲屏風	山形市大手町1-53	山形新聞・山形交 通 G 連 合	昭34.12. 4	最上義光歴 史館保管
13	県指定有形文化財	絹本淡彩東都佃島住上 し図、京都嵐山図、浪 花住吉月出見の浜図 安藤広重筆	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	昭34.12. 4	
14	県指定有形文化財	紙本淡彩祭礼図巻 松村呉春筆	山形市鉄砲町	個 人	昭35. 6. 28	
15	県指定有形文化財	絹本著色願正上人像 無款	山形市緑町三丁目7-67	専 称 寺	昭35.12.16	
16	県指定有形文化財	絹本著色義光夫人像 無款	山形市緑町三丁目7-67	専 称 寺	昭35.12.16	
17	県指定有形文化財	紙本著色紅花屏風 青山永耕筆 六曲屏風	山形市大字山寺4223	山 形 市	昭37. 1. 12	山寺芭蕉記 念館保管
18	県指定有形文化財	絹本著色紅花屏風 横山華山筆 六曲屏風	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭37. 1. 12	
19	県指定有形文化財	絹本著色細雨図 川合玉堂筆 六曲屏風	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭37. 1. 12	
20	県指定有形文化財	紙本著色人体解剖図巻 伝吉村蘭州筆	山形市大手町1-63	山 形 市	昭37. 1. 12	
21	県指定有形文化財	紙本著色松鷲梅孔雀図 熊代熊斐筆 六曲屏風	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭37. 4. 6	
22	県指定有形文化財	紙本淡彩富士見西行図 長沢芦雪筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭38. 1. 22	
23	県指定有形文化財	紙本淡彩若竹蜻蛉図 高橋草坪筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭38.12.20	
24	県指定有形文化財	紙本墨画対月図 松花堂昭乗筆	山形市旅籠町	個 人	昭38.12.20	
25	県指定有形文化財	油彩山形市街図 高橋由一筆	山形市旅籠町三丁目4-51	山 形 県	昭52. 8. 19	山形県郷土 館保管
26	県指定有形文化財	紙本淡彩山形県景観画集 高橋由一筆	山形市大手町1-63	(公財)山形美術館	昭52. 8. 19	

[令5改]

絵 画

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
27	県指定有形文化財	絹本石版手彩色三島県 令道路改修記念画帖 高橋由一筆	山形市小白川町一丁目4-12	国立大学法人 山形大学	平14. 5. 17	山形大学 附属博物館 保管
28	市指定有形文化財	高原植木踊図絵馬	山形市高原町902	龍 泰 寺	平 2. 3. 30	
29	市指定有形文化財	猿駒曳図絵馬	山形市大手町1-63	日 枝 神 社	平 2. 3. 30	最上義光歴 史館保管
30	市指定有形文化財	絹本着色斯波兼頼画像	山形市七日町五丁目2-12	光 明 寺	平15. 3. 28	
31	市指定有形文化財	紙本金地著色葡萄棚図 屏風	山形市大手町1-63	光 禪 寺	平15. 3. 28	最上義光歴 史館保管
32	市指定有形文化財	紙本金地著色薄図屏風	山形市大手町1-63	清 源 寺	平15. 3. 28	最上義光歴 史館保管
33	市指定有形文化財	黄石公図	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平29. 2. 22	山寺芭蕉記 念館保管

書跡・典籍・古文書

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国指定重要文化財	紙本墨書東大寺庄園 文書 目録 残 卷	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	昭25. 8. 29 (昭11. 5. 6)	
2	国指定重要文化財	紙本墨書華嚴孔目 章 発 悟 記	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	昭25. 8. 29 (昭12. 5. 25)	
3	国指定重要文化財	中 条 家 文 書 附 中 条 家 家 譜 類	山形市小白川町一丁目4-12	国立大学法人 山形大学	平 4. 6. 22	
4	県指定有形文化財	大般若経折本仕立	山形市大字岩波115	石 行 寺	昭30. 8. 1	
5	県指定有形文化財	藤原定家筆願文	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	昭32. 3. 1	
6	県指定有形文化財	日野切藤原俊成筆	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	昭35. 3. 30	
7	県指定有形文化財	紙本墨書明月記断簡 藤原定家筆	山形市五日町2-10	静 松 寺	昭38. 1. 22	
8	県指定有形文化財	出羽三山巡礼句 芭蕉	山形市大手町1-63	(公財)山形美術 館	昭53. 11. 1	
9	県指定有形文化財	紙本墨書 一閑人之記 江月宗玩筆	山形市旅籠町	個 人	昭38. 12. 20	
10	県指定有形文化財	最上義光等連歌卷	山形市大手町1-63	山 形 市	昭40. 10. 4	最上義光歴 史館保管
11	県指定有形文化財	三 部 抄	山形市大手町1-53	山 形 市	令 4. 4. 5	最上義光歴 史館保管
12	市指定有形文化財	芭蕉会式懐紙 (諸禮停止)	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平 4. 9. 25	山寺芭蕉記 念館保管
13	市指定有形文化財	蛙合短冊(芭蕉「ふる池 や」発句蛙合短冊ほか)	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平 4. 9. 25	山寺芭蕉記 念館保管
14	市指定有形文化財	紙本墨書芭蕉書簡(岸 本八郎兵衛宛)	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平 4. 9. 25	山寺芭蕉記 念館保管
15	市指定有形文化財	おくのほそ道 丈 草 筆 写	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平 4. 9. 25	山寺芭蕉記 念館保管
16	市指定有形文化財	最上家関係書状	山形市大手町1-53	山 形 市	平15. 3. 28	最上義光歴 史館保管
17	市指定有形文化財	彩箋墨書 最上義光等 連歌卷「賦春何連歌」	山形市大手町1-53	光 明 寺	平15. 3. 28	最上義光歴 史館寄託
18	市指定有形文化財	「世にふるも」句文懐 紙	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平 29. 2. 22	山寺芭蕉記 念館保管
19	市指定有形文化財	「はるもや」発句画 賛	山形市大字山寺字南院4223	山 形 市	平 29. 2. 22	山寺芭蕉記 念館保管

[令4改]

20	市指定有形文化財	二見形文台	山形市大字山寺字南院4223	山形市	平 29. 2. 22	山寺芭蕉記念館保管
----	----------	-------	----------------	-----	-------------	-----------

彫 刻 文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国指定重要文化財	木造観世音菩薩立像	山形市大字千手堂509-1	吉 祥 院	昭25. 8. 29 (明36. 4. 15)	
2	国指定重要文化財	木造薬師如来坐像	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	昭41. 6. 11	
3	国指定重要文化財	木造十一面観音立像	山形市大字鱈洗136	宝 積 院	昭45. 5. 25	
4	国指定重要文化財	木造慈覚大師頭部 木 棺	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	平成18. 6. 9	附 木造五輪塔 元和四年木札 貞享四年木札
5	県指定有形文化財	木造釈迦如来立像	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
6	県指定有形文化財	木造薬師如来立像	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
7	県指定有形文化財	木造阿弥陀如来立像	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
8	県指定有形文化財	木造釈迦如来立像	山形市大字釈迦堂66	法 来 寺	昭30. 10. 25	
9	県指定有形文化財	木造伝教大師坐像	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	昭35. 12. 16	
10	県指定有形文化財	銅像 ゆ あ み 新海竹太郎作	山形市旅籠町二丁目3-25	山 形 市	昭37. 1. 12	
11	県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	昭43. 4. 8	
12	県指定有形文化財	木造十一面観音立像	山形市蔵王半郷	個 人	昭48. 6. 11	
13	県指定有形文化財	木造菩薩形立像 (伝勢至菩薩)	山形市蔵王半郷	個 人	昭48. 6. 11	
14	県指定有形文化財	木造菩薩形立像	山形市大字千手堂509-1	吉 祥 院	昭53. 3. 29	
15	県指定有形文化財	銅造薬師如来立像	山形市七日町一丁目4-12	慈 光 明 院	平 3. 11. 26	
16	県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	山形市六日町9-8	極 楽 寺	平 7. 12. 8	
17	県指定有形文化財	木造天部形立像	山形市大字千手堂509-1	吉 祥 院	平22. 4. 30	
18	県指定有形文化財	木造毘沙門天立像	山形市大字山寺4456-1	立 石 寺	平27. 10. 16	
19	県指定有形文化財	木造大日如来坐像	山形市大字平清水番外1	平 泉 寺	平27. 10. 16	
20	市指定有形文化財	木造菩薩形立像及び天部 立 像	山形市大字千手堂509-1	吉 祥 院	昭39. 2. 22	
21	市指定有形文化財	木造天部立像および 男 神 像	山形市蔵王半郷	個 人	昭39. 2. 22	
22	市指定有形文化財	木造女神坐像	山形市大字柏倉41	柏倉八幡神社	昭40. 3. 5	
23	市指定有形文化財	木造文殊菩薩騎獅像	山形市大字村木沢6048	良 向 寺	昭49. 1. 18	
24	市指定有形文化財	鉄造毘沙門天立像	山形市八日町二丁目4-35	浄 光 寺	昭60. 11. 25	
25	市指定有形文化財	木造蔵王権現立像	山形市大字下宝沢282	蔵王大権現保存会	平13. 3. 1	
26	市指定有形文化財	木造天部立像	山形市大字平清水番外1	平 泉 寺	平19. 1. 31	

[令元改]

27	市指定有形文化財	木造釈迦如来坐像	山形市大字平清水番外1	平泉寺	平19. 1. 31	
----	----------	----------	-------------	-----	------------	--

彫 刻 文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
28	市指定有形文化財	木造釈迦如来坐像	山形市七日町三丁目3-5	長源寺	平19. 3. 30	
29	市指定有形文化財	銅造阿弥陀如来立像	山形市七日町四丁目4-16	来迎寺	平19. 3. 30	
30	市指定有形文化財	木造聖観音菩薩立像	山形市七日町四丁目4-16	来迎寺	平19. 3. 30	
31	市指定有形文化財	木造大日如来坐像	山形市大字山寺4456-1	立石寺	平19. 10. 24	
32	市指定有形文化財	木造僧形文殊菩薩坐像	山形市大字山寺4456-1	立石寺	平19. 10. 24	
33	市指定有形文化財	木造毘沙門天立像	山形市大字山寺4456-4	性相院	平19. 10. 24	
34	市指定有形文化財	木造不動明王立像	山形市八日町二丁目1-57	宝光院	平20. 3. 28	
35	市指定有形文化財	木造観音菩薩立像 及び 木造聖観音菩薩立像	山形市三日町二丁目1-52	梵行寺	平20. 3. 28	
36	市指定有形文化財	銅造阿弥陀如来立像	山形市大字十文字21	阿弥陀寺	平20. 11. 19	
37	市指定有形文化財	木造聖観音菩薩坐像	山形市八日町二丁目1-57	宝光院	平20. 11. 19	
38	市指定有形文化財	木造不動明王坐像	山形市大字上反田4-2	安養寺	平21. 3. 31	
39	市指定有形文化財	木造愛染明王坐像	山形市大字上反田4-2	安養寺	平21. 3. 31	
40	市指定有形文化財	銅造阿弥陀如来立像	山形市蔵王成沢14	源福寺	平21. 3. 31	
41	市指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	山形市大字山寺4456-1	立石寺	平21. 12. 24	
42	市指定有形文化財	木造不動明王立像	山形市大字山寺4456-1	立石寺	平21. 12. 24	
43	市指定有形文化財	木造浮彫(香合仏)愛染明王 像	山形市七日町一丁目4-12	慈光明院	令1. 10. 2	附光背(蓮弁慶・雲文)一点 台座一点 厨子一点

工 芸 品 文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国指定重要文化財	金 銅 装 笈	東京都台東区上野公園13-9	慈光明院	昭42. 6. 15	東京国立博物館 寄託
2	県指定有形文化財	梵 鐘	山形市緑町三丁目7-67	専称寺	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
3	県指定有形文化財	梵 鐘	山形市大字長谷堂3455-9	清源寺	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
4	県指定有形文化財	鱗 口	山形市大字山寺4456-1	立石寺	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
5	県指定有形文化財	短刀 銘 来国俊	山形市旅籠町	個人	昭30. 8. 1 (昭28. 8. 31)	
6	県指定有形文化財	木製曼荼羅懸仏	山形市大字山寺4456-1	立石寺	昭30. 8. 1 (昭28. 12. 17)	
7	県指定有形文化財	袈裟 伝峯山禪師着用	山形市北山形二丁目3-7	竜門寺	昭31. 9. 28	

[令2改]

8	県指定有形文化財	康熙赤絵壺	山形市陣場	個人	昭33. 3. 4	
9	県指定有形文化財	砧青磁筍節花瓶	山形市緑町三丁目7-67	専称寺	昭35.12.16	

工 芸 品

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
10	県指定有形文化財	太刀 無銘 伝舞草	山形市大字山寺4456-1	立石寺	昭38. 3. 29	
11	県指定有形文化財	刀 銘 大慶直胤	山形市旅籠町	個人	昭38.12.20	
12	県指定有形文化財	脇差 銘 直胤	山形市旅籠町	個人	昭38.12.20	
13	市指定有形文化財	氏家相模守銘鉄鉢	山形市大字平清水番外1	平泉寺	昭40. 3. 5	
14	市指定有形文化財	最上義光銘鉄鉢	山形市大手町1-13	山形市 (最上義光歴史館)	昭40. 3. 5	
15	市指定有形文化財	絹本刺繍文殊菩薩像	山形市小白川町一丁目4-12	国立大学法人山形大	昭50. 6. 16	
16	市指定有形文化財	大太刀 銘 八幡宮奉納 源家親出羽國酒田住兼高	山形市大手町1-53	山形新聞社 ほか	平15. 3. 28	最上義光歴史館寄託
17	市指定有形文化財	三十八間総覆輪筋兜	山形市大手町1-53	山形市 (最上義光歴史館)	平20.11.19	
18	市指定有形文化財	鉄製指揮棒	山形市大手町1-53	山形市 (最上義光歴史館)	平20.11.19	
19	市指定有形文化財	銅製聖観音懸仏 (羽黒権現御正体)	山形市七日町一丁目4-12	慈光明院	令1. 10. 2	

考 古 資 料

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国 宝	土偶 附 土偶残欠 山形県西ノ前遺跡出土	山形市霞城町1-8	山形県	平10. 6. 30	山形県立博物館保管
2	国指定重要文化財	天養元年如法経所碑	山形市大字山寺4456-1	立石寺	昭25. 8. 29 (大4. 3. 26)	
3	県指定有形文化財	大ノ越古墳出土品	山形市霞城町1-8	山形県	昭54. 5. 28	山形県立博物館保管
4	県指定有形文化財	注 口 土 器	山形市小白川町一丁目4-12	国立大学法人山形大	平16. 7. 9	
5	県指定有形文化財	弥 生 土 器	山形市小白川町一丁目4-12	国立大学法人山形大	平16. 7. 9	
6	県指定有形文化財	上柳渡戸八幡山遺跡出土	山形市小白川町一丁目4-12	国立大学法人山形大	平16. 7. 9	
7	県指定有形文化財	菅沢2号墳出土埴輪	山形市本町一丁目5-19 ほか	山形市	平23.12.27	山形まなび館文化財展示室ほか 保管
8	市指定有形文化財	文和四年阿弥陀板碑 及び天文十五年板碑	山形市大手町1	山形市	昭39. 2. 22	
9	市指定有形文化財	康安二年板碑 及び 延文五年応安元年板碑	山形市高原町902	龍泰寺	昭39. 2. 22	
10	市指定有形文化財	永和二年阿弥陀板碑	山形市鉄砲町二丁目5-7	光禅寺	昭40. 3. 5	
11	市指定有形文化財	蕨 手 刀	山形市鈴川町二丁目10-48	印輪神明宮	昭40. 3. 5	
12	市指定有形文化財	風 間 の 六 面 幡	山形市流通センター四丁目4	風間地区町内会	昭48.10.24	

[令4改]

13	市指定有形文化財	木造絵馬	山形市大字千手堂509-1	吉祥院	昭52. 3. 8	
14	市指定有形文化財	蔵王成沢の石造文化財	山形市蔵王成沢	個人ほか	昭57. 4. 1	
15	市指定有形文化財	延文二年弥陀三尊板碑	山形市飯塚町129	楊柳寺	昭58. 4. 1	
16	市指定有形文化財	文和五年阿弥陀板碑	山形市六日町4-35	極楽寺	平2. 3. 30	
17	市指定有形文化財	百々山遺跡出土の縄文土器	山形市大字二位田8	明円寺	平2. 3. 30	

歴史資料

文化創造都市課

番号	種別	名称	所在地	所有者 (管理団体)	指定年月日	備考
1	県指定有形文化財	延文二年阿弥陀板碑	山形市幸町5-22	正楽寺	昭30.10.25	
2	県指定有形文化財	貞治七年阿弥陀板碑	山形市山家町	個人	昭31. 5. 11	
3	県指定有形文化財	延文二年板碑	山形市宮町四丁目16-33	円応寺	昭34.12. 4	
4	県指定有形文化財	羽州川通絵図	山形市霞城町1-8	山形県	平21. 4. 28	山形県立博物館保管

有形民俗文化財

文化創造都市課

番号	種別	名称	所在地	所有者 (管理団体)	指定年月日	備考
1	県指定有形民俗文化財	ニセミノ	山形市霞城町1-8 ほか	山形県 ほか	昭52. 8. 19	山形県立博物館保管
2	市指定有形民俗文化財	地藏堂猪供養碑	山形市大字山寺120	山寺第一区自治会	平2. 3. 30	
3	市指定有形民俗文化財	華鬘型絵馬	山形市大字平清水139	平泉寺	平11.11.26	
4	市指定有形民俗文化財	薄荷栽培製法図絵馬 (紙本淡彩絵馬)	山形市青田南1-1	山形市	平17.12.22	山形市郷土資料收藏所保管
5	市指定有形民俗文化財	オランダ語百人一首絵馬	山形市小白川町三丁目4-6	小白川天満神社	平21.12.24	
6	市指定有形民俗文化財	なかたち石	山形市小姓町149-3	新山寺	平27. 2. 26	
7	市指定有形民俗文化財	穀様しの版木	山形市宮町三丁目8-41	鳥海月山両所宮	令2.11.26	

無形民俗文化財

文化創造都市課

番号	種別	名称	所在地	所有者 (管理団体)	指定年月日	備考
1	県指定無形民俗文化財	高原植木踊	山形市高原町	高原植木踊保存会	平2. 6. 29	
2	県指定無形民俗文化財	豊烈神社の打毬	山形市桜町	山形豊烈打毬保存会	平18. 4. 28	
3	市指定無形民俗文化財	松尾バヤシ	山形市蔵王半郷	松尾バヤシ保存会	昭39. 2. 22	
4	市指定無形民俗文化財	鹿楽招旭踊	山形市大字上東山	鹿楽招旭踊保存会	昭39. 2. 22	
5	市指定無形民俗文化財	松尾願人踊	山形市蔵王半郷	松尾願人踊保存会	昭47.12. 1	
6	市指定無形民俗文化財	山家田植踊	山形市山家本町	山家田植踊保存会	平2. 3. 30	

[令4改]

7	市指定無形民俗文化財	成 沢 田 植 踊	山形市蔵王成沢	成沢田植踊保存会	平 2. 3. 30	
8	市指定無形民俗文化財	山 寺 夜 行 念 仏	山形市大字山寺	山 寺 夜 行 念 仏 保 存 会	平13. 3. 1	
9	市指定無形民俗文化財	鳥海月山両所宮穀様し	山形市宮町	鳥海月山両所宮	令2. 11. 26	

史 跡

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国 指 定 史 跡	嶋 遺 跡	山形市嶋北二丁目3-1	山 形 市	昭41. 12. 19	
2	国 指 定 史 跡	山 形 城 跡	山形市霞城町ほか	山 形 市	昭61. 5. 28 (昭62. 7. 9追加)	
3	県 指 定 史 跡	高 原 古 墳	山形市高原町字小山998-4 内	山 形 市	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
4	県 指 定 史 跡	谷 柏 古 墳 群	山形市大字谷柏元上谷柏字上ノ山 ほか	個 人	昭31. 9. 28	
5	県 指 定 史 跡	菅 沢 古 墳 二 号 墳	山形市大字菅沢字山崎727-46 ほか	山 形 市	昭48. 6. 11	
6	県 指 定 史 跡	旧山形県会仮議事堂	山形市薬師町二丁目1903-1 ほか	柏 山 寺	平19. 12. 25	
7	市 指 定 史 跡	菅 沢 山 古 墳 群	山形市大字菅沢字山崎 ほか	山 形 市 ほか	昭44. 3. 14	
8	市 指 定 史 跡	大 ノ 越 古 墳	山形市大字門伝字大ノ越1119	山 形 市	昭53. 7. 26	

名 勝

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国 指 定 名 勝 史 跡	山 寺 寺	山形市大字山寺4456-1ほか	立 石 寺 ほか	昭25. 8. 29 (昭 7. 3. 25)	
2	市 指 定 名 勝	光 禪 寺 庭 園	山形市鉄砲町二丁目5-7	光 禪 寺	昭47. 1. 17	

天 然 記 念 物

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	国指定特別天然記念物	カ モ シ カ	地域を定めず	< 無 主 物 >	昭30. 2. 15	
2	県指定天然記念物	津 金 沢 の 大 ス ギ	山形市大字津金沢317-1	熊 野 神 社	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	
3	県指定天然記念物	平 清 水 の ひ い ら ぎ	山形市大字平清水	個 人	昭30. 8. 1 (昭28. 2. 13)	
4	県指定天然記念物	高 沢 の 開 山 ス ギ	山形市大字高沢434	清 雲 寺	昭31. 11. 24	
5	県指定天然記念物	ひ と で の 化 石	山形市霞城町1-8	山 形 県	昭和37. 1. 12	山形県立博物館保管
6	県指定天然記念物	ヤマガタダイカイギユウ 化 石	山形市霞城町1-8	山 形 県	平 4. 8. 28	山形県立博物館保管
7	県指定天然記念物	白畑孝太郎の昆虫標本	山形市蔵王半郷	個 人	平26. 3. 28	
8	市指定天然記念物	山 寺 の 大 イ チ ョ ウ	山形市大字山寺4449-4	日 枝 神 社	昭40. 3. 5	

[令2改]

9	市指定天然記念物	専称寺の大イチョウ	山形市緑町三丁目7-67	専 称 寺	昭40. 3. 5	
10	市指定天然記念物	愛染神社の桜	山形市大字松原1165-4	松原財産区	昭40. 3. 5	
11	市指定天然記念物	霞城の桜	山形市霞城町1	山形市	昭41. 8. 6	
12	市指定天然記念物	文殊様の夫婦杉	山形市大字村木沢6049-1	良向寺	昭43. 6. 19	

天然記念物

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
13	市指定天然記念物	平泉寺の桜	山形市大字平清水	平泉寺	昭47. 6. 29	
14	市指定天然記念物	見滝寺のシダレザクラ	山形市大字上東山749	見滝寺	昭49. 9. 28	
15	市指定天然記念物	禅昌寺のヒガンザクラ	山形市大字滑川260	禅昌寺	昭49. 9. 28	
16	市指定天然記念物	松尾山のヒガンザクラ	山形市蔵王半郷	個 人	昭49. 9. 28	
17	市指定天然記念物	松尾山のカツラ	山形市蔵王半郷	個 人	昭49. 9. 28	

無形文化財保持者

文化創造都市課

番号	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)	指定年月日	備 考
1	県指定無形文化財の保持者	刀工(刀剣鍛造)	上林恒平	山形市大字長谷堂	平20. 5. 2認定	

登録有形文化財

文化創造都市課

番号	種別	名称(員数)	所在地	所有者 (管理団体)	登録日 (原簿記載)	官報告示日	備考
1	登録有形文化財	山形市立第一小学校	山形市本町一丁目5-19	山形市	平13.11.20	平13.12.4	
2	登録有形文化財	山形市立第一小学校 明柱及び祭壇	山形市本町一丁目5-19	山形市	平13.11.20	平13.12.4	
3	登録有形文化財	清風荘(旧鐘寺書院)	山形市東原町二丁目16-17	山形市	平13.11.20	平13.12.4	
4	登録有形文化財	市島銃砲火薬店店舗	山形市七日町	個人	平13.11.20	平13.12.4	
5	登録有形文化財	市島家住宅蔵	山形市七日町	個人	平13.11.20	平13.12.4	
6	登録有形文化財	千歳館主屋	山形市七日町四丁目9-2	(株)千歳館	平14.6.25	平14.7.16	
7	登録有形文化財	千歳館客室ちとせ	山形市七日町四丁目9-2	(株)千歳館	平14.6.25	平14.7.16	
8	登録有形文化財	千歳館客室つる	山形市七日町四丁目9-2	(株)千歳館	平14.6.25	平14.7.16	
9	登録有形文化財	明善寺本堂	山形市七日町五丁目9-3	明善寺	平14.6.25	平14.7.16	
10	登録有形文化財	山形聖ペテロ教会 礼拝堂	山形市木の実町9-22	日本聖公会東北教区山形聖ペテロ教会	平14.6.25	平14.7.16	
11	登録有形文化財	田中家住宅主屋	山形市陣場	個人	平20.10.23	平20.11.10	
12	登録有形文化財	田中家住宅座敷蔵	山形市陣場	個人	平20.10.23	平20.11.10	
13	登録有形文化財	田中家住宅漬物蔵	山形市陣場	個人	平20.10.23	平20.11.10	
14	登録有形文化財	田中家住宅道具蔵	山形市陣場	個人	平20.10.23	平20.11.10	
15	登録有形文化財	田中家住宅門及び 堀	山形市陣場	個人	平20.10.23	平20.11.10	
16	登録有形文化財	旧山寺ホテル	山形市大字山寺	個人	平27.11.17	平27.11.17	
17	登録有形文化財	四山楼主屋	山形市七日町2-163-1他	(株)四山楼	令1.12.5	令1.12.5	
18	登録有形文化財	四山楼蔵座敷	山形市七日町2-163-1他	(株)四山楼	令1.12.5	令1.12.5	

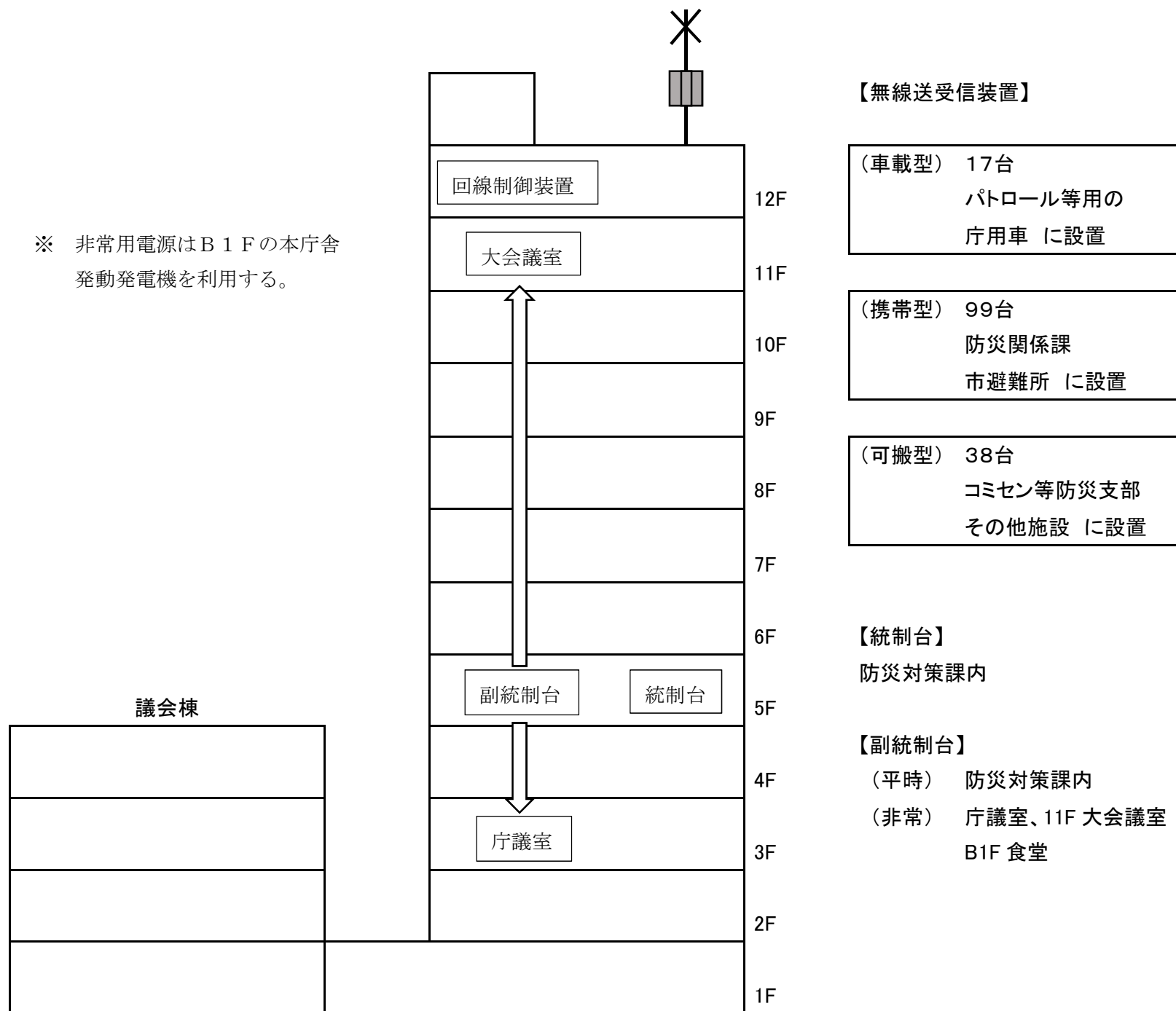
選定保存技術

文化創造都市課

番号	種別	選定保存技術の種別	氏名・名称	住所・所在地	認定年月日	備考
1	国選定保存技術	建具製作(団体)	(一財)全国伝統建具技術保存会	山形市大字十文字	平11.6.21	

[令4改]

3.7 山形市防災行政無線システム



[令4改]

38 孤立防止用衛星通信方式超小型衛星通信 (ku-1ch) 設置場所一覧

(東南村山地区)

防災対策課

市町村名	受付台	端末名	設置場所	市町村連絡先
山形市	NTTテレマーケティング(株)	NTT災害対策担当 電話 621-9180	山形市薬師町 二丁目18-1	NTT災害対策担当 電話 621-9181
山形市	NTTテレマーケティング(株)	面白山地区観光協議会 電話 657-3466	山形市大字 山寺8484-1	山形市役所防災対策課 電話 641-1212 (内383)
天童市	NTTテレマーケティング(株)	田麦野地区公民館 電話 656-2955	天童市大字 田麦野西原467-1	天童市役所総務課 電話 654-1111
上山市	NTTテレマーケティング(株)	山元地区公民館 電話 675-2311	上山市狸森513-3	上山市役所企画財政課 電話 672-1111
山辺町	NTTテレマーケティング(株)	作谷沢支所 電話 666-2121	山辺町大字 築沢420-5	山辺町役場住民課防災係 電話 667-1119

[平15改]

39 災害報告マニュアル

1 趣旨

災害対策基本法及び山形市地域防災計画に基づき実施する災害報告について、統一した方法及び様式を定め、迅速かつ的確な被害状況の把握を実施する。

2 災害の定義

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する放射性物質の大量の放出、その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。(災害対策基本法第2条第1号の規定による。)

3 報告方法

- (1) 各課等は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合、それぞれの担当業務に応じて被害調査を実施し、各部等の主管課へ報告する。
- (2) 各部等の主管課は、部等内の被害を取りまとめ、速やかに各部等の長及び総務部防災対策課へ報告する。(防災対策課への報告はグループウェアメールを基本とする。)
- (3) 勤務時間外に警戒1号配備体制が敷かれた場合、警戒1号配備課は防災対策課へ直接報告する。

4 報告の区分

区分	報告時期	何を	様式
災害速報	9:00、16:00の定時報告を基本とする。ただし、緊急を要する場合等は即時報告とする。	被害の場所、状況、対応と見込みなどの情報。災害復旧に予算措置を伴う場合は、可能な範囲内でその内容を「対応と見込み欄」へ記入する。	第1号 第2号*
災害情報	災害対策本部員会議又は災害対策連絡会議等から指示があったとき。	発生日時、被害の場所、状況などの情報。災害復旧に予算措置を伴う場合は、その内容を備考欄に記入する。	第3号 ～第15号
災害中間報告	災害対策本部員会議又は災害対策連絡会議等から指示があったとき。	被災した人数、件数、面積、箇所数、被害金額などの情報。	第16号
災害確定報告	災害対策本部員会議又は災害対策連絡会議等から指示があったとき。	被災した人数、件数、面積、箇所数、被害金額などの情報。	第16号

※ 河川道路整備課、道路維持課、消防本部、上下水道部の災害速報については、様式第2号による。

5 報告様式の記入

各様式は、山形市地域防災計画資料編「被害程度の判定基準」に基づき記入するものとする。なお、「被害額」とは、原則として施設等被害についてはその施設等の再取得額又は復旧額とし、生産物被害については時価とする。

6 その他

警戒1号・2号配備体制が敷かれた場合、警戒1号・2号配備課は速やかに職員の配備状況を防災対策課へ報告するものとする。

様式第1号

災 害 速 報 第 号

月 日 時 分現在

(部 課)

(1) 人的被害

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(2) 物的被害（住宅・建物 等）

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(3) 土木関係被害（道路・河川 等）

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(4) 土砂災害被害（地すべり 等）

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(5) 農林水産関係被害

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(6) 商工関係被害

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(7) ライフライン施設被害

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(8) 火災発生被害（地震、火山噴火等に起因するもの）

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

(9) その他の被害（鉄道施設被害、ブロック塀等被害等）

No.	被害区別	場 所	被害状況	対応と見込み

※被害区分は、山形市地域防災計画資料編「被害程度の判定基準」に基づき記入すること。

※対応と見込みは、可能な範囲内で予算措置を含め記入すること。

様式第2号

災 害 速 報 第 号	
(月 日 時 分現在)	
災 害 名	
担 当 部 課 名	
作 成 者	
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) 時系列に記入すること。

この様式は、河川道路整備課、道路維持課、消防本部、上下水道部が使用する。

様式第3号

人的被害情報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被災者氏名	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 備考の欄には、負傷者の傷害状況等を記入すること。

様式第4号

住家・非住家被害情報

部 課 No.
令和 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

- (注) 1 被害の態様の欄には、全壊〔全焼、全流出〕、半壊〔半焼〕、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。
- 4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。
- 5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第5号に記入すること）。

様式第5号

住 民 避 難 情 報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	住民避難の原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内 容	避難先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖崩れ、地滑り、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難指示等の発令、解除等を記入すること。

道 路 規 制 情 報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

様式第7号

道 路 被 害 情 報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	路 線 名	場 所	被害発生		被害内容と 数 量	対応と 見込み	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 路線名の欄には、国道(国管理)、県道(県管理)、市道(市管理)、私道等の別も記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 被害内容と数量の欄には、亀裂、陥没、決壊等の別を記入すること。
 また、延長(m)、面積(m²)等を記入すること。

様式第8号

河川被害情報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	河 川 名	場 所	被害発生		被害内容と 数 量	対 応 と 見 込 み	備 考
			月	日			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容と数量の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
また、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）、等を記入すること。
- 4 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第5号に記入すること）。

様式第9号

土 砂 災 害 情 報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	対応と 見込み
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖崩れ、地滑り、土石流等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第5号に記入すること。
 5 様式第7号に記入した分については除くこと。

様式第10号

ライフライン被害情報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の種別	場 所	被害発生		被害内容	復旧		復旧の 見込み
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

様式第11号

その他被害情報（ 関係）

部 課 No.

令和 年 月 日（ ） : 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設、商業施設の被害等について記入すること。
2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。

様式第12号

生活救援関係情報

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理番号	避難施設名	場所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報 I

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

様式第14号

医療救護関係情報Ⅱ

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者					
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第15号

医療救護関係情報Ⅲ

部 課 No.

令和 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護師等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

40 被害程度の判定基準表

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。

被害区分		判定基準等
	(一部損壊)	る。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	官公庁庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設また同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに処理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
その他	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		判定基準等
火災発生		火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公共文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

[令4改]

4 1 報 道 機 関

広報課

社・局・支部	電 話	住 所
N H K 山 形 放 送 局	023-625-9515	山形市桜町2番50号
山 形 放 送	023-622-6360	山形市旅籠町二丁目5番12号
山 形 テ レ ビ	023-647-1315	山形市城西町五丁目4番1号
テ レ ビ ュ ー 山 形	023-624-8114	山形市白山一丁目11番33号
さくらんぼテレビジョン	023-628-3900	山形市落合町85番地
ダイバーシティメディア	023-624-5000	山形市あこや町一丁目2番4号
エフエム山形	023-625-0804	山形市松山三丁目14番69号
山形コミュニティ放送	023-634-0762	山形市本町二丁目4番14号 津多屋ビル
山 形 新 聞 社	023-622-5385	山形市旅籠町二丁目5番12号
朝日新聞社山形総局	023-622-4868	山形市六日町7番10号
読売新聞東京本社山形支局	023-624-2121	山形市松山三丁目14番69号 エフエム山形2階
毎日新聞社山形支局	023-622-4202	山形市木の実町8番3号 プライムスクエア山形2階
産経新聞社山形支局	023-623-0241	山形市東原町三丁目12番8号
河北新報社山形総局	023-622-2411	山形市あこや町三丁目12番11号
日本経済新聞社山形支局	023-622-2072	山形市十日町二丁目4番19号 ハーモニー山形ビル6階
時事通信社山形支局	023-631-2157	山形市十日町一丁目3番29号
共同通信社山形支局	023-622-5344	山形市旅籠町二丁目5番12号

[令4改]

4 2 一 時 避 難 場 所

教育施設（野外運動場・グラウンド）

No.	施設名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員
1	第一小学校	山形市本町一丁目5-24	3,340	1,600
2	第二小学校	山形市香澄町三丁目9-38	6,370	3,100
3	第三小学校	山形市宮町五丁目7-58	8,694	4,300
4	第四小学校	山形市相生町4-37	5,283	2,600
5	第五小学校	山形市東原町一丁目1-9	7,117	3,500
6	第六小学校	山形市鉄砲町二丁目9-55	8,527	4,200
7	第七小学校	山形市城北町二丁目9-37	5,957	2,900
8	第八小学校	山形市小白川町二丁目8-36	7,435	3,700
9	第九小学校	山形市馬見ヶ崎二丁目5-1	11,043	5,500
10	第十小学校	山形市やよい二丁目6-1	10,124	5,000
11	南小学校	山形市青田二丁目1-1	12,251	6,100
12	西小学校	山形市西田三丁目2-1	10,122	5,000
13	東小学校	山形市泉町19-31	5,816	2,900
14	鈴川小学校	山形市鈴川町三丁目7-10	12,768	6,300
15	千歳小学校	山形市落合町1359	12,638	6,300
16	金井小学校	山形市陣場三丁目7-60	7,255	3,600
17	大郷小学校	山形市大字中野506	8,143	4,000
18	明治小学校	山形市大字灰塚454	5,884	2,900
19	出羽小学校	山形市大字漆山3169	8,360	4,100
20	楯山小学校	山形市大字青柳字一本木64	10,034	5,000
21	高瀬小学校	山形市大字下東山1264	10,016	5,000
22	山寺小・中学校	山形市大字山寺1650	15,096	7,500
23	東沢小学校	山形市防原町4-15	8,041	4,000
24	滝山小学校	山形市小立四丁目13-86	16,089	8,000

[令4改]

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能人員
25	桜田小学校	山形市桜田東一丁目1-30	9,704	4,800
26	南沼原小学校	山形市富一中一丁目1-4	10,873	5,400
27	宮浦小学校	山形市宮浦17-3	9,465	4,700
28	蔵王第一小学校	山形市成沢西四丁目3-17	10,268	5,100
29	蔵王第二小学校	山形市蔵王上野字南坂2116	8,091	4,000
30	蔵王第三小・二中学校	山形市蔵王温泉字丈二田727	3,731	1,800
31	南山形小学校	山形市大字松原字東河原188	9,870	4,900
32	みはらしの丘小学校	山形市みはらしの丘3-4	12,087	6,000
33	本沢小学校	山形市大字長谷堂1111-1	7,398	3,600
34	西山形小学校	山形市大字柏倉888	6,806	3,400
35	村木沢小学校	山形市大字村木沢6046	6,345	3,100
36	元双葉小学校	山形市大字門伝字荻の窪2836	5,711	2,800
37	大曾根小学校	山形市大字上反田278	10,668	5,300
38	第一中学校	山形市松波三丁目1-15	17,970	8,900
39	第二中学校	山形市西崎62	13,127	6,500
40	第三中学校	山形市双葉町二丁目1-10	11,677	5,800
41	第四中学校	山形市花楯二丁目10-48	14,002	7,000
42	第五中学校	山形市薬師町一丁目14-10	13,273	6,600
43	第六中学校	山形市南原町二丁目3-55	11,736	5,800
44	第七中学校	山形市天神町2520	15,514	7,700
45	第八中学校	山形市大字村木沢字河原田1620-2	12,516	6,200
46	第九中学校	山形市大字津金沢字中谷地657	15,637	7,800
47	第十中学校	山形市若宮一丁目10-12	13,544	6,700
48	金井中学校	山形市陣場三丁目12-25	11,422	5,700
49	高楯中学校	山形市大字中里38	9,208	4,600
50	蔵王第一中学校	山形市蔵王南成沢34	14,375	7,100
51	商業高等学校	山形市あかねヶ丘一丁目9-1	35,450	17,700

[令4改]

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能人員
52	県立山形東高等学校	山形市緑町一丁目5-87	16,493	8,200
53	県立山形西高等学校	山形市鉄砲町一丁目15-64	14,446	7,200
54	県立山形南高等学校	山形市東原町四丁目6-16	10,875	5,400
55	県立山形北高等学校	山形市緑町二丁目2-7	12,958	6,400
56	県立山形中央高等学校	山形市鉄砲町二丁目10-73	15,326	7,600
57	県立山形工業高等学校	山形市緑町一丁目5-12	10,490	5,200
58	山形大学	山形市小白川町一丁目4-12	28,397	14,100
59	山形大学附属中学校	山形市松波二丁目7-3	13,236	6,600
60	山形大学附属小学校	山形市松波二丁目7-2	7,427	3,700
61	球技場	山形市薬師町二丁目22-72	24,845	12,400
62	鑄物町運動広場	山形市鑄物町24	11,224	5,600
63	西部運動広場	山形市大字沼木字新田948	13,772	6,800
64	立谷川運動広場	山形市立谷川二丁目959	11,260	5,600
65	流通センター野球場	山形市流通センター二丁目1	11,210	5,600
66	山形広域クリーンセンター運動場	山形市大字沼木字高野内486-3	8,232	4,100

* 収容人員は、1人2㎡とする。

[令5改]

公園・緑地

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
1	第二公園	山形市十日町四丁目674-1	近隣	0.77	2,500
2	薬師公園	山形市薬師町二丁目616	地区	7.50	37,500
3	馬畔公園	山形市薬師町二丁目3348	街区	0.27	900
4	両所宮公園	山形市宮町三丁目8-2	街区	0.45	1,500
5	宮町公園	山形市宮町一丁目3034	街区	0.16	500
6	もみじ公園	山形市東原町二丁目240-35	近隣	0.63	2,100
7	霞城公園	山形市霞城町3	総合	21.00	105,000
8	あけぼの公園	山形市小白川町五丁目10-1	街区	0.27	900
9	緑町公園	山形市緑町四丁目16-2	街区	0.27	900
10	あこや公園	山形市小白川町一丁目7-1	街区	0.24	800
11	いずみ公園	山形市泉町9-7	街区	0.25	800
12	いずみひばり公園	山形市泉町24-5	街区	0.11	300
13	長町熊野公園	山形市長町三丁目13-3	街区	0.21	700
14	天狗橋公園	山形市北町二丁目13	街区	0.41	1,300
15	北町公園	山形市北町一丁目23	街区	0.16	500
16	柳橋公園	山形市北町四丁目1-2	街区	0.13	400
17	西柳公園	山形市北町三丁目10-12	街区	0.15	500
18	皆川公園	山形市北山形二丁目6-1	街区	0.11	300
19	安堵橋公園	山形市北町二丁目8	街区	0.18	600
20	新銅町公園	山形市銅町二丁目10-8	街区	0.20	600
21	こだま公園	山形市小白川町四丁目28-1	街区	0.15	500
22	小白川南公園	山形市小白川町四丁目25-1	街区	0.11	300
23	上町公園	山形市上町二丁目4-3	街区	0.18	600
24	白鳩公園	山形市春日町63-1	街区	0.16	500
25	神明公園	山形市印役町二丁目873-6	街区	0.31	1,000
26	五日町公園	山形市五日町18-18	街区	0.13	400

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
27	双葉公園	山形市双葉町二丁目32-8	近隣	1.09	3,600
28	春日公園	山形市春日町47-11	街区	0.15	500
29	西部南公園	山形市下条町二丁目6-1	街区	0.30	1,000
30	あかしや公園	山形市銅町二丁目10-8	街区	0.34	1,100
31	みつばち公園	山形市城北町二丁目480	街区	0.18	600
32	名取公園	山形市あこや町一丁目14-1	街区	0.37	1,200
33	かじか公園	山形市小白川町五丁目19-9	街区	0.34	1,100
34	千歳が丘公園	山形市小白川町一丁目14-1	街区	0.20	600
35	城南公園	山形市城南町三丁目151	街区	0.10	300
36	天満公園	山形市小白川町三丁目3-26	街区	0.12	400
37	みなみ公園	山形市南一番町8-1	近隣	1.45	4,800
38	西部北公園	山形市下条町三丁目17	街区	0.23	700
39	花楸公園	山形市花楸一丁目219	街区	0.46	1,500
40	末広町公園	山形市末広町5	街区	0.10	300
41	姫公園	山形市あこや町三丁目39-7	街区	0.16	500
42	太郎公園	山形市あこや町三丁目46-5	街区	0.16	500
43	寿町公園	山形市寿町108-5	街区	0.12	400
44	行西公園	山形市西田四丁目16-1	街区	0.25	800
45	南山形公園	山形市南松原二丁目4-4	街区	0.18	600
46	十二柳公園	山形市小白川町四丁目89	街区	0.19	600
47	小白川地藏公園	山形市小白川町三丁目9-1	街区	0.14	400
48	上河原公園	山形市長町一丁目2311	街区	0.19	600
49	なかよし公園	山形市宮町二丁目3038	街区	0.10	300
50	駅前公園	山形市香澄町一丁目12-1	街区	0.10	300
51	かすみ公園	山形市幸町4-1	街区	0.09	300
52	清水町公園	山形市江南一丁目433	街区	0.33	1,100
53	螢ヶ丘公園	山形市城西町三丁目49	街区	0.20	600

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
54	さくら木公園	山形市木の実町7-12	街区	0.09	300
55	おおはぐろ公園	山形市あさひ町100-1	街区	0.21	700
56	つきやま公園	山形市下条町二丁目40	街区	0.28	900
57	刈田公園	山形市千歳一丁目2649	街区	0.24	800
58	荒楯中央公園	山形市荒楯町一丁目6-1	近隣	1.02	3,400
59	あかねヶ丘公園	山形市あかねヶ丘一丁目14-1	近隣	1.98	6,600
60	流通東公園	山形市流通センター四丁目2-5	街区	0.11	300
61	流通西公園	山形市下柳24	近隣	1.15	3,800
62	流通南公園	山形市流通センター二丁目2-1	街区	0.35	1,100
63	つくし公園	山形市あずま町23-2	街区	0.11	300
64	さくら公園	山形市中桜田二丁目8-1	街区	0.48	1,600
65	久保田公園	山形市久保田二丁目3-1	街区	0.25	800
66	砂塚公園	山形市城西町五丁目49-1	街区	0.19	600
67	かもしか公園	山形市松波四丁目4	街区	0.36	1,200
68	西田公園	山形市西田四丁目26-1	街区	0.17	500
69	籠田中央公園	山形市籠田三丁目4-1	近隣	1.04	3,400
70	荒楯西公園	山形市荒楯町一丁目16-1	街区	0.18	600
71	南原中央公園	山形市南原町三丁目12	街区	0.51	1,700
72	小姓町公園	山形市小姓町39-14	街区	0.22	700
73	松波公園	山形市松波二丁目4-1	街区	0.44	1,400
74	若松公園	山形市青田二丁目12	街区	0.37	1,200
75	上町南公園	山形市上町五丁目3-1	街区	0.19	600
76	八丁路公園	山形市南栄町三丁目11-1	街区	0.35	1,100
77	小荷駄町公園	山形市小荷駄町10	近隣	0.67	2,200
78	西原公園	山形市西原二丁目4-1	街区	0.27	900
79	南ヶ丘公園	山形市青田南133-95	街区	0.17	500
80	睦公園	山形市蔵王成沢字久保田499-74	街区	0.10	300

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
81	迎田公園	山形市青田四丁目14	街区	0.45	1,500
82	久保田花園公園	山形市久保田三丁目9-1	街区	0.23	700
83	籠田東公園	山形市籠田一丁目8-1	街区	0.20	600
84	鳥居ヶ丘公園	山形市鳥居ヶ丘1255	街区	0.32	1,000
85	しらとり公園	山形市城西町四丁目19	街区	0.25	800
86	江俣西公園	山形市江俣四丁目11	街区	0.18	600
87	西浦公園	山形市長町四丁目2532	街区	0.16	500
88	ひまわり公園	山形市あかねヶ丘三丁目11-1	街区	0.31	1,000
89	吉原公園	山形市吉原一丁目25	街区	0.19	600
90	戸神公園	山形市小立三丁目5-1	街区	0.40	1,300
91	飯塚公園	山形市飯塚町2006	街区	0.17	500
92	松見公園	山形市松見町19-1	街区	0.21	700
93	江俣東公園	山形市江俣二丁目8	街区	0.20	600
94	東青田公園	山形市東青田二丁目12	街区	0.88	2,900
95	ひょうたん公園	山形市元木一丁目6-1	街区	0.18	600
96	円応寺町公園	山形市円応寺町16	街区	0.14	400
97	あかねヶ丘北公園	山形市あかねヶ丘一丁目4-1	街区	0.27	900
98	飯田西の前公園	山形市飯田四丁目1729	街区	0.18	600
99	大峰公園	山形市中桜田一丁目5	街区	0.18	600
100	西田かえで公園	山形市西田五丁目12-3	街区	0.25	800
101	あさひ公園	山形市城西町五丁目49-2	近隣	1.05	3,500
102	漆山さくら公園	山形市大字漆山字下川原3388	街区	0.24	800
103	籠田北公園	山形市上町一丁目12-1	街区	0.20	600
104	小立公園	山形市小立一丁目5-1	街区	0.27	900
105	こまくさ公園	山形市東山形二丁目5-1	街区	0.45	1,500
106	江俣中央公園	山形市江俣三丁目7	街区	0.88	2,900
107	謡光公園	山形市東青田三丁目10	街区	0.18	600

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
108	やんべ公園	山形市鈴川町三丁目107-2	街区	0.38	1,200
109	がにがわ公園	山形市鈴川町二丁目6-5	街区	0.09	300
110	柳田公園	山形市東青田四丁目7	街区	0.18	600
111	陣場瀬波公園	山形市瀬波二丁目9-6	街区	0.52	1,700
112	西田中央公園	山形市西田二丁目19	近隣	1.00	3,300
113	松山公園	山形市松山三丁目8-1	街区	0.23	700
114	よつば公園	山形市大字沼木字高野内433-102	街区	0.12	400
115	桜葉の木公園	山形市桜町三丁目10-1	近隣	2.13	7,100
116	南江俣公園	山形市江南三丁目18-4	近隣	1.16	3,800
117	きたうら公園	山形市南原町一丁目1170	街区	0.17	500
118	べにばな公園	山形市松波一丁目13	街区	0.41	1,300
119	前田公園	山形市前田町8-1	街区	0.63	2,100
120	ひぐらし公園	山形市東山形一丁目3-1	街区	0.54	1,800
121	宮町観音堂公園	山形市宮町四丁目16-1	街区	0.55	1,800
122	坂巻公園	山形市桜田西三丁目3	近隣	1.10	3,600
123	本面公園	山形市桜田西二丁目2	街区	0.14	400
124	樋口公園	山形市桜田東四丁目4	街区	0.18	600
125	うえのやま公園	山形市中桜田三丁目4	街区	0.15	500
126	みずかみ第二公園	山形市飯田二丁目4	街区	0.10	300
127	飯田公園	山形市飯田五丁目1764	街区	0.16	500
128	広面公園	山形市桜田東一丁目5	街区	0.24	800
129	中ノ目公園	山形市元木三丁目6	街区	0.28	900
130	ふれあい公園	山形市薬師町一丁目11-1	街区	0.20	600
131	飯田西の前第2公園	山形市飯田西五丁目1730	街区	0.10	300
132	しんなん南公園	山形市蔵王成沢字向久保田2227-2	街区	0.11	300
133	四ツ堀公園	山形市桜田西四丁目6	街区	0.21	700
134	元木2号公園	山形市元木二丁目6-1	街区	0.15	500

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
135	沖西公園	山形市馬見ヶ崎二丁目14	街区	0.25	800
136	樋越公園	山形市馬見ヶ崎四丁目11	街区	0.25	800
137	土樋東公園	山形市馬見ヶ崎一丁目4	街区	0.24	800
138	土樋西公園	山形市馬見ヶ崎三丁目6	街区	0.25	800
139	平清水公園	山形市平清水二丁目4-1	街区	0.20	600
140	福ノ神公園	山形市小立四丁目180-1	街区	0.31	1,000
141	陣場公園	山形市陣場二丁目4	街区	0.19	600
142	ほなみ公園	山形市陣場南4	街区	0.22	700
143	蔵王美原公園	山形市蔵王松ヶ丘一丁目1-17	街区	0.39	1,300
144	松栄公園	山形市松栄一丁目3-7	街区	0.38	1,200
145	小白川公園	山形市小白川町二丁目860-4	街区	0.15	500
146	高堂公園	山形市高堂一丁目58	街区	0.14	400
147	南沼原中央公園	山形市南館西18-1	近隣	1.01	3,300
148	蔵王松ヶ丘公園	山形市蔵王松ヶ丘一丁目2-7	近隣	1.00	3,300
149	中野目団地公園	山形市大字中野目字赤坂1179-5	街区	0.11	300
150	高原中央公園	山形市高原町字滝一沢239-241	街区	0.18	600
151	白山北公園	山形市白山一丁目7-5	街区	0.28	900
152	白山南公園	山形市白山二丁目5-3	街区	0.25	800
153	南追手前広場公園	山形市城南町二丁目154	広場	0.14	400
154	三の丸稲荷口東公園	山形市双葉町二丁目507	街区	0.15	500
155	鈴川公園	山形市上山家町字沼の辺803外	特殊	49.76	165,800
156	いわぎ公園	山形市桜田南5-1	街区	0.19	600
157	もとだて公園	山形市成沢西二丁目10-1	街区	0.20	600
158	町浦公園	山形市成沢西五丁目4-14, 4-15	街区	0.20	600
159	吉原西公園	山形市吉原二丁目2-1	街区	0.59	1,900
160	富の中公園	山形市富の中四丁目6-11	街区	0.25	800
161	二ツ塚公園	山形市吉原三丁目9-1	街区	0.25	800

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
162	柳原公園	山形市吉原二丁目16-1	街区	0.15	500
163	穴田公園	山形市吉原一丁目11-14	街区	0.25	800
164	三つ江公園	山形市若宮二丁目4-1	街区	0.24	800
165	蔵王みはらしの丘2号公園	山形市みはらしの丘一丁目84	街区	0.18	600
166	沖東公園	山形市馬見ヶ崎一丁目19	近隣	1.00	3,300
167	西成沢公園	山形市成沢西一丁目3-3	近隣	1.01	3,300
168	城南橋公園	山形市城南町二丁目150	街区	0.14	400
169	くぼた緑地	山形市成沢西三丁目6-5	緑地	0.12	400
170	青田沼公園	山形市上桜田一丁目4-1	街区	0.53	1,700
171	月山公園	山形市上桜田二丁目6-25	街区	0.10	300
172	杜の公園	山形市吉原南907-25	街区	0.10	300
173	若宮公園	山形市若宮二丁目18-1	近隣	1.49	4,900
174	芸工大前公園	山形市上桜田四丁目5-1外	近隣	1.51	5,000
175	蔵王みはらしの丘3号公園	山形市みはらしの丘二丁目47	街区	0.27	900
176	本屋敷公園	山形市嶋北三丁目8	街区	0.19	600
177	河原田公園	山形市嶋北一丁目12	街区	0.24	800
178	梅野木前公園	山形市嶋南三丁目12	街区	0.25	800
179	深町公園	山形市深町二丁目67-4	街区	0.13	400
180	嶋公園	山形市嶋北二丁目2	街区	0.20	600
181	蔵王みはらしの丘1号公園	山形市みはらしの丘一丁目119	街区	0.25	800
182	蔵王みはらしの丘4号公園	山形市みはらしの丘三丁目62	街区	0.24	800
183	みずかみ第一公園	山形市飯田三丁目2641外	街区	0.26	800
184	蔵王駅西公園	山形市大字松原字江向660-67外	街区	0.10	300
185	沼木緑地	山形市大字沼木字下河原1056-1外	緑地	3.80	12,600
186	漆山石田公園	山形市大字漆山字石田556-4	街区	0.33	1,100
187	嶋遺跡公園	山形市嶋北二丁目3-1	地区	3.40	11,300
188	清住公園	山形市清住町一丁目35-1	街区	0.11	300

[令4改]

No.	施設名	所在地	種別	面積 (ha)	収容可能人員
189	みはらしの丘公園	山形市みはらしの丘二丁目115	地区	3.81	12,700
190	蔵王みはらしの丘第6号公園	山形市みはらしの丘四丁目45	街区	0.29	900
191	美畑公園	山形市美畑町61-2	街区	0.16	500
192	宮町南公園	山形市宮町一丁目112-29	街区	0.11	300

その他

No.	施設名	所在地	面積 (ha)	収容可能人員
1	蔵王ロープウェイ蔵王山麓駅	山形市蔵王温泉字三度川229-3	0.08	200
2	蔵王ロープウェイ山麓線樹氷高原駅	山形市蔵王温泉字横倉外5 国有林236林班	0.07	100
3	蔵王ロープウェイ山頂線樹氷高原駅	山形市蔵王温泉字横倉外5 国有林236林班	0.13	300
4	蔵王ロープウェイ地蔵山頂駅	山形市蔵王温泉字横倉外5 国有林236林班	0.17	400

※ 山形刑務所を除く市避難所についても、一時避難場所として指定しています。
市避難所については、資料編「44 指定避難所」に記載しています。

[令4改]

4 3 広域避難場所

No.	名 称	主 な 施 設	面積 (ha)	有効面積 (ha)	収容可能人員
1	霞 城 公 園	県体育館、武道館他	35.89	21.00	105,000
2	薬 師 公 園 周 辺	薬師公園、市球技場	7.90	7.50	37,500

※ 有効面積は概数、収容可能人員は1人2㎡とする。

[令元改]

4 4 指 定 避 難 所

学校施設（体育館）

令和4年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	面積（㎡）	収容人員
1	第一小学校	山形市本町一丁目5-24	622-0651	913	220
2	第二小学校	山形市香澄町三丁目9-38	622-0652	1,116	270
3	第三小学校	山形市宮町五丁目7-58	622-0653	1,006	250
4	第四小学校	山形市相生町4-37	623-6019	1,103	270
5	第五小学校	山形市東原町一丁目1-9	622-0655	1,132	280
6	第六小学校	山形市鉄砲町二丁目9-55	622-0656	1,267	310
7	第七小学校	山形市城北町二丁目9-37	644-3434	1,220	300
8	第八小学校	山形市小白川町二丁目8-36	631-2140	1,286	320
9	第九小学校	山形市馬見ヶ崎二丁目5-1	681-3600	1,495	370
10	第十小学校	山形市やよい二丁目6-1	643-4102	957	230
11	南小学校	山形市青田二丁目1-1	632-3660	1,026	250
12	西小学校	山形市西田三丁目2-1	645-0390	1,021	250
13	東小学校	山形市泉町19-31	642-5259	2,272	560
14	鈴川小学校	山形市鈴川町三丁目7-10	622-2158	1,367	340
15	千歳小学校	山形市落合町1359	631-2164	986	240
16	金井小学校	山形市陣場三丁目7-60	681-8471	1,367	340
17	大郷小学校	山形市大字中野506	681-8472	1,144	280
18	明治小学校	山形市大字灰塚454	681-8473	638	150
19	出羽小学校	山形市大字漆山3169	684-7321	671	160
20	楯山小学校	山形市大字青柳字一本木64	686-2006	745	180
21	高瀬小学校	山形市大字下東山1264	686-2264	823	200
22	山寺小学校・中学校	山形市大字山寺1650	695-2004	1,140	280
23	東沢小学校	山形市防原町4-15	629-2119	1,399	340
24	滝山小学校	山形市小立四丁目13-86	631-2248	1,019	250
25	桜田小学校	山形市桜田東一丁目1-30	624-5083	1,452	360

[令4改]

No.	施設名	所在地	電話	面積 (㎡)	収容人員
26	南沼原小学校	山形市飯沢59番地2	643-3010	1,528	380
27	宮浦小学校	山形市宮浦17-3	645-1479	1,038	250
28	蔵王第一小学校	山形市成沢西四丁目3-17	688-2210	1,051	260
29	蔵王第二小学校	山形市蔵王上野字南坂2116	688-2565	787	190
30	蔵王第三小学校・蔵王第二中学校	山形市蔵王温泉字丈二田727	694-9042	828	200
31	南山形小学校	山形市大字松原字東河原188	688-2430	1,332	330
32	みはらしの丘小学校	山形市大字松原1791-23	689-0181	1,565	390
33	本沢小学校	山形市大字長谷堂1111-1	688-2420	676	160
34	西山形小学校	山形市大字柏倉888	643-3011	624	150
35	村木沢小学校	山形市大字村木沢6046	643-2240	650	160
36	元双葉小学校	山形市大字門伝字荻の窪2836	641-1212	713	170
37	大曾根小学校	山形市大字上反田278	643-2134	726	180
38	第一中学校	山形市松波三丁目1-15	622-0121	2,294	570
39	第二中学校	山形市西崎62	644-3902	2,291	570
40	第三中学校	山形市双葉町二丁目1-10	644-3903	2,523	630
41	第四中学校	山形市花楸二丁目10-48	622-3904	2,420	600
42	第五中学校	山形市薬師町一丁目14-10	622-0559	3,255	810
43	第六中学校	山形市南原町二丁目3-55	622-0314	3,202	800
44	第七中学校	山形市天神町2520	684-7555	2,387	590
45	第八中学校	山形市大字村木沢字河原田1620-2	643-2241	1,770	440
46	第九中学校	山形市大字津金沢字中谷地657	688-2220	1,682	420
47	第十中学校	山形市若宮一丁目10-12	643-1236	2,384	590
48	金井中学校	山形市陣場三丁目12-25	681-8474	1,740	430
49	高楯中学校	山形市大字中里38	686-6029	1,825	450
50	蔵王第一中学校	山形市蔵王南成沢34	688-2516	1,797	440
51	商業高等学校	山形市あかねヶ丘一丁目9-1	643-4115	2,853	710
52	山形県立山形東高等学校	山形市緑町一丁目5-87	631-3501	2,442	610

[令5改]

No.	施設名	所在地	電話	面積 (㎡)	収容人員
53	山形県立山形西校 高等学校	山形市鉄砲町一丁目15-64	641-3504	3,284	820
54	山形県立山形南校 高等学校	山形市東原町四丁目6-16	622-3502	3,498	870
55	山形県立山形北校 高等学校	山形市緑町二丁目2-7	622-3505	2,477	610
56	山形県立山形中央校 高等学校	山形市鉄砲町二丁目10-73	641-7311	2,948	730
57	山形県立山形工業校 高等学校	山形市緑町一丁目5-12	622-4934	3,438	840
58	山形大学	山形市小白川町一丁目4-12	628-4006	2,891	720
59	山形大学附属小学校	山形市松波二丁目7-2	641-4444	1,204	300
60	山形大学附属中学校	山形市松波二丁目7-3	641-4440	1,161	290
61	東北文教大学 (体育館)	山形市大字片谷地515番地	688-2298	1,970	490

* 収容人員は、1人4㎡とする。

[令4改]

公民館・コミュニティセンター

令和4年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	面積 (㎡)	収容人員
1	東部公民館及び福祉文化センター	山形市小白川町二丁目3-47	642-5181	1,428	350
2	南部公民館	山形市小荷駄町7-110	641-6701	1,856	460
3	西部公民館	山形市籠田一丁目2-23	645-1223	1,646	410
4	北部公民館	山形市宮町四丁目17-13	623-9073	1,596	390
5	江南公民館	山形市江南一丁目1-27	684-4428	1,626	400
6	霞城公民館及び総合学習センター	山形市城西町二丁目2-15	643-2687	2,149	530
7	元木公民館	山形市元木三丁目4-8	631-6551	1,754	430
8	鈴川コミュニティセンター	山形市山家町二丁目4-48	641-3275	1,500	370
9	千歳コミュニティセンター	山形市落合町1087-1	622-2860	1,000	240
10	飯塚コミュニティセンター	山形市横道7	644-3479	872	210
11	権沢コミュニティセンター	山形市金石田8-2	644-5652	766	190
12	出羽コミュニティセンター	山形市大字千手堂404-1	684-7030	999	240
13	金井コミュニティセンター	山形市大字陣場903	684-5900	1,099	270
14	楯山コミュニティセンター	山形市大字風間1181-1	686-2001	1,077	260
15	滝山コミュニティセンター	山形市上桜田一丁目17-26	622-3401	777	190
16	東沢コミュニティセンター	山形市大字妙見寺4	622-5480	767	190
17	高瀬コミュニティセンター	山形市大字下東山1360 (高瀬べにばなふれあいセンター内)	686-3341	930	230
18	大郷コミュニティセンター	山形市大字中野543	681-1351	751	180
19	南沼原コミュニティセンター	山形市南館西19-11	644-3212	1,099	270
20	明治コミュニティセンター	山形市大字渋江979	684-7333	727	180
21	南山形コミュニティセンター	山形市大字松原203-1	688-2001	989	240
22	大曽根コミュニティセンター	山形市大字上反田811-2	643-2054	996	240
23	山寺コミュニティセンター	山形市大字山寺517-1	695-2001	967	240
24	蔵王コミュニティセンター	山形市蔵王半郷1028	688-2120	1,049	260
25	西山形コミュニティセンター	山形市大字柏倉3776-3	643-3104	548	130
26	村木沢コミュニティセンター	山形市大字村木沢1672-1	643-2050	915	220
27	本沢コミュニティセンター	山形市大字長谷堂1070-1	688-2310	772	190

* 収容人員は、1人4㎡とする。

[令4改]

体育施設・その他施設

令和4年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	面積 (㎡)	収容人員
1	南部体育館	山形市小荷駄町7-110	641-6705	2,623	650
2	福祉体育館	山形市小白川町二丁目3-33	635-1771	1,341	330
3	蔵王体育館	山形市蔵王温泉字上の台103	694-9876	3,184	790
4	江南体育館	山形市江南一丁目1-27	684-4296	1,458	360
5	山形刑務所(鍛錬場)	山形市あけぼの二丁目1-1	686-2111	495	160
6	山形市総合スポーツセンター	山形市落合町1	625-2288	4,684	1,170
7	山形テルサ	山形市双葉町一丁目2-3	646-6677	—	1,640
8	山形市民会館	山形市香澄町二丁目9-45	642-3121	—	1,560
9	べにっこひろば	山形市樋越2番地	674-0220	702	170

※山形刑務所(鍛錬場)については、収容人員を3㎡あたり1人で計算。

福祉避難所

令和4年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	収容人員
1	山形市養護老人ホーム あたご荘	山形市大字岩波5	622-4570	2
2	特別養護老人ホーム 愛日荘	山形市大字妙見寺4	632-2791	5
3	指定介護老人福祉施設 みこころの園	山形市大字沼木字下河原1129-1	644-7571	3
4	特別養護老人ホーム ながまち荘	山形市長町751	684-2391	10
5	特別養護老人ホーム 蔵王やすらぎの里	山形市蔵王上野920	688-7022	10
6	特別養護老人ホーム 菅沢荘	山形市すげさわの丘46	646-1160	10
7	特別養護老人ホーム いきいきの郷	山形市大字成安425-2	681-4765	10
8	特別養護老人ホーム とかみ共生苑	山形市富神前6	646-5050	37

[令4改]

No.	施設名	所在地	電話	収容人員
9	特別養護老人ホーム サンシャイン大森	山形市大字大森2139-1	685-1225	10
10	特別養護老人ホーム 七日町こまくさ園	山形市七日町四丁目5-20	628-6000	4
11	特別養護老人ホーム なごみの里	山形市吉原三丁目10-8	647-8871	20
12	六日町あいあい 特別養護老人ホーム	山形市六日町2-7	641-8421	5
13	特別養護老人ホーム やすらぎの里金井	山形市内表東1	681-5711	40
14	特別養護老人ホーム 鈴川敬寿園	山形市大野目二丁目2-67号	666-8100	10
15	特別養護老人ホーム 滝山なごみの里	山形市東青田二丁目6-4	673-0681	7
16	特別養護老人ホーム 飯塚なごみの里	山形市飯塚町1447-4	679-5021	10
17	特別養護老人ホーム 山静寿	山形市大字沼木字下河原1133-1	646-3410	20
18	小規模特別養護老人ホーム 福寿草小荷駄町	山形市小荷駄町12-46	666-6517	6
19	特別養護老人ホーム ちとせノ杜	山形市落合町205	634-5525	10
20	小規模特別養護老人ホーム あっぷるの里久保田	山形市久保田一丁目7-7	647-6330	3
21	特別養護老人ホーム さくらホーム山形	山形市嶋北三丁目14-24	674-7303	80
22	特別養護老人ホーム みはらしの丘	山形市みはらしの丘四丁目15-3	688-3854	10
23	ユトリアケアセンター かすみ	山形市香澄町二丁目3-32	625-1294	10
24	特別養護老人ホーム 沼木敬寿園	山形市大字沼木68-1	674-9881	10

[令4改]

No.	施設名	所在地	電話	収容人員
25	山形小木医科器械株式会社 介護付有料老人ホーム フォーリーフ嶋	山形市嶋北一丁目16-35	666-6111	4
26	介護付有料老人ホーム ソーレ吉原	山形市若宮二丁目8-3	646-5666	54
27	介護付有料老人ホーム ソーレ前田	山形市前田町14-5	631-1161	20
28	介護付有料老人ホーム ソーレ中桜田	山形市中桜田二丁目12-7	632-5355	5
29	介護福祉施設 燦燦	山形市十文字字大原848-1	686-9875	10
30	介護付有料老人ホーム せなみ米喜家	山形市瀬波一丁目11-11	674-7557	10
31	ニチイケアセンター山形桧町 有料老人ホームきらめき	山形市桧町四丁目3-48	681-3761	8
32	ニチイケアセンター山形三日 町 有料老人ホームきらめき	山形市三日町一丁目3-48	615-7371	10
33	株式会社ケアネット徳洲会 スマイルコート清住	山形市清住町二丁目3-70	674-7261	5
34	サービス付き高齢者向け住宅 グランドホームはたごまち	山形市旅籠町一丁目7-23	679-5172	5
35	介護付有料老人ホーム ベル宮町	山形市宮町一丁目7-18	682-8675	5
36	介護付有料老人ホーム ベル北町	山形市北町四丁目11-13	615-3330	6
37	特別養護老人ホーム 福寿乃郷	山形市飯田二丁目7-30	625-5212	100
38	小規模特別養護老人ホーム 東部の郷	山形市松波三丁目4-5	664-3851	10
39	特別養護老人ホーム べにはなノ杜	山形市大字大森853	665-0316	10
40	小規模特別養護老人ホーム みこころの園南山形	山形市大字松原字横手779-1	665-1133	1

[令4改]

No.	施設名	所在地	電話	収容人員
41	軽費老人ホームケアハウス 敬寿園	山形市大字妙見寺500-1	634-2020	10
42	介護付有料老人ホーム ときめき七日町	山形市七日町三丁目3-27	687-0111	10
43	小規模特別養護老人ホーム 大曾根	山形市大字上反田811-1	674-7741	10
44	まんさくの丘	山形市蔵王半郷1366-2	688-3531	40
45	特別養護老人ホーム せん寿の杜	山形市漆山字住吉715	674-8388	7
46	ユトリアケアセンター なりさわ	山形市成沢西4-2-20	674-7150	5
47	特別養護老人ホーム あかしや共生苑	山形市桧町3-4-17	674-7150	2
48	山形七日町ワシントンホテル	山形市七日町1-4-31	625-1111	7
49	山形駅西口ワシントンホテル	山形市城南町1-1-1	647-1111	7
50	山形グランドホテル	山形市本町1-7-52	641-2611	7
51	ホテルキャッスル	山形市十日町4-2-7	631-3311	7
52	山形国際ホテル	山形市香澄町3-4-5	633-1313	7
53	ホテルメトロポリタン	山形市香澄町1-1-1	628-1111	7
54	介護老人保健施設 サニーヒル菅沢	山形市すげさわの丘727-20	645-8500	5
55	介護老人保健施設 サニーヒル山寺	山形市大字山寺1973-335	667-5010	5
56	山形県リハビリセンター	山形市大字大森385番地	686-3722	40
57	障がい者支援施設 すげさわの丘	山形市すげさわの丘727番地47	643-6160	10
58	有料老人ホーム 多機能ホーム檜の木	山形市上町四丁目6番24号	644-3364	10

[令5改]

59	サービス付き高齢者向け住宅 グランドホーム檜の木	山形市桧町一丁目10番10号	665-0511	10
60	特定施設入居者生活介護 清永の里	山形市鳴北四丁目4番13号	676-8459	3

[令5改]

4 5 応急給水用資器材の保有数

令和5年4月1日現在 水道管路維持課

品名	容量	保有数	所管	備考
給水車	1.5m ³ 2.0m ³	1台 2台	上下水道部	加圧式3台
可搬式給水タンク	1.5m ³	4基	〃	
	1.0m ³	6基	〃	
飲料水運搬容器	6ℓ	14,000個	〃	簡易ポリ容器（背負式）
拠点給水所 応急給水資器材		11ヶ所	〃	応急給水栓等一式

[令4改]

46 医療施設

1 市立施設

令和5年4月1日現在 (済) 管理課

施設名	所在	TEL	構成人員					病床数	D M A T 班	日 赤 救 護 班
			医師	医療技術師	看護師	行政	合計			
市立病院済生館	山形市七日町1丁目3-26	625- 5555	79	89	417	31	616	528	14	16

(単位：人)

2 救護用器材の保有数

令和5年4月1日現在 (済) 管理課

施設名	担架	ストレッチャー	患者搬送車
市立病院済生館	2	5	1

[令5改]

3 市内病院

令和5年9月1日現在 山形県医療機関情報ネットワーク

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
1	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	山形市長町 2-10-56	023-684-5331	内科、精神科、心療内科	300
2	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町 2-75	023-631-2315	精神科、心療内科	339
3	山形市立病院 済生館	山形市七日町 1-3-26	023-625-5555	内科、小児科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、血液内科、脳神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、乳腺外科、内視鏡外科、血管外科、消化器外科、眼科、頭頸部・耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、歯科、歯科口腔外科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科、脳・血管放射線科	528
4	公立学校共済組合 東北中央病院	山形市和合町 3-2-5	023-623-5111	内科、循環器科、糖尿病内科、呼吸器内科、消化器・肝臓内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、婦人科、歯科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	252
5	医療法人篠田好生会 篠田総合病院	山形市桜町 2-68	023-623-1711	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科 外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、乳腺外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、歯科口腔外科、精神科神経科、リハビリテーション科、放射線、麻酔科	383
6	医療法人横山厚生会 横山病院	山形市十日町 3-6-48	023-622-3415	小児科、産婦人科	30
7	医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	山形市桜町 7-44	023-622-7181	内科、消化器内科、糖尿病内科、循環器内科、呼吸器内科、緩和ケア内科、脳神経内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、婦人科、リウマチ科、リハビリテーション科、放射線科	230
8	医療法人社団小白川 至誠堂病院	山形市東原町 1-12-26	023-641-6075	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、脳神経外科、心臓血管外科、肛門外科、消化器外科、リハビリテーション科、麻酔科	145
9	独立行政法人国立病院 機構山形病院	山形市行才 126-2	023-684-5566	内科、小児科、循環器内科、呼吸器内科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻いんこう	300

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
				科、皮膚科、歯科、精神科、リハビリテーション科、放射線科	
10	国立大学法人山形大学 医学部附属病院	山形市飯田西 2-2-2	023-633-1122	内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、歯科口腔外科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科	637
11	若宮病院	山形市吉原 2-15-3	023-643-8222	精神科、心療内科、児童精神科、老年精神科	113
12	井出眼科病院	山形市香澄町 3-6-13	023-641-3111	眼科	26
13	山形厚生病院	山形市大字菅沢字鬼越 255	023-645-8118	内科、精神科	312
14	社会福祉法人恩賜財団 済生会山形済生病院	山形市沖町 79-1	023-682-1111	内科、小児科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科 泌尿器科、産婦人科、精神科、神経内科、リウマチ科 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	459
15	山形県立中央病院	山形市大字青柳 1800	023-685-2626	内科、小児科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、疼痛緩和内科、脳神経内科、腫瘍内科、感染症内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科、消化器外科、眼科、頭頸部・耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、歯科口腔外科、精神科、心療内科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科	609
16	山形徳洲会病院	山形市清住町 2-3-51	023-647-3434	内科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、歯科口腔外科、神経内科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	208
17	矢吹病院	山形市嶋北 4-5-5	023-682-8566	内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、腎臓内科（人工透析）、外科、整形外科、心療内科、リハビリテーション科、放射線科	40

・病床数は医療法第27条の規定により使用の許可を受けた病床の数である。

4 市内一般病院（診療所）

令和5年9月1日現在 山形県医療機関情報ネットワーク

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
1	かわごえ内科クリニック	山形市松波 2-2-9	023-626-5120	内科、消化器内科、内視鏡内科	0
2	山形大手町 ART クリニック 川越医院	山形市大手町 9-25	023-641-6467	内科、産婦人科	13
3	訪問診療クリニックやまがた	山形市銅町 2-13-11	023-616-6360	内科、緩和ケア内科、精神科	0
4	かわぞえ嶋北泌尿器科内科ク リニック	山形市嶋北 3-10-1	023-665-1660	内科、泌尿器科	0
5	嶋南つちや整形外科	山形市嶋南 3-8-1	023-664-2101	整形外科、リウマチ科、リハビリテーシ ョン科	0
6	馬見ヶ崎子どもクリニック	山形市馬見ヶ崎 1-18-6	023-616-6611	小児科	0
7	メンタルクリニック城西	山形市城西町 4-18-24	023-616-6868	精神科、心療内科、老年精神科	0
8	のだ耳鼻咽喉科クリニック	山形市桧町 3-7-30	023-676-9100	耳鼻いんこう科	0
9	みはらしの丘子どもクリニッ ク	山形市みはらしの丘 4-10-1	023-676-5245	小児科	0
10	いしい腎泌尿器科クリニック	山形市桜田西 4-17-49	023-616-3601	内科、泌尿器科	0
11	城北すずき内科クリニック	山形市城北町 2-10-5	023-687-1870	内科、消化器科、内視鏡内科	0
12	東山形やまかわクリニック	山形市東山形 2-3-34	023-664-3918	ペインクリニック内科	0
13	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院附属小白川診療 所	山形市小白川町 2-3-1	023-616-5321	内科、整形外科	0
14	山形婦人科クリニック	山形市七日町 2-7-5	023-616-5078	婦人科	0
15	たけのこメンタルクリニック	山形市北町 3-11-40	023-666-7231	精神科、心療内科	0
16	杏リウマチクリニック	山形市桧町 2-6-27	023-666-3130	リウマチ科、リハビリテーション科	0
17	内ヶ崎医院	山形市幸町 12-50	023-624-0547	内科、精神科、神経科	0
18	医療法人音山医院	山形市三日町 1-2-7	023-631-4190	皮膚科	0
19	大沼産婦人科医院	山形市十日町 1-3-26	023-622-0243	産科、婦人科	0
20	小松医院	山形市長町 1-4-1	023-684-1360	内科、精神科、心療内科	0
21	堺内科胃腸科医院	山形市小白川町 2-1-65	023-641-8379	内科、胃腸科	0
22	佐々木医院	山形市肴町 3-34	023-643-4703	内科、胃腸科、糖尿病内科、アレルギー 科	0
23	斯波医院	山形市宮町 5-4-28	023-622-0022	内科、呼吸器科、アレルギー科	0
24	医療法人高橋外科内科医院	山形市大字大森 1075-2	023-686-2055	内科、外科、皮膚科、泌尿器科	0
25	医療法人長嶋医院	山形市小姓町 3-10	023-641-4166	内科、消化器科、胃腸科、消化器内科、 胃腸内科、内視鏡内科、消化器・肝臓内 科、感染症内科、肝臓・消化器内科	0
26	内藤医院	山形市鉄砲町 1-4-20	023-624-1500	胃腸科、外科、こう門科、眼科	0
27	ノース AGA クリニック山形院	山形市幸町 5-1 5・1ビル 2F	023-665-1525	美容皮膚科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
28	さとう花の森呼吸器内科クリニック	山形市馬見ヶ崎3丁目8番35号	023-615-8171	内科、呼吸器内科、アレルギー科	0
29	小姓町肝臓内科クリニック	山形市小姓町一丁目34	023-616-3122	内科、消化器科	0
30	T C B 東京中央美容外科 山形院	山形市香澄町1丁目15-2 8 ホテルニュー最上屋2階	0120-584-493	形成外科、美容外科、皮膚科、美容皮膚科	0
31	堀米医院	山形市木の実町7-4	023-632-3939	皮膚科、女性泌尿器科、泌尿器科	0
32	高橋胃腸科内科医院 古館診療所	山形市大字古館字替所 1560-2	023-643-2150	内科、胃腸科	0
33	山形県職員診療所	山形市松波2-8-1	023-630-3004	内科	0
34	橘医院	山形市西田4-9-16	023-645-4265	内科、胃腸科、循環器科	0
35	長谷川医院	山形市印役町2-1-2	023-631-7874	内科、消化器科、循環器科	0
36	佐藤眼科医院	山形市美畑町11-11	023-622-3711	眼科	6
37	公益財団法人 やまがた健康 推進機構山形検診センター	山形市蔵王成沢字向久保田 2220	023-688-6511	内科、婦人科	0
38	田中皮膚科医院	山形市春日町2-26	023-645-1235	皮膚科	0
39	加賀山医院	山形市南一番町5-26	023-631-1171	内科、精神科、心療内科	0
40	山形県赤十字血液センター	山形市松波1-18-10	023-622-5301	内科	0
41	特別養護老人ホーム 愛日荘診療所	山形市大字妙見寺4	023-632-2791	内科	0
42	明石医院	山形市旅籠町1-9-22	023-622-7621	皮膚科	0
43	つげ医院	山形市香澄町1-11-15	023-631-1131	内科、胃腸内科、外科、肛門外科	10
44	高橋クリニック	山形市上町3-6-41	023-644-8601	内科、漢方内科、外科、整形外科、消化器外科、リウマチ科	0
45	武田整形外科クリニック	山形市山家町2-6-6	023-631-7322	整形外科	0
46	大島医院	山形市桜田西4-1-14	023-641-6419	内科、整形外科、神経内科、リハビリテーション科、放射線科	0
47	安孫子内科医院	山形市大字風間1145	023-686-2388	内科、循環器科	0
48	矢尾板医院	山形市十日町1-2-29	023-622-2406	内科、消化器内科、循環器内科、内視鏡内科	0
49	大道寺内科医院	山形市上町3-11-4	023-644-7555	内科、循環器科	0
50	鈴木外科胃腸科医院	山形市七日町4-4-7	023-623-1966	内科、胃腸内科、外科、整形外科、乳腺外科、肛門外科	0
51	特別養護老人ホーム みこころの園診療所	山形市大字沼木字下河原 1129-1	023-644-7571	内科、外科、皮膚科、歯科、精神科	0
52	長岡医院	山形市七日町4-5-20	023-622-1191	内科、消化器内科、糖尿病内科、循環器内科	0
53	社会福祉法人妙光福祉会軽費 老人ホーム(A型) 蔵王やすらぎの里医務室	山形市蔵王上野字南坂920	023-688-6266	内科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
54	山形県身体障がい者更生相談所	山形市十日町 1-6-6	023-627-1197	整形外科、耳鼻いんこう科	0
55	中島眼科医院	山形市春日町 8-31	023-643-5515	眼科	0
56	社会福祉法人愛泉会 向陽園医務室	山形市大字長谷堂字川原 4687	023-688-5883	内科、外科、精神科	0
57	小松眼科医院	山形市元木 2-13-5	023-641-3811	眼科	0
58	高橋胃腸科内科医院 飯塚診療所	山形市飯塚町中道北 448-3	023-643-5575	内科、胃腸科	0
59	一般財団法人日本健康管理協会 山形健康管理センター	山形市桧町 4-8-30	023-681-7760	内科、婦人科	0
60	大泉胃腸科内科クリニック	山形市城西町 5-21-15	023-643-9021	内科、消化器科、胃腸科、消化器内科、 胃腸内科、内視鏡内科、糖尿病・脂質代 謝内科、消化器・肝臓内科、肝臓・消化 器内科	0
61	とくなが整形外科医院	山形市木の実町 10-17	023-624-3300	整形外科、リウマチ科	0
62	山形市養護老人ホーム あたご荘診療所	山形市大字岩波 5	023-622-4570	内科、整形外科、皮膚科、精神科	0
63	大野目クリニック	山形市大野目 3-6-22	023-625-8611	内科、循環器科、心臓血管外科	0
64	特別養護老人ホーム ながまち荘診療所	山形市長町 751	023-684-2391	内科	0
65	もんま医院	山形市小立 2-7-20	023-625-8811	皮膚科	0
66	土屋眼科医院	山形市七日町 3-5-7	023-631-3005	眼科	5
67	勝島小児科医院	山形市南館 4-4-12	023-643-0123	小児科	0
68	PFC JAPAN CLINIC 山形	山形市南四番町 3-6	023-625-5515	内科、皮膚科、泌尿器科(人工透析)、泌 尿器科	0
69	医療法人鈴木クリニック	山形市桧町 4-6-16	023-681-8011	内科、消化器内科、胃腸内科、内視鏡内 科、肛門内科	0
70	大内皮膚科外科クリニック	山形市宮町 2-6-13	023-641-6867	外科、皮膚科	0
71	和田内科クリニック	山形市桜田東 2-10-37	023-634-3300	内科、消化器内科、糖尿病内科、漢方内 科、循環器内科、呼吸器内科	0
72	障がい者支援施設 すげさわの丘医務室	山形市すげさわの丘 727-47	023-643-6160	内科、整形外科	0
73	ともおか整形外科	山形市元木 2-8-8	023-634-3355	内科、整形外科、リハビリテーション科	0
74	東海林皮膚科医院	山形市桧町 2-5-13	023-681-1281	皮膚科	0
75	ゆうき整形外科	山形市南原町 1-25-20	023-634-5111	整形外科、リハビリテーション科	0
76	医療法人社団羽根田産婦人科 クリニック	山形市寿町 19-1	023-622-3507	内科、産科、婦人科	11
77	芳川小児科医院	山形市元木 2-6-13	023-625-7700	小児科	0
78	国立大学法人山形大学 保健管理センター	山形市小白川町 1-4-12	023-628-4153	内科、消化器科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
79	大野目耳鼻科	山形市大野目 2-2-37	023-635-4187	耳鼻いんこう科、気管食道科	0
80	殿岡内科医院	山形市中桜田 3-2-17	023-625-7200	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科	0
81	ときめき形成外科	山形市大野目 2-2-33	023-635-1800	整形外科、形成外科、皮膚科	0
82	医療法人社団仲愛会 中井こども医院	山形市花楸 1-16-11	023-625-7171	小児科、アレルギー科	0
83	一般財団法人全日本労働福祉 協会 山形健診センター	山形市西崎 49-6	023-643-6778	内科	0
84	早坂内科循環器科医院	山形市あかねヶ丘 2-10-2	023-645-2223	内科、循環器内科	0
85	小松内科医院	山形市元木 2-13-8	023-634-5500	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科	0
86	しろにし診療所	山形市城西町 4-27-25	023-643-2017	内科	0
87	ひのき町小松眼科	山形市桜町 2-6-4	023-681-8668	眼科	0
88	あかねヶ丘整形外科医院	山形市あかねヶ丘 2-10-3	023-645-7380	整形外科、リハビリテーション科	0
89	なわの内科医院	山形市七日町 3-5-1	023-632-0120	内科、胃腸科、皮膚科	0
90	深瀬内科医院	山形市落合町 195-3	023-631-7010	内科、循環器内科、胃腸内科	0
91	三條クリニック	山形市寿町 14-3	023-635-5566	内科、胃腸科、外科、こう門科	0
92	伊沢内科胃腸科医院	山形市大字下東山 4319-1	023-686-2816	内科、消化器科、胃腸科、小児科、こう 門科、皮膚科	0
93	特別養護老人ホーム 菅沢荘	山形市すげさわの丘 46	023-646-1160	内科、整形外科、皮膚科、精神科	0
94	緑町関ロクリニック	山形市緑町 1-7-16	023-633-0030	内科、脳神経外科、神経内科	0
95	篠原神経・心療内科クリニック	山形市元木 3-2-5	023-634-1230	精神科、神経科、心療内科、老年精神科	0
96	奥山内科胃腸科クリニック	山形市深町 3-1-20	023-646-3223	内科、胃腸科	0
97	板坂胃腸科内科クリニック	山形市江俣 4-6-23	023-682-2121	内科、胃腸科、循環器科	0
98	阿部クリニック	山形市桜田西 4-3-4	023-624-1125	内科、精神科、神経科、心療内科、リハ ビリテーション科	0
99	若杉内科医院	山形市荒楯町 1-7-19	023-626-2323	内科、胃腸科	0
100	医療法人社団 佐藤整形外科クリニック	山形市小立 3-13-25	023-626-5000	整形外科、リハビリテーション科	0
101	特別養護老人ホーム いきいきの郷	山形市大字成安 425-2	023-681-4765	内科、整形外科、精神科、リハビリテー ション科	0
102	障害者支援施設 いきいきの郷	山形市大字成安 425-2	023-681-4765	内科	0
103	小田消化器科内科クリニック	山形市大字片谷地 121-12	023-689-1077	内科、消化器科	0
104	特別養護老人ホーム とかみ共生苑医務室	山形市富神前 6	023-646-5050	内科、精神科	0
105	佐藤清医院	山形市五十鈴 1-6-56	023-626-7275	内科、循環器科、脳神経外科、神経内科	0
106	二瓶内科クリニック	山形市宮町 1-5-23	023-626-3020	内科、小児科、消化器内科、神経内科	0
107	あさひ町榊原耳鼻咽喉科医院	山形市あさひ町 7-25	023-628-1711	耳鼻いんこう科、アレルギー科	0
108	ねもとクリニック	山形市小白川町 4-8-13	023-628-5656	内科、循環器科、外科、心臓血管外科	0
109	南原耳鼻咽喉科医院	山形市南原町 3-19-26	023-632-4133	耳鼻いんこう科	0
110	中村医院	山形市あかねヶ丘 1-1-1	023-646-5161	内科、消化器科	0
111	特別養護老人ホーム	山形市大字大森 2139-1	023-685-1225	内科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
	サンシャイン大森				
112	いそだ医院	山形市大字漆山 2573-1	023-682-1522	内科、循環器科、外科、整形外科、こう門科、リハビリテーション科	0
113	池澤内科クリニック	山形市松山 1-1-105	023-626-6266	内科	0
114	特別養護老人ホーム 七日町こまくさ園	山形市七日町 4-5-20	023-628-6000	内科	0
115	田中利治皮フ科	山形市竈田 1-14-30	023-647-8778	皮膚科	0
116	医療法人社団横山クリニック	山形市荒楯町 2-20-21	023-622-8822	内科、小児科、消化器内科、外科、こう門科、アレルギー科	0
117	わたなべ耳鼻咽喉科クリニック	山形市城西町 4-5-19	023-646-4133	耳鼻いんこう科、アレルギー科	0
118	医療法人社団松柏会 至誠堂とかみクリニック	山形市富神前 48-5	023-646-5588	内科、外科	0
119	西バイパスひとみ整形外科	山形市砂塚 12-8	023-644-1200	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
120	横田耳鼻咽喉科医院	山形市桜田東 2-10-40	023-629-8585	頭頸部外科、耳鼻いんこう科	0
121	山田菊地医院	山形市西田 2-1-27	023-643-5500	内科、外科、整形外科、脳神経外科、神経内科	19
122	こころのクリニック山形	山形市江俣 4-18-26	023-681-6226	内科、精神科、心療内科	0
123	医療法人城西医院	山形市春日町 13-27	023-644-0276	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科	0
124	おかベクリニック	山形市長谷堂字出倉 4464	023-688-8733	内科、胃腸科、外科、こう門科、皮膚科、リハビリテーション科	0
125	芳賀胃腸科内科クリニック	山形市あこや町 2-15-1	023-624-8686	内科、消化器科、胃腸科、消化器内科、胃腸内科、内視鏡内科	0
126	小松胃腸科内科クリニック	山形市吉原 2-4-19	023-647-3131	内科、消化器科、胃腸科	0
127	小川クリニック	山形市落合町 528-5	023-634-1024	内科	0
128	医療法人社団 ほんまこどもクリニック	山形市若宮 1-11-33	023-646-5533	小児科	0
129	奥山眼科	山形市七日町 2-1-3-1F	023-642-5211	眼科	0
130	特別養護老人ホーム なごみの里	山形市吉原 3-10-8	023-647-8871	内科、婦人科精、神科	0
131	こまつ整形外科クリニック	山形市富の中 4-4-21	023-647-3882	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
132	セントラルクリニック	山形市吉原 3-10-17	023-647-3837	内科、小児科、産婦人科、歯科、小児歯科 歯科口腔外科	0
133	あかねヶ丘 あきば小児科医院	山形市あかねヶ丘 2-10-54	023-647-4011	小児科、アレルギー科	0
134	ごとう医院	山形市東青田 3-11-10	023-626-5515	内科、消化器科、アレルギー科	0
135	いがらし内科循環器科クリニック	山形市銅町 2-24-5	023-615-6050	内科、循環器科	0
136	やまかわ整形外科	山形市瀬波 1-6-10	023-682-3323	整形外科、リハビリテーション科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
137	石郷岡クリニック	山形市双葉町 1-4-6	023-647-0050	皮膚科、泌尿器科	0
138	相馬脳神経クリニック	山形市松波 1-11-35	023-634-2111	内科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科	0
139	武田内科胃腸科医院	山形市鈴川町 3-15-61	023-628-0508	内科、消化器科、胃腸科、消化器内科、漢方内科、内視鏡内科、リハビリテーション科	0
140	みさわクリニック	山形市城南町 3-5-28	023-647-3301	内科、胃腸科	0
141	くわぞえ整形外科クリニック	山形市花楸 2-7-6	023-627-6222	整形外科、リハビリテーション科	0
142	平本整形外科	山形市千石 65	023-685-6322	整形外科、リハビリテーション科	0
143	濱井眼科	山形市南原町 2-7-44	023-625-5077	眼科	0
144	医療法人社団正英会林内科・レディースクリニック	山形市成沢西 2-1-21	023-688-8681	内科、消化器内科、循環器内科、婦人科	0
145	やさく医院	山形市成沢西 5-6-22	023-688-1771	内科、胃腸科、外科、こう門科、リハビリテーション科	0
146	山口ハートクリニック	山形市花楸 2-50-3	023-615-2215	内科、呼吸器科、循環器科	0
147	橋本子どもクリニック	山形市瀬波 1-1-36	023-681-4800	小児科	0
148	吉川皮ふ科クリニック	山形市富の中 4-1-12	023-647-5880	皮膚科	0
149	沢村クリニック	山形市東原町 4-16-7	023-633-3670	皮膚科、泌尿器科	0
150	平林耳鼻科皮膚科医院	山形市成沢西 2-9-3	023-695-3010	耳鼻いんこう科、皮膚科、気管食道科	0
151	医療法人 伊藤泌尿器科クリニック	山形市五十鈴 1-1-28	023-615-1150	皮膚科、泌尿器科	0
152	消化器科内科井上クリニック	山形市北町 3-7-1	023-681-6080	内科、消化器科	0
153	山形県精神保健福祉センター	山形市小白川町 2-3-30	023-624-1217	精神科、神経科	0
154	山形サトウクリニック	山形市六日町 6-42	023-622-7777	内科	0
155	吉原眼科	山形市西田 2-3-3	023-646-8805	眼科	0
156	かわしま内科循環器科 クリニック	山形市城西町 5-29-22	023-646-7220	内科、循環器内科、呼吸器内科	0
157	大島整形外科医院	山形市鈴川町 3-15-64	023-635-3900	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
158	白壁内科クリニック	山形市陣場 1-9-21	023-682-8811	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科	0
159	あかねヶ丘 えんどう耳鼻咽喉科	山形市上町 4-14-20	023-645-7070	耳鼻いんこう科、アレルギー科、気管食道科	0
160	六日町あいあい 特別養護老人ホーム医務室	山形市六日町 2-7	023-641-8421	内科、皮膚科、歯科、精神科	0
161	さいとう泌尿器科皮膚科	山形市あかねヶ丘 2-10-58	023-645-7080	皮膚科、泌尿器科	0
162	かつうら小児科	山形市あさひ町 15-15	023-642-7222	小児科、アレルギー科	0
163	小関皮ふ科眼科クリニック	山形市あこや町 2-2-15	023-632-5678	眼科、皮膚科	0
164	医療法人 真理子レディースクリニック	山形市小姓町 6-35	023-632-0666	産科、婦人科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
165	やまもと眼科クリニック	山形市元木 3-3-7	023-615-6270	眼科	0
166	ざおう整形外科クリニック	山形市蔵王半郷字西ノ宮 244-1	023-688-8891	整形外科	0
167	宮川整形外科クリニック	山形市宮町 2-1-34	023-623-6110	整形外科、リハビリテーション科	0
168	ファミリークリニックやざわ	山形市青柳字北柳 1544-5	023-687-5222	皮膚科、皮膚泌尿器科、泌尿器科	0
169	クリスタル美容外科	山形市本町 1-3-14 牧谷ビル 3F	023-622-3318	形成外科、美容外科、皮膚科、歯科	0
170	山口内科クリニック	山形市七日町 5-12-14	023-622-7151	内科、循環器内科	0
171	青山皮膚科	山形市五十鈴 1-8-14	023-633-7715	皮膚科	0
172	いなむら耳鼻咽喉科クリニック	山形市籠田 3-1-2	023-643-3344	耳鼻いんこう科	0
173	七日町メンタルクリニック	山形市七日町 1-4-31	023-625-8887	精神科、心療内科	0
174	松本内科クリニック	山形市双葉町 2-1-22	023-676-5566	内科、糖尿病内科、内分泌・代謝内科	0
175	オーヌマ眼科	山形市鈴川町 3-8-10	023-634-7113	眼科	0
176	金井たかはし眼科	山形市瀬波 1-6-15	023-681-0090	眼科	0
177	杉山内科クリニック	山形市嶋北 1-14-3	023-682-1277	内科、糖尿病内科、内分泌・代謝内科	0
178	黒田内科クリニック	山形市七日町 4-13-33	023-625-3081	内科、呼吸器科、循環器科	0
179	池田小児科クリニック	山形市大字松原 311-1	023-666-8220	小児科	0
180	特別養護老人ホーム 鈴川敬寿園医務室	山形市大野目 2-2-67	023-666-8100	内科、循環器科、精神科	
181	南館クリニック	山形市南館 4-1-45	023-647-7555	内科、整形外科	0
182	本町矢吹クリニック	山形市本町 1-6-17	023-615-1877	内科、循環器内科、腎臓内科	0
183	村田内科医院	山形市十日町 4-7-23 メディカルプラザ十日町 3F	023-633-5580	内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、消化器内科、糖尿病内科、漢方内科 循環器内科、胃腸内科、呼吸器内科、糖尿病・代謝内科、内分泌・代謝内科、内視鏡内科、糖尿病・脂質代謝内科、糖尿病・内分泌内科、心臓・循環器内科、アレルギー疾患内科、内科（循環器）、内分泌内科、脳神経内科、代謝・内分泌内科、消化器・肝臓内科、感染症内科、呼吸器内科、肝臓・消化器内科	0
184	板垣クリニック	山形市成沢西 4-4-5	023-689-9588	内科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科	0
185	十日町ようこクリニック	山形市十日町 3-2-8 クレス十日町 1階	023-623-9200	内科、女性内科	0
186	レディースクリニック高山	山形市嶋北 1-14-13	023-674-0815	産婦人科	0
187	社会医療法人松柏会 わかばクリニック	山形市旅籠町 1-7-23	023-634-3460	内科	0
188	特別養護老人ホーム 滝山なごみの里医務室	山形市東青田 2-6-4	023-673-0681	内科、婦人科、精神科	

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
189	べにばな内科クリニック	山形市成沢西 4-11-32	023-688-3511	内科、消化器内科、漢方内科、呼吸器内科 腫瘍内科、精神科、心療内科精神科	0
190	特別養護老人ホーム 飯塚なごみの里医務室	山形市飯塚町字宮浦 1447-4	023-679-5021	内科、婦人科、精神科	0
191	桃井整形外科	山形市緑町 4-14-8	023-615-7115	整形外科、リハビリテーション科	0
192	医療法人社団 さがえ整形外科クリニック	山形市あこや町 2-2-23	023-631-8336	整形外科、リハビリテーション科	0
193	高柳整形外科クリニック	山形市十日町 3-7-22	023-631-7267	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
194	わだ心療内科クリニック	山形市小白川町 4-3-24	023-624-0246	内科、精神科、神経科、心療内科	0
195	こにだ高橋クリニック	山形市小荷駄町 12-32	023-633-0602	内科、呼吸器科、循環器科、循環器内科、呼吸器内科	0
196	特別養護老人ホーム 山静寿診療所	山形市大字沼木字下河原 1133-1	023-646-3410	内科、整形外科	0
197	荒井小児科医院	山形市久保田 1-4-27	023-674-8357	小児科、呼吸器科、アレルギー科	0
198	かんの眼科	山形市吉原 2-10-5	023-674-8513	眼科	0
199	山形市休日夜間診療所	山形市香澄町 2-9-39	023-641-3650	内科、小児科、外科	
200	ちとせノ杜医務室	山形市落合町 205	023-634-5525	内科、循環器内科、外科、心臓血管外科	0
201	福寿草小荷駄町医務室	山形市小荷駄町 12-46	023-666-6517	内科	0
202	社会福祉法人妙光福祉会 特別養護老人ホーム 蔵王やすらぎの里医務室	山形市蔵王上野 920	023-688-7022	内科	0
203	もときクリニック	山形市元木 2-9-39	023-625-7500	内科、肛門外科、精神科	0
204	美畑町耳鼻咽喉科クリニック	山形市美畑町 12-12	023-623-2763	耳鼻いんこう科	0
205	特別養護老人ホーム みはらしの丘医務室	山形市みはらしの丘 4-15-3	023-688-3854	内科	0
206	小規模特別養護老人ホーム あつふるの里久保田医務室	山形市久保田 1-7-7	023-647-6330	内科	0
207	特別養護老人ホーム さくらホーム山形診療所	山形市嶋北 3-14-24	023-674-7303	内科	0
208	ユトリアケアセンターかすみ 医務室	山形市香澄町 2-3-32	023-625-1294	内科、消化器内科、循環器内科	0
209	特別養護老人ホーム 沼木敬寿園医務室	山形市大字沼木 68-1	023-674-9881	内科	0
210	あきらクリニック	山形市南四番町 12-10	023-687-1855	内科、循環器内科、呼吸器内科、リハビリテーション科	0
211	こんの小児科アレルギー科 クリニック	山形市銅町 2-6-6	023-687-0380	内科、小児科、アレルギー疾患内科	0
212	まつながキッズクリニック	山形市西田 2-2-10	023-687-0225	小児科、腎臓内科	0
213	由美子こどもクリニック	山形市大字中野 4101	023-681-4150	小児科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
214	さところ女性クリニック	山形市大字中野 4103	023-687-0213	内科、婦人科	0
215	山形県赤十字血液センター 山形駅前出張所	山形市香澄町 2-2-36-5F	0120-107-093	内科	0
216	いちかわ整形外科	山形市上町 3-12-12	023-664-0303	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
217	佐藤眼科医院銅町クリニック	山形市銅町 1-6-35	023-664-1310	眼科	0
218	きくち内科医院	山形市松見町 16-24	023-664-1285	内科、消化器内科	0
219	おおたけ医院	山形市南三番町 7-18	023-633-2571	耳鼻いんこう科、アレルギー科	0
220	福寿乃郷医務室	山形市飯田 2-7-30	023-625-5212	内科	0
221	医療法人社団笠原整形外科	山形市久保田 1-8-13	023-645-1567	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
222	T F メディカル嶋北内科 脳神経外科クリニック	山形市嶋北 3-1-11	023-665-0101	内科、呼吸器内科、脳神経外科、呼吸器外科、乳腺外科、消化器外科	0
223	小規模特別養護老人ホーム 東部の郷	山形市松波 3-4-5	023-664-3851	内科	0
224	皮ふ科桜井医院	山形市南原町 3-1-3	023-625-1241	皮膚科	0
225	特別養護老人ホーム べにはなの杜	山形市大字大森 853	023-665-0316	内科、循環器内科、外科、心臓血管外科	0
226	まつだクリニック	山形市桧町 2-11-15	023-682-3136	内科、消化器内科、循環器内科	0
227	緑町山田医院	山形市緑町 3-2-51	023-665-1152	精神科、心療内科	0
228	霞城眼科クリニック	山形市双葉町 2-4-23	023-665-1177	眼科	0
229	ブレインクリニック妻沼	山形市嶋南 2-7-3	023-665-1551	内科、脳神経外科、リハビリテーション科	0
230	にとうべ内科	山形市大字松原 488-18	023-665-5600	内科、循環器内科、呼吸器内科	0
231	塩見整形	山形市成沢西 1-2-6	023-674-8585	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0
232	小規模特別養護老人ホーム 大曾根	山形市大字上反田 811-1	023-674-7741	内科、胃腸科	0
233	特別養護老人ホーム せん寿ノ杜	山形市漆山字住吉 715	023-674-8388	内科	0
234	ユトリアケアセンターなりさわ医務室	山形市成沢西 4-2-20	023-674-7150	内科、消化器科、循環器科	0
235	いしい醫院	山形市富の中 4-1-27	023-666-6290	精神科	0
236	橋内科循環器内科クリニック	山形市北山形 2-5-43	023-674-0180	内科、循環器内科	0
237	つのだ内科クリニック	山形市青田南 24-45	023-665-0223	内科、循環器内科、呼吸器内科	0
238	医療法人社団片桐皮膚科医院	山形市十日町 3-1-36	023-665-5873	皮膚科	0
239	桃庵堂医院	山形市上町 3-16-16	080-8215-0109	内科	
240	さいとう脳神経・内科 クリニック	山形市桜田東 1-14-18	023-666-6904	内科、精神科、神経内科、リハビリテーション科	0
241	あかねヶ丘高橋レディース	山形市久保田 2-16-19	023-673-0123	女性内科、婦人科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
	クリニック				
242	いしだ耳鼻咽喉科クリニック	山形市清住町 2-2-12	023-674-7603	耳鼻いんこう科	0
243	ふじもり形成外科クリニック	山形市松波 2-2-6	023-625-5880	形成外科、美容外科、皮膚科	0
244	かとう内科クリニック	山形市大字千手堂字大門 96-1	023-687-1706	内科、循環器内科、呼吸器内科	0
245	山形眼科歯科	山形市香澄町 2-4-1	023-626-0020	眼科、歯科	3
246	ふるかわ整形外科クリニック	山形市南四番町 7-18	023-665-0188	整形外科、リハビリテーション科	0
247	一般社団法人山形市医師会 山形市医師会健診センター	山形市南館 5-3-10	023-645-7222	内科	0
248	看護（盲）老人ホーム 山静寿診療所	山形市大字沼木 1133-1	023-645-8300	内科、神経内科	0
249	山形市保健所	山形市城南町 1-1-1 4F	023-616-7260	内科	0
250	厚生労働省第二共済組合 山形病院診療部	山形市行才 126-2	023-684-5566	内科	0
251	山形県村山保健所	山形市十日町 1-6-6	023-627-1100	内科	0

[令5改]

5 市内歯科医院

令和5年9月1日現在 山形県医療機関情報ネットワーク

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
1	みはらしの丘 デンタルクリニック	山形市みはらしの丘 4- 2-15	023-679-5801	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
2	鈴川リアデンタルクリニック	山形市五十鈴 2-2-55-1	023-666-5418	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
3	さとうデンタルクリニック	山形市桜田東 4-8-24	023-664-2323	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
4	早坂歯科クリニック	山形市南原 1-3-15	023-632-2777	歯科	0
5	かつき歯科クリニック	山形市馬見ヶ崎 2-10-14	023-676-8412	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔科	0
6	YGT矯正歯科クリニック	山形市錦町 12-24	023-616-6588	矯正歯科	0
7	まほろば歯科大野目診療所	山形市浜崎 97-2	023-664-1182	歯科、歯科口腔外科	0
8	まむろ歯科	山形市桧町 3-8-10	023-616-4618	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔科	0
9	医療法人社団青嵐会 ごとう 歯科・矯正歯科クリニック	山形市旅籠町 3-3-45	023-642-1818	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
10	ファミリー歯科原医院	山形市十日町 2-1-20	023-622-3898	歯科	0
11	よひら歯科松見町	山形市松見町 17-20	023-616-5722	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
12	スピカデンタルクリニック	山形市上町 3-11-7	023-674-9981	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
13	医療法人 池野歯科医院	山形市千歳 1-16-41	023-681-7171	歯科	0
14	五十嵐歯科医院	山形市本町 1-7-31 大二ビル内	023-633-1377	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
15	小林歯科医院	山形市七日町 1-4-59	023-622-3536	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
		小林ビル 1F			
16	小松歯科医院	山形市あこや町 3-9-10	023-632-2433	歯科、小児歯科	0
17	今野歯科医院	山形市北山形 1-2-15	023-645-4521	歯科、小児歯科	0
18	後藤歯科医院	山形市緑町 1-7-9	023-622-0829	歯科	0
19	さとう歯科クリニック	山形市城西町 2-1-5	023-645-5555	歯科、小児歯科	0
20	医療法人社団坂田歯科医院	山形市小姓町 4-10	023-631-0317	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
21	富田歯科医院錦町	山形市錦町 15-37	023-623-1184	歯科、小児歯科	0
22	永田歯科医院	山形市大字松原 303-10	023-688-2230	歯科	0
23	徳光歯科医院	山形市久保田 2-9-26	023-645-5016	歯科	0
24	橋本歯科医院	山形市六日町 5-28	023-641-3515	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
25	小林歯科診療所	山形市十日町 3-2-45	023-632-8089	歯科	0
26	結城歯科医院	山形市久保田 3-7-28	023-645-3225	歯科、歯科口腔外科	0
27	牧野歯科医院	山形市五日町 7-10	023-645-3772	歯科	0
28	笹原歯科医院	山形市五十鈴 3-9-23	023-631-8101	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
30	穂積歯科医院	山形市香澄町 2-8-21	023-632-4865	歯科	0
31	後藤歯科医院	山形市上町 1-13-11	023-644-1814	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
32	橋本歯科医院	山形市あさひ町 7-21	023-632-7416	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
33	森谷歯科医院	山形市南四番町 2-12	023-631-1148	歯科	0
34	神尾歯科医院	山形市西田 1-1-42	023-643-3332	歯科	0
35	高橋歯科医院	山形市大字漆山字念仏段 1098-1	023-686-2246	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
36	逸見歯科口腔外科クリニック	山形市清住町 1-2-31	023-645-1548	歯科、歯科口腔外科、小児歯科	0
37	鈴木歯科医院	山形市城北町 2-2-18	023-643-1818	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
38	鹿野歯科医院	山形市大野目 2-4-10-3	023-631-6868	歯科	0
41	さとう歯科	山形市瀬波 1-7-18	023-684-5328	歯科	0
39	太田歯科医院	山形市深町 2-4-14-2	023-644-8686	歯科	0
40	安田歯科医院	山形市青田 1-1-15	023-641-6695	歯科	0
41	小屋歯科医院	山形市鉄砲町 1-4-34	023-641-3433	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
42	坂下歯科医院	山形市南原町 3-3-1	023-641-8888	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
43	中村矯正歯科クリニック	山形市香澄町 2-8-17	023-641-5880	矯正歯科	0
44	伊藤歯科医院	山形市宮町 5-10-42	023-622-4140	歯科	0
45	西村歯科医院	山形市十日町 3-1-41	023-633-2705	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
46	小関歯科医院	山形市本町 2-3-32	023-641-1742	歯科	0
47	前田歯科医院	山形市桧町 3-1-43	023-684-0210	歯科	0
48	加藤歯科医院	山形市花楸 1-21-3	023-624-3456	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
49	桜田斎藤歯科医院	山形市桜田東 4-8-41	023-641-2048	歯科	0
50	佐々木歯科医院	山形市大字松原 137-13	023-688-8148	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
51	富田歯科医院	山形市西見田 1	023-644-5757	歯科、歯科口腔外科	0
52	橋本歯科医院	山形市宮町 4-24-12	023-622-5868	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
53	ホワイト歯科医院	山形市桜田西 2-7-19	023-631-4088	歯科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
54	藤原歯科医院	山形市松波 4-5-19	023-624-4515	歯科、矯正歯科	0
55	医療法人豊田会 本町歯科診療所	山形市本町 1-4-26	023-622-3837	歯科、矯正歯科	0
56	清水歯科医院	山形市江俣 4-11-20	023-684-6470	歯科	0
57	小白川加藤歯科医院	山形市小白川町 2-2-12	023-624-5500	歯科、小児歯科	0
58	アルファ矯正歯科	山形市香澄町 3-1-7	023-624-2328	歯科、矯正歯科	0
59	宮田歯科医院	山形市西田 2-1-8	023-644-8825	歯科	0
60	コスモ歯科クリニック城西	山形市城西町 5-3-1	023-644-1188	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
61	小松歯科医院	山形市双葉町 2-6-15	023-643-8771	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
62	森歯科医院	山形市七日町 1-2-42 TAN6スクエア3F	023-625-4060	歯科	0
63	庄司歯科医院	山形市富の中 1-12-1	023-644-3811	歯科	0
64	成瀬歯科クリニック	山形市松波 2-1-25	023-625-2525	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
65	小林矯正歯科医院	山形市七日町 1-4-59	023-625-6989	矯正歯科	0
66	小倉歯科医院	山形市元木 2-10-10	023-633-6480	歯科	0
67	鈴木歯科医院	山形市東原町 4-7-4	023-633-8241	歯科、小児歯科	0
68	久米井歯科医院	山形市東青田 1-12-5	023-634-3611	歯科、小児歯科	0
69	斉藤憲歯科医院	山形市十日町 4-1-40	023-633-8020	歯科、小児歯科	0
70	はやかわ歯科クリニック	山形市南三番町 7-15	023-624-8241	歯科、小児歯科	0
71	五十嵐歯科クリニック	山形市城西町 4-20-24	023-645-7171	歯科、小児歯科	0
72	布施歯科医院	山形市蔵王半郷字松尾川 113-7	023-688-8180	歯科、小児歯科	0
73	峯田歯科医院	山形市宮町 4-16-22	023-624-4115	歯科	0
74	国井歯科医院	山形市白山 3-4-8	023-632-7749	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
75	はらだ歯科クリニック	山形市桜田西 2-6-8 プラザ桜田	023-635-1180	歯科	0
76	あこや佐藤歯科医院	山形市あこや町 2-15-6	023-641-5801	歯科	0
77	深瀬歯科医院	山形市鈴川町 3-1-3	023-623-3718	歯科、小児歯科	0
78	沼澤歯科医院	山形市錦町 11-15	023-635-5454	歯科、小児歯科	0
79	寺嶋歯科医院	山形市東山形 1-1-8	023-635-1766	歯科	0
80	長崎歯科医院	山形市宮町 1-10-15	023-632-8814	歯科	0
81	鈴木歯科クリニック	山形市南栄町 1-3-33	023-626-1855	歯科	0
82	あさの歯科クリニック	山形市馬見ヶ崎 2-11-20	023-681-4618	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
83	きくち歯科クリニック	山形市桜田東 1-4-1	023-624-4611	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
84	ソフィア歯科	山形市松見町 5-5	023-624-5630	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
85	早坂歯科クリニック	山形市南原町 1-3-15	023-632-2777	歯科	0
86	五十鈴歯科診療所	山形市五十鈴 3-2-15	023-624-1000	歯科	0
87	東原はしもと歯科	山形市東原町 3-3-43	023-633-5454	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
88	長岡歯科医院	山形市小白川町 1-2-8	023-631-8668	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
89	あかねヶ丘齊藤歯科医院	山形市あかねヶ丘 2-15-50	023-645-5155	歯科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
90	くつざわ歯科医院	山形市成沢西 5-5-15	023-689-0648	歯科	0
91	遠藤歯科医院	山形市若宮 1-6-20	023-685-8338	歯科、歯科口腔外科	0
92	メイプル歯科クリニック	山形市若宮 3-7-8 イオンモール山形南 2F	023-646-1370	歯科、小児歯科	0
93	有泉歯科医院	山形市南原町 3-14-20	023-626-2772	歯科	0
94	青山歯科医院	山形市大字漆山 2447-9	023-612-0814	歯科、小児歯科	0
95	やまだ歯科医院	山形市成沢西 2-9-14	023-695-4182	歯科	0
96	緑町斎藤歯科医院	山形市緑町 2-12-45	023-622-0303	歯科、小児歯科	0
97	デンタランドこばやし歯科	山形市桜田南 13-20	023-629-6480	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
98	よしはら歯科医院	山形市若宮 3-1-22	023-685-8741	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
99	しのだ歯科医院	山形市久保田 1-8-14-2	023-647-5022	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
100	楡の木歯科医院	山形市宮町 4-6-6	023-615-6874	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
101	三浦歯科医院	山形市南館 1-8-3	023-645-2733	歯科	0
102	橋本歯科医院	山形市緑町 1-9-24	023-623-0476	歯科	0
103	平沢歯科医院	山形市上町 5-9-10	023-644-1180	歯科、小児歯科	0
104	竹田歯科医院	山形市花楸 2-1-40	023-615-3323	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
105	さとみ矯正歯科クリニック	山形市香澄町 2-9-19	023-632-9553	歯科、矯正歯科	0
106	あいおい歯科クリニック	山形市相生町 6-37	023-635-4618	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
107	さくま歯科医院	山形市七日町 4-4-39	023-627-4618	歯科、小児歯科	0
108	すまいる歯科	山形市城西町 2-10-15	023-647-6323	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
109	さなだ歯科クリニック	山形市香澄町 2-11-8	023-641-3748	歯科、小児歯科	0
110	さいとう矯正歯科	山形市成沢西 1-5-29	023-688-8887	歯科、矯正歯科	0
111	もとさわ歯科	山形市大字長谷堂字御手 作 4442	023-688-2201	歯科、小児歯科	0
112	南館歯科クリニック	山形市南館 3-21-1	023-644-0018	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
113	高田歯科医院	山形市六日町 1-3	023-622-1958	歯科、小児歯科	0
114	ファミリー歯科原医院	山形市十日町 2-1-20	023-622-3898	歯科、歯科口腔外科	0
115	高木歯科医院	山形市十日町 1-2-30-202	023-625-5825	歯科、歯科口腔外科	0
116	たちばな歯科クリニック	山形市西田 3-11-23	023-646-0648	歯科	0
117	あらい歯科医院	山形市元木 1-10-62	023-641-6080	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
118	タクヤデンタルクリニック	山形市嶋北 4-2-33	023-681-4182	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
119	沼木大沼歯科医院	山形市明神前 32-4	023-643-1510	歯科	0
120	江良歯科医院	山形市落合町字二口 203-1	023-642-1184	歯科、歯科口腔外科	0
121	青木歯科医院	山形市富の中 4-6-35	023-647-2250	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
122	大泉歯科クリニック	山形市城西町 5-29-11	023-666-7340	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
123	大沼歯科医院	山形市長町 2-4-12	023-684-6510	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
124	堀歯科クリニック	山形市下条町 2-4-13	023-645-1234	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
125	あやこ歯科医院	山形市内表東 291-1	023-682-8241	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
126	新田歯科医院	山形市大字片谷地字東裏 399-8	023-689-1145	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0

No	医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科目	病床
127	あこや町 ゆうきデンタルクリニック	山形市あこや町 1-2-15	023-633-2317	歯科、小児歯科	0
128	江俣ささはら歯科クリニック	山形市江俣 1-10-10	023-681-8884	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
129	さくら歯科クリニック	山形市小白川町 1-16-33	023-634-0018	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
130	山形市歯科医師会 休日救急歯科診療所	山形市香澄町 2-9-39	(休日・夜間) 023-629-9988	歯科	0
131	四葉子ども歯科	山形市十日町 2-1-42	023-687-0648	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
132	なりさわ歯科クリニック	山形市成沢西 1-6-48	023-688-8217	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
133	富田歯科西高前医院	山形市美畑町 4-29	023-664-2201	歯科、小児歯科	0
134	ひまわりデンタルクリニック	山形市松栄 1-2-31	023-664-2825	歯科	0
135	橋本歯科医院	山形市荒楯町 1-4-10	023-622-3332	歯科、歯科口腔外科	0
136	坂本デンタルオフィス	山形市江俣 5-8-8	023-682-8214	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
137	かいわ歯科クリニック	山形市あかねヶ丘 1-1-4	023-644-1730	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
138	十日町デンタルクリニック	山形市十日町 2-2-51	023-664-2700	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
139	東青田なりはら歯科医院	山形市東青田 3-7-20	023-674-0442	歯科	0
140	仁歯科医院	山形市南原町 1-20-20	023-641-8148	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
141	T' s DENTAL OFFICE	山形市嶋南 2-13-18	023-674-8390	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
142	三天門歯科診療所	山形市蔵王温泉 42-1	023-641-6695	歯科	0
143	いわぬま歯科クリニック	山形市香澄町 3-2-1 8F	023-641-7742	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0
144	あきらデンタル・クリニック	山形市馬見ヶ崎 1-2-3	023-682-6480	歯科、矯正歯科、小児歯科	0
145	まり歯科クリニック	山形市小白川町 4-24-13	023-665-1182	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	0

[令5改]

4 7 標準医療資機材

赤バッグ医療資機材

令和4年4月1日現在

品名		数量 (個)	備考
セット 気管挿管	挿管チューブ 6/7/8	各1	3セット
	カフ用シリンジ 20cc	1	
	気管チューブホルダー	各1	
静脈路確保セット	静脈留置針 18/20/22G	各1	3セット
	骨髄輸液針 16/18G	各1	
	駆血帯	1	
	アルコール綿	3	
	点滴回路 (輸液/ポンプ)	各1	
	三方活栓付延長チューブ	1	
	固定用透明フィルム	1	
	固定用絆創膏	2	
	輸液 (生理食塩水)	1	
外科的気道確保セット	ペアン (曲)	1	1セット
	クーパー型短鉗	1	
	持針器	1	
	有鉤摂子	1	
	針 角4	1	
	筋鉤 1A	1	
	穴開きドレープ	1	
	ガーゼ 八つ折 (5)	1	
	ディスポメス No.11	1	
	針付きナイロン縫合糸 3-0	1	
	消毒用綿球、摂子	各1	
	滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各1	
	気切用挿管チューブ 7	1	
	経皮的局所麻酔剤	1	
	輪状甲状靭帯穿刺用キット	2	
単品	リザーバー付きマスク	3	
	酸素延長チューブ	3	
	酸素延長チューブコネクター	3	
	フィルター	2	
	Tピース	1	
	吸引カテーテル 6. 10. 12. 14. 16	各3	
	経鼻エアウェイ 6. 7. 8	各1	
	バックバルブマスク	2	

〔令元改〕

S p O 2 モニター	1	
血圧計	2	
モニター用電池	各種	
心電図モニター用電極（シール）	3セット	
手袋（雑）	1	
吸引器	1	
聴診器	2	
ペンライト	1	
体温計	1	
はさみ	1	
サージカルマスク	1箱	
固定用絆創膏	5	
ポンプ用輸液セット	3	
成人用輸液セット	3	
小児用輸液セット	3	
三活付延長チューブ	3	
インスリン用シリンジ	3	
注射用シリンジ 1m l	3	
注射用シリンジ 2.5m l	5	
注射用シリンジ 5m l	5	
注射用シリンジ 10m l	5	
注射用シリンジ 20m l	5	
注射用シリンジ 50m l	3	
18G 注射針	30	
23G 注射針	10	
静脈留置針 14/16/18/20/22/24G	各 3	
カテラン針 22/23G	各 5	
保護栓	15	
アルコール綿	適宜	
メモ用紙（白紙）	1	
医療搬送カルテ	10	
2号用紙	10	
被災者名簿	10	
広域搬送適応基準	1	
トリアージタグ	20	
筆記用具	5	
下敷き	5	
S C U 受付用紙	10	

[平 3 0 改]

黄バッグ医療資機材

令和4年4月1日現在

品名		数量 (個)	備考
切開縫合セット	ペアン (曲)	2	1セット
	コッヘル (直)	2	
	モスキートペアン(曲)	2	
	短クーパー	1	
	持針器	1	
	有鉤摂子	1	
	無鉤摂子	1	
	筋鉤 1A	1	
	ゾンデ	1	
	針 角 2/3/5	各 1	
	滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各 1	
	消毒用綿球、摂子	各 1	
	ディスポメス No.11.10	各 1	
	穴開きドレープ	1	
	ガーゼ 八つ折 (20)	1	
	ガーゼ 四つ折 (20)	1	
スキンステイプラー	1		
針付きナイロン縫合糸 3-0	2		
胃管セット	胃管 14/16/18F	各 1	2セット
	胃管用三方活栓	1	
	排液用バック	1	
	経皮的局所麻酔剤	1	
	吸引用シリンジ	1	
	固定用絆創膏	1	
胸腔ドレナージセット	胸腔ドレナージセット	1	2セット
	ペアン (曲)	1	
	クーパー型短鉗	1	
	持針器	1	
	有鉤摂子	1	
	針 角 4	1	
	ドレーンバッグ	1	
	ハイムリッヒバルブ	1	
	消毒用綿球、摂子	各 1	
	ナイロン縫合糸 3-0	1	
	メス No.11	1	
	滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各 1	

[令元改]

	静脈留置針 1 4G	2	
	穴開きドレープ	1	
	ガーゼ 八つ折	1	
	固定用絆創膏	2	
	固定用透明フィルム	1	
	胸腔ドレーン 2 8Fr、2 0Fr	各 2	
腸管脱出セット	ビニール袋 (できれば滅菌)	1	1 セット
	生食 100ml	1	
	1 8G 注射針	1	
	固定用絆創膏	1	
	ガーゼ 四つ折 (20)	1	
傷 穿 セット 通性外	固定用タオル	2	1 セット
	固定用絆創膏	1	
胸 開 セット 放性気	ビニール袋 (できれば滅菌)	1	1 セット
	固定用絆創膏	1	
セット 骨盤骨折	シーツ	1	1 セット
	雑鉗子	2	
	固定用テープ 7.5cm 幅	1	
	簡易骨盤固定器具 option	1	
固定 セット フレイル外	固定用タオル	1	1 セット
	固定用絆創膏	1	
単品	4つ折ガーゼ	5	
	8つ折ガーゼ	5	
	消毒セット	2	
	滅菌手袋 5.5~7.5	各 2	
	三角布	3	
	穴あきドレープ	1	
	滅菌ドレープ	1	
	手袋 (雑)	各 1 箱	
	スプリント	1	
	固定テープ	5	
	弾性包帯 3 号	2	
	弾性包帯 4 号	5	
	透明フィルム	10	
	膀胱留置カテーテル 16F r	1	
	平オムツ	2	
	ゴミ袋	1 袋	
	体温計	1	

	ネックカラー 成人用	1	
	洗浄用生食 500ml	1	
	ポビドンヨード液	2	
	経皮的局所麻酔剤	2本	
	血糖測定器	1	
	血糖測定用チップ	10本	
	エスマルヒ	1	

緑バッグ医療資機材

令和4年4月1日現在

	品名	数量 (個)	備考
切開縫合セット	ペアン (直)	2	1セット
	コッヘル (直)	2	
	モスキートペアン(曲)	2	
	クーパー型短鋏	1	
	持針器	1	
	有鉤摂子	1	
	無鉤摂子	1	
	筋鉤 1A	1	
	ゾンデ	1	
	針 角 2/3/5	各 1	
	滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各 1	
	消毒用綿球、摂子	各 1	
	ディスポメス No.11.10	各 1	
	穴開きドレープ	1	
	ガーゼ 八つ折 (20)	1	
	ガーゼ 四つ折 (20)	1	
	スキンステイプラー	1	
ナイロン縫合糸 3-0	2		
胃管セット	胃管 14/16/18F	各 1	1セット
	胃管用三方活栓	1	
	排液用バッグ	1	
	キシロカインゼリー	1	
	吸引用シリンジ	1	
	固定絆創膏	1	
単品	速乾性手指消毒剤	1	
	アルミシート	3	
単品	ステイプラー	2	
	ポンプ用輸液回路	5	
	成人用輸液回路	5	

小児用輸液回路	5	
三活付延長チューブ	5	
固定用スプリント	1	
消毒用綿球、摂子	各 2	
4つ折ガーゼ	10	
8つ折ガーゼ	5	
平オムツ	2	
ネックカラー 成人/小児	各 1	
穴あきドレープ	2	
滅菌ドレープ	2	
尿道留置カテーテル 16F r	2	
中心静脈路キット (ダブル)	2	
網包帯 (中)	1	
ゴミ袋	1	
針捨てBOX	1	
ハザードバック	1	

標準医療機器・関連機材

令和4年4月1日現在

品名	数量	備考
体外式自動除細動器 (AED)	1	
携帯型超音波診断装置 (エコー)	1	
移動用モニター (付属品含む)	2	
モニター用充電コード	2	
モニター用予備バッテリー	2	
輸液ポンプ	2	
ポンプ用充電コード	2	
携帯用吸引器	1	
携帯型人工呼吸器	1	
呼気終末 CO2 モニターoption	1	
ディスプレイダブル人工蘇生器	10	
バックボード	1	
バックボード用ストラップ	1	
固定用結束バンド	1	
酸素ボンベ	2	
減圧弁・流量計付	2	
簡易点滴台	2	
毛布	2	
担架	2	
ターポリン担架	2	

[令元改]

標準薬剤リスト

令和4年4月1日現在

品名		数量 (個)	備考
補充液 細胞外液	生理食塩液 500ml	3	
	リンゲル液 500ml	5	
その他輸液	20%D-マンニトール注射液 300ml	1	
	7%炭酸水素ナトリウム注射液 250ml	1	
	7%炭酸水素ナトリウム注射液 20ml	5	
	生理食塩液 100ml	5	
	生理食塩液 20ml	10	
	5%ブドウ糖液 20ml	5	
蘇生薬剤一式	0.1%エピネフリン注シリンジ 1ml	5	
	2%塩酸リドカイン静注用シリンジ 5ml	3	
	0.05%硫酸アトロピン注シリンジ 1ml	3	
	臭化ベクロニウム静注用 10mg	3	毒薬
	ソセゴン注 1.5mg	10	第2種向精神薬
	ミダゾラム注射液 2ml	5	第3種向精神薬
	ジアゼパム注射液 5mg	5	第3種向精神薬
	0.3%塩酸ドパミン注 600mg	1	
	2%塩化カルシウム注射液 20ml、または8.5%グルコン酸カルシウム注射液 5ml	5	
	0.5mol 硫酸マグネシウム注射液 20ml	5	
その他	50%ブドウ糖液 20ml	4	
	塩酸ニカルジピン注射液 2mg	5	
	コハク酸メチルプレドニゾロンナトリウム静注用 125mg	5	
	ジアゼパム坐剤 10mg	5	第3種向精神薬
	塩酸ベラパミル静注 5mg	3	
処置	ポリスチレンスルホン酸カルシウム 5g	12	
	10%ポビドンヨード液 250ml	1	
	1%リドカイン注射液(局所麻用) 10ml	10	
	注射用蒸留水 20ml	10	
吸入	塩酸プロカテロールエアゾール 10 μ g	1	
スプレー	ニトログリセリン舌下スプレー 0.3mg	1	
麻薬	塩酸ケタミン静注用 200mg	1	麻薬

[令元改]

標準資機材（事務用関連機材）

令和4年4月1日現在

	品名	数量	備考
通信機器 & 記録機器	モバイルパソコン	2台	
	パソコン用予備バッテリー	1個	
	パソコン用ACアダプター	1式	
	データカード・ルーター	2個	
	LANケーブル	2本	
	USBメモリースティック	1個	
	モバイルプリンター	1台	プリンタドライバー付
	プリンター用ケーブル	1組	
	プリンター用ACアダプター	1式	
	プリンター用紙	500枚	
	プリンターインクカートリッジ	2組	
	小型プロジェクター	1台	
	接続ケーブル	1式	
	デジタルカメラ	1台	
	デジタルカメラ用充電器	1個	
	パソコン接続ケーブル	1組	
	衛星携帯電話（データ通信対応機種）	1台	
	衛星携帯電話用予備バッテリー	1個	
	衛星携帯電話用ACアダプター	1式	
	衛星携帯電話用外部アンテナ	1台	
	衛星携帯電話アンテナ用延長ケーブル	1式	
	衛星携帯電話用パソコン接続ケーブル	1式	
	トランシーバー	5台	
	トランシーバー用充電器	5個	
	拡声器	1台	
	テーブルタップ	1個	3口（アース付）
	電源プラグ変換器（3P-2P変換）	2個	
	携行用バッテリー（医療機器用）	1台	
	車載用ACコンセント（インバーター）	1個	
	連絡先一覧	1冊	随時追加記載
	ノート（筆記用具）	5冊	
	簡易白板用シート	1箱	ポリオレフィン製
ホワイトボードマーカー	10本	黒・赤・青	
被災地域地図（広域：都道府県地図）	1冊		
被災地域地図（詳細：市町村地図）	1冊		

生活用品 ・ 雑品	電波時計	1 個	
	携帯ラジオ（可能であればワンセグTV）	1 台	
	車載カーナビ（可能であればTV対応）	1 台	
	ゴミ袋	20 枚	
	ガムテープ	1 個	
	トラテープ	1 個	
	ロープ（10m程度）	1 本	
	ティッシュペーパー	5 箱	
	ウエットティッシュ	5 個	
	荷造り紐	1 個	
	毛布	5 枚	
	寝袋	5 個	冬季・寒冷地
	ポリタンク（折りたたみビニール製）	1 個	
	簡易トイレ	5 個	
	懐中電灯	2 個	
	道路地図	1 冊	
	被災地近隣地図	1 冊	
	ブルーシート	1 枚	
	万能ナイフ	1 個	
	ビニールカップ	5 個	
ごみ箱（針捨てBOX）	1 個	感染性廃棄物用	
タイヤチェーン	1 組		
非常食	ミネラルウォーター（500ml×24入り）	2 箱	
	非常食（例：パン缶・惣菜缶等）	20 食	
	インスタントコーヒー・お茶・味噌汁	1 箱	
調理器具	カセットコンロ（簡易ストーブ）	1 式	
	カセットコンロ用ボンベ	2 個	
	やかん	1 個	
	簡易食器	1 式	
	紙コップ	20 個	
	割り箸	50 膳	

4 8 防疫用資器材の備蓄状況

令和5年4月1日現在 健康増進課

区分	品名	数量	在庫場所	所管
器 材	肩掛噴霧器	1	霞城セントラル4階 山形市保健所倉庫1	健康増進課
	手杓式噴霧器	2	霞城セントラル4階 山形市保健所倉庫1	健康増進課
	電動噴霧器	1	霞城セントラル4階 山形市保健所倉庫1	健康増進課
薬 剤	逆性石けん 500ml	10	霞城セントラル4階 山形市保健所休養室	健康増進課

[令4改]

49 市営住宅一覧表

令和4年4月1日現在 管理住宅課

住 宅 名	構 造	管理戸数	備 考
末 広 住 宅	耐 火 4 階 建	27	A棟
	耐 火 5 階 建	108	B、D、E棟
	耐 火 3 階 建	18	C棟
大 森 住 宅	耐 火 7 階 建	52	A棟
	耐 火 3 階 建	48	B、C、D棟
飯 塚 住 宅	耐 火 5 階 建	40	A棟
	耐 火 4 階 建	142	B、C、D、F、G、H棟
	耐 火 3 階 建	24	E棟
薬 師 町 住 宅	耐 火 8 階 建	60	
南 山 形 住 宅	耐 火 5 階 建	35	E棟
	耐 火 4 階 建	144	A、B、C、D、F、G棟
馬 畔 住 宅	耐 火 5 階 建	20	
小 白 川 住 宅	耐 火 4 階 建	85	A、B、C棟
双 葉 町 住 宅	耐 火 5 階 建	40	A、B棟
天 満 住 宅	耐 火 5 階 建	60	A、B、C、D棟
飯 田 住 宅	耐 火 5 階 建	90	A、B、C棟
あ ず ま 町 住 宅	耐 火 5 階 建	120	A、B、C棟
北 部 住 宅	耐 火 5 階 建	204	A、B、C、D、E、F棟
松 山 住 宅	耐 火 5 階 建	40	A棟
	耐 火 4 階 建	24	B棟
南 ケ 丘 住 宅	耐 火 8 階 建	104	A棟
	耐 火 5 階 建	24	B棟

[令4改]

住 宅 名	構 造	管理戸数	備 考
松 原 住 宅	耐 火 1 0 階 建	100	
元 木 住 宅	耐 火 5 階 建	50	A棟
	耐 火 4 階 建	40	B棟
	耐 火 3 階 建	30	C棟
中 桜 田 住 宅	耐 火 4 階 建	64	A、B棟
銅 町 住 宅	耐 火 9 階 建	118	
合 計		1,911	

[令4改]

5 0 登録番号付き市車両保有状況

(消防本部・上下水道部・済生館を除く)

令和5年4月1日現在 資産マネジメント課

所 管 課	種別・用途	乗 合	普 通 乗 用	小 型 乗 用	普 通 貨 物	小 型 貨 物	軽 乗 用 車	軽 貨 物 車	特 種	特 殊	原 付	貨 出 車						計
												普 通 乗 用	小 型 乗 用	小 型 貨 物	軽 乗 用 車	軽 貨 物 車	原 付	
財 政 部	資産マネジメント課	4 (1)	11	1									11 (1)	22	35	9	3	96
総 務 部	国際交流センター							1 (1)										1
	防災対策課							1										1
企 画 調 整 部	公共交通課	4																4
	男女共同参画センター							1 (1)										1
	スポーツ課									1								1
市 民 生 活 部	市民課			1		2		1	2									6
	消費生活センター					1												1
健 康 医 療 部	保健総務課					1 (1)	1 (1)	1 (1)										3
	健康増進課		2 (2)				6 (6)											8
	母子保健課						7 (6)											7
	生活衛生課					1 (1)	2 (2)	3 (3)										6
	動物愛護センター				1	1 (1)	1 (1)											3
	食肉衛生検査所						1 (1)	1 (1)										1
環 境 部	ごみ減量推進課				1	1												2
	廃棄物指導課							1										1
	上野最終処分場							1			1							2
福 祉 推 進 部	生活福祉課	2		1														3
	長寿支援課	3	2				3 (1)		1 (1)									9
	障がい福祉課	2	1	1			1											5
	福祉文化センター						1 (1)											1
こども未来部	こども家庭支援課		1	1														2
商工観光部	ブランド戦略課						1											1
農 林 部	農村整備課							2										2
	森林整備課		1															1
	地方卸売市場			1														1
ま ち づ くり 政 策 部	まちなみデザイン課							1 (1)										1
	公園緑地課					1		2			5							8
都 市 整 備 部	道路整備課								1									1
	河川整備課								2									2
	道路維持課				1				13	13								27
教 育 委 員 会	少年自然の家			1		1					5							7
	図書館					1		1										2
	学校給食センター							2										2
合 計		15	18	7	3	10	26	16	19	14	11	0	11	22	35	9	3	219

- ※ スポーツ課の特殊車両はトラクター（小型特殊登録）
- 道路維持課の特殊車両は除雪車（小型特殊・大型特殊）
- ※ 市民課の特種車両は斎場の霊柩車で事業用登録
- 公共交通課の普通乗合は西部・東部循環バスで事業用登録
- ※ 台数にはリース車含む。（ ）内がリース台数。

5 1 し尿・ごみ処理施設の現況

1 し尿処理施設

令和5年4月1日現在 ごみ減量推進課

施設名	所在地	敷地面積	建物構造・建築面積	型式	処理能力	備考
山形広域クリーンセンター (山形広域環境事務組合)	山形市大字沼木字高野内 486の3	34,753.40㎡ (運動広場を含む)	鉄筋コンクリート造 4,446.34㎡	標準脱窒素処理＋高度処理	220kℓ/日	土地 山形市から借用

2 ごみ処理施設

令和5年4月1日現在 ごみ減量推進課・廃棄物指導課

施設名	所在地	敷地面積	建物構造・建築面積	型式	処理能力	備考
エネルギー回収施設（立谷川） (山形広域環境事務組合)	山形市大字漆山字中川原3372	17,648.6㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 5,442.03㎡	流動床式ガス化溶融炉	150t/24h	土地 山形市から借用
立谷川埋立物等保管施設	山形市大字十文字字 菰窪北3,455の21	1,551.25㎡	プレハブ (有価物保管庫) 50.05㎡			
上野最終処分場	山形市蔵王上野字南坂738	185,201㎡	金属造 981.32㎡	埋め立て方式：セル方式 浸出水処理方法：生物処理（接触酸化方式）＋凝集沈殿処理＋高度処理	埋立容量：506,471㎡ 浸出水処理施設：100m ³ /日	
立谷川リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設） (山形広域環境事務組合)	山形市大字漆山字中川原 4,019の7	4,900.04㎡	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2,324.09㎡	破砕機：横型回転式	破砕処理100t/5h 手選別 30t/5h	土地 山形市から借用
立谷川リサイクルセンター（資源物等一時保管施設） (山形広域環境事務組合)	山形市大字十文字字 菰窪北3,455の21	2,469.97㎡	鉄骨造 610.75㎡			土地・建物 山形市から借用
エネルギー回収施設（川口） (山形広域環境事務組合)	上山市川口字五反田854の1	36,305.66㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 5,679.31㎡	流動床式ガス化溶融炉	150t/24h	

[令4改]

5 2 し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬車

令和4年4月現在 廃棄物指導課

区別	車種別			計	備 考
	1.8kℓ 車	3.5kℓ～3.8kℓ車			
し 尿 委 託 車	5 台	1 台		6 台	予備車2台含む
浄化槽汚泥許可業者保有車	8 台	15 台		23 台	
合 計	13 台	16 台		29 台	

5 3 ごみ収集・運搬車

令和5年4月現在 ごみ減量推進課・廃棄物指導課

区別	車種別			計	備 考
	ダンプ車	バッカー車	その他		
直 営 車	0台	0台	0台	0台	
委 託 車	6台	48台	7台	61台	予備車9台含む
許可業者保有車	48台	111台	201台	360台	一般廃棄物収集運搬許可業者のみ
合 計	54台	159台	208台	421台	

[令4改]

5 4 道路応急復旧用資機材 (車両を含む)

道路維持課

品 名	数 量	品 名	数 量
ダンプトラック (2t 車)	2 台	小 型 タ イ ヤ ド ー ザ ー	4 台
ダンプトラック (3t 車)	2 台	グ レ ー ダ ー	4 台
ダンプトラック (4t 車)	1 台	バ リ ケ ー ド	40 基
ト ラ ッ ク ク レ ー ン	1 台	保 安 灯	130 個
パ ワ ー ゲ ー ト 車	1 台	ト ラ ロ ー プ	600m
パ ト ロ ー ル 車	3 台	砂	10 m ³
散 水 車	1 台	採 石 (20~40 ラン)	20 m ³
大 型 タ イ ヤ ド ー ザ ー	2 台	セ ー フ テ ィ ー コ ー ン	140 個

[令元改]

5 5 緊急通行車両標章

別記様式第3 (第6条関係)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 山形県公安委員会 殿		年 月 日 緊急通行車両等事前届出済証 山形県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		届出者 氏名 住所 電話番号 印	
使用者	住所	() 局	番
	氏名		
出 発 地			
備 考			
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に提出して下さい。			

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

山形県公安委員会 印

(注) 1 災害発生時等には、警察本部、警察本部、警察署、交通検問所に本届出済証を提出し、確認標章及び証明書の交付を受けて下さい。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、交付の場合と同じ手続きを経て、再交付を受けて下さい。

3 次に該当するときは、届出を行った警察署に本届出済証を返還して下さい。

(1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。

(3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。

備考 1 届出者は氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

56-1 山形県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動をさせるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地在市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地市の市町村等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の概況及び応援を要請する事由

(2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結地

(4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水槽、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり捕食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本所49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長 氏 名

山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、科学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、予め情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事山形県消防長会会長消防本部
- (2) 幹事同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。
この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人として覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

覚書書

消防長 氏 名 印

(15消防長連署)

立会人 山形県生活福祉部長

氏 名 印

情報連絡窓口一覧表

(平成30年4月1日現在)

山形県・消防本部名 無線呼称名	連絡先等	電話番号	FAX番号	防災行政無線 衛星系電話	防災行政無線 FAX
	平日	平日	平日		
	休日・夜間	休日・夜間	休日・夜間		
山形市消防本部 やまがたしょうぼう	警防課	023-634-1199	023-631-7320	7-744-901	7-744-950
	通信指令課				
西村山広域行政事務組合消防本部 にしむらやましょうぼう	警防課	0237-86-2595	0237-86-3406	7-747-101	7-747-150
	通信指令課				
上山市消防本部 かみのやましょうぼう	消防署	023-672-1190	023-673-3250	7-745-401	7-745-450
	通信司令室				
天童市消防本部 てんどうしょうぼう	総務課	023-654-1191	023-654-6269	7-746-101	7-746-150
	通信司令室				
最上川広域市町村圏事務組合消防本部 もがみしょうぼうほんぶ	警防課	0233-22-7521	0233-22-7523	7-751-901	7-751-950
	通信指令課				
村山市消防本部 むらやましょうぼう	総務課	0237-55-2514	0237-53-3119	7-748-905	7-748-955
	通信司令室				
東根市消防本部 ひがしねしょうぼう	通信司令室	0237-42-0134	0237-43-7138	7-749-901	7-749-950
尾花沢市消防本部 おばなざわしょうぼうほんぶ	通信司令室	0237-22-1131	0237-22-1156	7-750-101	7-750-150
置賜広域行政事務 組合消防本部 おきたましょうぼう	警防課	0238-23-3107	0238-26-2036	7-752-401	7-752-450
	通信指令課		0238-37-9123		
西置賜行政組合消防本部 にしおきたましょうぼうほんぶ	通信司令室	0238-88-1212	0238-88-1861	7-756-501	7-756-550
鶴岡市消防本部 つるおかしょうぼう	警防課	0235-22-8330	0235-22-0119	7-757-901	7-757-950
	通信指令課				
酒田地区広域行政組合消防本部 さかたしょうぼう	通信指令課	0234-61-7119	0234-52-3492	7-758-101	7-758-150
山形県危機管理課	危機管理課	023-630-2211	023-633-4711	6-800-1205	6-800-1500
	宿直室				
山形県消防防災航空隊 へりたいやまがたきち	事務室	0237-47-3275	0237-47-3277	6-800-8011	6-800-8018
総務省消防庁	災害対策本部	03-5253-7527	03-5253-7552	048-500-90-4	048-500-90-49
	広域応援班			9013	036

※ ◎代表消防本部 ○副代表消防本部 ◇地区幹事消防本部

※ 祝休日及び夜間にファックスする場合は、事前電話を入れてから行くと確実である。

[平30改]

(第2条第3項関係)

山形県の登録隊

(平成30年4月1日現在)

消防本部名		統合起動部隊 指揮隊	県大隊指揮隊	消火隊	救助隊	救急隊	後方支援隊	通信支援隊	特殊災害隊 (毒劇物対応)	特殊装備隊 (はしご車)	航空隊	合計	
村山	代表	山形市消防本部	1	(1)	2	1	3	2	1	1		11	
			5	(5)	10	6	9	4	5	5		44	
	幹事	西村山広域行政 事務組合消防本部			2	1	2	1				6	
					10	5	6	2				23	
		上市市消防本部			1		1					2	
					5		3					8	
		天童市消防本部			1	1		1				3	
					5	5		2				12	
	ブロック内小計		1	(1)	6	3	6	4		1	1		22
			5	(5)	30	16	18	8		5	5		87
最北	幹事	最上広域市町村圏 事務組合消防本部			2	1	1	1				5	
					10	5	3	2				20	
		村山市消防本部			1							1	
					5			1				6	
		東根市消防本部			1	1						2	
					5	5		1				11	
		尾花沢市消防本部			1		1					2	
					5		3	1				9	
	ブロック内小計				5	2	2	1				10	
					25	10	6	5				46	
置賜	幹事	置賜広域行政 事務組合消防本部			4		1	2				7	
					20		3	4				27	
		西置賜行政組合 消防本部			2		2	2				6	
					10		6	4				20	
	ブロック内小計				6		3	4				13	
				30		9	8				47		
庄内	代表 代行	鶴岡市消防本部		1	5	1	3	1				11	
				5	25	5	9	3				47	
		酒田地区広域行政 組合消防本部			5		3	1		1		10	
					25		9	3		5		42	
	ブロック内小計			1	10	1	6	2		1		21	
			5	50	5	18	6		5		89		
航空		山形県消防防災					1				1	2	
		航空隊					3				7	10	
山形県隊合計			1(1)	27	6	17	12		1	2	1	68(1)	
			5(5)	135	31	51	30		5	10	7	279(5)	

※ 上段：隊数及び車両台数、下段：隊員数

山形市消防本部の都道府県大隊指揮隊と（ ）書き県大隊指揮隊は兼務

[平30改]

(第2条第3項関係)

山形県大隊広報支援中隊の編成及び保有資機材

山形県消防広域応援計画 添付資料 (平成30年4月1日現在)

消防本部名	後方支援本部	村山				最北					置賜			庄内			航空隊	計	
		山形	西村山	上山	天童	小計	最上	村山	東根	尾花沢	小計	置賜	西置賜	小計	鶴岡	酒田			小計
後方支援車両 (下段) 数は無償使用車両	支援車Ⅰ型	1 (1)														1 (1)	1 (1)		2 (2)
	支援車Ⅱ型																		
	支援車Ⅲ型 (人員輸送車を含む)				1	1	1 (1)				1 (1)								2 (1)
	支援車Ⅳ型																		
	燃料補給車											1 (1)	1 (1)						1 (1)
	後方通信車																		
	航空隊支援車																	1	1
	資機材搬送車		1			1						2	1 (1)	3 (1)	1		1		5 (1)
	大型除染システム車																		
	機動連絡車	1 (1)																	
後方支援車両計	2 (1)	1		1	2	1 (1)				1 (1)	2	2 (2)	4 (2)	1	1 (1)	2 (1)	1	12 (6)	
後方支援資機材	エアテント一式	5	1	2	1	4	2	1	1	2	6	4	2	6	2	3	5		26
	ワンタッチテント	3			1	1		1	1	1	3	1	1	2	1	1	2		11
	簡易ベッド	20		13	7	20	4	6	11	6	27	26	12	38	26	14	40		145
	三つ折マット	10					8		8	6	22	16	15	31		3	3		66
	シュラフ (オールシーズン)	45	8	13	10	31	12	6	5	11	34	35	12	47	42	20	62		219
	シュラフ (冬用)	30	8		7	15			11		11								56
	毛布	33	16	10	16	42	8	7	15	7	37		14	14	50	20	70		196
	ハロゲン投光器	2							1		1		1	1					4
	バルーン型投光器	5		1	1	2		1	1	1	3		1	1		2	2		13
	石油ストーブ	2			1	1	1		1	1	3		1	1		2	2		13
	暖房機	1	1	1		2	1	1	1	2	5	2	1	3	3	3	6		17
	冷房器	1		1		1	1			1	2	2	1	3	1	3	4		11
	折りたたみリヤカー	1	1	2	2	5	2	1	1	1	5	2	2	4	2	3	5		20
	ガスコンロ	2	1	1	2	4	1	1	1	1	4	2	2	4	1	3	4		18
	LPGガスボンベ(10K)	1					2	1	1		4	1		1	1		1		7
	LPGガスボンベ(8K)	2	1	2	1	4													6
	LPGガスボンベ(5K)												2	2		2	2		4
風防付強力ガスバーナーセット	3	1	1		2			1		1					3	3		9	
衛星携帯電話	3		3	2	5	1		1	1	3	4	1	5		1	1		17	
発電機	5	1	1	1	3	2	1	2	1	6	3	3	6	2	3	5		25	
発電機用燃料携行缶	2	1	2	1	4	4	1	2	1	8	2	2	4	1	2	3		21	

[平30改]

消防本部名	後方支援本部	村山				最北					置賜			庄内			航空隊	計
	山形	西村山	上山	天童	小計	最上	村山	東根	尾花沢	小計	置賜	西置賜	小計	鶴岡	酒田	小計		
後方支援資機材	作業台	3													3	3		6
	折りたたみテーブル	10	2	1	2	5	2	1	2	1	6	3	5	8	9	5	14	43
	折りたたみ椅子	40	9	5	7	21	8	6	6	6	26	15	12	27	7	20	27	141
	折りたたみ式トイレ	5	1	1	1	3	1		2		3	2	1	3	1	5	6	20
	ワンタッチトイレテント	5	1	1	1	3	1		1		2	2	1	3	1	5	6	19
	便収納袋装備用セット	3	2	1		3	1	3	5		9					3	3	18
	コードリール	9	1	1	3	5	2	1	2	1	6	3	2	5	3	2	5	30

山形県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

山形県消防広域応援計画 添付資料（平成30年4月1日現在）

消防本部名	代表	村山				最北					置賜			庄内			計	
	山形	西村山	上山	天童	小計	最上	村山	東根	尾花沢	小計	置賜	西置賜	小計	鶴岡	酒田	小計		
高度救助用	熱画像直視装置	4	3	1	1	5	2	3	1		6	7	1	8	2	1	3	26
	画像探索機Ⅰ型	2				0			1		1			0	1		1	4
	画像探索機Ⅱ型	1	5	1	1	7	1	1	1		3	1	1	2	1	1	2	15
	地中音響探知機	2				0	1				1			0	1		1	4
	夜間用暗視装置	3		1	1	2	2	1	1		4			0	1	1	2	11
	地震警報機	2				0					0			0			0	2
	電磁波探査装置	1				0					0			0			0	1
	二酸化炭素探査装置	1				0					0			0		1	1	2
水難救助用	救命ボート	2	1	1	1	3	1	1	1	1	4	4	1	5	2	2	4	18
	船外機	1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	3	1	4	2	1	3	15
	潜水器具一式					0					0			0	11		11	
	救命胴衣	45	23	24	15	62	37	28	25	24	114	62	36	98	53	69	122	441
	水中投光器					0					0			0	6		6	6
	救命浮輪	16	2	1	5	6	17	1	2	2	22	14	6	20	6	12	18	84
	浮標					0					0	1		1	4		4	5
測定用器具及びNBC災害対策用	可燃性ガス測定器	8	5	2	2	9	9	2	3	2	16	15	6	21	12	11	23	77
	有毒ガス測定器	9	5	4	2	11	9	2	3	2	16	17	2	19	4	8	12	67
	酸素濃度測定器	6	5	2	2	9	9	2	3	2	16	15	1	16	4	8	12	59
	放射線測定器	19	7	2	4	13	5	3	3	2	13	9	8	17	14	10	24	86
	生物剤検知器	1				0					0			0			0	1
	放射線防護服 (個人用線量計含)	53	16	5	12	33	5	5	5	5	20	41	18	59	53	29	82	247
	化学防護服 (陽圧式を除く)	7	3	3	15	21	52	35			87	58	34	92		62	62	269
	陽圧式化学防護服	4	2	1		3	0		4		4	11	2	13	2	8	10	34
	携帯型生物剤 検知装置	1				0					0			0			0	1
	生物剤検知紙					0					0			0		1	1	1
	有毒ガス検知管	5	1		1	2					0		1	1	1	1	2	10

[平30改]

消防本部名	代表	村山				最北					置賜			庄内			計	
	山形	西村山	上山	天童	小計	最上	村山	東根	尾花沢	小計	置賜	西置賜	小計	鶴岡	酒田	小計		
NBC災害対策用 測定用器具及び	化学剤検知紙	21				0				0		1	1		1	1	23	
	携帯型化学剤検知器	2				0				0			0				2	
	除染シャワー	2				0				0			0	1	1	2	4	
	中和剤散布器	2	1			1				0			0		2	2	5	
	防毒マスク	90	35	26	10	71	18	11	6	6	41	41	35	76	5	48	53	331
林野・山岳用	背負い式水のう	77	47	12	32	91	24	33	20	20	97	144	40	184	43	33	76	525
	水槽（組立水槽含む）	24		2	2	4		3	3	3	9	16	3	19	2	2	4	60
	背負い式ポンプ	1				0		2		0	2			0	1		1	4
	チェーンソー	10	5	2	3	10	3	3	3	3	12	8	6	14	5	3	8	54
	登山器具一式					0	1				1		1	1	6	1	7	9
	バスケット担架	10	2	2	2	6	3	2	2	2	9	6	5	11	5	2	7	43
一般救助用	空気式救助マット	1	1		2	3	2	1	1	0	4	4	1	5	2	1	3	16
	救命策発射銃	2	1	1	3	5	2	1	2	1	6	5	2	7	1	2	3	23
	平担架	6	2		1	3	3	1	1		5	3	6	9		2	2	25
	油圧ジャッキ	2			0	0	1		0	1	2	6	4	10	12	3	15	29
	油圧スプレッダー	2		1	0	1	1	0			1	2	1	3	3	2	5	12
	可搬ウインチ	4	2	2	2	6	2	2	2	2	8	6	4	10	4	4	8	36
	エアーカーター	2	1			1	0	0			0	1		1	1	1	2	6
	大型油圧 スプレッダー	4	1	1	1	3	2	2	1	2	7	4	4	8	4	2	6	28
	大型油圧切断機	3	1	1	1	3	2	2	1	2	7	4	2	6	5	2	7	26
	救助用支柱器具	1				0	1		0		1	2	2	4	1	1	2	8
	チェーンブロック					0					0	1		1	1		1	2
	エンジンカッター	14	2	3	2	7	3	2	3	3	11	9	5	14	13	3	16	62
	ガス溶断器（ガソリン・電気含む）	3	1	1	1	3	2	1	1	1	5	4	1	5	2	1	3	19
	鉄線カッター	16	2	3	5	10	5	2	3	1	11	7	11	18	21	6	17	82
	空気鋸	3	1	1	2	4	2	1	1	2	6	3	1	4	1	1	2	19
	削岩機	4	1	1	2	4	2	2	1	2	7	2	1	3	2	1	3	21
	送排風機	3	1	1	2	4	2	2	1	2	7	4	2	6	2	2	4	24
	エアラインマスク	1				0	1				1			0	1		1	3
	マンホール救助器具 （ロームグリス）	4	1		2	3	1	1			2		1	1	1		1	17
	簡易起重機（レスキュー フレーム）	2	1	1		2	1		1		2		1	1	1		1	8
エアージャッキ （12t～132t）	8	5	4	2	11	2	4	4	3	13	16	5	21	15	7	22	75	
パワー コンプレッサー	2		1	1	2		1			1	2	1	3	1		1	9	

[平30改]

56-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救護及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文章によって応援を行った市町村に速やかに提供するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は大規模災害に認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。2前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 印

(44市町村長連署)

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下、「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、《建築確認業務等》の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りでないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 1

連絡担当課一覧 (35市町村)

平成30年7月20日現在 H30市町村担当者名簿

市町村名	防災主管課	災害用電話番号			災害救助法 主管課
		執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)	
		NTT	防災無線		
山形市	防災対策課	023-641-1212 (FAX) 624-8847	7-700-101 (FAX) 7-700-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
上山市	庶務課	023-672-1111 (FAX) 672-1112	7-701-901 (FAX) 7-701-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
天童市	危機管理室	023-654-1111 (FAX) 653-0714	7-702-452 (FAX) 7-702-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
山辺町	防災対策課	023-667-1111 (FAX) 667-1112	7-703-104 (FAX) 7-703-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
中山町	総務課	023-662-2111 (FAX) 662-5176	7-704-103 (FAX) 7-704-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
寒河江市	総務課 危機管理室	0237-86-2111 (FAX) 86-7220	7-705-904 (FAX) 7-705-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
河北町	総務課	0237-73-2111 (FAX) 72-7333	7-706-403 (FAX) 7-706-450	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
西川町	総務課	0237-74-2111 (FAX) 74-2601	7-707-901 (FAX) 7-707-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
朝日町	総務課	0237-67-2111 (FAX) 67-2117	7-708-104 (FAX) 7-708-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
大江町	総務課	0237-62-2111 (FAX) 62-4736	7-709-901 (FAX) 7-709-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
村山市	総務課	0237-55-2111 (FAX) 55-6443	7-710-901 (FAX) 7-710-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
東根市	庶務課	0237-42-1111 (FAX) 43-2413	7-711-901 (FAX) 7-711-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
尾花沢市	総務課	0237-22-1111 (FAX) 23-3004	7-712-901 (FAX) 7-712-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
大石田町	総務課	0237-35-2111 (FAX) 35-2118	7-713-903 (FAX) 7-713-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
新庄市	環境課	0233-22-2111 (FAX) 22-0989	7-714-901 (FAX) 7-714-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
金山町	町民税務課	0233-52-2111 (FAX) 52-2004	7-715-101 (FAX) 7-715-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
最上町	総務課 危機管理室	0233-43-2111 (FAX) 43-2345	7-716-503 (FAX) 7-716-550	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
舟形町	住民税務課	0233-32-2111 (FAX) 32-2117	7-717-103 (FAX) 7-717-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)

市町村名	防災主管課	災害用電話番号		勤務時間外 (受信先名称)	災害 救助法 主管課
		執務時間中			
		N T T	防災無線		
真室川町	総務課	0233-62-2111 (FAX) 62-2731	7-718-213 (214) (FAX) 7-718-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
大蔵村	危機管理室	0233-75-2111 (FAX) 75-2231	7-719-503 (FAX) 7-719-550	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鮭川村	住民税務課 危機管理室	0233-55-2111 (FAX) 55-3354	7-720-901 (FAX) 7-720-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
戸沢村	危機対策課	0233-72-2111 (FAX) 72-2116	7-721-101 (FAX) 7-721-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
米沢市	環境生活課	0238-22-5111 (FAX) 22-0498	7-722-901 (FAX) 7-722-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
南陽市	総合防災課	0238-40-3211 (FAX) 40-3422	7-723-101 (FAX) 7-723-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
高島町	総務課	0238-52-1111 (FAX) 52-1543	7-724-101 (FAX) 7-724-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
川西町	総務課	0238-42-2111 (FAX) 42-2724	7-725-901 (FAX) 7-725-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
長井市	総務課	0238-84-2111 (FAX) 83-1070	7-726-902 (FAX) 7-726-950	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
小国町	町民税務課	0238-62-2111 (FAX) 62-5482	6-727-901(地上) 7-727-901(衛星)	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
白鷹町	総務課	0238-85-2111 (FAX) 85-2128	7-728-101 (FAX) 7-728-150	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
飯豊町	総務企画課	0238-72-2111 (FAX) 72-3827	7-729-501 (FAX) 7-729-550	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鶴岡市 (本所)	防災安全課	0235-25-2111 (FAX) 23-7665	7-730-801 (FAX) 7-730-850	※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鶴岡市 (藤島庁舎)	総務企画課	0235-25-2111 (FAX) 24-9071		※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鶴岡市 (羽黒庁舎)	総務企画課	0235-25-2111 (FAX) 24-9071		※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鶴岡市 (榎引庁舎)	総務企画課	0235-57-2111 (FAX) 57-2117		※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鶴岡市 (朝日庁舎)	総務企画課	0235-25-2111 (FAX) 24-9071		※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)
鶴岡市 (温海庁舎)	総務企画課	0235-43-4611 (FAX) 43-4632		※各課職員の連絡順位順に電話	(同 左)

市町村名	防災主管課	災害用電話番号			災害 救助法 主管課
		執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)	
		N T T	防災無線		
酒 田 市 (本 所)	危機管理課	0234-26-5701 (FAX) 22-5464	7-731-101 (FAX) 7-731-150	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)
酒 田 市 (八幡総合支 所)	地域振興課	0234-64-3111 (FAX) 64-3316	7-741-101 7-741-150	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)
酒 田 市 (松山総合支 所)	地域振興課	0234-62-2611 (FAX) 62-2618	7-742-901 (FAX) 7-742-950	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)
酒 田 市 (平田総合支 所)	地域振興課	0234-52-3910 (FAX) 52-3116	7-743-501 (FAX) 7-743-550	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)
三 川 町	総 務 課	0235-66-3111 (FAX) 66-3138	7-737-101 (FAX) 7-737-150	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)
庄 内 町 (立川支所)	総 務 課	0234-56-3395 (FAX) 56-3222	7-732-901 (FAX) 7-732-950	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)
遊 佐 町	総 務 課	0234-72-3311 (FAX) 72-3310	7-740-101 (FAX) 7-740-150	※各課職員の連 絡順位順に電話	(同 左)

別表 2

応援調整市町村

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
村	山	鶴岡市	酒田市	新庄市
最	上	上山市	米沢市	長井市
置	賜	村山市	新庄市	鶴岡市
庄 内	庄内平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応援調整市町村		
	第1順位	第2順位	第3順位
東南村山	寒河江市	南陽市	東根市
西村山	山形市	長井市	東根市
北村山	新庄市	天童市	寒河江市
最 上	村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜	長井市	上山市	寒河江市
西置賜	米沢市	寒河江市	上山市
鶴 岡	酒田市	寒河江市	新庄市
酒 田	鶴岡市	新庄市	尾花沢市

この表は、平成11年5月12日から施行する。

56-3 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

県庁所在都市は、県の重要施設等が集中し、また、県における中枢的役割を有していることから、被災によってその都市機能が長期的にまひすることは、社会的かつ経済的に極めて多大な影響を与える。そこで、東北各県の県庁所在都市である青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市及び福島市（以下「六都市」という。）は、大規模な災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、六都市のいずれかにおいて災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣及び航空機、車両等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡担当部局の指定）

第3条 六都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにし、連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資、資機材等の品名、数量等
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員並びに提供を要請する車両等の種別、台数等
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主応援）

第5条 被災都市以外の都市は、被災都市の被害が極めて甚大で、連絡が取れない場合又は被災都市が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなす。

(応援調整都市の指定)

第6条 六都市は、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援を行う都市（以下「応援都市」という。）との間の総合調整等を行う応援調整都市をあらかじめ定めておくものとする。

2 応援調整都市は、必要があると認めるときは、被災都市の災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。

2 被災都市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援都市は、当該経費の一時繰替支弁をするものとする。

(情報の交換等)

第8条 六都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画及び防災に関する各都市の情報等について相互に交換するとともに、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第9条 応援に関しこの協定で定める事項について、この協定発効の際現に存する応援協定又は別途成立している応援に関する協議等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、六都市が協議して定めるものとする。

第11条 この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、六都市がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市

青森市長

秋田市

秋田市長

盛岡市

盛岡市長

山形市

山形市長

仙台市

仙台市長

福島市

福島市長

東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定（平成8年5月17日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局の指定)

第2条 協定第3条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書により難しい場合は、電話、電信又は連絡員等を通じて行うものとし、後に文書を応援都市に提出するものとする。

(応援調整都市の協定)

第4条 協定第6条に規定する応援調整都市は、別表2のとおりとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第5条 協定第7条に規定する経費のうち被災都市への応援職員及び協定第6条第2項に規定する連絡員（以下「応援職員等」という。）の派遣に要する経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算出した当該応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたときは応援都市が賠償するものとする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(救援物資等の経費の支払い方法)

第6条 応援都市は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次の各号により算出した額について被災都市に請求する。

- (1) 応援職員等の派遣に要する経費については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入及び輸送費
- (3) 車両、舟艇、航空機、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損し、又は故障した場合の修理費
- (4) 施設の提供については、借上料
- (5) 前各号の定めにより難しい場合は、被災都市及び応援都市が協議して定める。

2 前項の規定による請求は、応援都市の市長が連絡担当部局を経由して被災都市の市長に対し行う。

(応援都市の留意事項)

第7条 応援都市は、応援職員等に応援都市名を表示する腕章等の標識を付けさせ、その身分を明らかにするものとする。

2 応援都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に必要な被服、当座の食糧等を携行させるものとする。

(被災都市の留意事項)

第8条 被災都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に対する宿舎のあっせんその他の便宜資料編を供与するものとする。

(防災訓練等)

第9条 六都市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な訓練を適宜実施するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市
青森市長
秋田市
秋田市長
盛岡市
盛岡市長
山形市
山形市長
仙台市
仙台市長
福島市
福島市長

別表1 (第2条関係)

連絡担当部局 都市名	担当部局課名	電話番号	FAX番号
青森市	総務部危機管理課	017-734-5059	017-734-5061
秋田市	総務部防災安全対策課	018-888-5434	018-888-5435
盛岡市	総務部危機管理防災課	019-603-8031	019-622-6211
山形市	総務部防災対策課	023-641-1212	023-624-8847
仙台市	危機管理室危機管理課	022-214-8519	022-214-8096
福島市	市民安全部危機管理室	024-525-3793	024-536-4370

別表2 (第4条関係)

応援調整都市

被災都市	応援調整都市名	
	正	副
青森市	盛岡市	秋田市
秋田市	青森市	盛岡市
盛岡市	秋田市	青森市
山形市	仙台市	福島市
仙台市	福島市	山形市
福島市	山形市	仙台市

(H8. 8. 12 連絡会議承認)

(H8. 9. 24 追加承認)

東北六都市災害時相互応援協定連絡会議運営要領

(目的)

この会議は、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定（平成8年5月17日発効）第8条に基づき、防災に関する情報等を相互に交換し、協定の実効を期すことを目的とする。

(会議)

- (1) 会議は原則として年1回開催とする。
- (2) 会議の開催は各市の持ち回りとし、次の順で開催する。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
仙台市	福島市	山形市	秋田市	盛岡市	青森市

～（以降繰り返し）

- (3) 会場使用料等開催直接経費は、開催市の負担とし、その他必要な経費は出席者負担金をもってこれに充てる。

(開催市の役割)

- (1) 市勢、防災担当組織等に関する交換資料の取りまとめに関すること。
- (2) 会議で協議すべき事項の照会及び取りまとめに関すること。
- (3) 会議の議事進行に関すること。
- (4) その他、協定の実効を期すために必要な事項

(その他)

この要領に定めがない事項については、その都度協議するものとする。

56-4 災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は地震等の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合に、山形市と川崎市が友愛精神に基づく救援協力を実施し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互援助を行なうことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の派遣
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 被災市が応援の要請をするときは、別に定める「災害時における相互援助協定実施細目」に基づいて行なう。

(応援の自主出動)

第4条 大規模災害の発生により、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行なう。

- 2 自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡すると共に、災害に係る情報を収集し、被災市に提供するものとする。

(現地連絡本部の設置)

第5条 応援市は、被災市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に

基づく応援に要した経費の負担は別途協議とする。

(応援受入体制の整備)

第7条 被災市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

(資料の交換)

第8条 本協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換する。

(訓練の実施)

第9条 本協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、両市が協議して定める。

第11条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日

山形市

山形市長

川崎市

川崎市長

災害時における相互援助協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第3条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 被災市は、原則として電話・FAX等で次の事項を明らかにし、応援を要請する。

ただし、要請内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えないものとする。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 被災市は、応援要請をしたときは、速やかに応援要請書（様式1）と必要に応じた物的要請書（様式1-1）並びに人的応援要請書（様式1-2）又はその他応援要請書（様式1-3）を送付する。

(応援実施の手続)

第3条 応援市は、前条に基づき次の事項について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
 - (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
 - (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援市は、速やかに応援通知書（様式2）と必要に応じた物的応援通知書（様式2-1）並びに人的応援通知書（様式2-2）又はその他応援通知書（様式2-3）を被災市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第4条 被災市は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

(応援終了の報告)

第5条 応援市は、応援を終了したときは、被災市に応援終了報告書（様式4）を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第6条 災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を周知する。

(連絡会議の開催)

第7条 災害時において、速やかに情報を相互に連絡できるよう、毎年1回の連絡会議を開催する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第6条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

ただし、同条ただし書きに係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が負うものとし、又、被災市への往復の途中において生じたものについては、応援市が賠償責任を負うこととする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災市及び応援市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成9年9月1日から実施する。

第 号
平成 年 月 日

応 援 市 長 様

被 災 市 長 名 印

応 援 要 請 書

災害時における相互援助協定に基づき、応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

(1) 被害概要書

(2) 様式1 - ○ ○ ○ ○ 応援要請書

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

物的応援要請書

被災市名 _____

1 要請物資等の品目・数量・受領場所

品 目	数 量	受 領 場 所

2 要請物資等の輸送手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄り臨時ヘリポート () から
- (3) 水路 最寄り港 () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

人的応援要請書

被災市名 _____

1 要請人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場所	期間

2 要請人員の交通手段

(1) 陸路 可・不可

(2) 空路 最寄り臨時ヘリポート () から

(3) 水路 最寄り港 () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他の応援要請書

被災市名 _____

1 要請内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) 避難場所の提供
- (5) その他

2 要請の場所・機関・受入れ人数等

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

第 号
平成 年 月 日

被 災 市 長 様

応 援 市 長 名 印

応 援 通 知 書

災害時における相互援助協定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

添付書類

- 1 様式 2 - ○ ○ ○ ○ 応援通知書

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

物的 応援 通知 書

応援市名 _____

1 応援物資等の品目・数量・搬入場所

品 目	数 量	搬 入 場 所
	※()	

※ () 物的応援に伴う人員関係等記載

2 応援物資等の輸送手段

- (1) 陸路
- (2) 空路
- (3) 水路

3 応援物資等到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

4 応援に関する条件

5 その他特記事項

6 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

人的 応援 通知 書

応援市名 _____

1 派遣人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場 所	期 間

2 派遣人員到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

3 派遣に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他応援通知書

応援市名 _____

1 応援内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) 避難場所の提供
- (5) その他

2 応援の場所・機関・受入れ人数等

3 応援に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

第 号
平成 年 月 日

応 援 市 長 様

被 災 市 長 名 印

応 援 物 資 等 受 領 書

災害時における相互援助協定に基づく応援物資等を次のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

第 号
平成 年 月 日

被 災 市 長 様

応 援 市 長 名 印

応 援 終 了 報 告 書

平成 年 月 日付 第 号で通知した応援については、次のとおり
終了しましたので、報告いたします。

記

1 応援事項

- (1) 物的応援
 応援品目・数量
- (2) 人的応援
 派遣人数
- (3) その他の応援
 応援内容

2 その他特記事項

担 当 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

56-5 災害時相互応援協定

山形市と藤沢市とは、いずれかの市域において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形市又は藤沢市において、地震等の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市が応援を要請するときは、別に定める「災害時相互応援協定実施細目」に基づいて行う。

(応援の自主出動)

第4条 大規模災害の発生により、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡すると共に、災害に係る情報を収集し、被災市に提供するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議する。

- 2 被災市が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(応援受入体制の整備)

第6条 被災市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(資料の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の実行性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、両市が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有するものとする。

1998年(平成10年)10月6日

山形市
山形市長

藤沢市
藤沢市長

災害時相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第3条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 被災市は、原則として電話・FAX等で次の事項を明らかにし、応援を要請する。ただし、要請内容は応援要請の時点で判断しているもので差し支えないものとする。

- (1) 被害の概要
- (2) 物資等の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
- (3) 職員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、必要人数、場所、期間等
- (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所、期間等
- (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災市は、応援要請をしたときは、速やかに応援要請書（様式1）と必要に応じた物的応援要請書（様式1-1）並びに人的応援要請書（様式1-2）又はその他応援要請書（様式1-3）を送付する。

(応援実施の手続)

第3条 応援市は、前条に基づき次の項目について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数、場所、期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所、期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 応援市は、速やかに応援通知書（様式2）と必要に応じた物的応援通知書（様式2-1）並びに人的応援通知書（様式2-2）又はその他応援通知書（様式2-3）を被災市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第4条 被災市は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

(応援終了の報告)

第5条 応援市は、応援を終了したときは、被災市に応援終了報告書（様式4）を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第6条 災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め部局名、連絡先等必要な事項を周知する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項の規定において、職員の派遣に要する経費の負担については次のとおり定める。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市が定める規定により算出した当該応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災市が、被災市への往復の途中において生じたときは応援市が賠償するものとする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市及び応援市が協議して定める。

(救援物資等の経費の支払方法)

第8条 応援市は、協定第5条第2項の規定により応援に要する経費を繰替支弁したときは、次の各号により算出した額について被災市に請求する。

- (1) 応援職員等の派遣に要する経費については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入額及び輸送費
- (3) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び修理費
- (4) 施設の提供については、借上料
- (5) 前各号の定めにより難しい場合は、被災市及び応援市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、1998年（平成10年）10月6日から効力を生じる。

様式1 (応援要請書)

第 号
平成 年 月 日

応 援 市 長 様

被 災 市 長 名 印

応 援 要 請 書

災害時相互応援協定に基づき、応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- (1) 被害概要書
- (2) 様式1-〇 〇〇〇応援要請書

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

物的 応援 要 請 書

被災市名 _____

1 要請物資等の品目・数量・受領場所

品 目	数 量	受 領 場 所

2 要請物資等の輸送手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄り臨時ヘリポート () から
- (3) 水路 最寄り港 () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

人 的 応 援 要 請 書

被災市名 _____

1 要請人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場 所	期 間

2 要請人員の交通手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄り臨時ヘリポート () から
- (3) 水路 最寄り港 () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他応援要請書

被災市名 _____

1 要請内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 要請の場所・機関・受入れ人数等

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

様式2（応援通知書）

第 号
平成 年 月 日

被災市長様

応援市長名印

応援通知書

災害時相互応援協定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

添付書類

- 1 様式2 - ○ ○ ○ ○ 応援通知書

担当者名
電話番号
FAX番号

物的 応援 通知 書

応援市名 _____

1 応援物資等の品目・数量・搬入場所

品 目	数 量	搬 入 場 所
	※ ()	

※ () 物的応援に伴う人員関係等記載

2 応援物資等の輸送手段

- (1) 陸路
- (2) 空路
- (3) 水路

3 応援物資等到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

4 応援に関する条件

5 その他特記事項

6 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

人 的 応 援 通 知 書

応援市名 _____

1 派遣人員の活動内容・人数・場所・期間

品 目	数 量	搬 入 場 所

2 派遣人員到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

3 派遣に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他応援通知書

応援市名 _____

1 応援内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 応援の場所・機関・受入れ人数等

3 応援に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

様式3 (応援物資等受領書)

第 号

平成 年 月 日

応 援 市 長 様

被 災 市 長 名 印

応 援 物 資 等 受 領 書

災害時相互応援協定に基づく応援物資等を次のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

様式4 (応援終了報告書)

第 号

平成 年 月 日

被災市長様

応援市長名印

応援終了報告書

平成 年 月 日付第 号で通知した応援については、次のとおり終了しましたので、報告いたします。

記

1 応援事項

(1) 物的応援

応援品目・数量

(2) 人的応援

派遣人数

(3) その他の応援

応援内容

2 その他特記事項

担当者名

電話番号

FAX番号

56-6 災害時の応援に関する協定書

島田市と山形市とは、いずれかの市域において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形市又は島田市において、地震等の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市が応援の要請をするときは、別に定める「災害時の応援に関する協定実施細目」に基づいて行う。

(応援の自主出動)

第4条 大規模災害の発生により、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡すると共に、災害に係る情報を収集し、被災市に提供するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議する。

- 2 被災市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(応援受入体制の整備)

第6条 被災市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定め

る。

(資料の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の実行性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、両市が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

1998年（平成10年）11月17日

山形市

山形市長

島田市

島田市長

災害時の応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第3条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 被災市は、原則として電話・FAX等で次の事項を明らかにし、応援を要請する。

ただし、要請内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えないものとする。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 被災市は、応援要請をしたときは、速やかに応援要請書（様式1）と必要に応じた物的要請書（様式1-1）並びに人的応援要請書（様式1-2）又はその他応援要請書（様式1-3）を送付する。

(応援実施の手続)

第3条 応援市は、前条に基づき次の事項について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
 - (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
 - (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援市は、速やかに応援通知書（様式2）と必要に応じた物的応援通知書（様式2-1）並びに人的応援通知書（様式2-2）又はその他応援通知書（様式2-3）を被災市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第4条 被災市は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

(応援終了の報告)

第5条 応援市は、応援を終了したときは、被災市に応援終了報告書（様式4）を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第6条 災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を周知する。

(連絡会議の開催)

第7条 災害時において、速やかに情報を相互に連絡できるよう、毎年1回の連絡会議を開催する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第6条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

ただし、同条ただし書きに係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が負うものとし、又、被災市への往復の途中において生じたものについては、応援市が賠償責任を負うこととする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災市及び応援市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、1998年(平成10年)11月17日から実施する。

様式1 (応援要請書)

第 号

平成 年 月 日

応 援 市 長 様

被 災 市 長 名 印

応 援 要 請 書

災害時の応援に関する協定書に基づき、応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

(1) 被害概要書

(2) 様式1-〇 〇〇〇〇応援要請書

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

物的 応援 要 請 書

被災市名 _____

1 要請物資等の品目・数量・受領場所

品 目	数 量	受 領 場 所

2 要請物資等の輸送手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄り臨時ヘリポート () から
- (3) 水路 最寄り港 () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

人 的 応 援 要 請 書

被災市名 _____

1 要請人員の活動内容・人数・場所・期間

活 動 内 容	人 数	場 所	期 間

2 要請人員の交通手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄り臨時ヘリポート () から
- (3) 水路 最寄り港 () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他応援要請書

被災市名 _____

1 要請内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 要請の場所・機関・受入れ人数等

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

様式2（応援通知書）

第 号

平成 年 月 日

被災市長様

応援市長名印

応援通知書

災害時の応援に関する協定書に基づき、別紙のとおり応援します。

記

添付書類

- 1 様式2-〇〇〇〇応援通知書

担当者名

電話番号

FAX番号

様式2-1 (物的応援通知書)

物的 応援 通知 書

応援市名 _____

1 応援物資等の品目・数量・搬入場所

品 目	数 量	搬 入 場 所
	※ ()	

※ () 物的応援に伴う人員関係等記載

2 応援物資等の輸送手段

- (1) 陸路
- (2) 空路
- (3) 水路

3 応援物資等到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

4 応援に関する条件

5 その他特記事項

6 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

様式2-2 (人的応援通知書)

人 的 応 援 通 知 書

応援市名 _____

1 派遣人員の活動内容・人数・場所・期間

品 目	数 量	搬 入 場 所

2 派遣人員到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

3 派遣に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他応援通知書

応援市名 _____

- 1 応援内容
 - (1) 医療機関の提供
 - (2) 被害者受入施設の提供
 - (3) 教育施設の提供
 - (4) その他

- 2 応援の場所・機関・受入れ人数等

- 3 応援に関する条件

- 4 その他特記事項

- 5 応援担当責任者
 - 職 名
 - 氏 名
 - 連絡先

様式3 (応援物資等受領書)

第 号

平成 年 月 日

応援市長様

被災市長名印

応援物資等受領書

災害時相互応援協定に基づく応援物資等を次のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担当者名

電話番号

FAX番号

様式4 (応援終了報告書)

第 号

平成 年 月 日

被災市長様

応援市長名印

応援終了報告書

平成 年 月 日付第 号で通知した応援については、次のとおり終了しましたので、報告いたします。

記

1 応援事項

(1) 物的応援

応援品目・数量

(2) 人的応援

派遣人数

(3) その他の応援

応援内容

2 その他特記事項

担当者名

電話番号

FAX番号

56-7 山形広域市町災害時相互応援に関する協定

山形広域圏に所在する市町である山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町（以下「3市2町」という。）は、いずれかの市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定では、3市2町のいずれかにおいて災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請にこたえ、災害を受けていない市町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課の設置）

第2条 3市2町は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第4条 被災市町が応援の要請をするときは、別に定める「山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目」に基づいて行う。

（自主応援）

第5条 被災市町以外の市町は、災害の発生により、被災市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町（以下「応援市町」という。）は、被災市町以外の市町と十分連絡調整を行うとともに、速やかに応援内容等を被災市町に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、第5条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議する。

2 被災市町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合は、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（訓練の実施）

第7条 この協定の実行性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施する。

（他の協定との調整）

第8条 災害に係る応援に関しこの協定で定める事項について、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（平成7年11月20日締結）に定めがある場合は、その定めるところによる。

（補 則）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、3市2町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成11年3月30日から効力を生じる。

平成11年3月30日

山形市長

上山市長

天童市長

山辺町長

中山町長

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施項目は、山形広域市町災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は、別表のとおりとする。

(応援要請の手続)

第3条 協定第4条の規定による応援要請は、被害の種類及び状況を記載した応援要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、応援要請書によることが困難な事情がある場合は、電話又はファックス等により行うものとし、応援要請後相当の期間内に応援要請書を応援市町に送付するものとする。

2 前項の応援要請書には、次の各号に掲げる応援の種類のうちから必要とするものを記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 物資等の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
- (2) 職員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、必要人数、場所、期間等
- (3) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所、期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 前項第1号から第3号に掲げる応援の種類を記載した書面は、同項第1号にあっては物的応援要請書（別記様式第1-1号）、同項第2号にあっては人的応援要請書（別記様式第1-2号）、同項第3号にあってはその他の応援要請書（別記様式第1-3号）とする。

(応援実施の手続)

第4条 応援市長は、前条に基づき次に掲げる事項について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数、場所、期間等
- (3) その他の応援をするときは、要請を受けた内容、場所、期間等
- (4) 前3項にさだめるもののほか必要な事項

2 応援市町は、速やかに応援通知書（別記様式第2号）と必要に応じた物的応援通知書（別記様式第2-1号）、人的応援通知書（別記様式第2-2号）又はその他の応援通知書（別記様式第2-3号）を被災市町に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災市町は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときには、応援市町に応援物資等受領書（別記様式第3号）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援市町は、応援を終了したときは、被災市町に応援終了報告書（別記様式第4号）を送付する。

附 則

この実施細目は、平成11年3月30日から効力を生じる。

別表（第2条関係）

連絡担当課一覽

平成30年4月1日現在

市町名	担当課	電話番号	
		N T T	県防災無線
山形市	防災対策課	(Tel) 023-641-1212 (Fax) 023-624-8847	(Tel) 7-700-101 (Fax) 7-700-150
上山市	庶務課	(Tel) 023-672-1111 (Fax) 023-672-1112	(Tel) 7-701-901 (Fax) 7-701-950
天童市	危機管理室	(Tel) 023-654-1111 (Fax) 023-653-0714	(Tel) 7-702-452 (Fax) 7-702-150
山辺町	防災対策課	(Tel) 023-667-1111 (Fax) 023-667-1112	(Tel) 7-703-104 (Fax) 7-703-150
中山町	総務課	(Tel) 023-662-2111 (Fax) 023-662-5176	(Tel) 7-704-103 (Fax) 7-704-150

第 号

平成 年 月 日

応 援 市 町 長 様

被 災 市 町 長 名 印

応 援 要 請 書

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目第3条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

(1) 被害概要書

(2) 様式第1-〇号 〇〇〇応援要請書

担 当 者 名

電 話 番 号

FAX 番 号

物的応援要請書

被災市町名 _____

1 要請物資等の品目・数量・受領場所

品目	数量	受領場所 (位置図添付)

2 要請物資等の輸送手段

(1) 陸路 可・不可

(2) 空路 最寄りの臨時ヘリポート () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職名

氏名

連絡先

人的応援要請書

被災市町名 _____

1 要請人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場所 (位置図添付)	期間

2 要請人員の交通手段

(1) 陸路 可・不可

(2) 空路 最寄りの臨時ヘリポート () から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職名

氏名

連絡先

その他の応援要請書

被災市町名 _____

1 要請内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 要請の場所・機関・受入人数等（位置図等添付）

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

平成 年 月 日

被災市町長様

応援市町長名印

応援通知書

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目第4条の規定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

添付書類

- 1 様式第2-〇号 〇〇〇応援通知書

担当者名

電話番号

FAX番号

物的応援通知書

応援市町名 _____

1 応援物資等の品目・数量・搬入場所

品 目	数 量	搬 入 場 所
	※ ()	

※ () 物的応援に伴う人員関係等記載

2 応援物資等の輸送手段

- (1) 陸路
- (2) 空路

3 応援物資等到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

4 応援に関する条件

5 その他特記事項

6 要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

人的応援通知書

応援市町名 _____

1 派遣人員の活動内容・人数・場所・期間

品 目	数 量	搬 入 場 所

2 派遣人員到着までの所要時間 約 _____ 時間 _____ 分

3 派遣に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

その他の応援通知書

応援市町名 _____

1 応援内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 応援の場所・機関・受入人数等

3 応援に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

平成 年 月 日

応援市町長様

被災市町長名印

応援物資等受領書

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目第5条の規定に基づく応援物資等を、下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担当者名

電話番号

FAX番号

平成 年 月 日

被災市町長様

応援市町長名印

応援終了報告書

平成 年 月 日付第 号で通知した応援については、下記のとおり終了しましたので、報告いたします。

記

1 応援事項

(1) 物的応援

応援品目・数量

(2) 人的応援

派遣人数

(3) その他の応援

応援内容

2 その他特記事項

担当者名

電話番号

FAX番号

56-8 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、別表第1に定める地方公共団体（以下「関係団体」という。）間の緊急時における廃棄物処分の相互援助に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急時 災害若しくは廃棄物処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分することができなくなったとき又は廃棄物を処分することができなくなるおそれがあるときをいう。
- (2) 廃棄物 援助を要請する関係団体（以下「要請団体」という。）自身が処分している一般廃棄物等をいう。
- (3) 援助団体 援助の要請を受けた関係団体をいう。

(要 請)

第3条 要請団体は、緊急時に廃棄物処分の援助を要請しようとするときは、援助団体に対し、次に掲げる事項を記載した文書を提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、要請後速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 緊急の状況及び要請する理由
- (2) 援助の要請の期間
- (3) 廃棄物の種類及び量
- (4) その他要請団体が必要と認める事項

(援助の実施)

第4条 要請団体は、一般廃棄物の処理及び業務に支障のない限り、当該要請に応じるものとする。

(廃棄物の搬入)

第5条 要請団体は、廃棄物を援助団体の指示する廃棄物処理施設に搬入するものとする。ただし、要請団体において搬入することができない場合は、双方協議のうえ、搬入方法を決定するものとする。

(経 費)

第6条 第4条の規定による援助の実施及び前条の規定による廃棄物の搬入に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額については、関係団体で協議して別に定めるものとする。

[平20改]

(連絡責任者)

第7条 第3条各号に掲げる事項の連絡を確実かつ円滑に実施するため、連絡責任者を別表第2のとおり定めておくものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに、いずれかの関係団体からも協定を改定する旨の申出がない場合は、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

(実施細目)

第9条 実施細目については、別に定めるものとする。

(疑義等の決定及び改定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたとき、又は協定を改定する必要が生じたときは、関係団体が協議して定めるものとする。

平成16年4月1日

山形市長
山形広域環境事務組合
管理者 山形市長
東根市外二市一町共立衛生処理組合
管理者 東根市長
西村山広域行政事務組合
理事長
置賜広域行政事務組合
理事長 米沢市長
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管理者 尾花沢市長
最上広域市町村圏事務組合
理事長

別表第1

関係団体

山形市
山形広域環境事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合
西村山広域行政事務組合
置賜広域行政事務組合
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
最上広域市町村圏事務組合

別表第2

連絡責任者

山形市環境部清掃管理課長
山形市広域環境事務組合事務局長
東根市外二市一町共立衛生処理組合事務局長
西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所長
置賜広域行政事務組合事務局長
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合事務局長
最上広域市町村圏事務組合事務局長

実 施 細 目（協定書関係解釈）

緊急時における廃棄物処理相互援助協定書の実施細目は、次のとおりとする。

1. 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書の締結は、廃棄物処理施設を有する「関係団体」に限るものとする。

なお、「関係団体」は、協定書の締結及び実施に当たり構成市町と十分な連携を図るものとする。

2. 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書における用語の解釈及び運用は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める緊急時の解釈

- ① 災害とは、台風・地震等の自然災害とし、災害により施設等に被害が生じた場合とする。
- ② 廃棄物処理施設の重大な故障等とは、施設の修復におおむね1週間以上を要する場合とする。

- (2) 第3条に定める要請の対応

- ① 要請団体は、援助団体に対して事前に電話等で連絡を行い、受け入れについて確認するものとする。
- ② 援助団体は、要請を受けたときは、できるだけ早急に要請団体に対し、受入れの可否を回答するものとする。

- (3) 第4条に定める援助の実施方法

援助の実施方法は、要請団体と援助団体との受託契約によるものとする。

なお、契約の締結は、双方速やかに行うものとし、受託契約については、統一した契約書により締結するものとする。また、委託料の請求については、関係団体が指定する請求方法及び納付書を用いるものとする。

- (4) 第5条に定める廃棄物の搬入

要請団体は、援助団体の処理施設までごみの搬入が行うことができない場合はごみの運搬業務を援助団体が代わりに行うことができるものとし、当該業務について別途契約書を締結するものとする。

- (5) 第6条第2項に定める費用の額は、災害の場合においては次のとおりとし、施設の故障等の場合は、災害の場合の1.5倍とする。

- ① ごみ 援助団体の条例単価
- ② し尿3,700円/KL（消費税相当額を含む。）

- (6) 第7表に定める連絡責任者の届出

別表第2の連絡責任者に変更があるときは、速やかに連絡するものとする。

- (7) 第8条に定める有効期間

協定の有効期間は締結の日から3年間とし、改定の必要がない場合は更に3年間の期間を単位として自動更新するものとする。

この実施細目は、平成16年4月1日から運用するものとする。

56-9 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、山形市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 山形市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 山形市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認められたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月28日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省東北地方整備局長

乙 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市長

56-10 災害時における病院間の相互支援に関する協定

仙台市立病院（以下「甲」という。）、市立秋田総合病院（以下「乙」という。）及び山形市立病院済生館（以下「丙」という。）は、災害時における病院間の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的及び趣旨）

第1条 本協定は、地震・台風等による災害が発生し、本協定を締結した被災病院（以下「協定被災病院」という。）のみでは、協定被災病院に係る患者の身体・生命の安全等の応急措置に十分に対応できない場合において、本協定を締結した他病院（以下「協定他病院」という。）から協定被災病院に対する支援を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 協定他病院が行う支援（以下「支援」という。）の内容は、災害の発生直後の初期対応を中心に次のとおりとする。

- （1）医療機器、薬品類、食料その他応急物資の援助措置
- （2）医師、看護師、コメディカルその他の人員の派遣措置
- （3）前2号に定めるもののほか、患者の移送等も含め協定被災病院から特に要請があった事項

（支援要請の手続）

第3条 協定被災病院は、協定他病院に対し、次の事項を明らかにして、電話等により支援の要請を行うものとし、事後において速やかにその内容を文書により協定他病院に通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条各号に掲げるものの品名、数量、職種別人員
- （3）支援の場所及び支援の場所への経路
- （4）支援の期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援に要する経費の負担）

第4条 支援に要する経費の負担は、甲乙丙別途協議のうえ決定するものとする。

（相互連絡窓口）

第5条 甲乙丙は、あらかじめ相互支援に関するそれぞれの連絡担当部署を定め、災害が発生した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 甲乙丙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、定期的に連絡会議を開催

するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

2 本協定の実施に関し必要な事項は、第5条に定める甲乙丙の連絡担当部署が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙丙は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年12月19日

甲 仙台市立病院
病院事業管理者
院長

乙 市立秋田総合病院
開設者 秋田市長
院長

丙 山形市立病院済生館
開設者 山形市長
館長

56-11 災害等発生時における施設の提供に関する協定書

山形市長（以下「甲」という。）と山形警察署長（以下「乙」という。）は、災害等が発生した場合における乙の災害警備本部の用に供する甲の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態（以下「災害等」という。）の発生により、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合又はそのおそれがある場合に、乙の要請に応じ、甲が保有する施設（以下「施設」という。）を乙に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 乙は、災害等が発生した場合において施設を必要とするときは、甲に対して、施設の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の提供）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、次の施設の一部を乙に提供するものとする。

甲が提供する施設

名称 山形国際交流プラザ

位置 山形市平久保100番地

（使用目的）

第4条 乙は、甲から提供を受けた施設を災害警備本部として使用することができる。

（費用負担）

第5条 第3条の規定による提供に係る使用料又は利用料金は、山形国際交流プラザ条例（平成5年山形市条例第17号）の規定により、減免する。

2 原状に回復する費用については、山形国際交流プラザ条例の規定により、乙が負担する。

3 前2項の費用のほか、災害警備本部の管理運営に係る費用については、乙が負担する。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市長

乙 山形市松波二丁目8番1号

山形警察署長

56-12 山形県山形市と宮城県加美町との 災害時相互応援に関する協定書

山形県山形市（以下「甲」という。）と宮城県加美町（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び復旧・復興（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合で、被災した甲又は乙（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急対策等を実施することができないときに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に基づく応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水等の提供
- （2）応急物資（生活必需品等）の提供
- （3）応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- （4）被災者及び児童・生徒等の受入れ
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として相当であると認めたもの

（連絡担当課の指定）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ相互に応援の要請に関する連絡担当課を定めておくものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、次の事項を明らかにし、前条の連絡担当課を通じて応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）提供を要請する物資、資機材等の品名、数量等
- （3）派遣を要請する職員の職種、人数等
- （4）受入れを要請する被災者及び児童・生徒等の人数等
- （5）応援の場所及び経路
- （6）応援の期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、電話、電信等を通じて行うことができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(自主応援)

第5条 甲又は乙は、被災市町の被害が極めて甚大で、連絡が取れない場合又は被災市町が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。

2 前項の場合において、甲又は乙は、前条の規定による要請があったものとみなす。

(輸送)

第6条 応急物資等の輸送は、原則として応援を行う甲又は乙が行うものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した経費は原則として応援を要請した甲又は乙が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定めるものとする。

(住民等の援助に対する支援)

第8条 甲又は乙は、本協定の趣旨を考慮し、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その援助を行うことができるよう努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年5月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
加美町
加美町長

56-13 災害時における施設使用に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形市（以下「乙」という。）は、山形市山寺地区の災害時における甲が管理する施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市山寺地区において風水害、土砂災害その他甚大な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれが生じ、甲が管理する施設を使用して乙が避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 天童市山王1番1号
施設名 山形県総合運動公園

（施設の使用申請）

第3条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じ、山形市山寺地区の全域で避難が必要となった場合において、施設の使用が防災上必要と認めるときは、甲に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、書面をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 甲は、前条の規定による申請を受けた場合において、防災上必要であり、かつ、施設の使用に防災上の支障がないと認めたときは、施設のうちアリーナ、サブアリーナ（山形県災害対策本部が設置されたときを除く。）、剣道場、柔道場及び合宿所並びに駐車場（特設駐車場を含む。）の全部又は一部について乙の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 乙は、甲から使用許可を受けた施設を避難所及び避難者の駐車場として使用することができる。

（避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所の管理運営について乙に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、この協定によるこの施設の使用について、山形県都市公園条例（昭和55年3月山形県条例第17号）に定める使用料を免除する。

2 乙は、避難所の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び乙の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、甲が当該費用を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、乙が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。

(開設期間)

第8条 避難所として施設を使用する期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、7日の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

(避難所解消への努力)

第9条 乙は、甲による施設の使用を早期に再開できるよう避難所として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 乙は、避難所としての施設の使用を終了する場合は、甲に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、平素から各々の担当者を特定し、情報の交換を行うことにより、災害時におけるこの協定の円滑な運用を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月15日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事

乙 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

56-14 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣旨)

第1条 本協定は、災害により日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）の正会員及び準正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会山形県支部規則」第8条に基づき、会員が相互に行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 県支部内の会員を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は、別図のとおりとする。

2 県支部長都市にこの協定の事務局を設置する。

(責務)

第3条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、可能な限り応援活動に協力する。

2 代表都市は、本協定の実施に必要なブロック内の相互応援体制を確立する。

3 県支部長は、会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な総合調整を行い、県支部内の相互応援体制を確立する。

(情報連絡)

第4条 県支部長及び会員は、予め本協定の実施に必要な情報連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生の恐れがあるときに、速やかに必要な情報連絡を行う。

(情報連絡調整)

第5条 県支部長及び代表都市は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。

2 県支部長都市または代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

3 情報連絡担当事業体は、対象となる代表都市ごとに別に定める。

(県支部現地救援本部の設置)

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認めた場合に、現地における応援体制の整備を目的とする県支部現地救援本部を設置することができる。

2 災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行

する。

(応援要請)

第7条 代表都市は、ブロック内の被災した会員（以下「被災会員」という。）から応援要請があり、ブロック内での対応が困難であると認めた場合又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に応援要請を行う。

2 前項により応援要請を受けた県支部長は、効果的な応援活動が期待できる代表都市に対して応援要請を行うものとする。

3 前項により県支部長からの応援要請を受けた代表都市は、ブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告する。

4 前項により代表都市から報告を受けた県支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災会員に通知する。

5 第1項により応援要請を受けた県支部長は、県支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会東北地方支部に応援要請を行う。

(応援依頼)

第8条 地震等の災害発生や気象情報等により水道被害の発生が見込まれる場合、会員は可能な限り代表都市へ応援要請の前段階としての応援依頼を行う。

2 代表都市は、前項により応援依頼があり、ブロック内での対応が困難であると認めた場合又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に応援依頼を行う。

3 前項により応援依頼を受けた県支部長は、効果的な応援活動ができるよう情報連絡調整を行う。

(応援活動)

第9条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援隊の派遣)

第10条 第7条により第9条に規定する応援活動の要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

(応援隊の受け入れ)

第11条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定する。

- 2 応援隊の受け入れに必要となる宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

(中継会員)

第12条 県支部長は、県支部内で水道の被害が発生し、被災ブロック以外のブロックからの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員(「中継会員」という。)を、関係するブロック代表都市等と協議のうえ会員の中から定めることができる。

(支援拠点会員)

第13条 県支部長は、災害の規模が大きく、ブロック域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員(「支援拠点会員」という。)を、関係する代表都市等と協議のうえ会員の中から定めることができる。

(応援活動の終了)

第14条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、代表都市にその内容を報告する。

- 2 前項により報告を受けた代表都市は、その内容を県支部長に報告する。
- 3 前項により報告を受けた県支部長は、当該応援会員の所属する代表都市に応援活動の終了を通知する。
- 4 前項により通知を受けた代表都市は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(応援活動の費用負担)

第15条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(防災協議会)

第16条 県支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的に開催する。

- 2 防災協議会は、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を含む必要な者で構成するものとする。

(会員以外への協力)

第17条 県等の行政機関または日本水道協会東北地方支部から会員以外の水道事業者及び簡易水道事業者に対する応援要請があった場合、県支部長及び代表都市は本協定に準じた応援要請等に対応する。

- 2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(指針)

第18条 県支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

(協議)

第19条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の震害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)」は、廃止する。

附則(平成27年4月24日改定)

1 この協定は、平成27年4月24日から適用する。

56-15 災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と防衛省陸上自衛隊神町駐屯地（以下「乙」という。）は、災害時における派遣隊員（以下「派遣隊員」という。）の留守家族支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、乙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が派遣される際に、甲が乙に対して行う派遣隊員の留守家族支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、甲が可能な範囲で最大限に適用されるものとする。
2 甲及び乙は、甲の区域内に居住し、乙以外の駐屯地等に勤務する派遣隊員の留守家族についても可能な範囲で支援の対象とするものとする。

（支援の内容）

第3条 この協定により、甲が派遣隊員の留守家族に行う支援は次の事項とする。
(1) 隊員家族連絡カード所持者に対する安否確認協力
(2) 乙の部隊内「子どもの面倒を見る施設」開設時における保育士等の助言及び指導
(3) 留守家族への生活・健康・悩み事等の各種相談
(4) その他状況に応じ支援が必要と思われる事項

（支援要請方法）

第4条 前条に規定する支援の要請方法は、乙が甲に口頭とするものとする。

（調整窓口）

第5条 派遣隊員及び留守家族に甲が行う支援の調整について、甲は総務部防災対策課、乙は業務隊厚生科をそれぞれ窓口とする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災対策課長、乙においては業務隊厚生科長とする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平素から相互に情報交換を行うものとする。また、各支援活動中に覚知した支援に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれかから解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証としてこの協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年2月10日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 東根市神町南三丁目1番1号
防衛省 陸上自衛隊
神町駐屯地司令 陸将補

56-16 災害時における指定避難所の指定等に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形刑務所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生又はそのおそれがある場合に開設する避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、甲が乙の施設を指定避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に指定避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が指定避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 山形市あけぼの二丁目1番1号
名称 山形刑務所鍛錬場

（協力の要請）

第3条 甲は、災害の発生又はそのおそれがある場合で、乙の施設に避難者を受け入れる必要があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における避難所の開設及び避難者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等により要請し、事後に当該申請書を提出するものとする。

（受入れ等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）があったときは、避難者の受入れの可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、乙の行政活動に支障が生じるおそれがある場合を除き、可能な限り甲の要請を受け入れるものとする。

2 乙は、災害時において、前条の規定による甲の申請に基づき、乙の施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき乙の施設を使用するものとする。

3 乙は、前条の申請を許可する場合には、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

4 乙は、前条第1項の規定による甲の要請がない場合において、避難者を乙の施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、前項の規定による乙の報告に基づき、同項の避難者を甲の要請に基づき乙が受け入れたものとみなす。この場合において、甲は、前条第2項の規定による要請の手続を行うものとする。

6 乙は、避難所の開設及び運営によって乙の設備、施設又は土地が損傷した場合には、甲に対し、速やかに届け出るものとする。

（受入期間等）

第5条 乙が避難者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議の上、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 甲は、受入期間が終了したときは、指定避難所を閉鎖するものとする。

4 甲は、指定避難所を閉鎖するときは、使用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

5 前項の規定により原状に復すために要する費用は、甲が負担するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、請求のあった日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除権)

第8条 甲は、乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるときは、この協定を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるときは、この協定を解除することができる。

(連絡責任者の選任等)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。連絡責任者の変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市あけぼの二丁目1番1号
山形刑務所
山形刑務所長

山形刑務所長 様

申請者 住所 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市長 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 山形市あけぼの二丁目1番1号
- (2) 区分 土地（別添位置図のとおり）
- (3) 数量 山形刑務所 鍛錬場 495平方メートル

2 使用しようとする理由

地域住民等の避難所の開設

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

国有財産使用許可書

年 月 日

山形市長 殿

法務省所管国有財産部局長

山形刑務所長

山形市長から依頼がありました地域住民等の避難所開設のため、当初所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

1 使用場所

- (1) 所在 山形市あけぼの二丁目1番1号
- (2) 区分 土地（別添位置図のとおり）
- (3) 数量 当所 鍛錬場 495平方メートル

2 使用内容

地域住民等の避難所の開設

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損傷させないように注意して使用すること。
- (2) 避難所での事故及びトラブルに関しては、山形市が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

56-17 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
- 2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。

平成31年4月1日

山形市 山形市長

福井市 福井市長

甲府市 甲府市長

寝屋川市 寝屋川市長

函館市 函館市長

旭	川	市	旭	川	市	長
青	森	市	青	森	市	長
八	戸	市	八	戸	市	長
秋	田	市	秋	田	市	長
福	島	市	福	島	市	長
郡	山	市	郡	山	市	長
い	わ	き	い	わ	き	市
盛	岡	市	盛	岡	市	長
宇	都	宮	宇	都	宮	市
越	谷	市	越	谷	市	長
川	越	市	川	越	市	長
川	口	市	川	口	市	長
船	橋	市	船	橋	市	長
横	須	賀	横	須	賀	市
柏		市	柏		市	長
前	橋	市	前	橋	市	長
高	崎	市	高	崎	市	長
八	王	子	八	王	子	市
富	山	市	富	山	市	長
金	沢	市	金	沢	市	長
長	野	市	長	野	市	長
岐	阜	市	岐	阜	市	長
豊	橋	市	豊	橋	市	長
岡	崎	市	岡	崎	市	長
豊	田	市	豊	田	市	長
高	槻	市	高	槻	市	長
枚	方	市	枚	方	市	長
八	尾	市	八	尾	市	長
東	大	阪	東	大	阪	市
姫	路	市	姫	路	市	長
和	歌	山	和	歌	山	市
大	津	市	大	津	市	長
豊	中	市	豊	中	市	長
明	石	市	明	石	市	長
西	宮	市	西	宮	市	長
奈	良	市	奈	良	市	長
尼	崎	市	尼	崎	市	長

鳥	取	市	鳥	取	市	長	
松	江	市	松	江	市	長	
吳		市	吳	市		長	
福	山	市	福	山	市	長	
下	関	市	下	関	市	長	
高	松	市	高	松	市	長	
松	山	市	松	山	市	長	
高	知	市	高	知	市	長	
長	崎	市	長	崎	市	長	
佐	世	保	佐	世	保	市	長
大	分	市	大	分	市	長	
宮	崎	市	宮	崎	市	長	
鹿	児	島	鹿	児	島	市	長
久	留	米	久	留	米	市	長
那	覇	市	那	覇	市	長	

協定締結権者

倉	敷	市	倉	敷	市	長
---	---	---	---	---	---	---

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。

平成31年4月1日

山形市	山形市長
福井市	福井市長
甲府市	甲府市長
寝屋川市	寝屋川市長
函館市	函館市長
旭川市	旭川市長
青森市	青森市長
八戸市	八戸市長
秋田市	秋田市長
福島市	福島市長
郡山市	郡山市長
いわき市	いわき市長
盛岡市	盛岡市長
宇都宮市	宇都宮市長
越谷市	越谷市長
川越市	川越市長
川口市	川口市長
船橋市	船橋市長
横須賀市	横須賀市長
柏市	柏市長
前橋市	前橋市長

高	崎	市	高	崎	市	長
八	王	子	八	王	子	市
富	山	市	富	山	市	長
金	沢	市	金	沢	市	長
長	野	市	長	野	市	長
岐	阜	市	岐	阜	市	長
豊	橋	市	豊	橋	市	長
岡	崎	市	岡	崎	市	長
豊	田	市	豊	田	市	長
高	槻	市	高	槻	市	長
枚	方	市	枚	方	市	長
八	尾	市	八	尾	市	長
東	大	阪	東	大	阪	市
姫	路	市	姫	路	市	長
和	歌	山	和	歌	山	市
大	津	市	大	津	市	長
豊	中	市	豊	中	市	長
明	石	市	明	石	市	長
西	宮	市	西	宮	市	長
奈	良	市	奈	良	市	長
尼	崎	市	尼	崎	市	長
鳥	取	市	鳥	取	市	長
松	江	市	松	江	市	長
呉		市	呉	市		長
福	山	市	福	山	市	長
下	関	市	下	関	市	長
高	松	市	高	松	市	長
松	山	市	松	山	市	長
高	知	市	高	知	市	長
長	崎	市	長	崎	市	長
佐	世	保	佐	世	保	市
大	分	市	大	分	市	長
宮	崎	市	宮	崎	市	長
鹿	児	島	鹿	児	島	市
久	留	米	久	留	米	市
那	覇	市	那	覇	市	長

協定締結権者

倉敷市 倉敷市長

56-18 東北中央自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山形市、上山市、西村山広域行政事務組合、置賜広域行政事務組合、天童市及び東根市（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政区域のうち、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「東北中央自動車道」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東北中央自動車道において火災、救急又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の消防及び救急業務の相互応援に関し必要な事項を定めることにより、災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 応援は、別表に定める応援区域等の区分に基づき行うものとする。

2 協定市等は、前項に規定する応援区域等内において災害等の発生を覚知したときは、応援要請の有無にかかわらず、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

3 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があったときは、消防隊等を出動させるものとする。

（応援の通報）

第3条 協定市等は、前条第2項の規定に基づき出動をしたときは、直ちに災害等の発生地及び内容を管轄する協定市等に出動した旨を通報するものとする。

（指揮）

第4条 同一の災害等に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害等の発生地を管轄する協定市等が行うものとする。ただし、災害等の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等の最高指揮者が指揮するものとする。

（災害等の事務処理）

第5条 火災の発生地を管轄する協定市等は、火災の事務処理を行うため、直ちに出動するものとする。

2 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が事務処理を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 出動に要する経費は、原則として出動した協定市等の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等重大な破損による補修費その他疑義が生じた経費の負担については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 協定市等は、前項に定めるもののほか、相互応援に関し通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、経費の負担について東日本高速道路株式会社と協議するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、協定市等が協議して定めるものとする。

(東北中央自動車道における消防相互応援協定書の廃止)

第9条 東北中央自動車道における消防相互応援協定書(平成14年9月9日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月30日

山形市長

上山市長

西村山広域行政事務組合理事長

置賜広域行政事務組合理事長米沢市長

天童市長

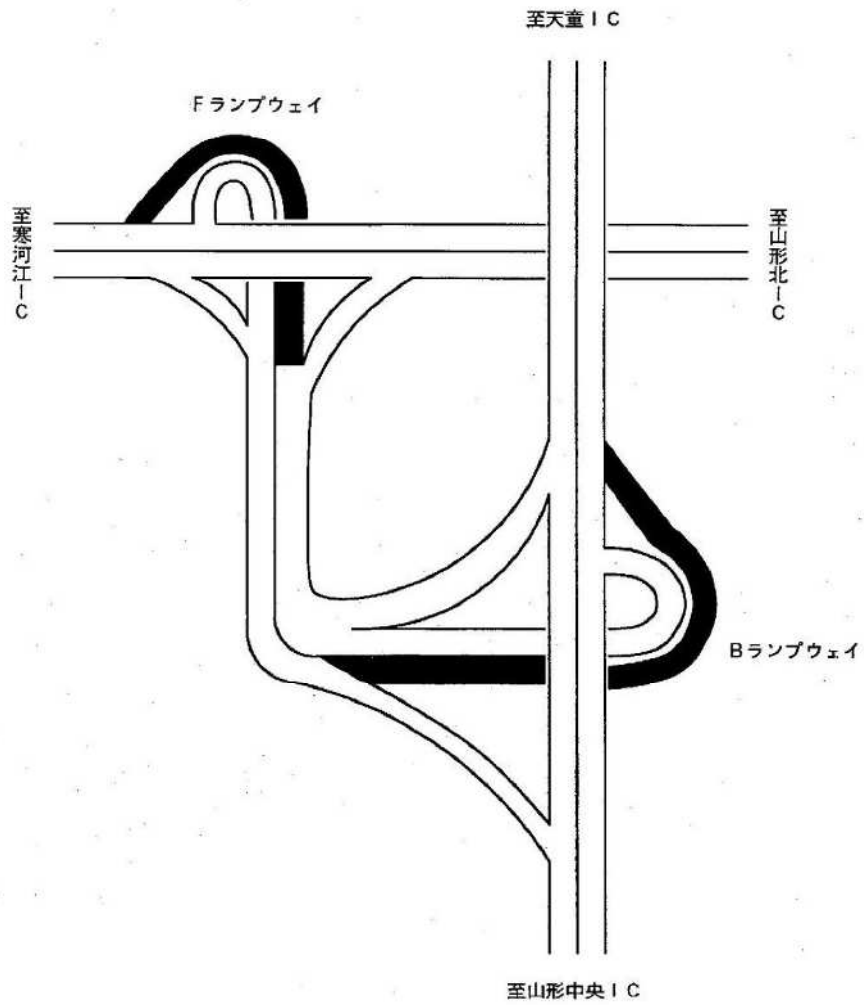
東根市長

別表

協定市等	応援区域等
山形市	東北中央自動車道上り線のうち山形市と上山市の境界から山形上山 I C までの区間及び同道下り線のうち山形市と天童市の境界から天童 I C までの区間
上山市	東北中央自動車道下り線のうち上山市と山形市の境界から山形中央 I C までの区間及び同道上り線のうち上山市と南陽市の境界から南陽高島 I C までの区間
西村山広域行政事務組合	東北中央自動車道山形 J C T のうち F ランプウェイ（別図参照）部分
置賜広域行政事務組合	東北中央自動車道下り線のうち南陽市と上山市の境界からかみのやま温泉 I C までの区間
天童市	東北中央自動車道上り線のうち天童市と山形市の境界から山形中央 I C までの区間及び同道下り線のうち天童市と東根市の境界から東根 I C までの区間並びに同道山形 J C T のうち B ランプウェイ（別図参照）部分
東根市	東北中央自動車道上り線のうち東根市と天童市の境界から天童 I C までの区間

別 図

山 形 J C T



56-19 災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、帰宅困難者が災害時拠点強靱化緊急促進事業により整備した乙の所有する一時滞在施設に一時滞在することが可能となるよう、当該施設の受入れの方法等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語は、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成26年4月1日国住街第165号国土交通省住宅局長通知）において使用する用語の例による。

（一時滞在施設）

第3条 この協定の対象となる一時滞在施設の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 山形県総合文化芸術館
- (2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号
- (3) 面積 15,789.60平方メートル
- (4) 帰宅困難者の受入れ予定人数 3,030人

（帰宅困難者の受入れの要請等）

第4条 甲は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、帰宅困難者のための一時滞在施設の開設が必要となったときは、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ
- (2) 備蓄品及びトイレの帰宅困難者への提供
- (3) 一時滞在施設への帰宅困難者の誘導及び当該施設における災害関連情報の提供その他帰宅困難者に対する支援

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、一時滞在施設の被害状況を調査し、受入れの可否について速やかに甲に対して回答するものとする。

3 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な旨を回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、一時滞在施設及びその敷地内の人目につきやすい場所において一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

4 第1項の規定による要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、口頭で要請することができる。

5 甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請した場合においては、当該要請の後速やかに乙に対して同項の書面を提出するものとする。

(一時滞在施設に関する情報の提供等)

第5条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入れが可能な旨の回答があったときは、緊急時の情報伝達手段（テレビ、ラジオ、SNS等）により、一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供するとともに、一時滞在施設に誘導するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(受入れ期間)

第6条 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間は、3日以内とする。ただし、乙が特に認めるときは、この限りでない。

(受入れの報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定による要請に応じたときは、その受入れ人数、受入れ期間等の受入れ実績を書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち前項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設を使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合において、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、甲がその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を書面により通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するもの

とする。

(災害時の情報共有)

第12条 甲及び乙は、一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第16条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第15条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、書面によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に規定する有効期間内であってもこの協定を変更することができる。

(協定の効力)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から一時滞在施設が存続するまでの期間とする。

この協定の締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月1日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事

57-1 山形市と川崎市の協定に基づく災害時における食糧の調達に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、別紙の協定書に基づいて災害時における応急対策として、必要な事項については、山形市長（以下「甲」という。）と山形県パン協同組合（以下「乙」という。）との間に、食糧の調達に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害により食糧の調達要請する必要があると認めるときは、文書をもって、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食糧の調達量明記
- (3) 食糧の受払場所の明記
- (4) その他必要事項

(実 施)

第3条 乙は、食糧の調達要請を受けたときは、業務に支障のない限り実施するものとする。

(経 費)

第4条 前条の業務遂行に要した費用は、要請を行った甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては山形市総務部総務課長を、乙においては山形県パン協同組合理事長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は甲・乙両当事者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、昭和44年9月5日から1カ年とし、満了後は甲、乙両当事者が協議して定めるものとする。

前項の期間満了1カ月前までに甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、引続き1カ年間

有効として以後この例による。

この協定の成立を証するため、甲、乙両当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和44年9月5日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市長

乙 山形市七日町三丁目2番26号
山形県パン協同組合
理事長

覚 書

この協定に基づき、物資の調達についての連絡は下記のとおりとする。

第1候補	株式会社	山形糧穀	(山形) TEL0236 (41) 3461
第2候補	株式会社	置賜糧穀	(高畠) TEL0238 (52) 1331
第3候補	株式会社	マルヨネ糧穀	(米沢) TEL02382 (3) 1771

57-2 山形市と川崎市の協定に基づく災害時における物資の輸送に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、別紙の協定書に基づいて災害時における応急対策として必要な事項について、山形市長（以下「甲」という。）と日本通運株式会社山形支店（以下「乙」という。）との間に物資の輸送に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害により物資の輸送を要請する必要があると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 物資の輸送先明記
- (3) 物資の輸送方法の明記
- (4) その他必要事項

(実 施)

第3条 乙は、物資等の輸送要請を受けたときは、業務に支障のない限り実施するものとする。

(経 費)

第4条 前条の業務遂行に要した費用は、要請を行った甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては山形市総務部総務課長を、乙においては、日本通運株式会社山形支店支店長代理（業務担当）を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲、乙両当事者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、昭和44年9月5日から1カ年間とし、満了後は甲、乙両当事者が協議して定めるものとする。

前項の期間満了1カ月前まで甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、引続き1カ年間有

効とし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、甲、乙両当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和44年9月5日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市長

乙 山形市幸町1番3号
日本通運株式会社山形支店
支店長

57-3 山形コミュニティ放送の緊急電話放送装置利用に関する協定書

山形市長佐藤幸次郎（以下「甲」という）と山形コミュニティ放送株式会社代表取締役社長玉井恒（以下「乙」という）とは、山形コミュニティ放送の緊急電話放送装置の利用について以下のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、放送業務委託契約書第3条の規定に基づき、甲が山形コミュニティ放送の緊急電話放送システムを利用して、直接災害等の情報を放送するために締結するものである。

（利 用）

第2条 緊急電話放送システムは、放送番組に強制的に割り込むものであるため、その利用は以下の場合に制限される。

1. 山形市内に緊急に周知すべきであると甲が判断する災害等の危険が予測される或いは、災害等が発生した場合。

（運 用）

第3条 緊急電話放送システムの利用にあたっては、山形コミュニティ放送の編成権を侵害しないよう、以下の手順を経るものとする。

1. 甲は、山形コミュニティ放送の責任者に連絡し、システムの利用について了解を得る。
2. 甲は、管理された暗証番号及びシステムの電話番号を利用して、定められた手順により、情報を放送する。
3. 甲は、放送実施後、山形コミュニティ放送の責任者に対し、情報告知の終了を報告する。
4. 甲は、確認のため、緊急電話放送システムの利用月日、利用内容、担当者の氏名等を文書にして山形コミュニティ放送の社長に報告する。

（暗証番号）

第4条 緊急電話放送装置の電話番号及び暗証番号は、その取り扱いを秘匿する。

2. 甲は、緊急電話放送装置の電話番号及び暗証番号を記入した取扱書を、鍵のかかる設備に保管し、秘匿性を担保する。
3. 一度使用された暗証番号は、山形コミュニティ放送によって変更され、二度使用されないようにする。変更された暗証番号は、乙から甲に通知される。

（実 施）

第5条 本協定は、平成7年4月1日より実施する。

平成7年4月1日

甲 山形市長

乙 山形市本町二丁目4-14
山形コミュニティ放送株式会社
代表取締役社長

57-4 水道施設の災害に伴う応援協定書

山形市水道事業管理者阿部勇蔵（以下「甲」という。）と山形市管工事協同組合理事長舩橋征吾（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

- 第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時に給水機能を早期に回復するため、乙の応援を得て、応急復旧工事等を実施することを目的とする。
- 2 日水協東北地方支部及び日水協山形県支部で相互応援計画の協定を締結している都市が災害を受け、甲に対し応急復旧工事等の応援隊の派遣要請があった場合、乙の応援を得て速やかに対処することを目的とする。

（協力要請）

- 第2条 前条の目的を達成するため、甲が主宰する水道施設災害対策会議に乙の参加を要請する。
- 2 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。
- 3 甲は、相互応援計画の協定により、応援隊が必要であると認めたときは、乙に派遣を要請する。

（要請手続）

- 第3条 甲は、第2条第1項、第2項の規定により、乙の会議の参加要請及び出動要請を行う場合は、電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

（復旧活動）

- 第4条 乙は、第2条の出動要請又は派遣要請があったときは、乙の組合員の中から施工業者を選抜き甲に報告するものとする。
- 2 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。
- 3 前項の職員が派遣されない場合は、職員の了解を得て、応急復旧工事等を実施する。

（着工報告）

- 第5条 施工業者は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告する。

（完了報告書）

- 第6条 施工業者は、応急復旧工事等を完了したときは、甲に完了報告書を提出する。

(費用の立替え)

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定により施工業者が一時立て替えた費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、施工業者と協議の上支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

(報告事項)

第10条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

平成8年1月29日

甲 山形市水道事業管理者

乙 山形市管工事協同組合理事長

57-5 災害時における応急対策用燃料(石油類)等の 供給応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形県石油協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急対策用燃料としての石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び市避難所等の暖房用燃焼器具の確保を図るため、乙が甲に石油類及び暖房用燃焼器具を供給すること（以下「供給応援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（供給応援の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所
- (4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に、報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した場所
- (3) その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による供給応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連

絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、石油類及び暖房用燃焼器具の価格は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市北町二丁目5番26号
山形県石油協同組合
理事長

57-6 災害時における生活必需物資の供給応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と協同組合山形流通団地（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等への生活必需物資の速やかな供給を図るため、乙が甲に生活必需物資の供給を行うこと（以下「供給応援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（生活必需物資の種類）

第2条 生活必需物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙の所属企業が取り扱っている品目とする。

- (1) 食料品（加工食品、菓子パン、缶詰、粉ミルク等）
- (2) 衣料品（外衣、下着等）
- (3) 寝具類（毛布等）
- (4) 食器類（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- (5) 炊飯用具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
- (6) 日用品雑貨（タオル、石鹸、ちり紙、紙おむつ、生理用品、哺乳ビン、歯磨き粉、歯ブラシ、ラッピングシート等）
- (7) 光熱用品（電池、ローソク、マッチ、懐中電灯等）

（供給応援の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策の一貫として被災者等への生活必需物資の供給を行うため、物資の調達が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し、供給応援を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所
- (4) その他参考となる事項

（実施）

第4条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

（生活必需物資の運搬）

第5条 生活必需物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとし、甲は必要に応じて乙に対して、運搬の協力を求めることができる。

（生活必需物資の引渡し）

第6条 生活必需物資の引渡しは、第3条第3号に規定する場所で行うものとし、市職員が生活必需物資を確

認のうえ、受領するものとする。

(報 告)

第7条 乙は、第4条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に、報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した場所
- (3) その他必要事項

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、第3条の規定による供給応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第9条 第4条の規定による供給応援のために要する経費及び第5条の規定による生活必需物資の運搬に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市流通センター2丁目3番
協同組合山形流通団地
代表理事

57-7 災害時における物資の輸送に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形トラック運送事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する各種応急対策に必要な物資の輸送手段の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（輸送の要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の輸送を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し、物資の輸送を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び物資の輸送を要請する理由
- (2) 物資の発送場所及び着荷場所
- (3) 物資の内容
- (4) 物資の輸送方法
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から物資の輸送の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、物資の輸送を実施するものとする。

（緊急通行車両の届出）

第4条 乙は、物資の輸送を行う車両が決定したときは、甲に対し、当該車両の自動車検査証の写しを、提出するものとする。

2 甲は、前項の自動車検査証の提出があったときは、緊急通行車両の届出を山形県公安委員会に行うとともに、届出済証が発行された場合は、速やかにこれを乙に引き渡すものとする。

（報 告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき物資の輸送を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に、報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 物資の発送場所及び着荷場所
- (2) 物資の着荷場所到達日時

- (3) 物資の輸送方法
- (4) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、第2条の規定による物資の輸送の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による物資の輸送のために要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市流通センター4丁目4番2号
山形トラック運送事業協同組合
理 事 長

57-8 災害時における災害応急対策の応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形県建設業協会山形支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する各種災害応急対策を、乙の会員の応援を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害により発生した障害物の除去
- (2) 災害により発生した被害箇所の応急措置
- (3) その他災害応急対策に必要な工事等

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、応援の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする場所
- (3) 応援を必要とする作業内容
- (4) その他応援に必要な事項

（実 施）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙の会員を指示し、応援を実施させるものとする。

2 応援に当たっては、乙の会員は、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとするが、甲の現地責任者の指導を受けられない場合は、乙の会員が自ら前条の規定による応援の要請に従って実施するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき乙の会員が応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に、報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等によ

り報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 応援を実施した会員名、応援場所及び応援作業の内容
- (2) 応援を実施した会員別人数及び作業時間数
- (3) 応援に使用した機材類の種別台数及び使用時間数
- (4) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、第3条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による応援のために要する経費は、甲が応援を実施した乙の会員に、支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市旅籠町三丁目5番27号
山形県建設業協会山形支部
支部長

57-9 災害時における応急対策用高圧ガス等の 供給応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する応急対策に必要な高圧ガス等及び市民、医療機関からのあっせん依頼があった高圧ガス等の確保を図るため、乙が甲に高圧ガス等の供給を行うこと（以下「供給応援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（供給応援の要請）

第2条 甲は、災害時において、応急対策用又はあっせん依頼があった高圧ガス等（別紙のとおり）の確保を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、供給応援を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) あっせん依頼があった場合は、あっせん依頼者名及びその住所と電話番号
- (3) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (4) 供給応援を必要とする場所
- (5) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
- (6) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に、報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した場所
- (3) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による供給応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 甲が直接使用するものについては、甲が負担するものとする。
 - (2) 甲にあっせん依頼があったものについては、あっせん依頼者が負担するものとする。
- 2 前項の経費の算定に当たっては、高圧ガス等の価格は、災害時直前における通常の価格を基準として、次の各号に定めるとおり協議を行い、決定するものとする。
- (1) 前項第1号の場合は、甲及び乙の協議
 - (2) 前項第2号の場合は、乙及びあっせん依頼者の協議

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年9月3日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市久保田1丁目7番1号 山形酸素内
山形県高圧ガス地域防災協議会
会 長

《別紙》

用途	高圧ガス等の種類
医療用品	<ul style="list-style-type: none"> ○酸素ガス <ul style="list-style-type: none"> ・吸入用酸素（調整器、加湿器、流量計、カニューラ付） ○液化窒素（LGC） ○笑気ガス ○炭酸ガス（ドライアイスを含む） ○滅菌ガス
救助用品	<ul style="list-style-type: none"> ○圧縮空気 ○酸素、アセチレン、LPガス ○調整器、吹管、ホース等 ○電溶機、発電機、ケーブル等 ○空気呼吸器 ○可燃性ガス検知器
生活用品	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料用LPガス ○一口ガスコンロ ○カセットコンロ ○カセット用ボンベ

57-10 災害発生時における山形市内郵政官署及び 山形市の相互協力に関する協定

山形市に所在する郵政官署（以下「甲」という。）及び山形市（以下「乙」という。）は、災害発生時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形市の区域（以下「市域」という。）において災害が発生したときに、甲及び乙が相互協定し、円滑な対応を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において、「山形市に所在する郵政官署」とは、山形中央郵便局、山形南郵便局、山形市に所在する集配特定郵便局及び無集配特定郵便局、山形貯金事務センター並びに山形通信診療所をいう。

（甲による協力）

第3条 甲は、市域に災害が発生し、協力の必要性が生じたときは、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（1）被災者又は救援者に対する措置

- ア 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- イ 被災者あて救助郵便物の料金免除
- ウ 避難所へのポストの臨時設置
- エ 被災者に対する医療救護

オ 前アからエまでに定めるもののほか、災害救助法（平成22年法律第118号）適用時に行う、郵政事業に係わる災害特別事務取扱

（2）乙に対する措置

- ア 郵便物集配業務等を通じて把握することができた被災市民の安否及び避難先の情報提供
- イ 甲が所有し又は管理する施設及び土地の避難場所、物資集積所等としての乙への提供 この場合において、当該提供は乙の要請に基づくものとし、甲の業務を阻害しない範囲で行うものとする。

（乙による協力）

第4条 乙は、市域において災害が発生し、協力の必要性が生じたときは、次の各号の措置を講ずるものとする。

（1）被災市民の安否及び避難先の情報の提供

（2）乙が所有し又は管理する施設及び土地の甲への提供 この場合において、当該提供は、甲の要請に基づくものとし、乙の業務を阻害しない範囲で行うものとする。

(協力対応)

第5条 甲及び乙は、第3条第2号のイ又は前条第2号による要請を受けたときは、できる限りこれに応じ、協力するものとする。

(職員の派遣)

第6条 甲は、災害発生時に組織される山形市災害対策本部に職員を派遣し、乙との連絡調整等に当たらせることができるものとする。

(災害情報の連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害発生時における被災市民の安否及び避難先相互の情報の提供に関する連絡体制を整備するために、別途その方策について協議して定めるものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 甲は、乙が実施する防災訓練に参加することができるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画及び協力要請事項に関して、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、山形中央郵便局総務課長、乙においては、山形市総務部防災対策課長とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年10月31日

甲 郵政官署代表
山形中央郵便局長

乙 山形市長

57-11 山形市、山形県生活協同組合連合会との災害時における 応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 山形市（以下「甲」という。）と山形県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、甲の地域において災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、市民生活への早期安定を図るため、災害時における応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力に関する事項について協定を締結する。

(応急生活物資供給の協力)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙に加盟する生活協同組合（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議のうえ、別表以外の品目を指定できるものとする。

(応急生活物資の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、電話等により実施し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、甲及び乙間又は乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により、会員生協が供給した商品の経費及び会員生協が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙及び会員生協は、甲以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提出)

第8条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域、被災者、生活物資の供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して市民に対して、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究とともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第9条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等の市民ボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両者協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月25日

甲 山 形 市 長

乙 山形県生活協同組合連合会
会 長 理 事

別 表 災害時応急生活物資

飲料水（PET／缶）、飲料、パン類、レトルト食品（主食・おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、インスタントスープ（味噌汁含む）、米、濡れティッシュ、タオル、トイレトペーパー、生理用品、下着、靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池、懐中電灯、軍手、ガムテープ、P. Pテープ、卓上ガスコンロ（ガス共）、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、お菓子

蚊取り線香・殺虫剤（夏季）

使い捨てカイロ・毛布・灯油（冬季）

57-12 災害時の医療救護活動に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、山形市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、傷病者の生命の安全を確保するため、甲の要請に応じて乙が歯科に係る医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（活動の内容）

第2条 甲が乙に要請する医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が設置する山形市医療救護本部への乙の役員又は職員（以下「役員等」という。）の派遣
- (2) 甲が設置する医療救護班への乙に所属する医療機関の歯科医師及び事務職員（以下「医師等」という。）の派遣
- (3) 乙に所属する医療機関への時間外診療等の協力要請

（医療救護本部への派遣要請）

第3条 甲は、山形市医療救護本部を設置した場合、乙に対し乙の役員等を若干名派遣するよう要請するものとする。

（医療救護本部への派遣）

第4条 乙は、山形市医療救護本部への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙の役員等を派遣する。この場合において、派遣された乙の役員等は、関係機関と連携を図りながら医療救護活動を行うための対策を講じる。

- 2 前項の規定により派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。
- 3 山形市医療救護本部の設置及び運営については、甲が別に定める「山形市医療救護本部の設置運営マニュアル」のとおりとする。

（医療救護班への派遣要請）

第5条 甲は、医療救護班の活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、医師等を医療救護班へ派遣するよう要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により派遣を要請するときは、次の事項を乙に通知するものとする。
 - (1) 災害の規模及び概要
 - (2) 災害の発生場所及び時間
 - (3) 活動場所、活動内容及び活動期間
- 3 乙に所属する医療機関の医師等が甲からの要請前に独自に医療救護活動を行った場合、当該活動後に甲がその必要性を認めたときは、あらかじめ甲からの派遣の要請により医療救護班の活動を行ったものとみなす。

（医療救護班への派遣）

第6条 乙は、医療救護班への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙に所属する医療機関の医師等を派遣する。この場合において、派遣された医師等は、関係機関と連携を図りながら医療救護班の活動を行う。

- 2 前項の規定により派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。

- る。
- 3 乙は、医療救護班に派遣する乙に所属する医療機関の医師等を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による報告があったときは、医療救護班員の証明書を派遣された乙に所属する医療機関の医師等に交付するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第7条 医療救護班は、被災現場、市避難所、救護所その他の甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）にいる傷病者を対象に、医療救護班の活動を行うものとする。

(医療救護班の活動)

第8条 医療救護班の活動は、救護所等の傷病者を対象に次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする患者に対する応急措置
 - (2) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) その他上記に伴う必要な活動
- 2 甲は、傷病者の搬送等前項の医療救護班の活動に必要な業務が生じた場合、措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、医療救護班の活動を行う場合において、特に必要があると認めるときは、甲及び医療機関等の応援を求めることができる。

(医療救護班への指揮命令)

第9条 医療救護班への指揮命令は、山形市医療救護本部を通じて甲が行う。

(医療救護班の医薬品等)

第10条 医療救護班の活動に必要な医薬品、衛生材料等は、乙が医療救護班へ派遣した医師等の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要に応じて補給措置を講ずるものとする。

(医療費)

- 第11条 救護所等における医療費は、無料とする。
- 2 乙に所属する医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(医療救護班の活動報告)

第12条 乙は、乙が医療救護班へ派遣した医師等へ救護班日報の作成を要請し、医療救護活動終了後に、速やかに甲に提出するものとする。

(医療救護班の費用負担)

- 第13条 この協定に基づき、乙の派遣した医師等が医療救護班の活動を行ったときは、甲は、次に掲げる費用について負担するものとする。
- (1) 医療救護班の医師等の出務に要した費用
 - (2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等に要した費用
 - (3) その他医療救護班の編成、派遣等に要した費用
- 2 前項に定める費用は、医療救護活動終了後において、乙が一括して甲に請求するものとする。

(乙に所属する医療機関への時間外診療等の協力要請)

第14条 乙は、乙に所属する医療機関における時間外診療等について甲から要請を受けた

場合、乙に所属する医療機関に対し時間外診療等について協力を要請する。

(災害補償)

第15条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により負傷、疾病又は死亡した役員等及び医師等に対し災害補償金を支払うものとする。

2 前項の災害補償金については、別に定める。

(損害賠償責任)

第16条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により医療事故が発生した場合、甲の責任と負担において被害者の救済に当たるものとする。ただし、当該事故が、医療救護活動を実施した乙の派遣した医師等の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(連絡責任者)

第17条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協定書の有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市十日町二丁目4番35号
一般社団法人山形市歯科医師会
会長

災害時の医療救護活動の費用負担に関する覚書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形市歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成26年8月22日付けで甲及び乙が締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第13条及び第15条の規定に基づく費用負担等について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第13条に定める費用負担の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療救護班の医師等の出務に対する費用 次に掲げる額

ア 歯科医師 平日（年末年始を除く。）の出務1回につき 44,000円

日曜・祝日（年末年始を除く。）の出務1回につき

49,000円

年末年始（12月29日～1月3日）の出務1回につき

54,000円

イ 歯科医師以外の者 出務1回につき 10,000円

(2) 医療救護班に携行し使用した医薬品等の費用 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の経費

(3) その他医療救護班の編成及び派遣等に係る費用 前2号に掲げる費用以外の費用で、医療救護活動に要した経費

第2条 協定第15条に定める災害補償金は、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山形市条例第42号）の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 死亡補償金 1人 5,000万円

(2) 後遺障害補償金 1人 前号の額に別表に定める割合を乗じて得た額

(3) 入院日額（180日限度） 15,000円

(4) 通院日額（90日限度） 10,000円

第3条 この覚書の有効期間は、この覚書を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この覚書の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年2月1日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市十日町二丁目4番35号
一般社団法人山形市歯科医師会
会長

57-13 災害時における遺体の収容等に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内に発生した場合（以下「災害時」という。）における遺体の収容等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 乙は、災害時においては、次に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- (1) 遺体を安置する施設等の提供
- (2) 遺体の収容及び安置に必要な人員、機材、資材及び消耗品の提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

（要 請）

第3条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提供するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 提供を要請する施設名、期間等
- (3) 提供を要請する機材、資材、消耗品等の品名、数量等
- (4) 派遣を要請する人員の活動内容、派遣人数、期間等
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（実 施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指示に従い、第2条各号に定める協力を実施するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定により協力を実施したときは、次に掲げる事項について、書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 遺体を安置した施設等において使用した部屋等の数及び使用した日数
- (2) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (3) その他甲が乙に指示した事項

(連絡責任者)

第6条 協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲においては山形市災害対策本部連絡員室長を、乙においては社団法人全日本冠婚葬祭互助協力東北ブロック長をもって充てる。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による協力の実施のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、乙に加盟する会員間の応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日前30日までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に当該有効期間を3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項について、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年4月20日

甲 山形市長

乙 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

57-14 災害時における物資の輸送に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と赤帽山形県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内に発生した場合（以下「災害時」という。）において、各種応急対策の実施に伴う物資の輸送手段の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（輸送要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、物資の輸送を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 物資の発送場所及び着荷場所
- (3) 物資の内容
- (4) 物資の輸送方法
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から輸送の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、物資の輸送を実施するものとする。

（緊急通行車両の届出）

第4条 乙は、物資の輸送を行う車両が決定したときは、甲に対し、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、前項の自動車検査証の提出があったときは、緊急通行車両の届出を山形県公安委員会に行うとともに、届出済書が発行された場合は、速やかにこれを乙に引き渡すものとする。

（報 告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき、物資の輸送を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 発送場所及び着荷場所
- (2) 物資の着荷場所到達日時

- (3) 物資の輸送方法
- (4) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 輸送の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置く。

- 2 前項の連絡責任者は、甲においては山形市災害対策本部財政部管財班長を、乙においては赤帽山形県軽自動車運送協同組合専務理事をもって充てる。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による物資の輸送の実施のために要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から別段の申出がない場合は、本協定と同一の条件で3年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項について、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協議の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年4月20日

甲 山形市長

乙 赤帽山形県軽自動車運送協同組合
代表理事

57-15 災害時における地下水提供に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形地域地下水利用対策協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震その他の災害が山形市内に発生した場合（以下「災害時」という。）において、応急対策としての生活用水の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し地下水の提供を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 地下水の提供を実施する場所
- (3) 地下水の提供を必要とする期間及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から地下水の提供の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、地下水の提供を実施するものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、乙は甲の要請を待つことなく、自主的に地下水を提供できるものとする。

（報 告）

第4条 乙は、地下水の提供を実施したときは、次に掲げる事項について、速やかに書面をもって甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を甲に提出するものとする。

- (1) 地下水の提供を実施した場所
- (2) 地下水の提供を実施した期間及び時間
- (3) 地下水の提供の実施により給水を受けた人数及び数量
- (4) その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 地下水の提供の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲においては山形市災害対策本部環境部情報班長を、乙においては山形地域地下水利用対策協議会事務局長をもって充てる。

(経費の負担)

第6条 この協定による地下水の提供に要する経費（設備の改修等に要する経費を除く。）は、乙の負担とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から別段の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して3年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、特に必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年7月5日

甲 山形市長

乙 山形地域地下水利用対策協議会
会 長

57-16 災害等緊急事態における必要物資の供給 及び救援活動の協力に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）とは、山形市において災害等緊急事態が発生した場合の必要物資の供給及び救援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形市域において災害等緊急事態が発生した場合に、乙が甲に対して実施する必要物資の供給及び被災者の救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（必要物資の範囲）

第2条 乙は、次に掲げる物資のうち、災害等緊急事態の発生時において、乙が保有し、又は調達可能な物資を甲に供給する。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（救援活動の協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる救援活動について協力を要請することができ、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の山形市内の各店舗において、被災者に対し駐車場を一時的な避難場所として提供すること。
- (2) 乙の山形市内の各店舗において、被災者に対し水道水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙の山形市内の各店舗において、被災者に対し甲が広報する情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。
- (4) その他甲が救援活動として必要と認めること。

（要請の手続）

第4条 前条の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（必要物資の引渡し）

第5条 第2条に規定する物資の引渡しは、原則として乙が指定する場所で行うものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、当該物資の内容等を確認のうえ、引き受けるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(必要物資の価格及び救援活動協力の経費)

第7条 第2条の規定により供給した物資の価格は、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格とし、第3条の規定による救援活動協力の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、物資の供給及び救援活動協力の実施に要した経費を負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、期限満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期限を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月12日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山 形 市 長

乙 山形市あこや町三丁目8番9号
株式会社ヤマザワ
代表取締役社長

57-17 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における乙が取扱う飲料水等の供給に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、山形市の区域内において地震等の大規模災害が発生した場合において、乙が飲料水その他の飲料（以下「飲料水等」という。）を優先的に甲に供給し、もって災害応急及び復旧対策が円滑に実施され、被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定は、山形市の区域内において震度5弱以上の地震その他の災害により重大な被害が発生し、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部からの飲料水等の提供について要請があった時をもって発効するものとする。

（要請）

第3条 甲は、前項の被害が発生し、緊急的な飲料水等の提供が必要なときは、乙に対し飲料水等の優先的な供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（飲料水等の供給）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げるところにより飲料水等を優先的に供給するものとする。

(1) 災害対応型自動販売機（地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型を含む。）を含む。

次条及び第6条において「自動販売機」という。）の機内の在庫製品の供給

(2) 前号の供給のほか、必要に応じた方法による供給

2 前項の供給は、乙が調達し、又は製造することが可能な範囲内の飲料水等により行うものとする。

（自動販売機の指定）

第5条 甲は、あらかじめ文書により乙の承認を得て、前条第1項第1号の規定による飲料水等の供給に係る自動販売機を指定するものとする。

2 甲は、自動販売機を指定したときは、自動販売機管理台帳（別記様式第2号）を2部作成し、その1部を乙に提出するものとする。指定の内容に変更があったときも同様とする。

(自動販売機による飲料水等の供給方法)

第6条 乙は、自動販売機の設置先において第2条の被害が発生したときは、甲が第4条第1項第1号の規定による供給に伴う自動販売機の操作（以下「無償供給操作」という。）を行うことを承諾するものとする。

2 甲は、前項の承諾があったときは、インターネットの専用回線又は専用キーを使用し、無償供給操作を行うものとする。

3 前項の専用キーは、自販機管理者が責任を持って管理を行なうものとし、第1項の承諾があったとき以外に使用してはならない。

4 前項の自販機管理者とは、無償供給操作の専用キーを適切に管理する者をいい、甲が甲の職員のうちから指名するものとする。

5 甲は、前項の規定により自販機管理者を指名したときは、速やかに乙に対してその旨を報告するものとする。

(飲料水等の引渡し)

第7条 第4条第1項第2号の規定により供給される飲料水等の引渡しは、甲乙協議のうえ決定した場所において、乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ行うものとする。

(実績の報告)

第8条 乙は、第4条第1項第2号の規定により飲料水等を供給したときは、飲料水等供給実績報告書（別記様式第3号）により甲に対し報告を行うものとする。

(要請に基づく責務)

第9条 乙は、災害発生時に、速やかに対応体制を整えるよう万全を期すものとする。ただし、道路の寸断、停電等により飲料水等の供給に支障が生じるときは、甲乙協議により対策を講じるものとする。

(提供終了の通知)

第10条 甲は、乙からの飲料水等の提供を受ける必要がなくなったと認めるときは、文書により乙に通知するものとする。

(経費の負担)

第11条 第4条第1項第1号の規定による飲料水等の供給に要する費用は乙が負担し、同項第2号の規定による飲料水等の供給に要する費用（運搬に係るものを除く。）は甲が負担する。

2 前項の費用の算定の基礎となる飲料水等の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

3 乙が飲料水等の運搬を行った場合における当該運搬に要する費用については、甲乙協議して定

めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡責任者等を連絡責任者等届(別記様式第4号)により相手方に報告するものとし、連絡責任者等に変更があったときも同様とする。

2 甲及び乙は、前項の規定により報告された事項をこの協定の目的以外の目的に使用してはならない。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、この協定の満了の日の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がないときは、同一の条件をもってこの協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、それ以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月25日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市大字中野字的場816番地
仙台コカ・コーラボトリング株式会社
エリア営業部山形営業所
所 長

別記

様式第1号（第3条関係）

飲料水等供給要請書

（整理番号 号）

年 月 日

（乙） 様

（甲）

災害時における飲料水の供給の要請について

災害時における飲料水等の供給に関する協定第3条の規定により、下記のとおり飲料水等の供給を要請します。

記

要請項目	□飲料水の供給	
要請数量	搬入希望年月日	搬入先

要請項目	□災害対応型自動販売機（地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型を含む。）を含む。）の機内の在庫製品の供給
要請期間	年 月 日から
要請数量	自動販売機設置場所

※ 要請数量は、1日当たりの数量とする。

発信者・報告先

担 当：

TEL：

FAX：

E-mail：

様式第2号（第5条関係）

自動販売機管理台帳

年 月 日現在

山形市 No.	
個機番号	
設置先名	
機種	
指定年月日	
備考	

山形市 No.	
個機番号	
設置先名	
機種	
指定年月日	
備考	

山形市 No.	
個機番号	
設置先名	
機種	
指定年月日	
備考	

山形市 No.	
個機番号	
設置先名	
機種	
指定年月日	
備考	

様式第3号（第8条関係）

飲料等供給実績報告書

（整理番号 号）

年 月 日

（甲） 様

（乙）

災害時における飲料水等の供給に関する協定により、下記のとおり飲料水等の供給を実施しましたので、同協定書第8条の規定により報告します。

記

1 飲料水等の供給を実施した期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 飲料水等の供給の実績

別紙のとおり

※ 添付書類

(1) 搬入先別の品目、数量、搬入日時等を記載した一覧表に乙の通常時の販売単価等を記載したもの。

(2) 出荷伝票の写し

発信者・連絡先

担 当：

T E L：

F A X：

E-mail：

様式第4号（第12条関係）

連絡責任者等届

年 月 日

（甲又は乙）様

（甲又は乙）

災害時における飲料水等の供給に関する協定第12条の規定により、下記のとおり連絡責任者等を報告します。

記

1 連絡責任者

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		
E-mailアドレス		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		
E-mailアドレス		

3 勤務時間及び休日

(1) 勤務時間： 時 分から 時 分まで

(2) 休日：

57-18 災害時における電気設備等の 応急対策の応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、山形市内において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における電気設備等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設及び収容避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、この市が収容避難所と指定していないものを含む。）の電気設備、電気器具又は配線（以下「電気設備等」という。）の機能の確保及び復旧を図るため、甲が乙に対して行う電気設備等の応急対策のための応援（以下「応援」という。）の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において応援を要請する必要があるときは、乙に対し電気設備等の応急対策の応援に係る要請書（別記様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により応援を要請し、事後速やかに文書を送付することができる。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
- (2) 災害時における電気設備等の応急措置及び応急復旧工事
- (3) その他甲が特に必要と認める業務

（応援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙の組合員に応援を実施させるものとする。

2 乙は、速やかに応援を実施するため、甲と協議のうえ、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 災害時において応援の業務に携わる者（以下「作業員」という。）及びその連絡網
- (2) 乙の組合員が応援の業務を実施する施行区域

3 乙は、前項第1号に掲げる事項を定めたときは、その旨を甲に報告しなければならない。

4 第2項第2号に掲げる事項は、別記様式第2号によりこれを定めるものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、応援を実施したときは、その旨を甲に対して報告するものとする。この場合において、第3条第1号に掲げる内容については災害情報等連絡票（別記様式第3号）により、同条第2号及び第3号に掲げる内容については電気設備等の応急対策の応援に係る完了報告書（別記様式第4号）により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 応援のうち、第3条第1号に掲げる内容の実施に要する費用については当該応援を実施する乙の組合員が、同条第2号及び第3号に掲げる内容の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害直前の適正な価格による実費相当額とする。

(事故の補償等)

第7条 応援の実施により、作業員が負傷又は死亡した場合の損害に対する補償については、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、応援の業務の実施中に前項に規定する場合は生じたときは、事故報告書（様式第5号）により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

(第三者等に対する損害)

第8条 応援の実施により甲又は第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては山形市災害対策本部管財班長、乙においては山形電気工事協同組合事務局長を、それぞれ連絡責任者とする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、その有効期間は、3年間とする。ただし、甲又は乙から別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(雑 則)

第11条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年11月1日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市長

乙 山形市あこや町一丁目5番8号
山形電気工事協同組合
理 事 長

別記様式第1号

年 月 日

山形電気工事協同組合理事長 様

山形市長

㊟

電気設備等の応急対策の応援に係る要請書

災害時における電気設備等の応急対策の応援に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急対策の応援の実施を要請します。

記

1 応援箇所

2 応援内容

3 その他

応援の内容の詳細については、下記担当者から当該応援の実施する貴組合員に対し別途指示しますので、下記あてご連絡をお願いします。

担当課・係	
担当者氏名	
連絡先	TEL : FAX :

別記様式第2号

年 月 日

応援実施区域

	実施会員 (第一位)	実施会員 (第二位)	実施会員 (第三位)
中央ブロック	会員名	会員名	会員名
東ブロック			
西ブロック			
南ブロック			
北ブロック			

※1 第一位の会員を優先して要請することとするが、会員自らが被災し応援することが不可能である場合、第二位、第三位の順に応援要請をする。

※2 ブロックの区域は、別途図面にて明らかにする。

別記様式第3号

(あて先)
山形市長

日 時	月 日 時 分現在
ブロック名	
組 合 員	
報告者氏名	
連 絡 先	

災 害 情 報 等 連 絡 票

災害発生箇所等	被害状況等 (現状、今後の被害拡大の見通し等)	備 考

別記様式第4号

年 月 日

(あて先)
山形市長

(応援実施組合員名)

電気設備等の応急対策の応援に係る完了報告書

電気設備等の応急対策の応援が完了したので、災害時における電気設備等の応急対策の応援に関する協定第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 応援の期間

2 応援の箇所

3 応援の従事者

4 応援の内容

5 その他（添付書類、応援状況写真等）

別記様式第5号

年 月 日

(あて先)
山形市長

山形電気工事協同組合
理事長

事 故 報 告 に つ い て

災害時における電気設備等の応急対策の応援に関する協定第7条第2項に基づき、別添の必要書類を添えて報告します。

(別添)

事 故 報 告 書

出勤を受けた災害名	
-----------	--

事故概要	
------	--

事故区分 (該当項目はレ印)	態 様 別	<input type="checkbox"/> 墜落・転落	<input type="checkbox"/> 挟まれ・巻き込まれ	<input type="checkbox"/> 感電	<input type="checkbox"/> 動作の反動
		<input type="checkbox"/> 転倒	<input type="checkbox"/> 切れ・こすれ	<input type="checkbox"/> 爆発	<input type="checkbox"/> 無理な動作
		<input type="checkbox"/> 激突	<input type="checkbox"/> 踏み抜き	<input type="checkbox"/> 破裂	<input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/> 飛来・落下	<input type="checkbox"/> 溺れ	<input type="checkbox"/> 火災	<input type="checkbox"/> 分類不能
		<input type="checkbox"/> 崩壊・倒壊	<input type="checkbox"/> 高温・低温物との接触	<input type="checkbox"/> 交通事故 (道路)	
		<input type="checkbox"/> 激突され	<input type="checkbox"/> 有害物等との接触	<input type="checkbox"/> 交通事故 (その他)	

事故の発生日時・場所等	発 生 日 時	
	発 生 場 所	
	作 業 内 容	

被 害 者 (該当項目はレ印)	企 業 名						
	(ふりがな) 被害者氏名			性 別	男 女	年 齢	満 歳
	勤続年数 (経験年数)				年	ヵ月	

事故程度 (該当項目はレ印)	程 度	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 重 傷	<input type="checkbox"/> 軽 傷	<input type="checkbox"/> 不休傷
	傷病名				
「資機材等」の損害	名 称	損害の程度		保険等適用有無	
発 生 状 況					
報 告 月 日	年 月 日		職 名		
報告書作成者	企業名			氏 名	

57-19 災害時における物資の供給に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下単に「災害」という。）が発生した場合における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市の区域において災害が発生した場合に、乙が甲に対して実施する物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に甲が設置する市避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、この市が市避難所と指定していないものを含む。以下同じ。）において使用するための物資の供給を乙に要請することができる。

2 前項の規定による甲の要請は、物資供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに物資供給要請書を送付するものとする。

（物資の内容）

第3条 供給を要請する物資の内容は、次のとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケースその他の市避難所等で使用する段ボール製品）
- (2) その他乙が取り扱う製品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、乙が調達し、又は製造することが可能な範囲内において優先して要請された物資を甲に供給するものとする。

（物資の搬送と引渡し等）

第5条 乙は、甲の要請に基づき供給する第3条の物資（以下「供給物資」という。）を甲の指定する場所に搬送し、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該供給物資を確認のうえ、引き受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の要請に基づく物資の供給に要した経費を負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

2 供給物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とし、その他物資の供給に要した

経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。
連絡責任者を変更したときも同様とする。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、相互の連携を図るものとする。

(協定の期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月15日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市高木20番地
東北カートン株式会社
代表取締役社長

別記様式（第2条関係）

物資供給要請書

年 月 日

東北カートン株式会社
代表取締役社長 様

山形市長 名 ㊟

災害時における物資の供給に関する協定第2条に基づき、以下の物資の供給を要請します。

品 目	数量	引渡場所	引渡日時

57-20 災害時における汚水及び浄化槽汚泥の 収集運搬等に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形清掃衛生協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市の区域内において災害等緊急事態が発生した場合に、乙が甲に対して実施する汚水及び浄化槽汚泥の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 山形市の区域内において災害等緊急事態が発生した場合に、甲が乙に協力の実施を要請する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 汚水及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に関すること。
- （2） 浄化槽の点検及び管理に関すること。
- （3） 前2号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

（要請）

第3条 甲は、山形市の区域内において災害等緊急事態が発生した場合に、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1） 災害等緊急事態の状況及び協力事項の実施を要請する理由
- （2） 協力事項の実施を要請する施設名等及び協力事項の内容
- （3） 前2号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1） 実施した協力事項の内容
- （2） 協力事項の実施に要した資機材等の品名及び数量、作業員の人数等
- （3） その他必要な事項

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、第3条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 乙は、初期活動期間（災害等緊急事態が発生した日から起算して1週間をいう。以下同じ。）においては、協力事項を無償で実施するものとする。

2 初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。

3 前項の経費の算出に当たっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

4 甲は、第2項の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払について乙から適正な請求があったときは、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月15日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市高木11
山形清掃衛生協同組合
代表理事

57-21 災害時における人命救助活動等への支援及び建築物等の解体撤去に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が山形市内で発生した場合に、甲が実施する人命救助活動等、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を、乙の会員の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力の種類）

第3条 甲が乙の会員に要請する協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う人命救助活動等に対する人的支援、物的支援及び技術的支援
- (2) 被災した建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) その他前3号に伴う必要な事業

（協力の要請）

第4条 甲は、前条各号に規定する協力（以下「協力」という。）を乙に要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙の会員に対し、協力を要請する方法により当該要請を行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
 - (2) 要請する協力の具体的な内容（人員及び資機材の種類・台数等を含む。）
 - (3) 現地責任者の職氏名、連絡方法等
 - (4) その他協力に必要な事項
- 2 甲は、前項の方法により同項の要請を行うことが困難と認める場合は、乙に、当該要請を行うことができる。この場合において、乙は、協力を実施する乙の会員の調整を行うものとする。

(実 施)

第5条 乙の会員は、甲から前条の規定による協力の要請を受けたときは、可能な限り協力を実施するものとする。

2 乙の会員は、協りに当たっては、甲の現地責任者の指示を受け、協力を実施するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示が受けられない場合は、乙の会員は、自ら前条の規定による協力の要請の内容に従って実施するものとする。

3 乙の会員は、第3条第2号及び第3号に掲げる協力の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙の会員が協力を円滑に実施できるように、乙及び乙の会員に市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙及び乙の会員は、前条の協力の実施をするに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

(報 告)

第7条 乙の会員は、第5条の規定に基づき乙の会員が協力を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に、報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を送付するものとする。

- (1) 協力を行った場所及び協力の具体的内容
- (2) 協りに要した人数及び作業時間数
- (3) 協りに使用した資機材の種類・台数及び使用時間数
- (4) その他必要事項

(連絡責任者)

第8条 この協定の履行に関する甲及び乙の連絡責任者は、別表のとおりとする。

2 甲及び乙は、別表の連絡責任者に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にこれを相手方に通知する。

3 前項の通知があった場合は、この協定別表に定める甲又は乙の連絡責任者の変更があったものとみなす。

4 甲及び乙は、第2項の通知を受けたときは、速やかに甲にあっては甲の関係課等に、乙にあっては乙の会員にこれを周知する。

(経費の負担)

第9条 第4条の要請に基づく協りに要した経費は甲が負担するものとし、その支払いは甲が協力

を実施した乙の会員に支払う方法によるものとする。ただし、第3条第1号に掲げる乙の技術的支援のうち、電話等による助言に係る経費については、甲はその経費を負担しない。

- 2 前項の経費の算定に当たっては、災害時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙の会員が協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の経費の支払手続に関する事務については、原則として前条第1項の連絡責任者がこれを行う。

(乙の会員の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行えるよう、乙の会員名、住所、電話番号、人員、車両台数、資機材の種類・台数等の状況を書面により毎年3月末日までに別表中平常時（災害時以外）の甲の連絡責任者に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、乙に随時報告を求めることができるものとする。

- 2 乙の連絡責任者は、前項の報告内容を甲の関係課等に周知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(平常時における訓練等)

第12条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、合同訓練等を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月27日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市久保田二丁目1番47号
一般社団法人山形県解体工事業協会
代表理事

別表（第8条関係）

災害時

甲の連絡責任者	甲の連絡責任者が担当する主な協力の種類	乙の連絡責任者
消 防 本 部 警 防 課	人命救助活動等に関する人的支援、物的支援及び技術的支援	乙の会員
環 境 部 ご み 減 量 推 進 課	下記以外の法令等により山形市が行うべき被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去	
まちづくり推進部道路維持課	所管する施設等の被災した建築物等の解体 所管する施設等に係る災害廃棄物の撤去	
まちづくり政策部公園緑地課		
まちづくり推進部河川道路整備課		
その他各市有施設の所管課		

備考 この表において、「乙の会員」とは、第10条に基づき甲が乙から報告を受けた乙の会員のうち、甲の連絡責任者がそれぞれ協力の要請をするものをいう。

平常時（災害時以外）

甲の連絡責任者	乙の連絡責任者
消防本部救急救命課長	乙
環境部ごみ減量推進課長	

57-22 災害時の放送要請に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生またはそのおそれがある場合に、市民に災害に関する情報を提供するため、コミュニティFM放送局での災害放送を実施することについて、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2）災害放送 乙が甲の要請に応じ、乙が行う他の放送に優先して行う放送をいう。

（災害放送の要請等）

第3条 甲は、災害放送の実施が必要と認めるときは、要請書により次に掲げる事項を明らかにして、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等によりこれを要請し事後において速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害放送を要請する理由
- （2）災害放送の内容
- （3）その他必要な事項

2 災害放送は、次の各号のいずれかの方法により実施することができるものとする。

- （1）乙が行う通常放送を継続しながら、災害放送を行う方法
- （2）災害時に甲が免許を受けて設置する「臨時災害放送局」の運営等を甲が乙に委託し、災害放送を行う方法

（災害放送の内容）

第4条 災害放送の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）気象情報の発令その他災害への注意を喚起する情報
- （2）避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設置、避難所の開設その他避難誘導等（避難時の注意事項、混乱防止の呼びかけ等）に関する情報
- （3）住民の安否及び被害に関する情報
- （4）ライフラインの被害及び復旧に関する情報
- （5）食料、飲料水、生活必需品等の物資供給に関する情報

(6) 救護及び医療活動に関する情報

(7) その他甲が市民の安心と安全の確保のために必要と認める事項

(運用)

第5条 甲は、この協定に基づき災害放送を行うときは、乙が所有する放送施設を使用する。

2 甲及び乙は、災害放送の実施に関し、甲乙双方に担当窓口を設けるものとし、互いに迅速で正確な情報提供に努める。

(費用)

第6条 災害放送に要する費用の負担は、第3条第2項第1号に規定する方法にあっては、乙が負担するものとし、同項第2号に規定する方法にあっては、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月12日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市本町二丁目4番14号
山形コミュニティ放送株式会社
代表取締役社長

57-23 災害時における物資の供給に関する協定

山形市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする物資を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を送付するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（供給）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第5条 甲は、物資の引渡場所を指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 甲は、引渡場所に甲の職員を派遣し、供給される物資を確認の上、引き受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定による物資の供給に要する経費及び乙が行う前条の規定による物資の運搬に要する経費は、甲が負担する。

2 前項に規定する経費は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 前条の経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月4日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長

別表 災害時における緊急対応可能な物資

項目	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ及びホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター及び使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭及び木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ及びカセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

57-24 災害時における市有施設の災害応急対策業務に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本造園建設業協会山形県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が山形市内で発生した場合に、甲が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において必要な応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙の山形地区会員が必要な建設機械、資材及び労力（以下「資機材等」という。）を確保し速やかに業務を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙の会員に要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 所管施設の被災状況の把握及び甲への報告
- (2) 甲の指示に基づく所管施設の復旧又は保全作業
- (3) 前2号に必要な資機材等の確保
- (4) その他前3号に伴い必要な事項

（要請）

第3条 前条各号に規定する業務の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙の会員に対し、当該要請を行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災場所及び被災状況
 - (2) 業務の具体的内容（資機材等の種類、台数等を含む。）
 - (3) 現地責任者の職、氏名、連絡方法等
 - (4) その他業務の実施に必要な事項
- 2 甲は、前項の要請を行うことが困難と認める場合は、乙に対し、当該要請を行うことができる。この場合において、乙は、業務を実施する乙の会員の調整を行うものとする。

（実施）

第4条 乙の会員は、甲から前条の規定による協力の要請を受けたときは、可能な限り業務を実施するものとする。

- 2 要請を受けた乙の会員は、甲の現地責任者の指示を受け、業務を実施するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示が受けられない場合は、乙の会員は、自ら前条の規定による要請の内容に従って業務を実施するものとする。
- 3 乙の会員は、第2条第2号及び第3号に掲げる業務の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（報告）

第5条 乙の会員は、前条の規定に基づき業務を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を送付するものとする。

- (1) 業務を行った場所及び業務の具体的内容
- (2) 業務に要した人数及び作業時間数
- (3) 業務に使用した資機材の種類、台数及び使用時間数
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 第4条の規定による業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとし、その支払は甲が業務を実施した乙の会員に支払う方法によるものとする。

- 2 前項に規定する経費の算定に当たっては、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲及び乙の会員が協議の上、速やかに決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに乙の会員にこれを周知する。

(乙の会員の状況等の報告)

第8条 乙は、この協定に基づく業務の実施を円滑に行うため、乙の会員名、住所、電話番号、連絡担当者名、人員、車両台数、資機材の種類・台数等の状況を、書面により毎年3月末日までに甲の連絡責任者に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙に随時報告を求めることができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月5日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市平久保39番1号
一般社団法人日本造園建設業協会山形県支部
支部長

57-25 災害時における資機材の調達及び供給に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン山形営業所（以下「乙」という。）は、災害時に必要な応急復旧対策用資機材等（以下「資機材」という。）の調達及び供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、次の各号のいずれかに該当するときにおいて、甲が必要とする資機材を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

- （1）山形市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山形市以外において地震、風水害その他の災害が発生し、山形県、災害時相互応援協定を締結する市町村その他の行政機関等から資機材の調達に係るあっせん又は救援を要請されたとき。
- （3）前2号のほか、甲に災害対策本部その他の緊急対策のための組織が設置されたとき。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に資機材の供給を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、資機材名、数量、規格、引渡場所等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を送付するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に供給を要請する資機材は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な資機材とする。

- （1）簡易トイレ
- （2）発電機
- （3）照明機材
- （4）建設機材
- （5）簡易テント
- （6）暖房器具
- （7）物資保管用簡易倉庫
- （8）冷凍冷蔵庫
- （9）その他甲が指定する資機材

（供給協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、資機材の甲への優先供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応ずることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。

- 2 乙は、資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面によ

り甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第5条 甲は資機材の引渡場所を指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。
- 3 甲は、引渡場所に甲の職員を派遣し、供給される資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定による資機材の供給に要する経費及び乙が行った前条の規定による資機材の運搬に要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項に規定する経費は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 前条の経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、資機材の供給等についての情報交換及び必要な訓練を適宜行い、災害時に備えるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う場合には、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市中桜田一丁目1番55号
株式会社レンタルのニッケン山形営業所
所 長

57-26 全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される 緊急情報の放送（コミュニティFM）に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）は、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）による緊急情報の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲がJアラートにより受信した緊急情報を、乙が運営するコミュニティFMにおいて放送することについて必要な事項を定め、甲乙相互に協力し、市民等に対して迅速に緊急情報を伝達することを目的とする。

（緊急情報の放送）

第2条 甲は、Jアラートにより緊急情報を受信したときは、第4条第1項の規定により設置するCFM緊急割込装置を起動させ、乙が放送する番組に強制的に割り込み、直接緊急情報を放送するものとする。

（緊急情報の種類）

第3条 前条の規定により放送する緊急情報の種類は、甲が別に定めて乙に通知するものとする。放送する緊急情報の種類を変更する場合も同様とする。

（機器の設置等）

第4条 甲は、緊急情報の放送を行うために必要な機器を乙の施設内に設置するものとする。

2 甲が前項の規定により設置する機器は、次のとおりとし、第1号から第7号まで及び第9号の機器にあっては甲、第8号の機器にあってはNTT東日本株式会社の所有とする。

- (1) CFM緊急割込装置連携音声系自動起動装置
- (2) CFM緊急割込装置
- (3) 音声系自動起動装置監視モニター
- (4) キーボード
- (5) マウス
- (6) 無停電電源装置（UPS）
- (7) VPNルーター
- (8) フレッツ回線終端装置（ONU）
- (9) 前各号の機器を収納するラック

3 前項第1号から第7号まで及び第9号の機器は、甲がその保守管理を行うものとし、乙に起因する故障以外の故障が発生した場合には、甲がその修繕を行うものとする。

4 乙は、第2項の機器を適切に保管し、機器の異常を発見したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

5 甲は、緊急情報の放送を廃止したときは、甲の負担で第3項の機器を撤去し、乙の施設

内の原状回復を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、緊急情報の放送を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

(報告)

第6条 甲は、緊急情報の放送が行われた場合は、直ちに乙の指定するメールアドレス宛てにその旨を通知するとともに、随時、緊急情報の放送が行われた年月日、内容その他必要な情報を書面をもって乙に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1部を保有するものとする。

平成25年12月25日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市本町二丁目4番14号
山形コミュニティ放送株式会社
代表取締役社長

57-27 全国瞬時警報システム（Jアラート）により 配信される緊急情報の放送（ケーブルテレビ）に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルテレビ山形（以下「乙」という。）とは、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）による緊急情報の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲がJアラートにより受信した緊急情報を、乙が運営するケーブルテレビにおいて放送することについて必要な事項を定め、甲乙相互に協力し、市民等に対して迅速に緊急情報を伝達することを目的とする。

（緊急情報の放送）

第2条 甲は、Jアラートにより緊急情報を受信したときは、第4条第1項の規定により設置する複数メディア連携L字放送送出装置を起動させ、乙が放送する番組に強制的に割り込み、直接緊急情報を放送するものとする。

（緊急情報の種類）

第3条 前条の規定により放送する緊急情報の種類は、甲が別に定めて乙に通知するものとする。放送する緊急情報の種類を変更する場合も同様とする。

（機器の設置等）

第4条 甲は、緊急情報の放送を行うために必要な機器を乙の施設内に設置するものとする。

2 甲が前項の規定により設置する機器は、次のとおりとし、第1号から第6号まで及び第8号の機器にあつては甲、第7号の機器にあつてはNTT東日本株式会社の所有とする。

- (1) 複数メディア連携L字放送送出装置
- (2) L字放送送出装置監視モニター
- (3) キーボード
- (4) マウス
- (5) 無停電電源装置（UPS）
- (6) VPNルーター
- (7) フレッツ回線終端装置（ONU）
- (8) 前各号の機器を収納するラック

3 前項第1号から第6号まで及び第8号の機器は、甲がその保守管理を行うものとし、乙に起因する故障以外の故障が発生した場合には、甲が修繕を行うものとする。

4 乙は、第2項の機器を適切に保管し、機器の異常を発見したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

5 甲は、緊急情報の放送を廃止した場合は、甲の負担で機器を撤去し、原状回復を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、緊急情報の放送を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

(報告)

第6条 甲は、緊急情報の放送が行われた場合は、直ちに乙の指定するメールアドレスあてにその旨を通知するとともに、随時、緊急情報の放送が行われた年月日、内容その他必要な情報を書面をもって乙に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1部を保有するものとする。

平成25年12月25日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市あこや町一丁目2番4号
株式会社ケーブルテレビ山形
代表取締役社長

57-28 災害時における救援活動の協力に関する協定

山形市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社東北カンパニー（以下「乙」という。）とは、災害等緊急事態の発生時における救援活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形市の区域内において、災害等緊急事態が発生した場合に乙が甲に対して実施する救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（救援活動への協力）

第2条 乙は、山形市の区域内において災害等緊急事態が発生した場合において、甲から救援活動への協力について要請があったときは、甲に対し可能な限り優先的に協力するものとする。

2 前項の規定により甲が乙に協力を要請する救援活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 救援活動のための要員を甲に派遣し、甲の救援活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗及び関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し避難所（屋外にあっては乙が所有する駐車場等、屋内にあっては乙が指定する場所）、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (5) 乙の店舗において、甲又は甲が行う災害応急対策及び災害復旧対策に関係する防災機関に対し、その活動の拠点として、避難所として提供する場所から一定の距離を保った屋外敷地を提供すること。
- (6) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

（要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、支援要請書・出荷確認書（別記様式。以下「要請・確認書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請をし、後日速やかに要請・確認書を提出するものとする。

（協力期間）

第4条 要請に基づき救援活動に協力する期間は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（物資等の引渡し）

第5条 要請に基づき乙が提供する救援物資等（第2条第2項第2号に規定する災害活動用資機材及び同項第3号に規定する生活必需物資等をいう。以下同じ。）は、乙が甲の指定する場所に搬送し、甲が当該場所に職員を派遣し、要請・確認書により確認のうえ引き受けるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(円滑な運用)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練等を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 要請に基づく救援物資等の供給その他救援活動への協力に要した経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定にあたっては、救援物資等の供給に要した経費については災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、救援活動への協力に要した経費については甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の経費の支払について適正な請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月26日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 仙台市青葉区中央三丁目3番3号
イオンリテール株式会社
執行役員 東北カンパニー支社長

別記様式

年 月 日

イオンリテール株式会社
東北カンパニー 支社長 様

山形市長

支援要請書・出荷確認書

災害時における救援活動の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災 害 名 :

指定場所 :

(住所)

(電話)

要請物資等の名称及び数量

No.	物資名	数 量	備 考	受取確認
1				
2				
3				
4				
5				
6				

配 達 人 : _____

災害時における救援活動の協力に関する協定第5条の規定に基づき、要請物資等を確認のうえ、引き受けます。

受取職員 : _____

連絡事項

57-29 災害時における炊き出しに関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社山形学校給食サービス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合又は地震、風水害その他の災害が発生し、山形市で他自治体から被災者の受入れを行う場合（以下「災害時」という。）、甲の要請に応じ、甲が設置する市避難所、市有施設等（以下「避難所等」という。）へ乙が炊き出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため被災者、業務従事者等へ炊き出しの必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、書面によらず要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 炊き出しの品目、数量等
- (3) 炊き出しの日時、避難所等の所在地等
- (4) その他必要な事項

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、可能な範囲で体制を整え山形市学校給食センターにおいて調理等を行い、甲の指定する避難所等に配送するものとする。ただし、実施に当たり、別途甲と乙が平成19年11月17日に締結した「山形市学校給食センター整備運営事業事業契約書」（以下「事業契約書」という。）に規定する乙の業務に支障をきたすことが見込まれる場合は、この協定に基づく業務の内容を甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の調理等に必要食材の調達に甲が行うものとする。ただし、甲は、必要に応じて乙に対し、食材の調達の協力を求めることができる。

3 乙は、必要に応じて甲に対し、配送の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第4条 前条の規定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づき、炊き出しに従事した乙の従業員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(運用)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施に関し、連絡担当窓口を設けるものとし、相手方に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から事業契約書で定められた事業期間の終了日である平成36年3月31日（当該終了日を変更したときは、当該変更した日）までとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月9日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市清住町一丁目2番18号
株式会社山形学校給食サービス
代表取締役

57-30 災害時における医薬品等の供給に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合又は地震、風水害その他の災害が発生し、山形市で他自治体から被災者の受入れを行う場合（以下「災害時」という。）、甲の要請に応じ、乙が医薬品等の供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため医薬品等を調達する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、書面によらず要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（1） 災害の状況

（2） 医薬品等（医薬品、医療機器、衛生材料等をいう。）の品目、数量等

（3） 配送の日時、場所等

（4） その他必要な事項

2 やむを得ない事情のため、前項の規定に基づく要請ができない場合、甲は、乙に加盟する事業者に対し要請できるものとする。この場合、甲は事後において速やかに乙へ書面を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙又は乙に加盟する事業者は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達を行い、甲の指定する場所に配送するものとする。

2 乙は、必要に応じて甲に対し、医薬品等の配送の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第4条 前条の規定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（運用）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に関し、連絡担当窓口を設けるものとし、相手方に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月13日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市蔵王松ヶ丘一丁目2番10号
山形県医薬品卸業協会
会長

57-31 災害時における炊き出しに関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形地区給食事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合又は地震、風水害その他の災害が発生し、山形市で他自治体から被災者の受入れを行う場合（以下「災害時」という。）、甲の要請に応じ、甲が設置する市避難所、市有施設等（以下「避難所等」という。）へ乙が炊き出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため被災者、業務従事者等へ炊き出しの必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、書面によらず要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 炊き出しの品目、数量等
- （3） 炊き出しの日時、避難所等の所在地等
- （4） その他必要な事項

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、可能な範囲で体制を整え乙に加盟する事業者の施設において調理等を行い、甲の指定する避難所等に配送するものとする。

2 前項の調理等に必要食材の調達乙が行うものとする。ただし、乙は、必要に応じて甲に対し、食材の調達の協力を求めることができる。

3 乙は、必要に応じて甲に対し、配送の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第4条 前条の規定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づき、炊き出しに従事した乙に加盟する事業者の従業員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(運用)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施に関し、連絡担当窓口を設けるものとし、相手方に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月26日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市北町三丁目2番1号
山形地区給食事業協会
会長

57-32 災害時の医療救護活動に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。なお、平成16年2月1日付けで甲及び乙が締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止する。

（目 的）

第1条 この協定は、山形市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、傷病者の生命の安全を確保するため、甲の要請に応じて乙が医療救護活動を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（活動の内容）

第2条 甲が乙に要請する医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が設置する山形市医療救護本部への乙の役員又は職員（以下「役員等」という。）の派遣
- （2）甲が設置する医療救護班への乙に所属する医療機関の医師及び事務職員（以下「医師等」という。）の派遣
- （3）乙に所属する医療機関への時間外診療等の協力要請

（医療救護本部への派遣要請）

第3条 甲は、山形市医療救護本部を設置した場合、乙に対し乙の役員等を若干名派遣するよう要請するものとする。

（医療救護本部への派遣）

第4条 乙は、山形市医療救護本部への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙の役員等を派遣する。この場合において、派遣された乙の役員等は、関係機関と連携を図りながら医療救護活動を行うための対策を講じる。

- 2 前項の規定により派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。
- 3 山形市医療救護本部の設置及び運営については、甲が別に定める「山形市医療救護本部の設置運営マニュアル」のとおりとする。

（医療救護班への派遣要請）

第5条 甲は、医療救護班の活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、医師等を医療救護班へ派遣するよう要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により派遣を要請するときは、次の事項を乙に通知するものとする。
 - （1）災害の規模及び概要
 - （2）災害の発生場所及び時間
 - （3）活動場所、活動内容及び活動期間
- 3 乙に所属する医療機関の医師等が甲からの要請前に独自に医療救護活動を行った場合、当該活動後に甲がその必要性を認めたときは、あらかじめ甲からの派遣の要請により医療救護班の活動を行ったものとみなす。

(医療救護班への派遣)

第6条 乙は、医療救護班への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙に所属する医療機関の医師等を派遣する。この場合において、派遣された医師等は、関係機関と連携を図りながら医療救護班の活動を行う。

- 2 前項の規定により派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。
- 3 乙は、医療救護班に派遣する乙に所属する医療機関の医師等を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による報告があったときは、医療救護班員の証明書を派遣された乙に所属する医療機関の医師等に交付するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第7条 医療救護班は、被災現場、市避難所、救護所その他の甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）にいる傷病者を対象に、医療救護班の活動を行うものとする。

(医療救護班の活動)

第8条 医療救護班の活動は、次の各号に掲げる救護所等にいる傷病者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 救護所等の傷病者 次に掲げる医療救護

- ア 傷病者のトリアージ
- イ トリアージ区分ごとの医療処置
- ウ 後方医療機関への転送要否及び搬送順位の決定
- エ その他検案を含む上記に伴う必要な活動

- (2) 助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため助産の途を失った者 次に掲げる助産救護

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 衛生材料の支給及び調達
- エ その他上記に伴う必要な活動

- 2 甲は、傷病者の搬送等前項の医療救護班の活動に必要な業務が生じた場合、措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、医療救護班の活動を行う場合において、特に必要があると認めるときは、甲及び医療機関等の応援を求めることができる。

(医療救護班への指揮命令)

第9条 医療救護班への指揮命令は、山形市医療救護本部を通じて甲が行う。

(医療救護班の医薬品等)

第10条 医療救護班の活動に必要な医薬品、衛生材料等は、乙が医療救護班へ派遣した医師等の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要に応じて補給措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 乙に所属する医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(医療救護班の活動報告)

第12条 乙は、乙が医療救護班へ派遣した医師等へ救護班日報の作成を要請し、医療救護活動終了後に、速やかに甲に提出するものとする。

(医療救護班の費用負担)

第13条 この協定に基づき、乙の派遣した医師等が医療救護班の活動を行ったときは、甲は、次に掲げる費用について負担するものとする。

- (1) 医療救護班の医師等の出務に要した費用
- (2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等に要した費用
- (3) その他医療救護班の編成、派遣等に要した費用

2 前項に定める費用は、医療救護活動終了後において、乙が一括して甲に請求するものとする。

(乙に所属する医療機関への時間外診療等の協力要請)

第14条 乙は、乙に所属する医療機関における時間外診療等について甲から要請を受けた場合、乙に所属する医療機関に対し時間外診療等について協力を要請する。

(災害補償)

第15条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により負傷、疾病又は死亡した役員等及び医師等に対し災害補償金を支払うものとする。

2 前項の災害補償金については、別に定める。

(損害賠償責任)

第16条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により医療事故が発生した場合、甲の責任と負担において被害者の救済に当たるものとする。ただし、当該事故が、医療救護活動を実施した乙の派遣した医師等の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(連絡責任者)

第17条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協定書の有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市香澄町二丁目9番39号
一般社団法人山形市医師会
会長

災害時の医療救護活動の費用負担に関する覚書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形市医師会（以下「乙」という。）は、平成26年8月22日付けで甲及び乙が締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第13条及び第15条の規定に基づく費用負担等について、次のとおり覚書を締結する。

なお、平成7年4月1日付けで締結した「災害時の医療救護活動の費用負担に関する覚書」は、この覚書の締結をもって廃止する。

第1条 協定第13条に定める費用負担の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療救護班の医師等の出務に対する費用 次に掲げる額

ア 医師 平日（年末年始を除く。）の出務1回につき	44,000円
日曜・祝日（年末年始を除く。）の出務1回につき	49,000円
年末年始（12月29日～1月3日）の出務1回につき	54,000円

イ 医師以外の者 出務1回につき 10,000円

(2) 医療救護班に携行し使用した医薬品等の費用 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の経費

(3) その他医療救護班の編成及び派遣等に係る費用 前2号に掲げる費用以外の費用で、医療救護活動に要した経費

第2条 協定第15条に定める災害補償金は、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山形市条例第42号）の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 死亡補償金 1人 5,000万円

(2) 後遺障害補償金 1人 前号の額に別表に定める割合を乗じて得た額

(3) 入院日額（180日限度） 15,000円

(4) 通院日額（90日限度） 10,000円

第3条 この覚書の有効期間は、この覚書を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この覚書の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市香澄町二丁目9番39号
一般社団法人山形市医師会
会長

別 表

1 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき。	100%
(2) 1眼が失明したとき。	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき。	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき。	5%
2 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき。	80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき。	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき。	5%
3 鼻の障害 鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
4 そしゃく、言語の障害	
(1) そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。	100%
(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき。	5%
5 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき。	15%
(2) 外貌に醜状(額面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき。	3%
6 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき。	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき。	15%
7 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき。	60%
(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき。	50%
(3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき。	35%
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき。	5%
8 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき。	20%

- (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき。 15%
- (3) 拇指以外の1指を第2関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。 8%
- (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき。 5%

9 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき。 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき。 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき。 3%

10 その他の著しい障害により終身自由を弁ずることができないとき。 100%

(注) 第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。

57-33 災害時の医療救護活動に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、山形市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、傷病者の生命の安全を確保するため、甲の要請に応じて乙が医療救護活動を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（活動の内容）

第2条 甲が乙に要請する医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が設置する山形市医療救護本部への乙の役員又は職員（以下「役員等」という。）の派遣
- （2）甲が設置する医療救護班への乙に所属する薬剤師の派遣

（医療救護本部への派遣要請）

第3条 甲は、山形市医療救護本部を設置した場合、乙に対し乙の役員等を若干名派遣するよう要請するものとする。

（医療救護本部への派遣）

第4条 乙は、山形市医療救護本部への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙の役員等を派遣する。この場合において、派遣された乙の役員等は、関係機関と連携を図りながら医療救護活動を行うための対策を講じる。

- 2 前項の規定により派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。
- 3 山形市医療救護本部の設置及び運営については、甲が別に定める「山形市医療救護本部の設置運営マニュアル」のとおりとする。

（医療救護班への派遣要請）

第5条 甲は、医療救護班の活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、薬剤師を医療救護班へ派遣するよう要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により派遣を要請するときは、次の事項を乙に通知するものとする。
 - （1）災害の規模及び概要
 - （2）災害の発生場所及び時間
 - （3）活動場所、活動内容及び活動期間
- 3 乙に所属する薬剤師が甲からの要請前に独自に医療救護活動を行った場合、当該活動後に甲がその必要性を認めたときは、あらかじめ甲からの派遣の要請により医療救護班の活動を行ったものとみなす。

（医療救護班への派遣）

第6条 乙は、医療救護班への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙に所属する薬剤師を派遣する。この場合において、派遣された薬剤師は、関係機関と連携を図りながら医療救護班の活動を行う。

- 2 前項の規定により派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。
- 3 乙は、医療救護班に派遣する乙に所属する薬剤師を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による報告があったときは、医療救護班員の証明書を派遣された乙に所属する薬剤師に交付するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第7条 医療救護班は、被災現場、市避難所、救護所その他の甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）にいる傷病者を対象に、医療救護班の活動を行うものとする。

(医療救護班の活動)

第8条 医療救護班における薬剤師の活動は、次のとおりとする。

- (1) 調剤及び傷病者の服用医薬品等の調査
 - (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談対応
 - (3) 医薬品等の保管管理
- 2 甲は、前項の医療救護班における薬剤師の活動に必要な業務が生じた場合、措置を講ずるものとする。
 - 3 乙は、医療救護班における薬剤師の活動を行う場合において、特に必要があると認めるときは、甲及び医療機関等の応援を求めることができる。

(医療救護班への指揮命令)

第9条 医療救護班への指揮命令は、山形市医療救護本部を通じて甲が行う。

(医療救護班の医薬品等)

第10条 乙は、医療救護班の医師等と相談のうえ、医療救護班の活動に必要な医薬品、衛生材料等を選定する。

- 2 甲は、乙の選定した医薬品、衛生材料等の調達に努めるものとする。

(医療費)

第11条 救護所等における医療費は、無料とする。

- 2 医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(医療救護班の活動報告)

第12条 乙は、乙が医療救護班へ派遣した薬剤師へ救護班日報の作成を要請し、医療救護活動終了後に、速やかに甲に提出するものとする。

(医療救護班の費用負担)

第13条 この協定に基づき、乙の派遣した薬剤師が医療救護班の活動を行ったときは、甲は、次に掲げる費用について負担するものとする。

- (1) 医療救護班の薬剤師の出務に要した費用
 - (2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等に要した費用
 - (3) その他医療救護班の編成、派遣等に要した費用
- 2 前項に定める費用は、医療救護活動終了後において、乙が一括して甲に請求するものとする。

(災害補償)

第14条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により負傷、疾病又は死亡した役員等及び薬剤師に対し災害補償金を支払うものとする。
2 前項の災害補償金については、別に定める。

(損害賠償責任)

第15条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により医療事故が発生した場合、甲の責任と負担において被害者の救済に当たるものとする。ただし、当該事故が、医療救護活動を実施した乙の派遣した薬剤師の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(連絡責任者)

第16条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協定書の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市富の中四丁目1番14号
山形市薬剤師会
会長

災害時の医療救護活動の費用負担に関する覚書

山形市（以下「甲」という。）と山形市薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成26年8月22日付けで甲及び乙が締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第13条及び第14条の規定に基づく費用負担等について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第13条に定める費用負担の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療救護班の薬剤師の出務に対する費用 出務1回につき 12,000円
- (2) 医療救護班に携行し使用した医薬品等の費用 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の経費
- (3) その他医療救護班の編成及び派遣等に係る費用 前2号に掲げる費用以外の費用で、医療救護活動に要した経費

第2条 協定第14条に定める災害補償金は、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山形市条例第42号）の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 死亡補償金 1人 5,000万円
- (2) 後遺障害補償金 1人 前号の額に別表に定める割合を乗じて得た額
- (3) 入院日額（180日限度） 15,000円
- (4) 通院日額（90日限度） 10,000円

第3条 この覚書の有効期間は、この覚書を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この覚書の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市富の中四丁目1番14号
山形市薬剤師会
会長

57-34 災害時の医療救護活動に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と公益社団法人山形県看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、山形市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、傷病者の生命の安全を確保するため、甲の要請に応じて乙が医療救護活動を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（活動の内容）

第2条 甲が乙に要請する医療救護活動の内容は、甲が設置する医療救護班への乙に所属する保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職等」という。）の派遣とする。

（医療救護班への派遣要請）

第3条 甲は、医療救護班の活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、看護職等を医療救護班へ派遣するよう要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により派遣を要請するときは、次の事項を乙に通知するものとする。

- (1) 災害の規模及び概要
- (2) 災害の発生場所及び時間
- (3) 活動場所、活動内容及び活動期間

3 乙に所属する看護職等が甲からの要請前に独自に医療救護活動を行った場合、当該活動後に甲がその必要性を認めたときは、あらかじめ甲からの派遣の要請により医療救護班の活動を行ったものとみなす。

（医療救護班への派遣）

第4条 乙は、医療救護班への派遣について甲から要請を受けた場合、可能な範囲で乙に所属する看護職等を派遣する。この場合において、派遣された看護職等は、関係機関と連携を図りながら医療救護班の活動を行う。

2 前項の規定により、派遣する人数は、状況に応じて乙の都合により増減することができる。

3 乙は、医療救護班に派遣する乙に所属する看護職等を甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の規定による報告があったときは、医療救護班員の証明書を派遣された乙に所属する看護職等に交付するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第5条 医療救護班は、被災現場、市避難所、救護所その他の甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）にいる傷病者を対象に、医療救護班の活動を行うものとする。

（医療救護班の活動）

第6条 医療救護班の活動は、次の各号に掲げる救護所等にいる傷病者の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 救護所等の傷病者 次に掲げる医療救護

ア 傷病者のトリアージ

イ トリアージ区分ごとの医療処置

ウ 後方医療機関への転送要否及び搬送順位の決定

エ その他検案を含む上記に伴う必要な活動

(2) 助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため助産の途を失った者 次に掲げる助産救護

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 衛生材料の支給及び調達

エ その他上記に伴う必要な活動

2 甲は、傷病者の搬送等前項の医療救護班の活動に必要な業務が生じた場合、措置を講ずるものとする。

3 乙は、医療救護班の活動を行う場合において、特に必要があると認めるときは、甲及び医療機関等の応援を求めることができる。

(医療救護班への指揮命令)

第7条 医療救護班への指揮命令は、山形市医療救護本部を通じて甲が行う。

(医療救護班の医薬品等)

第8条 医療救護班の活動に必要な医薬品、衛生材料等は、乙が医療救護班へ派遣した看護職等の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要に応じて補給措置を講ずるものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(医療救護班の活動報告)

第10条 乙は、乙が医療救護班へ派遣した看護職等へ救護班日報の作成を要請し、医療救護活動終了後に、速やかに甲に提出するものとする。

(医療救護班の費用負担)

第11条 この協定に基づき、乙の派遣した看護職等が医療救護班の活動を行ったときは、甲は、次に掲げる費用について負担するものとする。

(1) 医療救護班の看護職等の出務に要した費用

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等に要した費用

(3) その他医療救護班の編成、派遣等に要した費用

2 前項に定める費用は、医療救護活動終了後において、乙が一括して甲に請求するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により負傷、疾病又は死亡し

た看護職等に対し災害補償金を支払うものとする。

2 前項の災害補償金については、別に定める。

(損害賠償責任)

第13条 甲は、この協定に基づく医療救護活動の実施により医療事故が発生した場合、甲の責任と負担において被害者の救済に当たるものとする。ただし、当該事故が、医療救護活動を実施した乙の派遣した看護職等の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協定書の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市松栄一丁目5番45号
公益社団法人山形県看護協会
会長

災害時の医療救護活動の費用負担に関する覚書

山形市（以下「甲」という。）と公益社団法人山形県看護協会（以下「乙」という。）は、平成26年8月22日付けで甲及び乙が締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第11条及び第12条の規定に基づく費用負担等について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第11条に定める費用負担の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療救護班の看護職等の出務に対する費用 出務1回につき
10,000円
- (2) 医療救護班に携行し使用した医薬品等の費用 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の経費
- (3) その他医療救護班の編成及び派遣等に係る費用 前2号に掲げる費用以外の費用で、医療救護活動に要した経費

第2条 協定第12条に定める災害補償金は、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山形市条例第42号）の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 死亡補償金 1人 5,000万円
- (2) 後遺障害補償金 1人 前号の額に別表に定める割合を乗じて得た額
- (3) 入院日額（180日限度） 15,000円
- (4) 通院日額（90日限度） 10,000円

第3条 この覚書の有効期間は、この覚書を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この覚書の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市松栄一丁目5番45号
公益社団法人山形県看護協会
会長

別 表

1 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき。	100%
(2) 1眼が失明したとき。	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき。	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となったとき。	5%
2 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき。	80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき。	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき。	5%
3 鼻の障害 鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
4 そしゃく、言語の障害	
(1) そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。	100%
(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき。	5%
5 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき。	15%
(2) 外貌に醜状(額面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき。	3%
6 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき。	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき。	15%
7 腕(手関節以上をいう。)、脚(足関節以上をいう。)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき。	60%
(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき。	50%
(3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき。	35%
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき。	5%
8 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき。	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき。	15%
(3) 拇指以外の1指を第2関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき。	8%
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき。	5%

9 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき。 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき。 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき。 3%

10 その他の著しい障害により終身自由を弁ずることができないとき。 100%

(注) 第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。

57-35 災害等緊急事態における避難所及び 避難場所の提供に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と蔵王ロープウェイ株式会社（以下「乙」という。）は、蔵王温泉及びその周辺において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における市民等の避難所及び避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、蔵王温泉及びその周辺において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、乙が甲に対して行う避難所及び避難場所の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（避難所）

第2条 この協定において、「避難所」とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、甲が開設する市避難所等への移動に支障をきたしている市民等を一定期間滞在させるための施設とする。

2 乙が甲に対して提供する避難所は、乙の所有する施設のうち避難所として使用可能な区域とする。

（避難場所）

第3条 この協定において、「避難場所」とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市民等が一時的に緊急避難を行うための施設とする。

2 乙が甲に対して提供する避難場所は、乙の所有する施設のうち避難場所として使用可能な区域とする。

（使用通知）

第4条 甲は、災害の発生等により避難所及び避難場所を使用する必要性が生じたときは、事前に乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において通知することができるものとする。

（運営主体）

第5条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。ただし、必要に応じて管理運営に係る支援を甲に要請することができるものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令の定めるところにより、甲の通知により乙が提供した避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

（開設期間）

第7条 避難所として施設を使用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、7日の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう、避難所として施設を使用する

期間の短縮に努めるものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、避難所及び避難場所の使用を終えたときは、乙の点検を受けて当該避難所及び避難場所を原状に回復するものとする。

(避難所及び避難場所の周知)

第9条 甲は、当該避難所及び避難場所を近隣住民等に周知するため、乙が無償で提供する区域に案内板を設置する。

2 前項の案内板は、甲が管理するとともに、乙の申出により甲の負担で移設し、又は撤去するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方いずれからも申出がないときは、さらに有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(前協定の廃止)

第12条 平成27年3月19日付けで甲及び乙が締結した災害等緊急事態における避難所及び避難場所の提供に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市蔵王温泉229番地
蔵王ロープウェイ株式会社
代表取締役社長

57-36 災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県バス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおりバス車両による緊急輸送に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害応急対策、災害復旧等（以下「災害応急対策等」という。）を実施する場合において、甲の要請に応じ、乙がバス車両による緊急輸送の協力（以下「協力」という。）を行うことについて必要な事項を定め、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、その区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じ、乙又は乙の会員（以下「乙等」という。）に対して協力を要請するものとし、乙等は、協力を行ううえで必要な輸送路の安全が確認されない場合等特別の理由がないときは、この要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭による要請とし、事後において速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力を必要とする理由
- (3) 協力を必要とする期間
- (4) 必要とする協力の内容
- (5) 必要とする協力の実施場所
- (6) その他協力の要請に必要な事項

3 甲は、第1項の規定により乙の会員に直接協力を要請したときは、乙に対し、その旨を報告するものとする。

（協力の内容）

第3条 この協定により甲が乙等に対して要請する協力の内容は、被災者、災害応急対策等に必要人員等の緊急輸送に係る業務（以下「業務」という。）とする。

（実施）

第4条 乙等は、甲から第2条の規定に基づく協力の要請を受けたときは、可能な範囲で前条の業務を実施するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙等が業務を実施する場合は、その内容に応じ、乙等の安全の確保に十分配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙等は、前条の規定により業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面によりその業務内容を甲及び乙に報告するものとする。ただし、書面をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭による報告とし、事後において速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 業務に使用した車両に関する事項
- (2) 業務に従事した者に関する事項
- (3) 業務を実施した日時

- (4) 業務を実施した場所
 - (5) 業務の内容
 - (6) その他必要な事項
- (連絡責任者の選任等)

第6条 甲及び乙は、この協定の円滑な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。連絡責任者の変更が生じた場合も同様とする。

(会員名簿等の提出)

第7条 乙は、所属する乙の会員のうち、この協定による緊急輸送に協力することができるものの連絡先を記載した名簿と、当該会員においてそれぞれ緊急輸送に提供することが可能なバス車両の規模、台数等の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定による緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用のうち、運賃及び料金については、乙の会員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項の規定により届け出た一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金を基準とし、その他の費用については、実費負担相当額を基準として、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

3 第1項の費用の請求、支払その他必要な事項は、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

(事故等)

第9条 乙等の供給したバス車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙等は、可能な範囲において速やかに当該バス車両を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙の会員は、バス車両の運行に際し事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第10条 乙等は、バス車両の運行に際し、乙等の責めに帰する理由により緊急輸送の対象者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の定める事項に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年2月19日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市

山形市長

乙 山形市大字漆山字行段1422
一般社団法人 山形県バス協会
会長

57-37 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

山形市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会山形支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。） 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。） 山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、甲が行う応急危険度判定に関する取組に協力するよう要請するものとする。

（判定士の参集）

第4条 甲の区域に居住する会員判定士は、山形市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認され、甲が実施する応急危険度判定に参加可能な場合は、山形市役所まちづくり推進部建築指導課（以下「業務担当課」という。）に参集するものとする。

（判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した会員判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、甲の区域に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定業務への参加を要請するものとする。

2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。

3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

（応急危険度判定）

第6条 甲は、前2条の規定により参集した会員判定士で実施可能な応急危険度判定を実施するものとする。

（相談窓口の設置）

第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士をボランティアで相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

（名簿の作成）

第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先に係る応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、会員判定士が応急危険度判定及び相談窓口業務の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会山形支部事務局とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市松山三丁目3番15号
一般社団法人山形県建築士会山形支部
支部長

57-38 災害時における放送要請に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山形（以下「乙」という。）は、山形市内に地震、風水害、火山災害その他の災害又は武力攻撃事態等が発生し、若しくはそのおそれがある場合における緊急放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第8条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定め、乙の所有する放送設備を使用して放送を行うことにより、災害の発生の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 山形市内において発生した災対法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 災害放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとときに乙が他の放送に優先して行う放送であって、かつ、ラジオ起動電波を伴う臨時の放送をいう。
- (3) 国民保護 国民保護法第2条第3項に定める国民の保護のための措置をいう。
- (4) 緊急告知放送設備 第2号及び次号の放送を行うために乙が導入する、次に掲げる設備をいう。
 - ア 全国瞬時警報システム（以下「ジェイアラート」という。）受信機
 - イ 自動告知システム
 - ウ 放送装置制御器
 - エ コムフィス（Comfis）センター装置
- (5) 緊急割込放送 ジェイアラートにより緊急告知放送設備が自動起動して、放送中の番組に強制的に割り込んで放送されるラジオ起動電波を伴う緊急放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、災対法第57条の規定により、緊急を要する場合であって、特別の必要があるときは、乙に対し災害放送を要請できるものとする。

（要請の手続）

第4条 前条の規定による災害放送の要請（以下「災害放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 災害放送の要請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 毎日午前9時から午後6時までの時間帯（次号に掲げる時間帯を除く。）
乙が放送を行うスタジオに、電話、ファックス、電子メール等を用いて連絡する方法
- (2) 前号に掲げる時間帯以外の時間帯及び乙が甲に事前に通知した乙のスタジオが無人となる時間帯 第8条に定める連絡責任者に連絡する方法

(運用)

第5条 乙は、災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

2 乙は、災害放送を行う時は、甲の要請の趣旨を変えずに放送するものとし、その情報源が甲である旨の放送をするものとする。

(要請の基準)

第6条 甲は、次の基準に基づき災害放送を要請するものとする。

- (1) 山形市内で災害等が発生し、又は発生のおそれがあり、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が発令され、住民の避難が必要となったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、甲が災害等に関連する情報を保有し、緊急に住民に対して情報を伝達する必要があると判断したとき。

(放送の実施)

第7条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

2 乙は、全国瞬時警報システム業務規定（平成22年12月15日消防運第157号国民保護運用室長）第4条第1項各号に掲げる情報のうち、ジェイアラートにより自動起動した次の事項について、緊急割込放送をするものとする。

- (1) 緊急地震速報
- (2) 噴火警報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報

3 甲は、乙のスタジオが無人となる場合に緊急割込放送が行われたときは、その内容を速やかに文書等により乙に報告するものとする。

4 乙は、機器点検を兼ねて、甲乙協議のうえ定められた日時に試験放送を行うものとする。

5 乙は、災害放送又は緊急割込放送の要請に備え、乙の所有する放送設備について正常な機能の維持に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者の氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 次に定める事項に関する費用については、甲の負担とする。

(1) 災害放送及び緊急割込放送の実施

(2) 試験放送等の実施

2 前項の費用の額、支払等については、甲乙が別途契約を締結する。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年9月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市松山三丁目14番69号
株式会社エフエム山形
代表取締役社長

57-39 災害時における災害応急対策の応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形市建設同友会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する各種災害応急対策を、乙の会員の応援を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害により発生した障害物の除去
- (2) 災害により発生した被害箇所の応急措置
- (3) その他災害応急対策で必要な工事等

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、応援の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする場所
- (3) 応援を必要とする作業内容
- (4) その他応援に必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙の会員を指示し、応援を実施させるものとする。

2 応援に当たっては、乙の会員は、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとするが、甲の現地責任者の指導を受けられない場合は、乙の会員が自ら前条の規定による応援の要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき乙の会員が応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 応援を実施した会員名、応援場所及び応援作業の内容

- (2) 応援を実施した会員別人数及び作業時間数
- (3) 応援に使用した機材類の種別台数及び使用時間数
- (4) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、第3条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による応援のために要する経費は、甲が応援を実施した乙の会員に、支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市旅籠町三丁目5番27号
山形市建設同友会
会 長

57-40 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害及び火災等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が被災者支援のための行政書士が関与できる業務を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（行政書士業務及び相談）

第2条 この協定において「行政書士業務及び相談」とは、次に掲げる業務及び相談をいう。

- （1）罹災証明書申請書類の作成に関する業務
- （2）廃車手続等の自動車登録申請書類の作成に関する業務（原則として業務用自動車に係るものを除く。）
- （3）相続及び遺言関係書類に関する相談
- （4）許認可申請等全般に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談全般

（行政書士業務及び相談の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して行政書士業務及び相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、後日速やかに災害時支援要請書を提出するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から行政書士業務及び相談に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（業務相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、行政書士業務及び相談を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 行政書士業務及び相談に支払う被災者が負担する報酬は無料とし、乙又は乙の会員は、被災者から報酬を受け取らないものとする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、県証紙代、諸証明交付手数料等の実費は、被災者（業務上の依頼者をいう。）の負担とする。

(損害への対応)

第7条 この協定に基づく行政書士業務及び相談を行う場合において、乙又は乙の会員に損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年6月16日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市荒楯町一丁目7番8号
山形県行政書士会
会 長

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

災害時支援要請書

山形県行政書士会会長 様

山形市長

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃

57-41 災害時における消防活動応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形中央生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）と山形県コンクリート圧送協会（以下「丙」という。）は、災害時における消防活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の消防本部の管轄区域内で火災、地震、風水害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する消防活動を乙及び丙の応援を得て速やかに実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（応援区域）

第2条 この協定に基づき、乙及び丙が応援の活動をする区域は、甲の消防本部の管轄区域とする。

（応援の種類）

第3条 甲が乙及び丙に要請する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乙の組合員が所有する特殊車両を活用した消防用水の供給活動
- (2) 丙の協会員が所有する特殊車両を活用した活動
- (3) その他前2号の活動に伴い必要な業務

（応援の要請）

第4条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙及び丙に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（応援の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から応援の要請を受けたときは、可能な限り甲の指定する場所に特殊車両を派遣し、応援を実施するものとする。

2 乙及び丙は、応援をするときは、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援の報告）

第6条 乙及び丙は、前条の規定により応援をしたときは、甲に対し、速やかに実施報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

（経費負担）

第7条 第5条の規定による応援の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲並びに乙及び丙は、第4条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方

に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲並びに乙及び丙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲並びに乙及び丙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月27日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市江俣三丁目6番25号
山形中央生コンクリート協同組合
理事長

丙 山形市大字十文字字天神東770番地
山形県コンクリート圧送協会
会長

別記様式第1号（第4条関係）

要 請 書

（ 年 月 日 時 分現在 第 報）

要請者	担当課：	
	氏名：	電話番号：

場 所	現場住所（付近の目標物等も記入）	
日 時	年 月 日 時 分頃覚知	
	災害種別	
	災害状況・応援を必要とする事由	
	応援を必要とする車両数	車 種： 台数： 台
	応援を必要とする日時及び活動場所	日 時： 年 月 日 時 分 活動場所：

別記様式第2号（第6条関係）

実施報告書

（ 年 月 日 時 分現在 第 報）

報告者	担当課：	
	氏名：	電話番号：

応援に従事した組合員 及び協会員（会社）名	
従事した車両数 及び人数	会社名： 車種： 台数： 人数：
活動開始日時	年 月 日 時 分 開始
活動終了日時	年 月 日 時 分 終了
活動場所	
その他	(活動内容等)

57-42 災害時における災害応急対策の応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形市公共測量業務委員会（以下「乙」という。）は、災害時における甲が管理する公共土木施設等（以下「所管施設」という。）の災害応急対策の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、所管施設が被災した場合において、甲が乙の会員の応援を得て速やかに災害応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 災害応急対策の応援（以下「応援」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 所管施設の被災状況の調査
- (2) 所管施設の被災に係る災害応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) その他災害応急対策に必要な事項

（要請）

第3条 甲は、所管施設が被災し、必要と認めるときは、被災状況に応じて乙の会員に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 被災した所管施設の場所及び被災の概要
- (2) 要請する応援の具体的な内容
- (3) 現地における甲の担当者の職氏名、連絡方法等
- (4) その他応援に必要な事項

（実施）

第4条 乙の会員は、甲から前条の規定による応援の要請（以下「応援の要請」という。）を受けたときは、可能な限り応援に係る業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、乙の会員が前条の応援に係る業務（以下「応援に係る業務」という。）を行うときは、当該会員と遅滞なく応援に係る業務に関する契約を締結するものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙の会員が応援に係る業務を円滑に実施できるように、乙及び乙の会員に市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙及び乙の会員は、応援に係る業務を実施するに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

3 乙の会員は、応援に係る業務を実施する上で、当該業務に係る所管施設の被災以外の被災を知り得た場合は、可能な範囲においてその状況に係る情報を甲に提供し、甲の情報収集に協力するものとする。

（報告）

第7条 乙の会員は、応援に係る業務を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 応援に係る業務を行った所管施設の場所及び当該業務の具体的な内容

- (2) 応援に係る業務に要した人数及び作業時間数
- (3) 応援に係る業務に使用した資機材の種類、台数及び使用時間数
- (4) その他必要な事項

(応援の実施体制)

第8条 乙は、あらかじめ応援に係る業務に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

2 乙の会員は、応援に係る業務を速やかに実施するため、必要な技術者、資機材等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 応援に係る業務に要する経費は、甲が負担するものとし、その支払は、甲が当該応援を実施した乙の会員に支払う方法によるものとする。

2 前項の経費の算定に当たっては、災害等が発生する直前における通常の価格を基準として、甲及び乙の会員が協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第11条 応援に係る業務の実施に伴い、甲乙いずれかの責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合又は乙の会員の技術者等に損害が生じた場合は、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月27日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長
乙 山形市北山形一丁目4番13号
山形市公共測量業務委員会
会長

57-43 災害時における災害応急対策の応援に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と山形県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が山形市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する各種災害応急対策を、乙の会員の応援を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害により発生した障害物の除去
- (2) 被災した建築物等の解体
- (3) 災害により発生した被害箇所の応急措置
- (4) その他前1号から3号に伴う必要な事業

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、応援の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする場所
- (3) 応援を必要とする作業内容
- (4) その他応援に必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙の会員を指示し、応援を実施させるものとする。

2 応援に当たっては、乙の会員は、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとするが、甲の現地責任者の指導を受けられない場合は、乙の会員が自ら前条の規定による応援の要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき乙の会員が応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 応援を実施した会員名、応援場所及び応援作業の内容
- (2) 応援を実施した会員別人数及び作業時間数
- (3) 応援に使用した機材類の種別台数及び使用時間数
- (4) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、第3条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による応援のために要する経費は、甲が応援を実施した乙の会員に、支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月19日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市南一番町6番27号
山形県解体工事業協同組合
理事長

57-44 アマチュア無線による災害時応援協定

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形クラブ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙のアマチュア無線局が甲に協力して、災害情報（以下「情報」という。）の収集伝達を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（性格）

第2条 この協定による乙のアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員とする。
2 乙は、毎年1回、構成員名簿の見直しを行い、甲に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

（要請）

第5条 甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 乙の構成員は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、可能な限り情報の収集伝達を行うものとする。
2 乙の構成員は、災害時において、甲からの協力要請の有無にかかわらず、必要と思われる情報について、甲に提供することができるものとする。

（情報収集連絡の訓練）

第7条 甲及び乙は、災害時の情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため共同して訓練を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市東原町四丁目18番9号
一般社団法人日本アマチュア無線連盟
山形クラブ
会長

57-45 災害時における物資の供給に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市の区域内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする物資を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時における応急対策のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、出荷要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、営業に支障がない範囲内において、要請事項について速やかに適切な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資は、乙が甲の指定する場所に搬送するものとし、甲が当該場所に職員を派遣し、当該物資を確認の上、引き受けるものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙から前条の費用の支払について請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、支払方法等について定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な物資の供給を行うため、平常時において広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年1月26日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長

別表（第4条関係）

災害時要請物資

災害発生直後に必要な物資 (おおむね災害発生から3日間程度)	その後に必要な物資
毛布 紙おむつ 生理用品 哺乳瓶 ラジオ 乾電池 懐中電灯 割箸 使い捨てスプーン 使い捨て食器類 ラップ アルミホイル 固定燃料 ウエットティッシュ ゴミ袋 蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季） など	タオル 肌着 履物 作業服 軍手 鍋 やかん 炊飯用具 簡易コンロ カセットボンベ 石鹸 歯ブラシ ティッシュペーパー トイレtpペーパー 簡易トイレ 防水シート 石油ストーブ 雨具 常備薬 救急セット など

※その他調達可能な物資を含む。

57-46 災害時における災害応急対策の協力に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山形県隊友会山形支部（以下「乙」という。）は、災害から市民等の生命、身体及び財産を守るため、甲が災害応急対策を実施する場合において、その要請を受けて行う乙の協力活動（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、この市の区域において災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て速やかに災害応急対策を実施するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において使用する用語の例による。

（協力の内容）

第3条 協力の内容は、次に掲げる災害応急対策に係る業務の補助とする。

- (1) 避難所の開設及び運営に係る業務
- (2) 救援物資等の集積、分類、発送先仕分け等に係る業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の協力が必要と認められる災害応急対策に係る業務

（要請）

第4条 甲は、災害応急対策を実施する場合において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 要請する協力の実施の日時及び場所
- (2) 要請する協力の具体的な内容
- (3) 協力の要請に係る甲の担当者の職氏名、連絡方法等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協力の要請に必要な事項

（実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請（以下「協力の要請」という。）を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（安全の確保）

第6条 甲及び乙は、乙の会員が協力を行う場合は、協力の内容に応じ、乙の会員の安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲及び乙は、協力を行う場合に乙の会員に事故があったことを知ったときは、それぞれ直ちに相手方に報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協力の準備)

第8条 乙は、平常時から災害が発生した際の連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、協力を円滑に実施するため、平常時から情報の交換を行うものとする。

(防災訓練への参加等)

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

2 乙の会員は、居住する地域の自主防災組織等が行う防災訓練その他事業に可能な範囲で参加するものとする。

(経費の負担)

第10条 協力及び前条の規定による防災訓練への参加に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第11条 甲は、協力を行った乙の会員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合において、その協力が災害対策基本法その他の関係する法令で定める損害補償等の要件に該当するときは、当該法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙及び乙の会員は、協力を行う上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

2 乙は、乙の会員が前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月15日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市飯塚町1227番
公益社団法人隊友会
山形県隊友会山形支部
支部長

57-47 災害時における物資の供給及び

救援活動の協力に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と高橋畜産食肉株式会社（以下「乙」という。）とは、山形市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の供給及び救援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市の区域内における災害時に、乙が甲に対して実施する物資の供給及び被災者の救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、次に掲げる物資のうち、災害時において乙が所有し、又は調達可能な物資を甲に供給する。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（救援活動の協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる救援活動について協力を要請し、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の山形市内の各店舗等において、被災者に対し一時的な避難場所（屋外においては乙所有の駐車場等、屋内にあっては乙が指定する場所）を提供する。
- (2) 乙の山形市内の各店舗等において、被災者に対し水道水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙の山形市内の各店舗等において、被災者に対し甲が広報する情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。
- (4) その他甲が救援活動として必要と認めること。

（要請の手続）

第4条 前2条の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 第2条に規定する物資は、乙が甲の指定する場所に搬送するものとし、甲が当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、引き受けるものとする。

(必要物資の価格及び救援活動協力の経費)

第6条 第2条の規定により供給した物資の価格は、災害時の直前における適正な価格とし、第3条の規定による救援活動の協力に要した経費は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、物資の供給及び救援活動の協力に要した経費を負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、支払方法等について定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月16日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市青田一丁目1番44号
高橋畜産食肉株式会社
代表取締役

57-48 災害時における環境調査に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県計量協会（以下「乙」という。）とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、化学物質等が環境中に漏えいした場合等において、甲が乙の協力を得て速やかに環境調査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 「化学物質等」とは、人の健康又は環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある物質その他甲が環境調査の必要があると認めるものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する環境調査業務（以下「環境調査業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 水、大気、土壌等の試料の採取
- (2) 採取した試料の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の情報収集
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請）

第4条 甲は、災害等の発生による環境調査業務を行うために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況及び協力を要請する事由
- (2) 調査地点
- (3) 調査内容
- (4) 調査期間
- (5) その他参考となる事項

（実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請（以下「協力の要請」という。）を受けたときは、可能な限り乙の環境計量証明部会に所属する会員（以下「会員」という。）に対し、環境調査業務を他に優先して実施させるものとする。

2 乙は、環境調査業務を実施させる会員を定めたときは、甲に速やかに報告するものとする。

（報告）

第6条 乙は、環境調査業務を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 調査地点

- (2) 調査内容及び調査結果
- (3) 調査期間
- (4) 調査に要した人員、車両、資機材等
- (5) その他参考となる事項

(費用の負担)

第7条 環境調査業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等が発生する直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第8条 乙は、甲に円滑に協力できるよう、会員の調査・分析体制を把握し、あらかじめ甲に報告するとともに、協力体制及び情報等伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び会員は、環境調査業務を実施する上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月26日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市松栄二丁目8番1号
一般社団法人山形県計量協会
会長

一般社団法人山形県計量協会
 会長 ○ ○ ○ ○ 様

山形市長 ○ ○ ○ ○

災害時における環境調査の協力要請書

災害時における環境調査に関する協定書第4条により、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査内容	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他参考となる事項	

【担当・報告先】

担 当 山形市環境部環境課 担当者：
 連絡先 電話：023-641-1212（内線 684・685） 携帯：
 FAX：023-624-9928 E-mail：

山形市長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人山形県計量協会
 会長 ○ ○ ○ ○

災害時における環境調査業務完了報告書

災害時における環境調査業務が完了したので、災害時における環境調査に関する協定書第6条に基づき報告します。

記

調査地点	
調査内容及び 調査結果概要	別添のとおり
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日
調査に要した人員、 車両、資機材等	別添のとおり
その他参考 となる事項	

【担当・報告先】

担 当	担当者：
連絡先 電話：	(直通) 携帯：
FAX：	E-mail：

57-49 防災啓発情報等の発信に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社東北営業本部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、土砂災害その他の自然災害等に対する防災啓発情報等の発信について相互に協力することにより、市民一人一人の防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化に繋げることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（発信の方法）

第1条 乙は、甲が提供する防災啓発情報等を、次の媒体（以下「媒体」という。）に掲載して発信する。

- （1） タウンページ
- （2） 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- （3） iタウンページ等のウェブサイト

（手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合において、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の規定による要請を受けた場合は、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。
- 3 乙は、前項の規定により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載に当たっては、提供を受けた情報の取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。
- 4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示するものとし、甲は、乙に対し、提示を受けた原稿に係る防災啓発情報等の趣旨及び内容について意見を述べることができる。この場合において、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。
- 5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を負担しなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。
- 6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

（発信情報に関する責任）

第3条 乙が防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に関し、一切の責任を負う。

（発信の変更又は中止）

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前に通知の上、その全部又は一部を変更し、又は中止することができる。この場合において、乙は、甲に対し、いかなる責任も負わないものとする。

（著作権）

第5条 甲が乙に提供する防災啓発情報等に係る著作権は、甲に帰属し、乙は、乙が提供を

受けた防災啓発情報等を第1条各号以外の媒体に利用する場合は、あらかじめその目的、方法、範囲及び期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

- 2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、乙又は乙が使用許諾権を付与した第三者若しくは東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に帰属し、甲が第1条各号以外の媒体に利用する場合は、あらかじめその目的、方法、範囲及び期間を明らかにした上で、乙又は乙が使用許諾権を付与した第三者等の承諾を得るものとする。
- 3 前2項の規定に基づき、甲又は乙が相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前2項の規定に基づき承諾を受けた目的、方法、範囲及び期間を超えて利用することはできない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 甲及び乙は、本協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の履行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の履行にのみ使用することとする。本協定が終了した後も同様とする。

（協定の解約）

第8条 甲又は乙は、相手方に対して解約の日の1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第9条 甲乙間で、本協定の内容若しくは解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

- 2 タウンページは、日本電信電話株式会社が権利を保有する名称であり、乙が日本電信電話株式会社の子会社であるNTT東日本及びNTT西日本の発行委託を受けているものである。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号
NTTタウンページ株式会社 東北営業本部
東北営業本部長

57-50 災害に係る情報の発信等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報の発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、山形市における地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害（以下「災害」という。）に係る情報の発信等について、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことにより、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させることを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組は、次に掲げるもののうち、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所等におけるボランティアの受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる取組が円滑になされるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これらに変更があった場合には、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に掲げる取組以外の取組についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条の規定に基づき甲及び乙が実施する取組は、別段の合意がない限り無償で行われるものとする。ただし、取組に係る旅費、通信費その他これらに類する経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報については、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、当該情報を本協定の目的以外の目的のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定の締結の事実及び本協定の内容を公表する場合には、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 4月 5日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

57-51 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形市（以下「甲」という。）と山形三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙から受ける電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

（貸与の要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応又は災害復興のために車両及び給電装置を必要とするときは、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 貸与を必要とする車種及び台数
- (6) 貸与を希望する期日及び引渡し場所
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合には、速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引渡し場所に車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用すること。
- (2) 山形市内において使用すること。
- (3) 車両及び給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合には、速やかに乙に連絡すること。

（賠償及び保険）

第6条 車両及び給電装置の使用時又は協力要請中に発生した損害の賠償については、次のとおりとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的損害については、その責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議して、その賠償に当たるものとする。
- (2) 前号の場合において、甲が賠償責任を負う場合の車両の保険の適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、甲が負担するものとする。
- (3) 車両及び給電装置の輸送路における事故により第三者に与えた物的及び人的損害については、

乙が賠償責任を負うものとする。

- (4) 車両及び給電装置の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及びその車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第8条ただし書の費用について乙から請求があったときは、遅滞なくこれを乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月12日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市

山形市長

乙 山形市五十鈴三丁目1番6号
山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

57-52 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と介護付有料老人ホーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形市地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 山形市

名 称 介護付有料老人ホーム

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所で生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者ととも甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めると

きは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

(受入期間等)

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(備蓄)

第7条 乙は、物資の提供等を行うために、平時より物資の備蓄に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年2月7日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 介護付有料老人ホーム（別紙のとおり）

57-53 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム等（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形市地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 山形市

名 称 特別養護老人ホーム等

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所で生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者ととも甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めると

きは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

(受入期間等)

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(備 蓄)

第7条 乙は、物資の提供等を行うために、平時より物資の備蓄に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年8月24日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年8月24日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 特別養護老人ホーム等（別紙のとおり）

福祉避難所応援協定締結先一覧

No.	協定締結日	法人名・施設名	住 所
1	H240824	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会 特別養護老人ホームながまち荘	山形市長町751
2	H240824	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会 特別養護老人ホーム愛日荘	山形市大字妙見寺4
3	H240824	社会福祉法人山形公和会 特別養護老人ホームみこころの園	山形市大字沼木字下河原1129-1
4	H240824	社会福祉法人妙光福祉会 特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの里	山形市蔵王上野920
5	H240824	社会福祉法人妙光福祉会 特別養護老人ホームやすらぎの里金井	山形市内表東1
6	H240824	社会福祉法人山形市社会福祉事業団 特別養護老人ホーム菅沢荘	山形市すげさわの丘46
7	H240824	社会福祉法人輝きの会 特別養護老人ホームいきいきの郷	山形市大字成安425-2
8	H240824	社会福祉法人やまがた市民福祉会 特別養護老人ホームとかみ共生苑	山形市富神前6
9	H240824	社会福祉法人山形 特別養護老人ホームサンシャイン大森	山形市大字大森2139-1
10	H240824	社会福祉法人七日町こまくさ会 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園	山形市七日町四丁目5-20
11	H240824	社会福祉法人慈風会 特別養護老人ホームなごみの里	山形市吉原3丁目10-8
12	H240824	社会福祉法人慈風会 特別養護老人ホーム滝山なごみの里	山形市東青田2丁目6-4
13	H240824	社会福祉法人慈風会 特別養護老人ホーム飯塚なごみの里	山形市飯塚町1447-4
14	H240824	社会福祉法人豊裕会 六日町あいあい特別養護老人ホーム	山形市六日町2-7
15	H240824	社会福祉法人敬寿会 特別養護老人ホーム鈴川敬寿園	山形市大野目2丁目2-67
16	H240824	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会 特別養護老人ホーム山静寿	山形市大字沼木字下河原1133-1
17	H240824	社会福祉法人福寿会 小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町	山形市小荷駄町12-46
18	H240824	社会福祉法人いずみノ杜 特別養護老人ホームちとせノ杜	山形市落合町205
19	H240824	社会福祉法人慈福会 小規模特別養護老人ホームあつぶるの里久保田	山形市久保田1丁目7-7
20	H240824	社会福祉法人さくら福祉会 特別養護老人ホームさくらホーム山形	山形市嶋北三丁目14-24
21	H240824	社会福祉法人友愛会 特別養護老人ホームみはらしの丘	山形市大字松原1911-4
22	H240824	社会福祉法人ユトリア会 ユトリアケアセンターかすみ	山形市香澄町2丁目3-32
23	H240824	社会福祉法人敬寿会 特別養護老人ホーム沼木敬寿園	山形市大字沼木68-1

〔令4改〕

No.	協定締結日	法人名・施設名	住 所
24	H240824	社会福祉法人山形市社会福祉事業団 山形市養護老人ホームあたご荘	山形市大字岩波 5
25	H250208	山形小木医科器械株式会社 介護付有料老人ホーム フォーリーフ 嶋	山形市嶋北一丁目16-35
26	H250208	介護付有料老人ホーム ソーレ吉原	山形市若宮二丁目 8-3
27	H250208	介護付有料老人ホーム ソーレ前田	山形市前田町14-5
28	H250208	介護付有料老人ホーム ソーレ中桜田	山形市中桜田二丁目12-7
29	H250208	介護福祉施設 燦燦	山形市十文字字大原848-1
30	H250208	介護付有料老人ホーム せなみ米喜家	山形市瀬波一丁目11-11
31	H250208	ニチイケアセンター山形桜町 有料老人ホームきらめき	山形市桜町四丁目 3-48
32	H250208	ニチイケアセンター山形三日町 有料老人ホームきらめき	山形市三日町一丁目 3-48
33	H250208	株式会社ケアネット徳洲会 スマイルコート清住	山形市清住町二丁目 3-70
34	H250208	サービス付き高齢者向け住宅 グランドホームはたごまち	山形市旅籠町一丁目 7-23
35	H250208	介護付有料老人ホーム ベル宮町	山形市宮町一丁目 7-18
36	H250208	介護付有料老人ホーム ベル北町	山形市北町四丁目11-13
37	H250904	特別養護老人ホーム 福寿乃郷	山形市飯田 2 丁目 7-30
38	H260605	小規模特別養護老人ホーム 東部の郷	山形市松波 3 丁目 4-5
39	H260606	特別養護老人ホーム べにはなノ杜	山形市大字大森853
40	H260606	小規模特別養護老人ホーム みこころ の園南山形	山形市大字松原字横手779-1
41	H261015	軽費老人ホームケアハウス 敬寿園	山形市大字妙見寺500-1
42	H261015	介護付有料老人ホーム ときめき七日 町	山形市七日町3丁目 3-27
43	H270818	小規模特別養護老人ホーム 大曾根	山形市大字上反田811-1
44	R020401	特別養護老人ホーム せん寿ノ杜	山形市大字漆山字住吉715
45	R020401	ユトリアケアセンターなりさわ	山形市成沢西四丁目 2-20

[令4改]

46	R020401	特別養護老人ホーム あかしや共生苑	山形市桜町三丁目4-17
47	R020924	山形市ホテル協会	山形市七日町一丁目4-31
48	R021027	一般社団法人 山形市健康福祉医療事業団	山形市すげさわの丘727-20
49	R030118	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会	山形市大字大森385
50	R050328	医療法人社団清永会	山形市本町一丁目6-17
51	R050328	大和メディカル株式会社	山形市あかねヶ丘二丁目10-56

[令5改]

57-55 災害時における被災者支援に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市内で地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（被災者支援の内容）

第2条 この協定に基づく被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記についての相談
- (2) 土地の筆界に関する相談
- (3) 筆界特定の手続に関する相談

（要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して前条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 要請の事由及び内容
- (2) 支援業務を実施する場所
- (3) 支援業務を実施する期間

（土地家屋調査士の派遣）

第4条 乙は、要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から支援業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（支援業務の場所の調整及び広報）

第5条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援業務の広報に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 支援業務に要する費用は、無償とする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市緑町一丁目4番35号
山形県土地家屋調査士会
会長

57-56 災害時の協力に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い大規模な停電が発生した場合において、甲及び乙が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への社員の派遣）

第3条 乙は、災害により大規模な停電が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合には、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された乙の社員は、災害情報の収集・伝達等に関する乙の窓口となり、必要に応じこの協定の履行に関する甲の連絡責任者との各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合には、乙の電力供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、優先的に復旧が必要な重要施設の状況を甲及び乙が共有した上で、乙により判断するものとする。

（電力設備の復旧に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力設備の復旧に支障を来す場合には、当該道路の迅速な復旧に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、災害時における乙の電力設備の復旧に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定に関する甲及び乙の連絡先は、甲においては山形市総務部防災対策課、乙においては東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター総務課とし、甲及び乙は、相互の連絡体制を確認するために情報交換会を適宜開催するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間

満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年5月15日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市本町二丁目1番6号
東北電力ネットワーク株式会社
山形電力センター所長

57-57 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形市ホテル協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が山形市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員が所有するホテル等の宿泊施設を要配慮者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において要配慮者等の避難を甲が速やかに実施するため、甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者（原則として身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (3) 前2号に掲げる者と同一世帯の者又はその介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦及びその介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等の甲が特に配慮が必要と認める者

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が山形市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者等のために避難場所として宿泊施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、当該確保について協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による甲の協力の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条第1項の規定による要請に基づき乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙の会員が所有する宿泊施設における要配慮者等への宿泊の提供
- (2) 前号の業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他甲が必要と認める事項

（協力の要請への対応）

第5条 乙は、甲から第3条第1項の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに前条の業務を実施するための措置を執るものとする。

2 乙は、前条の業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の期間）

第6条 第4条の業務の実施期間は、原則として、甲から第3条第1項の規定による協力の要請を受けた日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合には、甲乙協議の上、7日の範囲内でその期間を延長することができるものとし、更に甲がその延長後の期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

2 甲は、乙及び乙の会員が早期に通常営業を再開できるよう配慮しなければならないものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、第4条の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合にあっては、その定めに従うものとする。

（実施報告と費用の請求）

第8条 乙の会員は、第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施報告書を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して費用を請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定により乙の会員から費用の請求があったときは、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に費用を当該乙の会員に支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 乙及び乙の会員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消しがあった場合においても、甲及び要配慮者等に対し、取消料等の損害の賠償は請求しないものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙の会員は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（連絡調整体制の整備）

第12条 甲及び乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑な協力体制が図られるよう、平時から要配慮者等の宿泊施設への受入れに関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第13条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項については、別に定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月24日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市七日町一丁目4番31号
山形市ホテル協会
会長

57 - 58 電気自動車を活用した災害連携協定

山形市(以下「甲」という。)、山形日産自動車株式会社(以下「乙」という。)、日産プリンス山形販売株式会社(以下「丙」という。)並びに日産自動車株式会社(以下「丁」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙、丙及び丁の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。)によって、山形市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)が必要なときは、乙及び丙に対し、第1号様式「電気自動車の貸与等に関する協力依頼書」により電気自動車の貸与及び充電スタンドの使用を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙及び丙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙及び丙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙及び丙は、前項に基づく貸与に併せて、乙及び丙の指定する日時及び場所において、乙及び丙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙丙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙及び丙は、甲が指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙及び丙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙及び丙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙及び丙の店舗（乙及び丙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙丙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙及び丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前2項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙及び丙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 甲は、貸与期間中、貸与車両で事故を起こした場合、直ちに乙及び丙に通知するものとし、その対応については、甲の責任において解決するものとする。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙及び丙に通知するものとし、その対応について甲乙丙間での協議により取り決める。

(返却)

第9条 甲は、乙及び丙からの貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙及び丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙丙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丙及び丁は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第11条 乙及び丙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丁は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙及び丁があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙及び丁は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙、丙及び丁は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙、丙又は丁が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙、丙又は丁から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれが署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市南一番町9番10号
山形日産自動車株式会社
代表取締役

丙 山形市南二番町4番10号
日産プリンス山形販売株式会社
代表取締役

丁 横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事

年 月 日

様

山形市長

電気自動車の貸与等に関する協力依頼書

年 月 日 時頃発生 of 災害「 」により、貴社の電気自動車の貸与及び充電スタンドの使用を認めていただき、電力供給に協力してくださるよう依頼します。

1. 供給場所 住 所 :

避難場所 :

2. 連絡先 担 当 :

電話番号 :

連絡調整者名簿

甲	企業・団体名	山形市総務部防災対策課
	担当者職・氏名・連絡先電話番号	

乙	企業・団体名	山形日産自動車株式会社
	担当者職・氏名・連絡先電話番号	

乙	企業・団体名	山形日産自動車株式会社 本社店
	担当者職・氏名・連絡先電話番号	

丙	企業・団体名	日産プリンス山形販売株式会社 山形本店
	担当者職・氏名・連絡先電話番号	

丁	企業・団体名	日産自動車株式会社
	担当者職・氏名・連絡先電話番号	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

57-59 災害時における指定避難所の指定等に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と学校法人富澤学園（以下「乙」という。）は、風水害及び火山現象の自然災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に開設する避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、甲が乙の施設を指定避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に指定避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が指定避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 山形市大字片谷地515番地
- (2) 名称 東北文教大学体育館

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の施設に避難者を受け入れる必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における避難所の開設及び避難者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、協力要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（受入れ等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）があったときは、避難者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、乙の教育活動に支障が生じるおそれがある場合を除き、可能な限り甲の要請を受け入れるものとする。

2 乙は、甲の要請がない場合において、避難者を乙の施設に受け入れたときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の規定による乙の報告があったときは、同項の避難者を甲の要請に基づき乙が受け入れたものとみなす。この場合において、甲は、前条第2項の規定による要請の手続を行うものとする。

4 乙は、乙の施設における避難所の開設及び運営によって乙の設備、施設又は土地が損傷した場合には、甲に対し、速やかにその旨を届け出るものとする。

（受入期間等）

第5条 乙が避難者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、避難者の受入れ開始の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合には、甲乙協議の上、7日の範囲内で受入期間を延長することができるものとし、更にその受入期間を延長する場合も同様とする。

3 甲は、受入期間が終了したときは、指定避難所を閉鎖するものとする。

4 甲は、指定避難所を閉鎖するときは、使用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受け取るものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定による乙の施設の使用料は、無償とする。

2 前条第4項の規定により乙の施設を原状に復すために要する費用は、甲が負担するものとする。

3 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した乙の施設における避難所の開設及び運営に係る費用を負担するものとする。

4 甲は、乙から前2項の費用の支払について請求があったときは、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除権)

第8条 甲は、乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるときは、この協定を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるときは、この協定を解除することができる。

(連絡担当者の選任等)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な履行を図るため、それぞれ連絡担当者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。連絡担当者の変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月24日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市肴町1番13号
学校法人富澤学園
理事長

57 - 60 災害時における防災支部等の開設に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と中地蔵町内会（以下「乙」という。）は、山寺地区内で風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設を防災支部及び一時避難場所として活用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山寺地区内で風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請による乙の施設への防災支部及び一時避難場所（以下「防災支部等」という。）の開設について、必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 甲が防災支部等を開設するために提供を要請する乙の施設は、次のとおりとする。

(1) 所在地 山形市大字山寺字中地蔵1973番地1250

(2) 名称 中地蔵多目的集会施設

（施設の提供の要請）

第3条 甲は、風水害が山寺地区内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災支部等を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設の提供を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、提供要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（施設の提供）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに施設の提供を行うものとする。

（防災支部等の開設期間）

第5条 前条の規定により提供を受けた乙の施設への防災支部等の開設期間は、当該提供を受けた日から甲が防災支部等を閉鎖する時までとする。

2 甲は、防災支部等を閉鎖したときは、使用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙の施設の使用に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条第2項の規定により乙の施設を原状に復すために要する費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙から前条第1項及び第3項の費用の支払について請求があったときは、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(連絡責任者の選任等)

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。連絡責任者の変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、有効期間を当該有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月10日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市大字山寺1973番地793
中地蔵町内会
会 長

57-61 災害時における物資の供給及び救援活動の協力に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と株式会社東京インテリア家具（以下「乙」という。）とは、山形市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の供給及び救援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市の区域内における災害時に乙が甲に対して実施する物資の供給及び被災者の救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、次に掲げる物資のうち、災害時において乙が所有し、又は調達可能な物資を甲に供給する。

- (1) 防寒用具
- (2) 日用品
- (3) その他甲が指定する物資

（救援活動の協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる救援活動について協力を要請し、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の山形市内の店舗等において、被災者に対し一時的な避難場所（屋外にあっては乙所有の駐車場等、屋内にあっては乙が指定する場所）を提供すること。
- (2) 乙の山形市内の店舗等において、被災者に対し水道水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙の山形市内の店舗等において、被災者に対し甲が広報する情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。
- (4) その他甲が救援活動として必要と認めること。

（要請の手続）

第4条 前2条の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって行い、事後に文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 第2条に規定する物資は、乙が甲の指定する場所に搬送するものとし、甲が当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、引き受けるものとする。

（必要物資の価格及び救援活動協力の経費）

第6条 第2条の規定により乙が甲に供給した物資の価格は、災害時の直前における適正な物価による価格とし、第3条の規定による救援活動の協力に要した経費は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、物資の供給及び救援活動の協力に要した経費を負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、支払方法等について定めるも

のとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 東京都荒川区荒川四丁目32番5号
株式会社東京インテリア家具
代表取締役社長

57 - 62 PCR検査の普及及び実施に係る応援協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社木下グループ（以下「乙」という。）は、山形市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、PCR検査の普及及び実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、甲及び乙が相互に協力して、PCR検査を普及させるとともに、同検査を適正、安全かつ低廉に実施することに向けて必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づく乙の甲に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) PCR検査の普及・周知
- (2) 甲が主催するイベント等において行う必要のあるPCR検査の実施
- (3) PCR検査センターの設置及び運営

（要請）

第3条 甲は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要と認めるときは、乙に対し、前条各号に掲げる業務（以下「応援業務」という。）の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 要請の事由及び内容
- (2) 応援業務を実施する場所
- (3) 応援業務を実施する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、要請を受けたときは、可能な限り速やかに応援業務を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 応援業務に要する費用の負担割合は、甲乙協議により決定する。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからこの協定の解除又は変更に係る意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月9日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
株式会社木下グループ
代表取締役社長

57-63 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県建築協会（以下「乙」という。）は、地震等の災害時において相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する被災建築物応急危険度判定業務に関して乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。） 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士 山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、乙の会員である事業者に所属する応急危険度判定士（以下「判定士」という。）に対し、甲が実施する応急危険度判定業務に協力するよう要請するものとする。

（判定士の派遣）

第4条 甲は、山形市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認されたときは、乙に対し応急危険度判定業務への協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲が実施する応急危険度判定業務に従事する判定士を甲に派遣するものとする。

（応急危険度判定）

第5条 甲は、前条第2項の規定により派遣された判定士が実施可能な範囲で応急危険度判定を実施するものとする。

（相談窓口の設置）

第6条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置したときは、乙に対し判定士をボランティアの相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、派遣可能な判定士を甲に報告するものとする。

（名簿の作成）

第7条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先に係る応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成したときは、速やかに乙に送付するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、応急危険度判定業務及び第6条第1項に規定する相談窓口要員としての業務（以下「相談窓口業務」という。）への従事に当たり判定士において要した交通費等の費用は負担しないものとする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、相談窓口業務に従事する判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においてはまちづくり政策部建築指導課、乙においては一般社団法人山形県建築協会事務局とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、有効期間を当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月8日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形市城北町一丁目12番26号
一般社団法人山形県建築協会
会長 市村 清勝

57 - 64 災害時における被害状況の調査等に関する協定

山形市（以下「甲」という。）と弘栄設備工業株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社弘栄ドリームワークス（以下「丙」という。）は、災害時における甲が管理する公共施設等（以下「所管施設」という。）の被害状況の調査等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、所管施設が被災した場合において、甲の要請に応じて丙の所有する配管ロボットを乙に提供し、乙が所管施設の被害状況の調査等（以下「調査等」という。）を実施し、当該所管施設の速やかな復旧工事を行うために必要な事項を定めるものとする。

（調査等の内容）

第2条 調査等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 所管施設の被災状況の調査
- (2) 所管施設の被災に係る災害応急対策及び復旧工事のための設計
- (3) その他災害応急対策に必要な事項

（要請）

第3条 甲は、所管施設が被災した場合において、必要と認めるときは、被災状況に応じて乙に調査等の実施を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 被災した所管施設の名称、場所及び被災の概要
- (2) 要請する調査等の具体的な内容
- (3) 現地における甲の担当者の職氏名、連絡方法等
- (4) その他調査等に必要な事項

3 第1項の規定による要請があった場合には、乙は、丙に対し丙の所有する配管ロボットの提供を求めるものとし、必要に応じて山形県内及び隣県のパートナー企業に対し調査等の実施に係る協力を要請するものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による調査等の実施の要請（以下「調査等の要請」という。）を受けたときは、可能な限り調査等を実施するものとする。

2 丙は、乙が調査等の要請を受けたときは、可能な限り乙に配管ロボットの提供を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙が調査等を円滑に実施することができるように、市内の被災状況、復旧状

況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、調査等を実施するに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

3 乙は、調査等を実施する上で、当該調査等に係る所管施設の被災以外の被災を知り得た場合は、可能な範囲においてその状況に係る情報を甲に提供し、甲の情報収集に協力するものとする。

(報告)

第6条 乙は、調査等を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

(1) 調査等を行った所管施設の名称、場所及び当該調査等の具体的内容

(2) 調査等に要した人数及び作業時間数

(3) 調査等に使用した資機材の種類、台数及び使用時間数

(4) その他必要な事項

(調査等の実施体制)

第7条 乙及び丙は、あらかじめ調査等に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

2 乙及び丙は、調査等を速やかに実施するため、必要な技術者、資機材等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙及び丙は、調査等の要請に関する事項の連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第9条 調査等に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の算定に当たっては、災害等が発生する直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 調査等の実施に伴い、甲乙丙のいずれの責めにも帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合又は乙若しくは丙に損害が生じた場合は、乙又は丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の3か月前までに甲乙丙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月30日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 山形市大字風間字地藏山下2068番地
弘栄設備工業株式会社
代表取締役

丙 山形市大字風間字地藏山下2068番地
株式会社弘栄ドリームワークス
代表取締役

57 - 65 大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社ティスコ運輸（以下「丙」という。）は、大規模災害時における物資の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害等の自然現象等により大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、山形市地域防災計画に基づく物資の緊急輸送等業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、前条に規定する物資の緊急輸送等業務を円滑に実施するため、物資の輸送、荷役作業等が必要と認めるときは、乙及び丙に対してこれらの協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 前条の規定により甲が乙及び丙に協力を要請することができる業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資の輸送
- (2) 荷役作業
- (3) 輸送拠点の提供及び運営並びに資機材の提供
- (4) 丙が所有する本社施設の避難スペースとしての提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする業務

2 乙及び丙は、前項各号に掲げる業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、必要に応じて専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、甲から第2条の規定による要請（以下「要請」という。）を受け、これを受諾したときは、業務の実施について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙及び乙の会員運送事業者並びに丙が業務を円滑に実施することができるよう、輸送路の被害状況等に係る情報の提供、物資の輸送車両の円滑な運行に関する支援その他の必要な支援に努めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲、乙及び丙は、業務を円滑に遂行するため、連絡調整及び指示を行う連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をあらかじめ指定し、それぞれにその内容を通知するものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、要請をするときは、当該要請をする業務の内容（物資の品目及び数量、調達車両の台数及び配車場所、輸送場所、積み下ろし作業量、輸送拠点の提供及び運営、連絡調整員の派遣場所等）を決定し、文書により、その内容を乙及び丙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲の連絡責任者が口頭で乙及び丙の連絡責任者に要請を行い、甲は、その後速やかに乙及び丙に文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙及び丙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、大規模災害発生直前における貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

第10条の規定に基づき貨物自動車運送事業者が運送約款に定める運賃及び料金の額などを基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 前条に規定する費用の支払に係る乙及び丙の請求は、業務が完了した後又は甲乙丙協議により定める期間ごとに行うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、速やかに乙及び丙に対し当該費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙及び丙は、要請に基づく業務の実施に際し事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙丙協議の上、適切な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により甲の連絡責任者に報告するものとし、乙及び丙は、その後速やかに文書を甲に提出するものとする。

(補償)

第10条 乙又は丙の従事者が業務中に自らの責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障がいがある状態になったときの災害補償は、乙又は丙の責任において行うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は本協定の目的以外の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、業務が終了した後又は本協定が終了した後においても同様とする。

(有効期限)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲乙丙のいずれからも終了の申出のないときは、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月7日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長

丙 山形市大字漆山字大段1865番地5
株式会社ティスコ運輸
代表取締役

5 7-66 非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形市内での非常災害時における災害廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の2の規定に基づき甲及び乙が連携し、及び協力して行うために必要な事項を定め、もって山形市災害廃棄物処理計画に沿った当該災害廃棄物の適正及び迅速かつ円滑な処理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 災害により生じた廃棄物をいう。
- (3) 災害廃棄物処理事業 災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害廃棄物処理事業の実施について、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、甲が実施する災害廃棄物処理事業に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物処理事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別、処理及び再資源化を行い、最終処分量を最小とするよう努めること。

（相互の連携・協力体制の確保及び役割）

第5条 甲及び乙は、相互の適切な役割分担の下、連携し、及び協力するとともに災害廃棄

物処理事業に関する情報を共有するなどして災害廃棄物処理事業の実施に努めるものとする。

2 甲は、災害廃棄物処理事業の実施に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場を確保すること。
- (2) 災害廃棄物の発生量、仮置場の状況等の基本的な情報を集約すること。
- (3) 必要に応じ、市域を越えた人的支援及び広域処理について調整すること。
- (4) 甲及び乙の常時連絡が可能な連絡先の一覧を調製すること。
- (5) 災害廃棄物処理事業に関する乙との情報交換の場を設けること。

3 乙は、災害廃棄物処理事業の実施に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場における災害廃棄物の分別に係る人材及び機材を投入すること。
- (2) 災害廃棄物の性状に応じ適正な処理ルートを構築すること。
- (3) 災害廃棄物の処理に関する技術的な情報を甲に提供すること。
- (4) 乙の会員相互の連携強化及び災害廃棄物処理事業の実施のための行動計画等の整備を図り、災害廃棄物処理事業に対する協力体制を確保すること。

(要請の手続等)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙が前条第3項の措置を講ずるために必要な事項を、文書で乙に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により協力要請をし、後日速やかに文書で乙に通知するものとする。

2 協力要請に当たり、次に掲げる事項については、災害の状況等により個別に甲乙協議するものとする。

- (1) 仮置場の管理方法及び運用方法
- (2) 災害廃棄物の処分及び再生利用の方法並びに処理施設の選定
- (3) 災害廃棄物の収集・運搬の方法、荷姿、運搬の経路、処理施設への搬入の時間帯、運搬車両の種類、積載量及び登録番号並びに災害廃棄物の運搬車両であることの表示方法
- (4) 災害廃棄物の発生量に基づく仮置場からの1日当たりの搬出計画
- (5) 協力要請に基づく乙による災害廃棄物処理事業の開始及び終了の時期
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害廃棄物の適正な処理に必要な事項

(報告)

第7条 乙は、協力要請に基づき災害廃棄物処理事業を実施したときは、速やかに文書で甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施する災害廃棄物処理事業は、有償契約に基づくものであることを前提とし、甲が負担する費用の額は、甲と乙が締結する委託契約で定めるものとする。

(損害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理事業に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の定めるところによる。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては環境部ごみ減量推進課とし、乙においては一般社団法人山形県産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から文書による終了の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を当該期間の満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長

乙 山形市緑町一丁目9番30号

一般社団法人山形県産業資源循環協会

会 長

58 臨時へリポート

名 称	所 在 地	管 理 者	施 設	
			規模	幅 × 長さ m
県 庁 駐 車 場	山形市松波二丁目8番1号	山 形 県 知 事	小	65×65
蔵 王 駐 車 場	山形市蔵王温泉	山 形 森 林 管 理 署 長	小	60×70
山形市総合スポーツ センター第5駐車場 (砂利)	山形市落合町1番地	山 形 市 教 育 長	大	70×230
鑄物町運動広場庭球場	山形市鑄物町24	山 形 市 教 育 長	中	60×80
市立第一中学校 南運動広場	山形市松波三丁目1番地	山 形 市 教 育 長	大	160×160
蔵王温泉総合グラウンド	山形市蔵王温泉赤倉 1121番地の1	蔵 王 温 泉 観 光 協 会 長	大	90×250
あかねヶ丘陸上競技場	山形市あかねヶ丘 二丁目4番1号	山 形 県 教 育 長	大	100×150
東北芸術工科大学 グラウンド	山形市大字上桜田200番地	東 北 芸 術 工 科 大 学 理 事 長	大	150×200
山形国際交流プラザ	山形市平久保100番地	山 形 市 長	大	100×100

〔平29改〕

59 ヘリコプター場外離着陸場の設置について

ヘリコプターは、飛行場以外の場所において離着陸を行ってはならないよう規定されているが、一定の条件を満たした場所については、国土交通大臣の許可を得ることにより離着陸を行うことができる。しかし、地方公共団体の消防防災ヘリコプターが捜索活動、救助活動を行う場合は、国土交通大臣の許可を受けなくとも離着陸できるようになっている。

(1) 根拠法令

- ア 航空法第79条（離着陸の場所）
- イ 航空法第81条の2及び同施行規則第176条（捜索又は救助のための特例）

(2) 設置の手順（航空法第79条関係）

- ア その土地の所有者又は管理者の承諾を受ける（土地使用承諾書）。
- イ 消防防災航空隊に次の事項を連絡する。
 - ・所在地（番地まで）
 - ・正確な位置（地図1／5万）
 - ・着陸帯、同周辺の見取図（大きさ、障害物、付近の不時着適地等）
- ウ 当該離着陸の場所を管轄区域とする航空事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請書」を行う。

(3) 安全対策等

ア 離着陸場の整備

- ・離着陸帯を表示する
 - 直径約10mで、上空から確認しやすいように石灰等で表示する。
- ・周辺の障害物を除去すること
 - 離着陸帯周辺は、強い吹き下ろしの風が発生するため、周辺の飛散物（紙、ビニール、板等）は、撤去又は固定する事。
- ・散水
 - ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないように、できるだけ散水する。
- ・立入禁止の措置を講じること
 - 危険防止のため、各出入口を閉鎖する。あるいは、場内にいる人を排除する等の立入禁止措置をとる。
- ・吹流しの設置、又は発煙筒の準備をすること。
 - 通常ヘリコプターは、機首を風上の方向に向けて着陸するので、離着陸場においては、吹流し、又は発煙筒を着陸地点から約40m～50m離れた位置に設置する。

イ 係員の配置

- ・安全員の配置をすること
 - 出入口当に安全員を配置して安全確保に努める。
- ・ヘリコプター誘導員を配置すること

[平29改]

進行方向を考慮し、着陸帯から20m～30m離れた風上側に誘導員を配置して誘導する。

・服装等に気をつけること

身の安全を確保するため、安全帽、防塵眼鏡及び、マスク等を装着する。

作業服のファスナー、ボタンを必ず閉め、風圧により飛散しやすい物は、身に付けない。

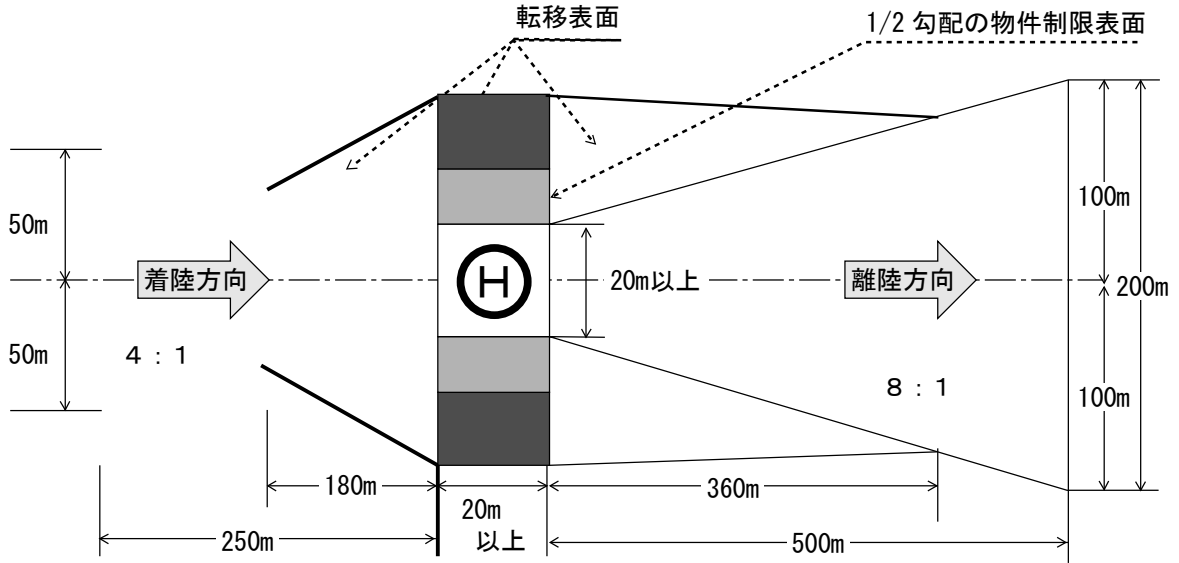
ウ ヘリコプター着陸後の危険防止

- ・着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図をするまでは、絶対に近づかないこと。
- ・ヘリコプターは、着陸してもローターは回転しているので、隊員の指示に従い行動すること。
- ・アンテナを伸ばした携帯無線機、又は長い物を持ったまま、ヘリコプターに近づかないこと。
- ・ヘリコプター後方のテールローターには、絶対に近づかないこと。

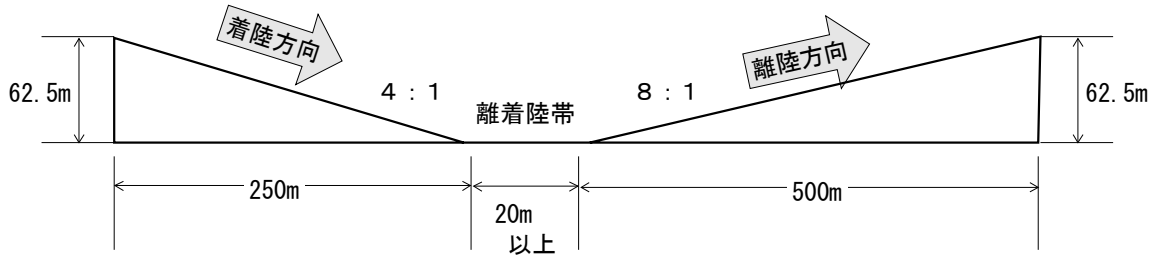
[平29改]

【回転翼航空機の離着陸（一般）】設置の要件（航空法第79条関係）

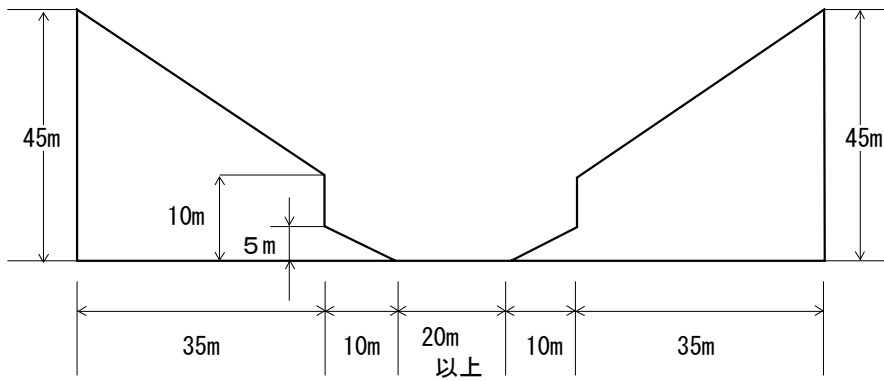
① 平面図



② 進入表面断面図

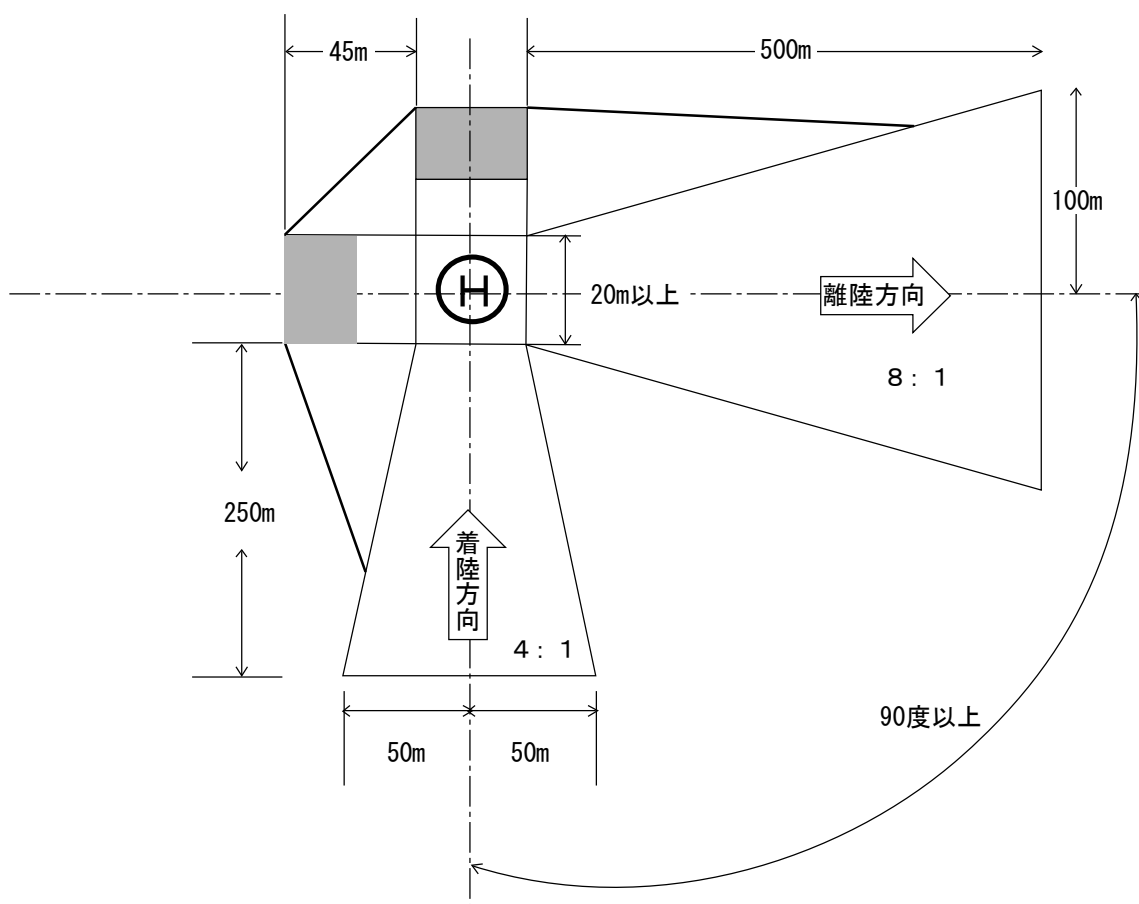
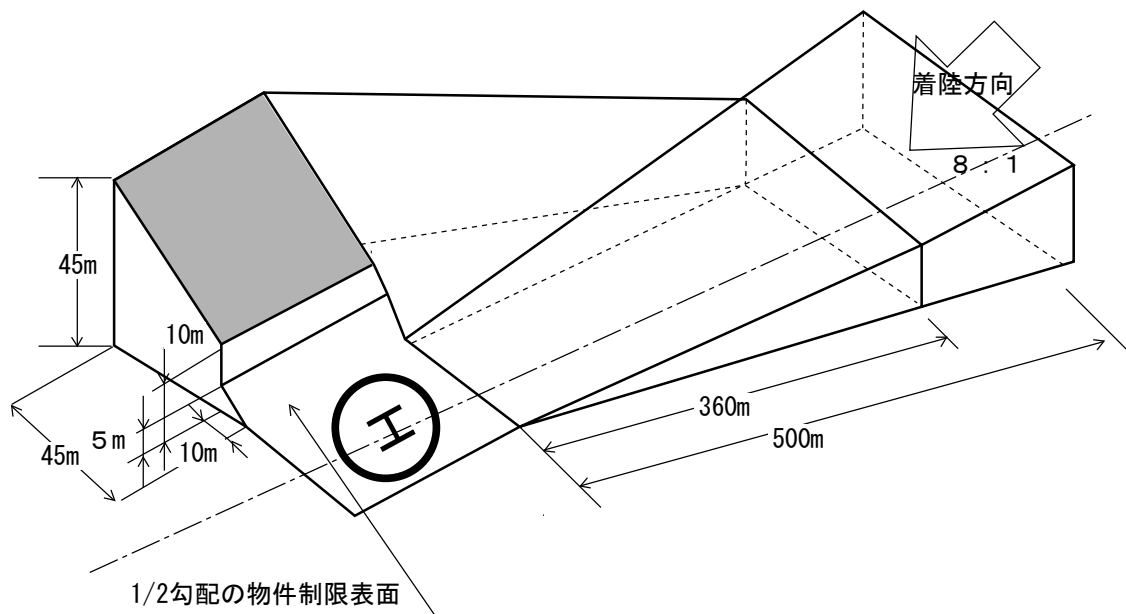


③ 転移表面断面図



[平29改]

④ 立体図



[平29改]

60 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに 実費弁償の基準（早見表）

令和5年6月現在 防災対策課

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法4条 第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等については、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法4条 第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条 第2項に よる救助 を開始し た日か ら、災 害が発 生しな かった と判 明し、 現に 救助の 必要 がなく な った日 までの 期間 (災害 が発 生し、 継続 して 避難 所の 供与 を行 う必 要が 生じ た場 合は、 法第 2条 第2 項に 定め る救 助を 終了 する 旨を 公示 した 日ま での 期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	【建設型応急住宅】 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		【賃貸型応急住宅】 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の借主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実績	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位：円)					
		世帯		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算
		区分							
		全壊 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 …使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 …国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 …協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上
被害拡大を防止するための緊急修理	災害のため、住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の進入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
日常生活に必要な最小限度の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3カ月以内に完了	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水にり学用品を喪失若しくは毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、及び高等学校等生徒。(幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費。 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内。 小学校児童 4,800円以内 中学校生徒 5,100円以内 高等学校等生徒 5,600円以内	災害発生の日から(教科書)1カ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 ・既存収容施設借上費 通常の実費 ・既存収容施設以外 1体当たり5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等の障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	(補足) ・居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関周りも対象として差し支えない ・障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費(法4 条第1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	
輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費(法4 条第2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁 償	災害救助法施行令第1条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める 山形県では1人1日当たり ・医師、歯科医師 24,600円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,700円以内 ・保健士、助産師、看護師及び准看護師 16,700円以内 ・救急救命士 13,600円以内 ・土木技術、建築技術者 16,000円以内 ・大工 25,400円以内 ・左官 26,400円以内 ・とび職 24,500円以内 (山形県災害救助法施行細則別表2)	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、右に掲げる区分に応じ、定められた割合を乗じて得た額の合計額以内とする。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 (費用区分割合) ・ 3,000万円以下の部分 100分の10 ・ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分 100分の9 ・ 6,000万円を超え1億円以下の部分 100分の8 ・ 1億円を超え2億円以下の部分 100分の7 ・ 2億円を超え3億円以下の部分 100分の6 ・ 3億円を超え5億円以下の部分 100分の5 ・ 5億円を超える部分 100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[令4改]

6 1 り災・被災証明書交付申請書

令和 年 月 日

山形市長 様

請求者 (必要とする人)	住所又は事業所所在地		
	氏名又は事業所名及び代表者職氏名		
たのまれて 窓口に来た人	住所又は事業所所在地	請求者との関係	
	氏名又は事業所名及び代表者職氏名		
り災・被災時 日	令和 年 月 日 時 分 頃		
り災・被災所 場	山形市		
り災・被災等 物件	建物 (<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家) <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 田・畑 <input type="checkbox"/> その他 ()		
り災・被災 内容			
発行依頼 証明書	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 被災証明書		
必要枚数	枚		
備考			

____ 課 (※担当課記入欄)

確認年月日	台帳番号	課長印	担当印	備考
令和 年 月 日	第 _____ 号			

※市民課記入欄

交付年月日	手数料	作成点検	備考
令和 年 月 日	有料 _____ 円 免除		

62-1 り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
被災住家の所有者	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

り災内容及び住家以外の被害内容	
-----------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

山形市長 佐藤孝弘

(記載例)

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家 [※] の所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊(準半壊) <input type="checkbox"/> 一部損壊(10%未満)(仮称)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

6 2 - 2 被 災 証 明 書

住 所	
氏 名 (名 称)	
被 災 日 時	令和 年 月 日 の による
被 災 場 所 等	山形市
被 災 物 件 等	建物 ^{※非住家} () 車両 ・ 田 ・ 畑 ・ その他 ()
被 災 内 容	
備 考	※上記被災日時については、被災証明申請者の申し出によるものである。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

山形市長 佐藤 孝弘

6 3 り災者・被災者台帳

発行証明書	<input type="checkbox"/> り災証明書	<input type="checkbox"/> 被災証明書	台帳番号	-	-	-
記入年月日	令和 年 月 日	避難所名				
① 世帯主 (事業所名) 及び 世帯員 もしくは 所有者 氏名等	住所 (所在地)	山形市	電話			
	(事業所名)	(業種)	り災物件	建物(住家、非住家)車両、田・畑 その他()		
	氏名	続柄	生年月日	性別	備考	
			明治・大正・昭和・平成・令和 ・	男・女		
			明治・大正・昭和・平成・令和 ・	男・女		
			明治・大正・昭和・平成・令和 ・	男・女		
			明治・大正・昭和・平成・令和 ・	男・女		
			明治・大正・昭和・平成・令和 ・	男・女		

② 災害の種類	1 風害 2 地震 3 火災 4 台風第 号 5 その他()	
③ り災・被災日時	令和 年 月 日 時 分 頃	
④ り災・被災場所	山形市	
⑤ り災・ 被災 状況	ア 人	1 死亡 人 2 行方不明 人 3 負傷 人
	イ 住家 <small>※事業所等併用住宅を含む</small>	1 全壊(焼) 2 大規模半壊 3 半壊(焼) 4 準半壊 5 一部損壊 6 流出 7 床上浸水 cm 8 床下浸水 併用事業所等の名称・業種[/]
	ウ 非住家	1 全壊(焼) 2 大規模半壊 3 半壊(焼) 4 準半壊 5 一部損壊 6 流出 7 床上浸水 cm 8 床下浸水
	エ 被害額	円
	オ その他	
	※ 内容詳細	
	調査(記入)年月日	令和 年 月 日 時 分
調査員所属・氏名	部 課(班) 内線()	
	部 課(班) 内線()	
備考	※令和 年 月 日 証明書交付 ※上記日時については、各種証明申請者の申し出によるものである。	

64-1 山形県緊急輸送道路ネットワーク計画

道路維持課

1 目的

緊急輸送道路ネットワーク計画については、防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法第2条第1項に基づく地震防災緊急事業5箇年計画の策定等の基礎となるもので、地震発生後の緊急輸送を確保するための効率的な地震対策の推進を図る目的で「山形県道路防災・情報連絡協議会」において平成9年1月16日策定された。

2 区分

緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの(以下「指定拠点」という)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路である。

3 緊急輸送道路区分

指定区分	摘 要
第1次緊急輸送道路	<p>以下の防災拠点をネットワークとして連絡する道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県庁、各総合支庁（本庁舎）及び地方生活圏中心都市(山形市・米沢市・酒田市・鶴岡市・新庄市)の市役所 ○救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点 山形空港、庄内空港、酒田港、地方生活圏中心都市の鉄道駅前広場、広域物流拠点 ○災害医療拠点：総合病院等
第2次緊急輸送道路	<p>第1次緊急輸送道路と以下の防災拠点を連絡する道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記以外の市町村役場 ○地方生活圏中心都市の上下水道部局 ○県の各総合支庁（分庁舎）等 ○国土交通省地方整備局の各国道事務所、国道維持出張所 ○国土交通省の海上保安本部 ○地方生活圏中心都市の郵便局 ○各警察署 ○東日本高速道路株式会社管理事務所 ○各消防本部 ○東北電力の支店及び各営業所 ○NTTの各支店及びラインマンセンター ○各ガス会社の本社 ○鉄道事業者の支店、施設区、保線区及び市の駅前広場 ○NHK及び民放各局の本社 ○日赤等医療機関 ○陸上自衛隊駐屯地 ○救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点 米沢ヘリポート、加茂港、鼠ヶ関港、主要駅、鉄道駅前広場、物流拠点、道の駅、一時集配拠点候補等 ○災害医療拠点：救急告示病院、公立病院 ○広域避難地：10ha以上の大規模な避難地等

[令3改]

64-2 緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧表

令和3年11月1日現在

施設名称	所在地	拠点種類 (※1)	拠点種類の細別 (※2)	重要物 流道路	接続すべきネットワーク機能区分		接続道路種別	代表幅員	備考
					第1次	第2次			
山形県庁	山形市 松波2-8-1	地方公共団体	県庁	代替・補完路	●		一般国道(指定区間外)	32m	
山形県村山総合支庁	山形市 鉄砲町2-19-68	地方公共団体	県総合支庁(本庁舎)	代替・補完路	●		一般国道(指定区間外)	20m	
山形市役所	山形市 旅籠町2-3-25	地方公共団体	市庁舎(中心都市)	代替・補完路	●		主要地方道	18m	
山形市総合福祉センター	山形市 城西町2-2-22	地方公共団体	市庁舎(中心都市)		●		市道	16m	
上下水道施設管理センター(山形市上下水道部)	山形市 南石関27	地方公共団体	上下水道部局(中心都市)			●	主要地方道	20m	
見崎浄水場(山形市)	山形市 見崎川原52	地方公共団体	上下水道部局(中心都市)			●	市道	7.8m	
松原浄水場(山形市)	山形市 小白川5-29-71	地方公共団体	上下水道部局(中心都市)			●	市道	16m	
南山形配水場(山形市)	山形市 大字松原1200-1	地方公共団体	上下水道部局(中心都市)			●	市道	8m	
山形市浄化センター	山形市 嶋南1-11-5	地方公共団体	上下水道部局(中心都市)			●	市道	12.1m	
山形河川国道事務所	山形市 成沢西4-3-55	指定地方行政機関	国土省工事事務所			●	一般国道(指定区間)	32m	
山形国道維持出張所	山形市 飯田西5-6-4	指定地方行政機関	国道維持出張所			●	一般国道	12m	
山形警察署	山形市 松山1-1-23	地方公共団体	各警察署			●	一般国道(指定区間外)	20m	
山形市消防本部(山形市東消防署)	山形市 緑町4-15-7	地方公共団体	各消防本部等			●	市道	11m	
山形市西消防署	山形市 西崎9-1	地方公共団体	各消防本部等			●	主要地方道	30m	
山形中央郵便局	山形市 十日町1-7-24	指定公共機関	郵便局(地方生活圏)			●	一般国道(指定区間)	18m	
山形南郵便局	山形市 白山1-13-8	指定公共機関	郵便局(地方生活圏)			●	市道	12m	
東日本高速道路 山形管理事務所	山形市 千石91	指定公共機関	道路会社・公社 管理事務所			●	高速自動車国道	23.5m	
東北電力 山形電力センター	山形市 本町2-1-6	指定公共機関	東北電力支店、営業所			●	一般国道(指定区間)	18m	
NTT東日本 山形支店	山形市 本町1-7-54	指定公共機関	NTT支店・センター、通信事業者			●	一般国道(指定区間)	18m	
NTT東日本 山形支店(2)	山形市 薬師町2-18-1	指定公共機関	NTT支店・センター、通信事業者			●	市道	10.8m	
NTT東日本 山形支店(3)	山形市 南二番町6-10	指定公共機関	NTT支店・センター、通信事業者			●	市道	12m	
ドコモCS東北 山形支店	山形市 幸町18-9	指定公共機関	NTT支店・センター、通信事業者			●	市道	20.8m	
山形ガス	山形市 白山3-1-31	指定地方公共機関	都市ガス本社、事業者			●	市道	25m	
JR山形駅	山形市 香澄町1-1-1	指定公共機関	JR、鉄道事業者	代替・補完路		●	主要地方道	27m	
NHK山形放送局	山形市 桜町2-50	指定公共機関	放送局(NHK、民放本社)			●	主要地方道	18m	
山形放送(YBC)	山形市 旅籠町2-5-12	指定地方公共機関	放送局(NHK、民放本社)			●	主要地方道	18m	
山形テレビ(YTS)	山形市 城西町5-4-1	指定地方公共機関	放送局(NHK、民放本社)			●	主要地方道	20m	
テレビユー山形(TUY)	山形市 白山1-11-33	指定地方公共機関	放送局(NHK、民放本社)			●	市道	25m	
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市 落合町85	指定地方公共機関	放送局(NHK、民放本社)			●	市道	9m	
ダイバーシティメディア	山形市 あこや町1-2-4	その他	放送局(その他)			●	主要地方道	18m	
FM山形	山形市 松山3-14-69	指定地方公共機関	放送局(NHK、民放本社)			●	主要地方道	18m	
山形コミュニティ放送(ラジオモンスター)	山形市 本町2-4-14(津多屋ビル2F)	その他	放送局(その他)			●	一般国道(指定区間)	16m	
日本赤十字社山形県赤十字血液センター	山形市 松波1-18-10	指定公共機関	日赤等医療機関			●	一般国道(指定区間外)	25m	
山形駅前広場	山形市 香澄町1-1-1	集積地点	鉄道駅前広場(中心都市)			●	主要地方道	27m	
山形市流通団地組合館	山形市 流通センター2-3	集積地点	広域物流拠点	重要物流道路		●	一般国道(指定区間)	32m	
山形市公設地方卸売市場	山形市 漆山1420	集積地点	広域物流拠点	重要物流道路		●	一般国道(指定区間)	32m	
山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)	山形市 平久保100	集積地点	一時集積拠点候補	代替・補完路		●	市道	22m	
山形県立中央病院	山形市 大字青柳1800	その他	災害医療拠点(災害拠点病院等)	代替・補完路		●	主要地方道	32m	
山形市立病院済生館	山形市 七日町1-3-26	その他	災害医療拠点(災害拠点病院等)	代替・補完路		●	主要地方道	11m	
山形済生病院	山形市 沖町79-1	その他	災害医療拠点(災害拠点病院等)	代替・補完路		●	主要地方道	18m	
山形大学医学部附属病院	山形市 飯田西2-2-2	その他	災害医療拠点(災害拠点病院等)	代替・補完路		●	市道	25m	
篠田総合病院	山形市 桜町2-68	その他	災害医療拠点(救急告示、公立)			●	主要地方道	18m	
至誠堂総合病院	山形市 桜町7-44	その他	災害医療拠点(救急告示、公立)			●	主要地方道	18m	
東北中央病院	山形市 和合町3-2-5	その他	災害医療拠点(救急告示、公立)			●	一般国道(指定区間)	32m	
小白川至誠堂病院	山形市 東原町1-12-26	その他	災害医療拠点(救急告示、公立)			●	市道	6.8m	
山形徳州会病院	山形市 清住町2-3-51	その他	災害医療拠点(救急告示、公立)			●	主要地方道	20m	
山形さくら町病院	山形市 桜町2-75	その他	災害拠点精神科病院			●	主要地方道	25m	
村山保健所	山形市 十日町1-6-6	その他	日赤等医療機関			●	一般国道(指定区間)	18m	
山形市保健所	山形市 城南町1-1-1-4F	その他	日赤等医療機関			●	市道	25m	
薬師公園周辺	山形市 薬師町2-22-25	広域避難地	広域避難地(地域の代表的な避難地)			●	主要地方道	9m	
霞城公園	山形市 霞城町1-1	広域避難地	広域避難地(10ha以上等)			●	主要地方道	18m	
山形市総合スポーツセンター	山形市 落合町1	広域避難地	広域避難地(10ha以上等)			●	一般国道	25m	
山形テルサ	山形市 双葉町1-2-3	広域避難地	広域避難地(地域の代表的な避難地)			●	市道	25m	
山形市民会館	山形市 香澄町2-9-45	広域避難地	広域避難地(地域の代表的な避難地)			●	市道	12m	
山形立谷川工業団地	山形市 大字十文字字大原892-5地先	集積地点	物流拠点(その他)	重要物流道路		●	一般国道	15m	
山形西部工業団地	山形市 辨物町40地先	集積地点	物流拠点(その他)	重要物流道路		●	市道	15m	

(山形県緊急輸送道路ネットワーク計画より抜粋)

[令3改]

緊急輸送道路ネットワーク計画路線内訳表(山形市道)

令和3年11月1日現在

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)				備考
			路線延長	車線数別延長			
				4以上	4未満～2	2未満	
第1次	山形市道	浜田青柳線	0.7	0.0	0.7	0.0	
		下条城西線	0.5	0.0	0.5	0.0	
		下条今塚線	1.3	0.0	1.3	0.0	
		栄町八日町線	0.4	0.0	0.4	0.0	
		医学部1号線	0.2	0.2	0.0	0.0	
		七日町口通線	0.1	0.0	0.1	0.0	
		荒楯4号線	0.1	0.0	0.1	0.0	
		長町住宅西線	0.1	0.0	0.1	0.0	
		馬見ヶ崎13号線	0.2	0.0	0.2	0.0	
		馬見ヶ崎16号線	0.1	0.0	0.1	0.0	
		小計	10路線	3.7	0.2	3.5	0.0
	第2次	山形市道	落合西通線	0.6	0.0	0.6	0.0
柏山寺二口橋線			0.4	0.0	0.4	0.0	
築地町通線			0.3	0.0	0.3	0.0	
前田双月線			2.3	0.0	2.3	0.0	
小白川1号線			0.1	0.0	0.1	0.0	
馬見ヶ崎線			0.7	0.0	0.7	0.0	
八幡石小橋町線			0.2	0.0	0.2	0.0	
小白川街道線			1.1	0.0	1.1	0.0	
上町城南線			0.7	0.7	0.0	0.0	
山形停車場西口線			0.3	0.3	0.0	0.0	
山形停車場医学部線			2.0	2.0	0.0	0.0	
鳥居ヶ丘富の中線			0.7	0.0	0.7	0.0	
白山11号線			0.1	0.0	0.1	0.0	
白山若宮線			0.2	0.2	0.0	0.0	
坂巻中桜田線			0.7	0.0	0.7	0.0	
垂松沼の辺線			0.1	0.0	0.1	0.0	
十日町双葉町線			0.1	0.0	0.1	0.0	
霞城公園東幹線			0.6	0.0	0.6	0.0	
栄町八日町通線			0.4	0.0	0.4	0.0	
城北6号線			0.2	0.0	0.2	0.0	
千歳山万松寺線			0.1	0.0	0.0	0.1	
見崎右京橋線			0.2	0.0	0.0	0.2	
松波14号線			0.1	0.0	0.0	0.1	
中部10号線			0.1	0.0	0.1	0.0	
中野見崎線			0.6	0.0	0.0	0.6	
浜田青柳線			2.0	0.0	2.0	0.0	
西部工業幹線			1.7	0.0	1.7	0.0	
諏訪神社七日町線		1.2	0.0	1.2	0.0		
小計	28路線	17.8	3.2	13.6	1.0		
合計		38路線	21.5	3.4	17.1	1.0	

[令3改]

6 5 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

令和2年4月1日現在 防災対策課

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	老人福祉施設	老人福祉センター 鈴川ことぶき荘	山形市下山家町字下宿81-5	023-625-3251	長寿支援課
2	老人福祉施設	認知症高齢者グループホーム敬寿園	山形市大字妙見字500-1	023-634-2020	指導監査課
3	老人福祉施設	ケアハウス敬寿園			
4	老人福祉施設	敬寿園通所介護事業所		023-634-2308	
5	老人福祉施設	小規模多機能型居宅介護事業所ソーレホーム中桜田	山形市中桜田2-9-18	023-679-5011	指導監査課
6	老人福祉施設	ソーレホーム中桜田(サービス付き高齢者向け住宅)			
7	老人福祉施設	湖山ケアサービス山形	山形市上桜田5-1-1	023-664-1802	指導監査課
8	老人福祉施設	在宅型有料老人ホーム湖山ケアサービス山形			
9	老人福祉施設	あたご荘(養護老人ホーム・一時入所)	山形市大字岩波5	023-622-4570	長寿支援課
10	老人福祉施設	あたご荘(外部サービス利用型特定施設)			指導監査課
11	老人福祉施設	ソーレ中桜田(有料老人ホーム・特定施設)	山形市中桜田2-12-7	023-632-5355	指導監査課
12	障がい福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業所のぞみの家	山形市大字岩波字鬼越3-1	023-624-4825	指導監査課
13	障がい福祉サービス事業所	蔵王通勤寮	山形市蔵王半郷1366-2	023-688-3531	障がい福祉課
14	障がい福祉サービス事業所	恵光園			
15	障害児通所支援事業所	こまくさ学園			
16	障害児通所支援事業所	指定児童発達支援事業所ひよこ教室			指導監査課
17	障がい福祉サービス事業所	みどり荘	山形市蔵王半郷605-1	023-688-8528	指導監査課
18	障がい福祉サービス事業所	さくら荘	山形市蔵王半郷字松尾川113-2	023-688-3003	指導監査課
19	障がい福祉サービス事業所	東青田ホーム	山形市東青田2-17-6	023-634-4343	指導監査課
20	障がい福祉サービス事業所	虹のネットワーク	山形市大字八森126-5	023-625-3488	指導監査課

[令2改]

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
21	幼稚園	松波大谷幼稚園	山形市東山形2-10-5	023-632-6833	こども未来課
22	幼稚園	蔵王めぐみ幼稚園	山形市蔵王成沢45-1	023-688-2305	こども未来課
23	児童福祉施設	さとう家庭保育室	山形市飯田5-10-1	023-631-1713	こども未来課
24	児童福祉施設	保育ママこづかい	山形市中桜田2-14-30	023-666-8273	こども未来課
25	児童福祉施設	山形厚生病院保育室	山形市大字菅沢字鬼越255	023-645-8118	保育育成課
26	児童福祉施設	マリアこまくさ保育園	山形市上桜田5-11-16	023-676-7822	こども未来課
27	児童福祉施設	こども芸術大学 認定こども園	山形市上桜田3-4-5	023-627-2280	こども未来課
28	放課後児童クラブ	山寺小学校区学童保育 山寺かじの木子どもクラブ	山形市大字山寺1650	023-695-2325	保育育成課
29	放課後児童クラブ	第1 滝山こどもクラブ	山形市大字岩波5	023-625-0024	保育育成課
30	放課後児童クラブ	第2 滝山こどもクラブ	山形市東青田5-8-5	023-625-8868	保育育成課
31	放課後児童クラブ	第4 滝山こどもクラブ	山形市小立4-16-7	023-687-1141	保育育成課
32	医療提供施設	公立学校共済組合 東北中央病院	山形市和合町3-2-5	023-623-5111	保健総務課
33	医療提供施設	山形厚生病院	山形市大字菅沢字鬼越255	023-645-8118	保健総務課
34	学校	滝山小学校	山形市小立4-13-86	023-631-2248	教育委員会 教育総務課
35	学校	山寺小中学校	山形市大字山寺1650	023-695-2004	教育委員会 教育総務課

[令2改]

6 6 洪水浸水想定区域内要配慮利用施設

須川洪水浸水想定区域

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	老人福祉施設	天然温泉老人デイサービスセンターくろさわ(通所介護事業所)	山形市大字黒沢440	023-689-9630	指導監査課
2	老人福祉施設	天然温泉老人デイサービスセンターくろさわ(通所型サービス(従前相当))			
3	老人福祉施設	ケアステージARK山形中野目(通所介護事業所)	山形市大字中野目 字中野目33-1	023-682-7077	指導監査課
4	老人福祉施設	ケアステージARK山形中野目(通所型サービス(従前相当))			
5	老人福祉施設	老人福祉センター黒沢いこい荘	山形市大字黒沢字中川原541	023-688-9060	長寿支援課
6	老人福祉施設	グループホームつばさ金井	山形市大字志戸田1685-1	023-666-6578	指導監査課
7	老人福祉施設	小規模多機能型 居宅介護施設 米喜家	山形市大字前明石 字京且121-1	023-679-4931	指導監査課
8	老人福祉施設	デイホーム株式会社サークル(地域密着型通所介護)	山形市大字志戸田1685-6	023-681-2785	指導監査課
9	老人福祉施設	宅老所やまがたあべさん家	山形市天神台29	023-647-6895	指導監査課
10	介護保険施設	特別養護老人ホーム山静寿(介護老人福祉施設)	山形市大字沼木 字下河原1133-1	023-646-3410	指導監査課
11	老人福祉施設	特別養護老人ホーム山静寿(短期入所生活介護)			
12	老人福祉施設	養護(盲)老人ホーム山静寿		023-645-8300	
13	老人福祉施設	天然温泉 湯の郷くろさわ(短期入所生活介護)	山形市大字黒沢547-67	023-674-0039	指導監査課
14	老人福祉施設	天然温泉 湯の郷くろさわ(通所介護事業所)			
15	老人福祉施設	天然温泉 湯の郷くろさわ(通所型サービス(従前相当))			
16	老人福祉施設 介護保険施設	指定介護老人福祉施設 みこころの園	山形市大字沼木 字下河原1129-1	023-644-7571	指導監査課

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
17	老人福祉施設	みこころの園 短期入所生活介護事業所		023-644-7103	
18	老人福祉施設	みこころの園 通所介護事業所			
19	老人福祉施設	みこころの園 指定通所介護事業所 (通所型サービス(従前相当))			
20	老人福祉施設	みこころの園 指定通所介護事業所 (通所型サービスA)			
21	老人福祉施設	住宅型有料老人ホーム みこころ	山形市桜田南2-24	023-666-6922	指導監査課
22	老人福祉施設 介護保険施設	特別養護老人ホーム 沼木敬寿園	山形市大字沼木68-1	023-674-9881	指導監査課
23	老人福祉施設	小規模多機能型 居宅介護事業所沼木敬寿園			
24	老人福祉施設	ショートステイ沼木敬寿園			
25	老人福祉施設	認知症高齢者グループホーム 沼木敬寿園			
26	老人福祉施設	小規模多機能型 居宅介護事業所 おおぞらケアセンター	山形市砂田56-2	023-643-5571	指導監査課
27	障がい者施設	山形県コロニー協会	山形市桜田南1-19	023-641-7335	指導監査課
28	障がい者施設	ショートステイサービス心音	山形市大字片谷地122-17	023-674-8141	指導監査課
29	特定保育・教育施設	南山形幼稚園	山形市大字松原159-4	023-686-2231	こども未来課
30	特定保育・教育施設	竹田西部幼稚園	山形市飯塚町922-1	023-643-6268	こども未来課
31	特定保育・教育施設	ペッピー保育園			
32	特定保育・教育施設	ひまわりこども園	山形市大字片谷地59	023-666-6121	こども未来課
33	特定保育・教育施設	はやぶさ保育園	山形市大字沼木1139-16	023-664-1701	こども未来課

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
34	特定保育・教育施設	南山形すくすく保育園	山形市大字松原159-1	023-688-2524	こども未来課
35	放課後児童クラブ	南山形小学区杉の子クラブ	山形市大字松原字東河原188	023-688-6700	保育育成課
36	放課後児童クラブ	南山形小学区杉の子クラブ第2A		023-688-6776	
37	放課後児童クラブ	南山形小学区杉の子クラブ第2B			
38	学校	南山形小学校	山形市大字松原188	023-688-2430	教育委員会 教育総務課

馬見ヶ崎川洪水浸水想定区域

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	老人福祉施設	いしかわ接骨院	山形市千歳2-13-15	023-682-6081	指導監査課
2	老人福祉施設	指定通所介護事業所 山形市銅町デイサービスセンター (通所介護事業所)	山形市銅町2-19-40	023-615-6440	指導監査課
3	老人福祉施設	指定通所介護事業所 山形市銅町デイサービスセンター (通所型サービス(従前相当))			
4	老人福祉施設 介護保険施設	指定通所介護事業所ながまち荘 (通所介護事業所)	山形市長町751	023-681-7589	指導監査課
5	老人福祉施設	指定通所介護事業所ながまち荘 (通所型サービス(従前相当))	山形市長町751	023-681-7589	指導監査課
6	老人福祉施設 介護保険施設	指定介護老人福祉施設ながまち荘		023-684-2391	
7	老人福祉施設	指定短期入所生活介護事業所 ながまち荘			
8	老人福祉施設	いずみケアセンター昭和館	山形市長町1-9-59-14	023-681-0909	指導監査課
9	老人福祉施設	いずみケアセンター 指定通所介護事業所 (地域密着型通所介護)	山形市長町1-9-59-17	023-681-3423	指導監査課
10	老人福祉施設	いずみケアセンター 指定通所介護事業所 (通所型サービス(従前相当))			
11	老人福祉施設	グループホーム馬見ヶ崎	山形市桜町1-17-23	023-682-7556	指導監査課

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
12	老人福祉施設	デイサービスセンター馬見ヶ崎 (地域密着型通所介護)		023-682-7555	
13	老人福祉施設	デイサービスセンター馬見ヶ崎 (通所型サービス(従前相当))			
14	老人福祉施設	めだかの学校桜町校	山形市桜町1-9-12	023-682-7887	指導監査課
15	障がい者施設	あすなろショートステイサービス	山形市長町3-1-43	023-681-7773	指導監査課
16	障がい者施設	デイサポートちとせんぼ	山形市長町3-1-49	023-674-0437	指導監査課
17	障がい者施設	山形県ワークショップ明星園	山形市長町728-2	023-684-3781	指導監査課
18	障がい者施設	グループホームつばさ	山形市長町3-1-48	023-687-1300	指導監査課
19	障がい者施設	グループホームひのき	山形市桜町1-9-16	023-664-0510	指導監査課
20	障がい者施設	グループホームはなだて・すまいる	山形市花楸2-5-31	023-674-9760	指導監査課
21	障がい者施設	ワクワクひろば泉	山形市泉町5-20	023-622-8912	指導監査課
22	障がい者施設	児童発達支援教室 ドレミ	山形市馬見ヶ崎2-3-20	023-679-5705	指導監査課
23	障がい者施設	アバンツアーレスポーツやまがた	山形市馬見ヶ崎1-7-23	023-666-6157	指導監査課
24	幼稚園	認定こども園月かげ幼稚園	山形市馬見ヶ崎1-1-10	023-684-6840	こども未来課
25	特定保育・教育施設	こども園ちとせ	山形市落合町柿檀386-4	023-623-8874	こども未来課
26	特定保育・教育施設	こども園のはな	山形市花楸2-12-2	023-666-4666	こども未来課
27	特定保育・教育施設	嶋保育園	山形市嶋北2-11-18	023-679-5028	こども未来課
28	特定保育・教育施設	ドレミ保育園	山形市馬見ヶ崎3-6-11	023-681-7166	こども未来課
29	特定保育・教育施設	さくらんぼ保育園	山形市桜町2-8-36	023-681-7945	こども未来課
30	特定保育・教育施設	ちびっこランド嶋園	山形市嶋北1-4-1	023-674-9195	こども未来課

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
31	特定保育・教育施設	元気キッズ	山形市長町3-11-23	070-5322-6616	こども未来課
32	特定保育・教育施設	つくも保育園	山形市銅町2-19-1	023-622-7623	こども未来課
33	放課後児童クラブ	東こどもクラブ1	山形市泉町19-31	023-625-2350	保育育成課
34	放課後児童クラブ	東こどもクラブ2			
35	放課後児童クラブ	東こどもクラブ3			
36	放課後児童クラブ	東こどもクラブ4	山形市泉町15-17	023-666-5887	保育育成課
37	放課後児童クラブ	第四こまくさ子どもクラブ	山形市銅町2-6-2	023-616-5432	保育育成課
38	医療提供施設	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	山形市沖町79-1	023-682-1111	保健総務課
39	医療提供施設	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	山形市長町2-10-56	023-684-5331	保健総務課
40	医療提供施設	医療法人社団清永会 矢吹病院	山形市嶋北4-5-5	023-682-8566	保健総務課
41	学校	第九小学校	山形市馬見ヶ崎2-5-1	023-681-3600	教育委員会 教育総務課
42	学校	東小学校	山形市泉町19-31	023-642-5259	教育委員会 教育総務課
43	学校	第四中学校	山形市花楸2-10-48	023-622-3904	教育委員会 教育総務課

村山高瀬川洪水浸水想定区域

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	老人福祉施設	デイサービス「ぬくもりの里」 (通所介護事業所)	山形市上柳28	023-679-4792	指導監査課
2	老人福祉施設	デイサービス「ぬくもりの里」 (通所型サービス(従前相当))			
3	老人福祉施設	住宅型有料老人ホーム 「ぬくもりの心」		023-686-6822	
4	老人福祉施設	小規模多機能事業所しんかい	山形市新開1-3-17	023-664-1739	指導監査課

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
5	老人福祉施設 介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームサンシャイン大森	山形市大字大森2139-1	023-685-1225	指導監査課
6	老人福祉施設 介護保険施設	特別養護老人ホームサンシャイン大森	山形市大字大森2139-1	023-685-1225	指導監査課
7	老人福祉施設	サンシャイン大森ショートステイセンター(ユニット型空床利用型)			
8	老人福祉施設	サンシャイン大森ショートステイセンター(短期入所生活介護)		023-685-1226	
9	老人福祉施設	サンシャイン大森デイサービスセンター(通所介護事業所)		023-685-1223	
10	老人福祉施設	サンシャイン大森デイサービスセンター(通所型サービス(従前相当))			
11	老人福祉施設	サンシャインクラブ			
12	老人福祉施設	人生の楽園	山形市大字風間字北向1261-1	023-686-4482	指導監査課
13	老人福祉施設	人生の楽園 時悠館	山形市大字風間1261-5	023-673-0285	指導監査課
14	障がい者施設	青柳の里	山形市上柳25-1	023-686-6444	指導監査課
15	特定保育・教育施設	なでしこ保育園	山形市大字青柳1681-4	023-686-4663	こども未来課
16	特定保育・教育施設	保育ママますこ	山形市大字下東山1027-1	023-686-3293	こども未来課
17	特定保育・教育施設	新開ベビーホーム	山形市新開2-12-12	023-686-5860	こども未来課
18	放課後児童クラブ	たてやまっ子クラブ	山形市大字青柳字一本木64	686-4417	保育育成課
19	放課後児童クラブ	高瀬小学校区学童保育 たかせっ子クラブ	山形市大字下東山1264	023-687-2105	保育育成課
20	学校	楯山小学校	山形市大字青柳字一本木64	023-686-2006	教育委員会 教育総務課
21	学校	高瀬小学校	山形市大字下東山1264	023-686-2264	教育委員会 教育総務課
22	学校	高楯中学校	山形市大字中里38	023-686-6029	教育委員会 教育総務課
23	医療提供施設	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800	023-685-2626	保健総務課

立谷川洪水浸水想定区域

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	児童館	北部児童館	山形市大字灰塚 字北塚元106	023-684-8551	こども未来課
2	放課後 児童 クラブ	ひしのみこどもクラブ		023-681-5957	保育育成課

須川・馬見ヶ崎川洪水浸水想定区域

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	老人福祉 施設 介護保険 施設	特別養護老人ホーム いきいきの郷	山形市大字成安425-2	023-681-4765	指導監査課
2	老人福祉 施設	総合福祉施設いきいきの郷 (短期入所生活介護)			
3	老人福祉 施設	総合福祉施設いきいきの郷 (通所介護事業所)		023-681-4768	
4	老人福祉 施設	総合福祉施設いきいきの郷 (通所型サービス(従前相当))			
5	老人福祉 施設	いきいきの郷 (軽費老人ホーム)		023-681-3088	
6	障がい者 施設	障害者支援施設いきいきの郷		023-681-4765	
7	老人福祉 施設	宅老所ど〜む中野 (通所介護事業所)	山形市大字中野字楯327	023-666-8015	指導監査課
8	老人福祉 施設	宅老所ど〜む中野 (有料老人ホーム)			
9	老人福祉 施設	グループホーム おおさと	山形市大字中野469-6	023-665-5170	指導監査課
10	特定保育・ 教育施設	いずみ保育園	山形市大字中野 字楯494-4	023-681-1949	こども未来課
11	放課後 児童 クラブ	大郷こどもクラブ	山形市大字中野506	023-681-2980	保育育成課
12	放課後 児童 クラブ	第2大郷こどもクラブ		023-687-0210	
13	学校	大郷小学校	山形市大字中野506	023-681-8472	教育委員会 教育総務課
14	学校	第七中学校	山形市天神町2520	023-684-7555	教育委員会 教育総務課

須川・馬見ヶ崎・村山高瀬川洪水浸水想定区域

No.	施設種別	施設名称	所在地	電話番号	所管課
1	特定保育・ 教育施設	出羽こども園	山形市大字千手堂 字沢田203-5	023-684-3018	保育育成課
2	放課後 児童 クラブ	出羽学童保育所 第3受楽園	山形市大字千手堂字沢田 203-5	023-674-6761	保育育成課

67 避難促進施設

令和5年9月1日現在 防災対策課

御釜中心から概ね3.5km以内の区域

No.	施設名称	所在地	施設の種類	備考
1	山形大学蔵王山寮	蔵王字地蔵山国有地内	山小屋	
2	蔵王ロープウェイ山頂線	蔵王温泉スキー場内	索道施設	
3	ユートピアゲレンデ ザンゲ坂樹氷原コース	蔵王温泉スキー場内	スキー場	夏期間は閉鎖
4	菖蒲沼ゲレンデ、コタンゲレンデ パラダイスゲレンデ、連絡コース	蔵王温泉スキー場内	スキー場	夏期間は閉鎖

融雪型火山泥流避難区域

No.	施設名称	所在地	施設の種類	備考
1	老人デイサービスセンターくろさわ	山形市大字黒沢440	老人福祉施設	
2	黒沢いこい荘	山形市大字黒沢字中川原 541	老人福祉施設	
3	こころ	山形市桜田南2-24	老人福祉施設	
4	湯の郷くろさわ	山形市大字黒沢547-67	老人福祉施設	
5	山形県コロニー協会	山形市桜田南1-19	障がい者福祉 施設	
6	みなみやまがた幼稚園	山形市大字松原159-4	幼稚園	
7	南山形すくすく保育園	山形市大字松原159-1	保育園	

[令5改]

No.	施設名称	所在地	施設の種類	備考
8	ひまわりこども園	山形市大字片谷地59	幼稚園・保育園	
9	山形検診センター	山形市蔵王成沢字向久保田2220	検診機関	
10	黒沢温泉喜三郎	山形市大字黒沢319-1	宿泊施設	
11	悠湯の郷ゆさ	山形市大字黒沢319-2	宿泊施設	
12	蔵王自動車学園	山形市蔵王松ヶ丘一丁目656-2	自動車学校	
13	おーばん桜田南店	山形市桜田南2-5	スーパーマーケット	
14	のーきれん自動車学校	山形市成沢西三丁目1-62	自動車学校	
15	南山形小学校	山形市大字松原字東河原188	小学校	
16	東海大山形高等学校	山形市成沢西三丁目4-5	高等学校	

降灰後の土石流警戒区域

No.	施設名称	所在地	施設の種類	備考
1	蔵王ロープウェイ山麓駅	山形市蔵王温泉229-3	索道施設	
2	蔵王国際ホテル	山形市蔵王温泉933	宿泊施設	
3	みはらしの宿 故郷	山形市蔵王温泉清水坂890-1	宿泊施設	
4	ペンション ビーハイヴ	山形市蔵王温泉932-10	宿泊施設	
5	ペンション キャンドル	山形市蔵王温泉川前935-18	宿泊施設	

[令5改]

No.	施設名称	所在地	施設の種類	備考
6	ホテル喜らく	山形市蔵王温泉935-25	宿泊施設	
7	ペンション ふうたろう	山形市蔵王温泉934-26	宿泊施設	
8	山麓ヒュッテ	山形市蔵王温泉三度川 1118-1	宿泊施設	
9	国民宿舎 竜山荘	山形市蔵王温泉938-4	宿泊施設	
10	ホテル松金屋アネックス	山形市蔵王温泉1267-16	宿泊施設	
11	レストラン横倉	山形市蔵王温泉1118-5	飲食店	

[令5改]

68 拠点給水所一覧

(震度5弱以上の地震発生時に開設)

令和5年4月1日現在 (水) 総務課

No.	施設名	所在地
1	第九小学校	山形市馬見ヶ崎二丁目5-1
2	鈴川小学校	山形市鈴川町三丁目7-10
3	千歳小学校	山形市落合町1359
4	金井小学校	山形市陣場三丁目7-60
5	大郷小学校	山形市大字中野506
6	明治小学校	山形市大字灰塚454
7	出羽小学校	山形市大字漆山3169
8	楯山小学校	山形市大字青柳字一本木64
9	高瀬小学校	山形市大字下東山1264
10	山寺小・中学校	山形市大字山寺1650
11	東沢小学校	山形市防原町4-15
12	滝山小学校	山形市小立四丁目13-86
13	桜田小学校	山形市桜田東一丁目1-30
14	南沼原小学校	山形市飯沢59-2
15	宮浦小学校	山形市宮浦17-3
16	蔵王第二小学校	山形市蔵王上野字南坂2116
17	蔵王第三小学校・蔵王第二中学校	山形市蔵王温泉字丈二田727
18	南山形小学校	山形市大字松原字東河原188
19	みはらしの丘小学校	山形市みはらしの丘三丁目4
20	本沢小学校	山形市大字長谷堂1111-1
21	西山形小学校	山形市大字柏倉3774-1
22	大曾根小学校	山形市大字上反田278
23	第二中学校	山形市西崎62
24	第八中学校	山形市大字村木沢字河原田1620-2
25	山形市立商業高等学校	山形市あかねヶ丘一丁目9-1
26	霞城公民館	山形市城西町二丁目2-15
27	第二公園	山形市十日町四丁目674-1
28	薬師公園	山形市薬師町二丁目616